

令和元年度
食料・農業・農村の動向

令和2年度
食料・農業・農村施策

第201回国会（常会）提出

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和2年6月16日
農林水産省大臣官房

この文書は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第14条第1項の規定に基づく令和元年度の食料・農業・農村の動向及び講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく令和2年度において講じようとする食料・農業・農村施策について報告を行うものである。

令和元年度
食料・農業・農村の動向

第201回国会（常会）提出

目次

第1部 食料・農業・農村の動向

はじめに	1
------	---

特集1 新たな食料・農業・農村基本計画 3

(1) これまでの食料・農業・農村基本計画	4
(前基本計画までの目標と施策)	4
(2) 新たな食料・農業・農村基本計画	6
ア 新たな食料・農業・農村基本計画の策定経緯	6
(議論の経過)	6
イ 新たな食料・農業・農村基本計画	8
(食料・農業・農村をめぐる情勢と新たな基本計画)	8
ウ 食料自給率の目標	9
(食料自給率と食料国産率)	9
(食料自給力)	11
(食料自給力指標)	12
エ 新たな食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策	14
(3) 食料・農業・農村基本計画と併せて策定された展望等	16
ア 農地の見通しと確保	16
(農地面積の見通し)	16
イ 農業構造の展望	16
(望ましい農業構造の姿)	16
ウ 農業経営の展望	17
(農業経営モデル等の提示)	17

特集2 輝きを増す女性農業者 19

(1) 女性農業者の活躍の軌跡 ～「生活改善」から「活躍」の時代へ～	20
(農村の生活改善から女性の農業経営への参画へ)	21
(男女共同参画社会基本法の施行と農業分野における女性施策)	22
(新しい発想で女性農業者の活躍を推進する「農業女子プロジェクト」)	25
(2) 現場で輝きを増す女性農業者 ～この20年間で振り返って～	28
(女性の基幹的農業従事者は減少、女性割合も低下)	28
(女性の新規就農者は全体の4分の1、新規雇用就農で女性割合が高い)	29
(男女で異なる新規就農者の就農理由)	30
(女性の認定農業者数は20年間で5倍に増加)	32
(女性農業者の経営への参画は約5割)	32

(農業法人役員に占める女性割合は約2割)	32
(女性の経営への関与と収益の増加には相関関係)	33
(多様化による経営への効果)	36
(グループによる起業から個人による起業へ)	37
(家族経営協定の締結は進展)	38
(農業委員、農協役員に占める女性の割合は増加し、約1割に)	39
(農業高校の女子生徒は増加、 農業大学の女性卒業生の就農割合も増加)	42
(3) もっと輝くために～女性農業者を取り巻く課題と方策～	44
ア 女性が働きやすく、暮らしやすい農業・農村の環境整備	44
(農村の子育て世代では男性に比べて女性の減少が大きい)	44
(農村においては、家事や育児は女性の仕事と認識され、 男性に比べ負担が大きい)	44
(農村地域では女性の労働力確保に関する競合が強まり)	46
(女性の新規就農者は農作業のきつさ、栽培技術、 子育て等に悩みを抱える傾向)	47
(農村における意識改革を進め、女性農業者が働きやすく、 暮らしやすい農業・農村をつくる必要)	50
(子育ての悩みを解消するためには 育児を地域でサポートする仕組みが必要)	52
(農作業のきつさの解消のためには外部支援サービスの活用等が必要)	52
(技術習得のためには農業経営等の研修機会の確保が必要)	52
(農業法人の就業環境の整備も重要)	52
イ 地域農業の方針策定への女性の意見の反映	54
(農業・農村の持続的発展のためには女性の声を反映することが重要)	54
(地域農業をリードする女性農業者の育成、 人・農地プランの話合いの場への女性の参画等が必要)	54

トピックス 1	食料・農業・農村とSDGs (持続可能な開発目標)	60
(1) MDGs (ミレニアム開発目標) からSDGsへ		60
(SDGsの採択)		60
(2) 官民を挙げたSDGs実施の推進		61
(政府の推進体制の整備と実施指針の決定)		61
(3) 食料・農業・農村分野での取組		63
ア 優先課題8分野における農林水産省の取組		63
(課題1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現)		63
(課題2 健康・長寿の達成)		64
(課題3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション)		65
(課題4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備)		68
(課題5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会)		69
(課題6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全)		72

(課題8 SDGs実施推進の体制と手段)	74
イ SDGsの実現に取り組む食品事業者の取組事例	76
(4) 持続可能な生産と消費の普及に向けて	78
(「農林水産省環境政策の基本方針」を策定)	78
(「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」を立ち上げ)	78

トピックス 2 日米貿易協定の発効と対策等	80
(1) 交渉の概要	80
(2) 合意内容	81
ア 日本側関税に関する規定	81
イ 米国側関税に関する規定	82
(3) 協定の発効	83
(4) 総合的な TPP 等関連政策大綱の改訂	84
(「総合的な TPP 等関連政策大綱」の改訂と補正予算の確保)	84
(農林水産物の生産額への影響の試算結果の公表)	84

第1章 食料の安定供給の確保	87
-----------------------------	-----------

第1節 食料自給率と食料自給力	88
(1) 食料自給率の目標と動向	88
(供給熱量ベースは1ポイント低下の37%、 生産額ベースは前年同の66%)	88
(食料自給率向上に向けて生産基盤の強化と消費拡大の推進が重要)	91
(食料国産率と飼料自給率)	92
(2) 食料自給力指標の動向	93
(いも類中心の作付けでは、推定エネルギー必要量を上回る)	93
第2節 グローバルマーケットの戦略的な開拓	95
(1) 農林水産物・食品の輸出促進	95
(農林水産物・食品の輸出額は7年連続で過去最高を更新)	95
(輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組む体制を構築)	96
(農業生産基盤強化プログラムにより輸出拡大を推進)	96
(輸出に意欲的な農林漁業者・食品事業者向け コミュニティサイトを開設)	97
(動植物検疫協議により6つの国・地域の8品目で 輸出が解禁又は検疫条件が緩和)	98
(2) 日本食・食文化の海外展開	99
(海外における日本食レストランと 日本産食材サポーター店は堅調に増加)	99
(日本食・食文化の発信の担い手を育成)	99

(訪日外国人旅行者の食体験を活用して輸出を促進)	100
(選手村ダイニングにおける日本食・食文化の発信)	101
(3) 規格・認証の活用	102
ア GAP (農業生産工程管理)	102
(GAP 認証を取得する経営体が増加)	102
(畜産物においても GAP の認証取得が進展)	102
イ HACCP (危害要因分析・重点管理点)	103
(HACCP の義務化に対応するための取組を推進)	103
(国際規格として承認された日本発の食品安全管理規格 JFS の普及)	104
ウ JAS (日本農林規格)	104
(多様な JAS の制定と国際規格化に向けた取組)	104
(4) 知的財産の保護	105
ア 地理的表示 (GI) 保護制度	105
(GI 保護制度の登録産品は 94 産品となり着実に増加)	105
イ 植物品種保護	106
(我が国で開発された優良品種の海外流出防止に向けた取組を推進)	106
(種苗法改正案を国会に提出)	107
ウ 家畜遺伝資源保護	108
(家畜遺伝資源保護のための 2 法案を国会に提出)	108
第 3 節 世界の食料需給と食料安全保障の確立	110
(1) 世界の食料需給の動向	110
(世界全体の穀物の生産量、消費量は前年度に比べて増加)	110
(世界の食料需給の見通し)	112
(農産物の生産において気候変動等の不安定要素が存在)	113
(2) 総合的な食料安全保障の確立	114
(不測の事態に備えてリスクを分析・評価し、演習を実施)	114
(輸入農産物の安定供給の確保に向け相手国との良好な関係の維持・強化等が重要)	115
(3) 農産物の貿易交渉	117
(EPA/FTA 交渉が進展)	117
(日米貿易協定が発効)	118
(4) 国際関係の維持・強化	118
(対話と協力を通じた国際関係の維持・強化)	118
(グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) の構築の推進)	119
(TICAD 7 を契機としたアフリカとの関係強化)	121
第 4 節 食料消費の動向と食育の推進	122
(1) 食料消費の動向	122
(飲食料の最終消費額は 83.8 兆円となり 4 年前に比べて増加)	122
(60 歳以下の食料消費額は長期的に減少傾向)	124
(年代によって分かれる食の志向)	124

(2) 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、和食文化の保護・継承	128
(「日本型食生活」の実践、フード・アクション・ニッポン、 農林漁業体験機会の提供等を推進)	128
(和食文化の保護・継承の取組を推進)	129
(文化財としての和食文化の価値の見える化)	130
第5節 食の安全と消費者の信頼確保	134
(1) 食品の安全性向上	134
(科学的根拠に基づいたリスク管理を実施)	134
(農業者のニーズに応じ肥料取締制度を見直し)	135
(農薬の安全性に関する審査の充実)	136
(2) 消費者の信頼確保	136
(ゲノム編集技術を利用して得られた 農林水産物・食品等の取扱いが決定)	136
第6節 動植物の防疫	138
(CSFの感染拡大防止が急務)	138
(ASFの国内への侵入防止を徹底)	139
(越境性動物疾病の侵入防止策を強化)	140
(家畜伝染病予防法を改正)	141
(植物病害虫の侵入・まん延防止に向けた対策を実施)	141
(動物分野における薬剤耐性対策を推進)	142
第7節 食品産業の動向	143
(1) 食品産業の現状と課題	143
(食品産業の国内生産額は99.9兆円)	143
(地域の雇用において重要な役割を果たす食品製造業)	143
(食品製造業の労働生産性は低い水準)	144
(「食品製造業における労働力不足克服ビジョン」を取りまとめ)	145
(新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを開始)	145
(2) 食品流通の合理化	146
(サプライチェーン全体で食品流通の合理化を推進)	146
(食品等流通合理化計画の認定数は48件)	147
(3) 環境問題等の社会的な課題への対応	147
(我が国の食品ロスの発生量は年間612万t)	147
(食品ロス削減推進法を施行)	147
(飲料、菓子、カップ麺の納品期限の緩和を推奨)	148
(東京2020大会に向けて食品ロス削減手法を検討)	149
(食品リサイクル法に基づく基本方針を見直し)	150
(海洋プラスチックごみ対策アクションプラン等を策定)	151
(地方の企業や中小企業においても自主的取組を推進)	152

第8節 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出	153
(農業生産関連事業の年間総販売金額は近年増加傾向)	153
(6次産業化により売上高は増加しているものの経常利益の向上が課題)	153
(6次産業化プランナーが6次産業化の取組をサポート)	154
(農産物直売所の総販売金額は農協等の規模の大きい事業体が牽引)	155
(消費者が最も重視する食の志向は健康志向、簡便化志向も増加傾向)	156
(機能性表示食品の届出が増加)	157

第2章 強い農業の創造

第1節 農業産出額と生産農業所得等の動向	160
(農業総産出額は9.1兆円と高い水準を維持)	160
(都道府県では条件に合わせた農業生産の選択的拡大が進展)	161
(生産農業所得も3.5兆円と高い水準を維持)	163
(1経営体当たりの農業所得は施設野菜作経営と果樹作経営で増加)	163

第2節 農業の構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構の活用等による農地の集積・集約化	165
(農地面積は緩やかに減少、荒廃農地面積は横ばい)	165
(担い手への農地集積率は年々上昇)	165
(経営耕地面積が10ha以上の層の面積シェアは年々増加)	167
(農地集積・集約化の加速のため農地中間管理機構法を見直し)	167
(「人・農地プラン」の実質化へ向けた取組)	168
(農地集積・集約化の手続の簡素化と支援体制の一体化)	168
(2) 担い手の動向と人材力の強化	171
ア 担い手の動向	171
(法人経営体数は増加傾向)	171
(認定農業者数は横ばいで推移)	171
(国・都道府県が農業経営改善計画を認定する仕組みの導入)	172
(集落営農組織の新しい動き)	172
(新規就農者数は前年並、49歳以下は減少傾向)	173
(青年就農者に対する支援)	174
(地域における新規就農受入体制の構築)	174
(経営継承の取組を推進)	176
イ 多様な人材力	176
(農業生産基盤強化プログラムにより人材のすそ野の拡大と定着を促進)	176
(企業による農業参入の促進)	176
(若い世代に支えられる雇用労働)	177
ウ 外国人材の活用	177
(農業分野における外国人材の受入数は年々増加)	177

(技能実習の適正な実施に向け農業技能実習事業協議会を設置)	177
(新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを開始)	178
Ⅱ 将来の農業者の育成	178
(農業分野を支える人材を育成する農業高校と農業大学校)	178
(農業経営力や指導力の強化のための研修を各地で展開)	180
(3) 女性農業者の活躍	180
(4) 農業金融	180
(農業向けの新規貸付は近年増加傾向)	180
(一般金融機関と公庫との協調融資が増加)	181
(5) 経営所得安定対策	181
(担い手に対する経営所得安定対策を実施)	181
(6) 収入保険の実施	182
(収入保険の普及促進・利用拡大が課題)	182
第3節 農業生産基盤の整備と保全管理	187
(1) 農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を通じた農業の競争力強化	187
(区画整備済みの水田は66%、 畑地かんがい施設が整備済みの畑は24%)	187
(農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化により スマート農業や高収益作物の導入を推進)	188
(ICTを活用した情報化施工により 農業農村整備の建設現場の生産性が向上)	189
(2) 農業水利施設の長寿命化	189
(農業水利施設の機能保全対策を推進)	189
(農業水利施設の長寿命化計画の策定)	191
(土地改良区の体制を強化)	191
第4節 米政策改革の動向	193
(需要に応じた生産・販売を推進)	193
(戦略作物や高収益作物への更なる転換が必要)	195
(「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」により輸出拡大を推進)	195
(米の消費拡大に向けWebサイト 「やっぱりごはんじゃ！」で情報発信)	195
(「ノングルテン米粉使用マーク」の使用を開始)	196
(中食・外食需要への対応が重要)	196
(担い手の生産コストの削減を推進)	197
第5節 主要農畜産物の生産等の動向	198
(1) 小麦・大豆	198
(小麦の収穫量は前年産より増加)	198
(大豆の収穫量は前年産と同程度)	198
(需要に応じた品質の実現・安定化が必要)	199

(2) 野菜	202
(野菜の生産量は前年産より減少)	202
(加工・業務用向けの需要が高まり)	202
(農業生産基盤強化プログラムにより野菜の生産体制強化を推進)	204
(3) 果実	204
(果樹の生産量は前年産より増加)	204
(労働生産性の向上に向けて省力樹形の導入を推進)	204
(消費者のニーズに応じた生産が重要)	206
(4) 花き	210
(花きの産出額は前年産より減少)	210
(5) 茶	211
(荒茶の生産量は前年産より減少)	211
(茶園の若返りと軽労化が重要)	212
(海外でのニーズが高くなり輸出は増加傾向)	212
(6) 葉たばこ	213
(収穫面積、収穫量ともに減少傾向)	213
(7) 甘味資源作物	213
(てんさいの収穫量は増加、さとうきびの収穫量は減少)	213
(てんさいは風害軽減対策、さとうきびは新品種の導入等を推進)	214
(砂糖の需要拡大に向け「ありが糖運動」を展開)	214
(8) いも類	215
(ポテトチップス、焼きいも等の需要に応じた生産拡大が重要)	215
(9) 畜産物	215
(飼養戸数が減少する中、大規模化が進展)	215
(酪農の生産基盤の維持・強化を推進)	216
(肉用牛の生産基盤の維持・強化を推進)	217
(豚肉、鶏肉、鶏卵の生産量は微増傾向)	218
(飼料作物の作付面積は減少、エコフィードの製造数量は横ばい)	219
第6節 生産現場の競争力強化等の推進	222
(1) スマート農業の推進	222
(農業現場に広まりつつある様々なスマート農業技術)	222
(スマート農業実証プロジェクトが全国69地区で開始)	222
(農業データ連携基盤「WAGRI」の運用が開始)	223
(農業分野におけるAI等の更なる活用に向けた環境整備を推進)	224
(農業分野におけるドローンの利用が拡大)	224
(ドローンによる農薬等の空中散布に関するルールの見直しが進展)	225
(農業生産基盤強化プログラムにより スマート農林水産業の現場実装を推進)	226
(2) 農業分野における新技術の開発・普及	226
(農林水産業以外の多様な分野と連携した研究等を推進)	226
(スマート育種システムの構築)	226

(ゲノム編集技術を利用した農作物の開発が進展)	227
(3) 農業生産資材価格の動向と引下げに向けた動き	227
(農業生産資材価格指数は上昇基調で推移)	227
(農業生産資材価格の引下げに向けた取組を推進)	228
(4) 農作業安全対策の推進	228
(農作業中の事故による死亡者数は他産業と比べて高水準)	228
(農作業事故の未然防止に向けGAPの取組等を推進)	229
(農作業中の熱中症による死亡者数は調査開始以来最多の43人)	229
第7節 気候変動への対応等の環境政策の推進	231
(1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進等	231
(気候変動の影響による穀物価格の上昇をIPCCが報告)	231
(COP25では市場メカニズムの実施指針について完全合意に至らず)	231
(「脱炭素化社会に向けた農林水産分野の基本的考え方」を取りまとめ)	232
(顕在化しつつある気候変動の影響に適応するための品種や技術の開発を推進)	235
(2) 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進	236
(「農林水産省生物多様性戦略」の改定に向けた提言を取りまとめ)	236
(3) 環境保全に配慮した農業の推進	236
(環境保全型農業等により高い生物多様性保全効果が期待)	236
(我が国の有機農業取組面積は約10年間で4割拡大)	237
(「有機農業の推進に関する基本的な方針」を見直し)	239
(各地の有機農業の取組を支援)	239
第8節 農業を支える農業関連団体	242
(1) 農業協同組合	242
(農協改革集中推進期間において自己改革の取組は進展)	242
(2) 農業委員会	244
(新体制への移行を終え「人・農地プラン」の実質化が期待)	244
(3) 農業共済団体	245
(災害に備え農業保険への加入を促進)	245
(4) 土地改良区	246
(耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行)	246
第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化	247
第1節 農村の現状と地方創生の動き	248
(1) 農村、集落の現状と将来予測	248
(農村の人口推移と将来予測)	248
(農業集落の平均農家数が減少、存続危惧集落も増加する見込み)	250

(2) 田園回帰、移住・定住の動き	251
(農村の維持・活性化に向けて多様な人材を迎える必要)	251
(地方暮らしやUIJターンの若者の相談件数が増加)	252
(地域おこし協力隊により地域の活性化や地域資源の再生が進行)	253
(3) 地方創生～「まち・ひと・しごと創生総合戦略」第2期へ	254
(第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総括)	254
(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定)	255
(「関係人口」の一層の増加に向けて)	256
(「小さな拠点」の形成に向け関係省庁が連携して取組を推進)	258
(特定地域づくり事業推進法により若者等の農村定住を推進)	259
第2節 中山間地域の農業の振興	260
(地域資源を活かすことで収益力のある農業を実現)	260
(農業生産基盤強化プログラムにより 中山間地域の基盤整備と活性化を推進)	261
(山村地域の特性を活かした産業の育成による雇用と所得の増大)	261
(棚田保全に向けた動きと棚田地域振興法の施行)	262
(棚田カードプロジェクトチームを立上げ)	262
第3節 農泊を中心とした都市と農山漁村の共生・対流	264
(農泊をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出)	264
(農泊の体制整備は進みつつあるものの一層の環境整備が必要)	265
(地方部における外国人宿泊者数は増加)	267
(「SAVOR JAPAN」認定地域に6地域を追加)	268
(「子ども農山漁村交流プロジェクト」により都市農村交流を推進)	270
(「ディスカバー農山漁村の宝」に31地区と5人を選定)	272
第4節 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮	273
(農業・農村の多面的機能の効果)	273
(多面的機能に関する国民の意識)	273
(多面的機能の保全に対する価値評価)	274
(多面的機能の維持・発揮を図るため日本型直接支払制度を推進)	275
(多面的機能支払制度により242万人・団体が活動)	276
(中山間地域等直接支払制度により7.5万haの農用地の減少が防止)	277
(環境保全型農業直接支払制度により温室効果ガスが年間14万t削減)	277
(農業遺産等を活用した地域活性化の取組と 多面的機能に関する国民の理解を促進)	279
第5節 鳥獣被害とジビエ	284
(1) 鳥獣被害の現状と対策	284
(野生鳥獣による農作物被害額は158億円)	284
(ICTを利用した「スマート捕獲」の展開)	284

(2) 消費の広がるジビエ	286
(ジビエ利用量は前年度から15.8%増加)	286
(処理加工体制の整備や関係者間の情報共有が重要)	286
(消費者の安心確保に向けた国産ジビエ認証制度の運用)	287
(需要拡大に向けてジビエプロモーションを展開)	287
第6節 再生可能エネルギーの活用	290
(再生可能エネルギー発電量の割合は16.9%に上昇)	290
(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定した市町村は61に増加)	290
(農業水利施設を活用した発電により農業者の負担軽減を推進)	291
(営農型太陽光発電の導入が進展)	291
(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針を見直し)	292
(バイオマス産業都市に7市町村を追加)	293
(新たなバイオマス利用技術の開発が期待)	294
(畜産バイオマスの地産地消を推進)	294
第7節 都市農業の振興	295
(多様な機能を有する都市農業)	295
(都市農地における貸借が進展)	295
第8節 農福連携の推進	297
(農福連携は農業者の収益性向上や障害者の工賃向上に効果)	297
(障害者とのコミュニケーションや作業時間の調整に課題)	299
(農福連携に取り組む農業者には拡大の意向あり)	300
(農福連携等推進ビジョンを決定)	300
(農福連携推進に向けた政府等の取組)	301

第4章 災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化等 305

第1節 令和元年度の災害からの復旧・復興	306
(1) 近年多発する自然災害と農林水産業への被害状況	306
(農林水産関係の被害額は近年増加傾向)	306
(2) 令和元年度発生災害による農林水産関係の被害状況	307
(3) 令和元年度発生災害への対応	309
(迅速な被害把握に向けた人的支援)	309
(プッシュ型による食料支援)	310
(早期かつ広い範囲で激甚災害を指定)	310
(農林水産省緊急自然災害対策本部の設置)	311
(「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」の取りまとめ)	311
(「農林水産関係被害への支援対策」を迅速に決定し早期復旧を支援)	312

(4) 令和元年度発生災害の復旧状況	313
(令和元年房総半島台風からの復旧・復興は着実に進展)	313
(令和元年東日本台風等からの復旧・復興は着実に進展)	313
第2節 防災・減災、国土強靱化と農業者等が行うべき備え	315
(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進	315
(「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等の推進)	315
(農業水利施設に関する緊急対策の実施)	315
(ため池に関する緊急対策の実施)	316
(防災重点ため池を再選定したため池対策を推進)	316
(「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行)	316
(2) 災害への備え	317
(農業者自身が行うべき災害への備え)	317
(家庭で行う災害への備え)	318
第3節 東日本大震災からの復旧・復興	320
(1) 地震・津波による被害と復旧・復興	320
ア 農地の復旧・復興	320
(営農再開が可能な農地は93%に)	320
(農地の復旧に併せたほ場の大区画化が進展)	321
イ 農業の復興	321
(先端的農業技術の現地実証研究、情報発信等を実施)	321
(「新しい東北」の創造に向けた取組を推進)	322
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興	323
ア 原子力被災12市町村の復興	323
(原子力被災12市町村の営農再開等の状況)	323
(大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開へ)	325
(令和元年度は4つの研究開発を実施)	325
(「特定復興再生拠点区域」の状況)	326
イ 風評の払拭に向けた取組等	327
(農畜産物の安全確保の取組)	327
(「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく 取組のフォローアップを実施)	329
(放射性物質による輸入規制措置の撤廃・緩和)	330
(東京電力による農林水産業関係者への損害賠償支払)	332
第4節 熊本地震からの復旧・復興	333
(営農再開はほぼ達成)	333
(創造的復興の取組として農地の大区画化の実施や 大切畑ダムの本体工事に着手)	333

第5節 新型コロナウイルスへの対応	335
(1) 農林水産業・食品産業への影響	335
(小中学校等の臨時休業やイベント等の自粛、 外食・観光需要の減少による影響)	336
(入国の制限、航空便の減少による影響)	336
(2) 影響を受ける産業等への緊急対応	336
(第1弾対策における農林水産省の取組)	336
(第2弾対策における更なる資金繰り支援)	337
(学校給食の休止への対応)	338
(3) 国民への安定的な食料供給に向けた取組	339
(食料のサプライチェーン全般にわたる事業継続のための ガイドラインを策定)	339
(国民への分かりやすい情報発信と相談窓口の設置)	340
(国民に買いだめをしないよう呼びかけるとともに、調査・監視を実施)	340
(花きの消費拡大に向け「花いっぱいプロジェクト」を開始)	341
(国産食材の消費拡大に向け「国産食材モリモリキャンペーン」を開始)	341
(4) 緊急経済対策の決定	342
(生産基盤の維持・継続と需要の喚起のための対策を決定)	342
 農業・農村の活性化を目指して	
—令和元(2019)年度農林水産祭天皇杯等受賞者事例紹介—	344
用語の解説	347
巻末付録 平成30年間の主な動きと指標	364

事例一覧

特集2

グループで個人で進む女性の起業(栃木県、千葉県)	25
女性が輝く女性だけの農業法人(大分県)	33
男女共同参画の社会を目指して地域の女性農業者と連携(熊本県)	41
農協における男女共同参画の取組(滋賀県)	41
非農家出身の女性が心機一転こんにやく生産者の経営を継承(群馬県)	43
家族経営協定の締結で農作業や子育てを分担(三重県)	51
農協、地域による託児支援(北海道、熊本県、群馬県)	53
横に縦に深まる女性農業者の交流(兵庫県)	56
「しべちゃ町農業女性カレッジ」による幅広い交流を展開(北海道)	56

世代交代を成し遂げた田舎のヒロインズ（熊本県）	57
-------------------------	----

トピックス1

八百屋の強みを生かした子供食堂（東京都）	64
農業分野と福祉分野の連携を推進する女性農業経営者（愛知県）	68
SDGs未来都市（熊本県）	69
恵方巻きの需要に見合った販売の推進（富山県）	71
「第2回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞」 受賞（神奈川県）	72
生物多様性に配慮したワイン用ぶどうの栽培（長野県）	73
飲料容器の省資源化・回収・リサイクル	74
我が国の農業技術を結集し海外で高品質の農産物を生産	75
女性誌初の一冊丸ごとSDGs特集号～世界を変える、はじめかた。～	79

第1章

取引先へのセールスやシェフへの技術指導でブランド確立（宮崎県）	97
ポーランドで日本産食材サポーター店を展開する寿司料理人	100
かまくら内で独自の食体験を提供（長野県）	101
GAP教育のノウハウを活かした指導者育成（宮崎県）	103
メイド・イン・マラウイを支える日本のものづくり（愛媛県）	120
公益社団法人日本給食サービス協会における取組	132
花王株式会社の社員食堂における取組	133
食品製造業における生産性向上による労働力不足の克服（群馬県）	146
飲食店の食品ロス削減の取組（愛知県）	150
担い手育成と遊休農地を活用した業務用野菜の6次産業化（茨城県）	155

第2章

「人・農地プラン」の見直しを通じ分散錯圃を解消（滋賀県）	170
農業次世代人材投資事業等で機械をそろえ 地域を代表する担い手へ（長野県）	175
青年等就農資金等の活用で就農4年目で100ha経営に（埼玉県）	176
遠農物語（北海道）	179
収入保険加入者の声（北海道）	185
収入保険加入者の声（山形県）	186
収入保険加入者の声（鳥取県）	186
基盤整備により延べ17人が新規就農（北海道）	188
農地中間管理機構と連携する農地整備事業（愛知県）	189
在来種で地域活性化！佐用もち大豆（兵庫県）	201
徹底した作業の効率化を進めて規模拡大に成功（和歌山県）	210
有機JASを取得し有機農産物の輸出に取組（兵庫県）	240
有機農業の新ブランドで地域の農業者を育成（山形県）	241
小売店や食品事業者と連携したかんしょの有利販売（茨城県）	243

モデル地区から波及する「人・農地プラン」の実質化の取組（長野県）	245
----------------------------------	-----

第3章

地域おこし協力隊の活動をきっかけに棚田が再生（岡山県）	254
「お手伝い」を通じて地域のファンを創出	257
地域マネジメント法人による農業の継続、 「小さな拠点」の形成（新潟県）	258
集落活動センターによる地域の活性化（京都府）	259
レタス等の高収益作物の生産と担い手の経営規模の拡大（群馬県）	261
6次産業化で中山間地域の課題解決に取り組む地域（福島県）	262
棚田を核に地域おこし（長崎県）	263
農泊により海外や都市との交流人口が増加（宮崎県）	270
茶・抹茶の海外展開で輸出売上を増加（静岡県）	272
日本型直接支払制度の3つの支払制度の連携（新潟県）	276
菊池のかんがい用水群が世界かんがい施設遺産に認定（熊本県）	282
ラグビーワールドカップ開催期間の成田空港での情報発信（石川県）	283
ジビエを地域の特産品に（石川県）	288
野生鳥獣の全頭搬入を目指して（鳥取県）	289
営農型太陽光発電の取組により電気代を削減（宮城県）	292
エネルギーと食料の地産地消による資源循環のまちづくり（福岡県）	293
亜臨界水処理技術を利用し木質バイオマスから飼料を製造（北海道）	294

コラム一覧

特集2

部門別の女性の経営参画と販売金額の関係	34
女性の経営参画と農産物の出荷先	37
農業を始めてみたけれど・・・	55

トピックス1

農山漁村からはじまるSDGs	62
令和元（2019）年SDGsの成績	64
G20新潟農業大臣会合においてSDGsが議論	76

第1章

日本の魅力を世界に発信！～G20新潟農業大臣会合～	119
農林水産省職員自らがYouTubeで国産農林水産物等の魅力を発信	129
健康的で栄養バランスに優れた食事の認証制度	131

第2章

「あふてらす 農林漁業はじめるサイト」を公開	175
------------------------	-----

農業水利施設（水の恵み施設）の情報発信に向けた取組	192
水田でも高単収の麦・大豆を目指して～スマートフォンで簡単診断～	201
うんしゅうみかんの生産構造	208
気候変動に対応する農業技術国際シンポジウム	235
環境保全に配慮した農業に関する制度等	237

第3章

子供の農山漁村体験の効果	271
農福連携の推進の鍵となる専門人材	302
ノウフクJASの認証	303

第4章

被災地産の花でビクトリーブーケ	330
FANバサダー芸人が国産食材の活用を動画で発信	342
災害は忘れる前にやってくる ～国はリスクに対して様々な支援を用意～	343

概説	375
1 施策の重点	375
2 財政措置	375
3 立法措置	375
4 税制上の措置	376
5 金融措置	376
6 政策評価	377
I 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策	377
1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組	377
2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策	377
II 食料の安定供給の確保に関する施策	380
1 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	380
2 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、 和食文化の保護・継承	383
3 生産・加工・流過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓	384
4 グローバルマーケットの戦略的な開拓	386
5 様々なりスクに対応した総合的な食料安全保障の確立	389
6 国際交渉への戦略的な対応	392
III 農業の持続的な発展に関する施策	392
1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	392
2 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備	394
3 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・ 集約化と農地の確保	394
4 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険等の実施	394
5 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	395
6 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	395
7 コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等	398
8 気候変動への対応等の環境政策の推進	404
IV 農村の振興に関する施策	405
1 多面的機能支払制度の着実な推進、中山間地域の農業の振興、 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等	405
2 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出	409
3 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等	410

V	東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	411
VI	団体の再編整備等に関する施策	414
VII	食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項	414
	1 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進	414
	2 施策の進捗管理と評価	415
	3 財政措置の効率的かつ重点的な運用	415
	4 国民視点や地域の実態に即した施策の決定	415
	5 効果的かつ効率的な施策の推進体制	415
VIII	災害対策	416
	1 災害復旧事業の早期実施	416
	2 激甚災害指定	416
	3 被災農林漁業者等の資金需要への対応	416
	4 共済金の迅速かつ確実な支払	416
	5 特別対策の実施	416
	6 その他の施策	417

○図表の数値は、原則として四捨五入しており、合計とは一致しない場合があります。

○本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。



第1部

食料・農業・農村 の動向

はじめに

「食料・農業・農村の動向」(以下「本報告書」という。)は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料、農業及び農村の動向に関する報告を、毎年、国会に提出しているものです。

令和2(2020)年3月に、新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。これは、食料・農業・農村基本法に基づき、おおむね5年ごとに見直す、農政の中長期のビジョンとなるものです。このため、本報告書では、冒頭の特集1において、「新たな食料・農業・農村基本計画」と題し、これまでの基本計画の目標と施策を整理するとともに、新たな基本計画のポイントや設定された目標等について記述しています。

また、令和元(2019)年は、男女共同参画社会基本法の施行から20年の節目の年でした。このため、特集2においては、「輝きを増す女性農業者」と題し、女性農業者の活躍の軌跡を振り返った上で、農業経営や地域農業への参画の状況と課題、今後の取組の方向性について記述しています。

特集に続くトピックスでは、令和元(2019)年5月のG20新潟農業大臣会合の議題にもなった「SDG s(持続可能な開発目標)」と令和2(2020)年1月に発効した「日米貿易協定」の2つのテーマを取り上げています。

トピックスに続いては、食料、農業及び農村の動向について、それぞれ「食料の安定供給の確保」、「強い農業の創造」、「地域資源を活かした農村の振興・活性化」として章立てを行い、記述しています。また、これらに続けて、「災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化等」の章を設け、令和元(2019)年度に発生した災害の状況と対応、東日本大震災・熊本地震からの復旧・復興、新型コロナウイルスへの対応等について記述しています。

さらに、巻末においては、本報告書が元号が平成から令和に切り替わった最初の報告書となることから、平成30年間の食料・農業・農村分野での主な動きと指標を掲載しています。

本報告書の記述分野は多岐にわたりますが、統計データの分析や解説だけでなく、全国各地で展開されている取組事例等を可能な限り紹介し、写真も交えて分かりやすい内容とすることを目指しました。

本報告書を通じて、我が国の食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを期待します。



特集 1

新たな食料・
農業・農村
基本計画

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき策定する、10年程度先までの、食料・農業・農村に関する各種施策の基本的な方針です。本特集では、平成12（2000）年以降に策定された食料・農業・農村基本計画や、基本計画の中で定められた食料自給率¹目標等を概観した後、令和2（2020）年3月に閣議決定された新たな基本計画の概要について記述します。

（1）これまでの食料・農業・農村基本計画

（前基本計画までの目標と施策）

平成11（1999）年7月に、食料・農業・農村に関する施策の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めた、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が制定され、以降、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念を具体化するための施策が推進されてきました。

食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本法に掲げる基本理念に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。

最初の基本計画は、平成12（2000）年に策定され、食生活指針の策定、不測時における食料安全保障²マニュアルの策定、効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立、価格政策から所得政策への転換、中山間地域等直接支払制度の導入等が位置付けられました（**図表 特1-1**）。次に平成17（2005）年基本計画では、食の安全と消費者の信頼の確保、食事バランスガイドの策定等食育の推進、地産地消³の推進、担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入、農地・水・環境保全向上対策の導入、バイオマス⁴利活用等自然循環機能の維持増進、農林水産物・食品の輸出促進等の施策を展開することとされました。さらに、平成22（2010）年基本計画では、食の安全と消費者の信頼の確保、総合的な食料安全保障の確立、戸別所得補償制度の導入、生産・加工・販売の一体化や輸出促進等による農業・農村の6次産業化⁵等の推進等が位置付けられました。その後、平成27（2015）年基本計画では、国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革の着実な推進、多面的機能支払制度等の着実な推進、東日本大震災からの復旧・復興、農協改革や農業委員会改革の推進等の施策を展開することとされました。

1～5 用語の解説3（1）を参照

図表 特 1-1 これまでの食料・農業・農村基本計画の主な内容

平成 11 (1999) 年 7 月 食料・農業・農村基本法の成立

- 食料、農業及び農村に関する施策の基本理念及び実現を図るために基本となる事項を規定
- 基本理念として、①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興の 4 点を明記
- 食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことを規定

※ 太字は主要施策

>

平成 12 (2000) 年 3 月 食料・農業・農村基本計画の決定

食料自給率目標 (平成 22 年度)
供給熱量ベース 45%
(参考) 金額ベース 74%

- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- 中山間地域等直接支払制度の導入 等

平成 17 (2005) 年 3 月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標 (平成 27 年度)
供給熱量ベース 45%
生産額ベース 76%

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定等食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- バイオマス利活用等自然循環機能の維持増進
- 農林水産物・食品の輸出促進 等

平成 22 (2010) 年 3 月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標 (令和 2 年度)
供給熱量ベース 50%
生産額ベース 70%

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 総合的な食料安全保障の確立
- 戸別所得補償制度の導入
- 生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による農業・農村の 6 次産業化等の推進
- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し 等

平成 27 (2015) 年 3 月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標 (令和 7 年度)
供給熱量ベース 45%
生産額ベース 73%

- 国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- 農地中間管理機構のフル稼働
- 米政策改革の着実な推進
- 多面的機能支払制度等の着実な推進
- 東日本大震災からの復旧・復興
- 農協改革や農業委員会改革の推進 等

資料：農林水産省作成

また、基本法第 15 条において、「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として定める」こととされており、それぞれの基本計画に総合食料自給率の目標が設定されています。

平成 12 (2000) 年基本計画では、計画期間内における実現可能性を考慮し、平成 22 (2010) 年度に供給熱量¹ベースで 45%とする目標が定められました。次の平成 17 (2005) 年基本計画では、平成 27 (2015) 年度に供給熱量ベースで 45%とすることに加え、比較的低カロリーである野菜、果実等の生産活動をより適切に反映する観点から、前回は参考として示されていた生産額ベースについて、76%とする目標が定められました。さらに平成 22 (2010) 年基本計画では、「我が国が持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標」として、令和 2 (2020) 年度に供給熱量ベースで 50%、生産額ベースで 70%とする目標が定められました。その後の平成 27 (2015) 年基本計画では、平成 22 (2010) 年基本計画における目標の検証を踏まえ、令和 7 (2025) 年度に供給熱量ベースで 45%、生産額ベースで 73%とする目標が定められました。

1 用語の解説 3 (1) を参照

(2) 新たな食料・農業・農村基本計画

ア 新たな食料・農業・農村基本計画の策定経緯

(議論の経過)

新たな基本計画の策定に当たっては、まずは現場の取組や課題を幅広く把握し、具体的な議論につなげていくため、平成31(2019)年3月から令和元(2019)年6月にかけて計8回、食料・農業・農村政策審議会企画部会(部会長：おおしひろし大橋 弘 東京大学公共政策大学院教授)において農業者等からのヒアリングが行われました。家族経営、法人経営、集落営農等の経営形態や、中山間地域や平野部等の地域、年齢、性別等が様々な農業者、食品関連事業者、農村振興に取り組まれている方々から、担い手、農地、経営継承、行政手続、食育、農村振興等について、現場の状況や課題等が示されました(図表 特1-2)。

食料・農業・農村をめぐる新たな動きや農業者等からのヒアリング等も踏まえ、令和元(2019)年9月6日に、新たな基本計画の検討が農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会会長(高野克己たかの かつみ東京農業大学学長)に諮問されました。以降、同審議会企画部会において、計13回にわたり審議が行われ、審議の前半では、これまでの施策の検証や食料自給率目標の検証が行われ、後半では、食料自給率等の目標設定の考え方や食料自給力¹の取扱い、施策の具体的な方向性等について集中的に議論が進められました(図表 特1-3)。その後、新たな基本計画は、令和2(2020)年3月25日に開催された同審議会で審議会会長から農林水産大臣に答申され、同年3月31日に閣議決定されました。

企画部会での審議に際しては、全国10か所で地方意見交換会や現地調査が実施され、地域の農業者、消費者、実需者、地方公共団体等の有識者が参加し、基本計画の見直しに関する意見交換が行われました。また、令和元(2019)年9月から令和2(2020)年2月までの間、農林水産省のWebサイト等で国民の皆様から意見や要望等を募集し、多くの意見が寄せられました。

1 用語の解説3(1)を参照

図表 特1-2 企画部会における農業者等からのヒアリング実績

<p>平成31年(令和元年)</p> <p>3月18日(第1回)：「水田農業」をテーマに、山形県、埼玉県、千葉県、新潟県の生産者よりヒアリング</p> <p>3月28日(第2回)：「畜産・酪農」をテーマに、北海道(酪農)、岩手県(養豚)、富山県(酪農)、鹿児島県(肉用牛)の生産者よりヒアリング</p> <p>4月12日(第3回)：「果樹・茶」をテーマに、岩手県(りんご)、山梨県(ぶどう)、静岡県(茶)、愛媛県(柑橘)の生産者よりヒアリング</p> <p>4月25日(第4回)：「野菜」をテーマに、静岡県(キャベツ)、岐阜県(トマト)、大阪府(たまねぎ)、徳島県(かんしょ)の生産者よりヒアリング</p> <p>5月21日(第5回)：「食品産業」をテーマに、東京都(輸出)、三重県(給食)、兵庫県(醤油)、宮崎県(流通)の事業者よりヒアリング</p> <p>5月29日(第6回)：「農村振興」をテーマに、長野県(6次化)、高知県(養鶏・宿泊)、新潟県(棚田保全)、栃木県(農泊)、島根県(ジビエ)の事業者よりヒアリング</p> <p>6月12日(第7回)：「産地・地域づくり」をテーマに、北海道、長野県、広島県、山口県で産地づくりや震災からの復興等に取り組む生産者等よりヒアリング</p> <p>6月20日(第8回)：「経営継承」をテーマに、栃木県、富山県、長崎県、佐賀県で経営を継承した方と継承させた方よりヒアリング</p> <p>6月27日：8回のヒアリングを基に、審議会委員同士で意見交換</p>	 <p>企画部会の様子(第4回)</p>  <p>農業者等ヒアリング協力者の方々と審議会委員の集合写真(第8回)</p>
--	--

資料：農林水産省作成

図表 特1-3 食料・農業・農村政策審議会及び企画部会における食料・農業・農村基本計画の審議経過

<p>令和元(2019)年</p> <p>(7月8日(本審議会)：食料・農業・農村政策審議会会長の互選 等)</p> <p>9月6日(第1回本審議会、第1回企画部会合同会議)：諮問、食料・農業・農村をめぐる情勢及び農業者等からのヒアリングにおける主な意見 等</p> <p>—以降、平成27年基本計画の検証とこれを踏まえた施策の方向(案)について議論—</p> <p>9月19日(第2回企画部会)：食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>10月9日(第3回企画部会)：農業の持続的な発展に関する施策</p> <p>10月30日(第4回企画部会)：農村の振興、東日本大震災からの復旧・復興、団体の再編整備に関する施策</p> <p>11月12日(第5回企画部会)：食料自給率・食料自給力</p> <p>11月15日～12月2日：地方意見交換会・現地調査 (北海道ブロック、東北ブロック、関東ブロック、北陸ブロック、東海ブロック、近畿ブロック、中国ブロック、四国ブロック、九州ブロック、沖縄ブロック 計10か所で開催)</p> <p>11月26日(第6回企画部会)：農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営等の展望、農業のデジタル・トランスフォーメーション(DX)に関する施策</p> <p>12月9日(第7回企画部会)：これまでの議論で出された意見や課題の整理 地方意見交換会・現地調査の報告</p> <p>12月23日(第8回企画部会)：新たな基本計画の検討に向けた課題の整理</p> <p>—以降、新たな基本計画に盛り込む施策等について議論—</p> <p>令和2(2020)年</p> <p>1月29日(第9回企画部会)：基本的考え方と論点、構造展望等、経営対策・農村施策</p> <p>2月13日(第10回企画部会)：品目ごとの生産のあり方、食料政策等、食料自給率・自給力指標、経営展望</p> <p>2月21日(第11回企画部会)：基本計画骨子(案)</p> <p>3月10日(第12回企画部会)：基本計画(原案)、各種展望等(案)</p> <p>3月19日(第13回企画部会)：基本計画(案)</p> <p>3月25日(第2回本審議会)：基本計画 答申</p> <p>3月31日：基本計画 閣議決定</p>	 <p>現地調査の様子 (中国ブロック)</p>  <p>地方意見交換会の様子 (東北ブロック)</p>
--	--

資料：農林水産省作成

イ 新たな食料・農業・農村基本計画

(食料・農業・農村をめぐる情勢と新たな基本計画)

新たな基本計画は、これまでの施策の評価及び食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と課題を踏まえて策定されました(図表特1-4、図表特1-5)。また、今回の基本計画では、その内容を分かりやすく伝えるため、「我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために」という副題がつけられました。

前基本計画の策定以降、米や野菜の需要に応じた生産の進展に伴い生産農業所得¹は増加し、農林水産物・食品の輸出額は7年連続で過去最高を更新し、49歳以下の新規就農者²数は約2万人のペースを維持するなどの成果が現れてきています。

一方で、農地面積や農業就業者数は、少子高齢化・人口減少が本格化する中で減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、経営資源や農業技術が継承されず、生産基盤が一層脆弱化³することが危惧されます。また、地域コミュニティの維持が困難になることへの懸念や国際化の進展による関税削減等に対する生産現場での不安と懸念、頻発する自然災害やCSF³(豚熱⁴)等の家畜疾病の発生、地球温暖化の進行等による影響への懸念も増しています。

また、近年はライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大に伴う国内外における新たな需要の取り込みが期待されるほか、スマート農業やデジタル技術の急速な発展とその現場実装、「田園回帰」の流れを受けた都市部の人材による地域活性化への貢献、SDGs(持続可能な開発目標)⁵への関心の高まり等といった新たな潮流も生じています。

こうした中で農業の成長産業化を進める「産業政策」と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を進める「地域政策」を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが新たな基本計画の課題とされました。

施策の推進に当たっては、(1)消費者や実需者のニーズに即した施策の推進、(2)食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成、(3)農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開、(4)スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、(5)地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮、(6)災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化、(7)農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進、(8)SDGsを契機とした持続可能な取組の後押しという視点に立って、施策を展開することとされました。

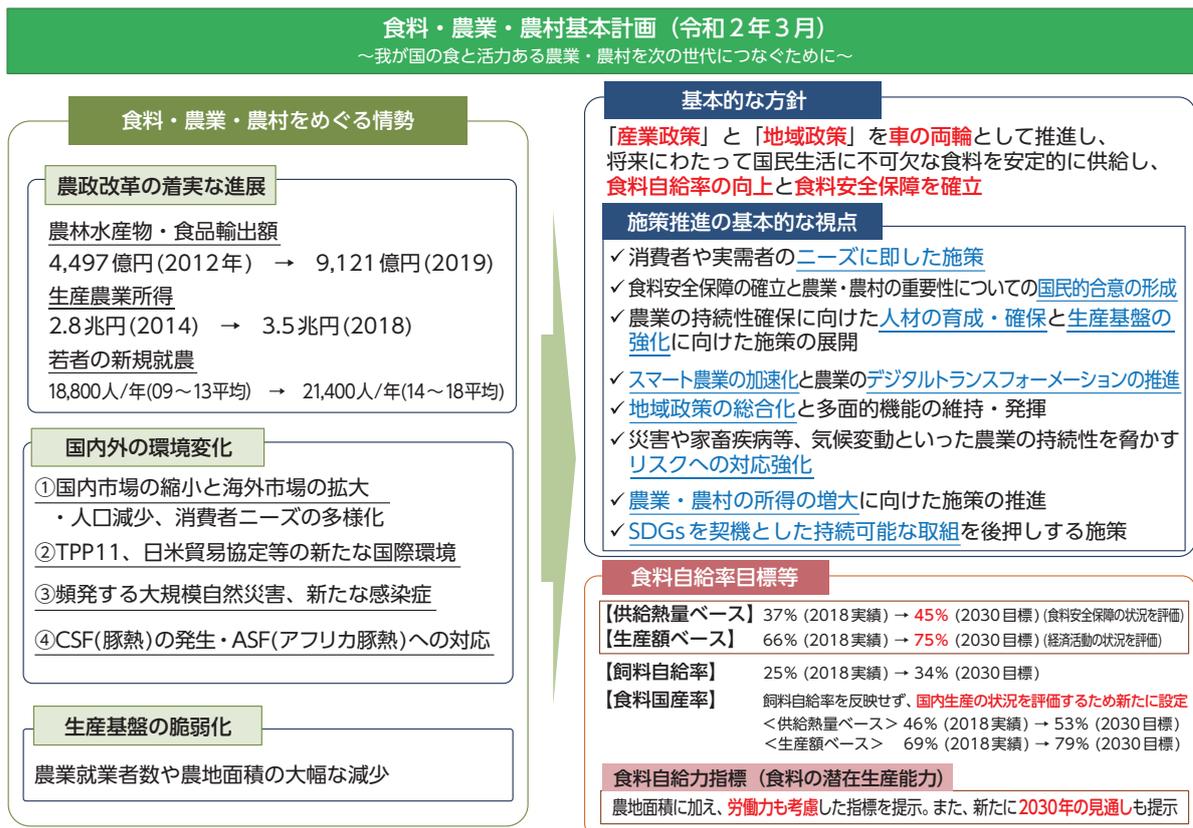
1 用語の解説1を参照

2 用語の解説2(5)を参照

3、5 用語の解説3(2)を参照

4 用語の解説3(1)を参照

図表 特 1-4 新たな食料・農業・農村基本計画



図表 特 1-5 新たな基本計画における主なポイント

- 農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進
- 令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定
- 中小・家族経営等多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ
- 関係者と連携し、農村を含む地域の振興に関する施策を総動員した「地域政策の総合化」
- 食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成

資料：農林水産省作成

ウ 食料自給率の目標 (食料自給率と食料国産率)

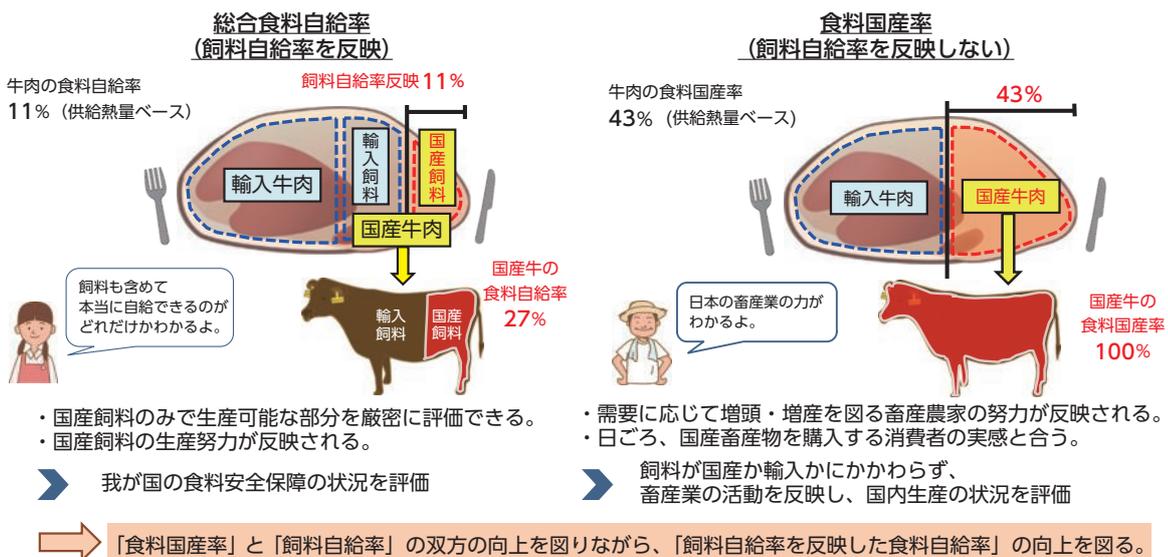
総合食料自給率の目標については、食料安全保障の状況を評価する観点からは供給熱量ベースの食料自給率が、農業の経済活動の状況を評価する観点からは生産額ベースの食料自給率が実態を測るのに適しており、供給熱量ベースと生産額ベースの目標がそれぞれ設定されました。

これまでの総合食料自給率の目標設定に当たっては、併せて設定される飼料自給率の目標を反映することにより、輸入飼料による畜産物の生産分を除いています。この方法は、

飼料の多くを輸入に依存している「国内生産」を厳密に捉えることから、総合食料自給率の目標が食料安全保障を図る上で基礎的な目標であることに変わりはありません。一方、飼料自給率が向上しても、国内畜産業の生産基盤が脆弱化すれば、総合食料自給率は向上しません。また、農業の持続的発展を図っていく上で、国内生産を維持・拡大していくことが必要であり、そのためには国民に対して国産農産物の消費を促すことも必要です。このため、国内の畜産業の努力を適切に反映する観点から、国内生産に着目した目標として「食料国産率¹」の目標が飼料自給率の目標と併せて設定され、双方の向上を図りながら、総合食料自給率の向上を図ることとされました（図表特1-6）。

総合食料自給率は、国内生産だけではなく、食料消費の在り方等によって左右されるものであることから、生産面では、国内外の需要の変化に対応した生産・供給、国内農業の生産基盤の強化により国内生産の維持・増大を図り、消費面では、消費者と食と農とのつながりの深化、食品産業との連携に取り組む必要があります。これらに官民総力を挙げて取り組んだ結果、生産面・消費面の諸課題が解決された場合に実現可能な水準として、令和12（2030）年度における品目ごとの食料消費の見通し及び生産努力目標が設定され、これらを前提として、総合食料自給率の目標は、供給熱量ベースで45%、生産額ベースで75%と設定されました（図表特1-7、図表特1-8）。

図表特1-6 総合食料自給率と食料国産率



資料：農林水産省作成

1 用語の解説3（1）を参照

図表 特1-7 主要品目の食料消費の見通し及び生産努力目標

(単位：万 t)

	食料消費の見通し (国内消費仕向量)		生産努力目標	
	平成30年度 (2018)	令和12年度 (2030)	平成30年度 (2018)	令和12年度 (2030)
米(米粉用米・飼料用米を除く)	799	714	775	723
米粉用米	2.8	13	2.8	13
飼料用米	43	70	43	70
小麦	651	579	76	108
大麦・はだか麦	198	196	17	23
大豆	356	336	21	34
そば	14	13	2.9	4.0
かんしょ	84	85	80	86
ばれいしょ	336	330	226	239
なたね	257	264	0.3	0.4
野菜	1,461	1,431	1,131	1,302
果実	743	707	283	308
砂糖	(231)	(206)	(75)	(80)
てん菜	－	－	361 (61)	368 (62)
さとうきび	－	－	120 (13)	153 (18)
茶	8.6	7.9	8.6	9.9
生乳	1,243	1,302	728	780
牛肉	93	94	33	40
豚肉	185	179	90	92
鶏肉	251	262	160	170
鶏卵	274	261	263	264
飼料作物	435	519	350	519

資料：農林水産省作成

- 注：1) 砂糖及びてん菜・さとうきびの()内の数値は精糖換算した値
 2) 飼料作物は可消化養分総量(TDN)である。
 3) 各品目の生産努力目標は輸出目標を踏まえたものである。

図表 特1-8 食料自給率等の目標

(単位：%)

	平成30(2018)年度 (実績)	令和12(2030)年度 (目標)
供給熱量ベースの総合食料自給率	37	45
生産額ベースの総合食料自給率	66	75
飼料自給率	25	34
供給熱量ベースの食料国産率	46	53
生産額ベースの食料国産率	69	79

資料：農林水産省作成

- 注：令和12(2030)年度における生産額ベースの総合食料自給率及び食料国産率については、各品目の現状の単価を基準に、TPPの影響等を見込んでいる。

(食料自給力)

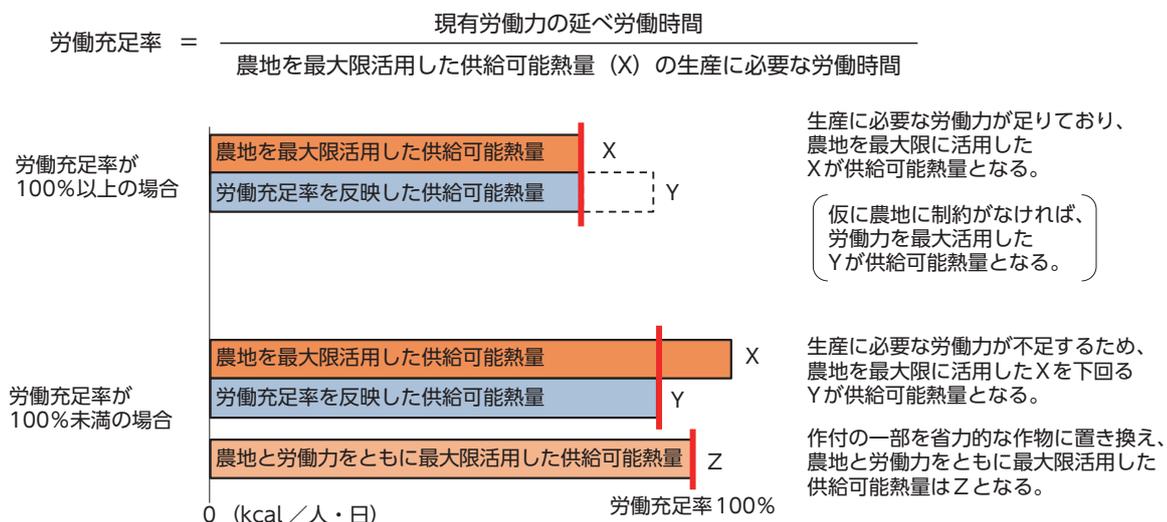
現代の食生活は、海外からの輸入食料の供給も含めて成り立っており、輸入食料の大幅な減少といった不測の事態が発生した場合は、国内において最大限の食料供給を確保する必要があります。この場合、我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力(食料自給力)をフル活用することにより、生命と健康の維持に必要な食料の生産を高めることが可能であることから、平素から我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を把握し、その維持・向上を図ることが重要です。

(食料自給力指標)

我が国が有する農地等の農業資源、農業者、農業技術といった潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示したものが、食料自給力指標です。前基本計画においては、農地を最大限活用するものとしていましたが、新たな基本計画では、農業労働力や省力化の農業技術も考慮するよう指標が改良されました。さらに、将来（令和12（2030）年度）に向けた農地や農業労働力の確保、単収の向上が、それぞれ1人・1日当たりの供給可能熱量の増加にどのように寄与するかについても、定量的に評価できるように、令和12（2030）年度の食料自給力指標の見通しが提示されました。

食料自給力指標は、農地等を最大限活用することを前提として、米・小麦中心の作付け及びいも類中心の作付けの2パターンについて、栄養バランスを一定程度考慮した上で、熱量効率が最大化された場合の国内農林水産業生産による1人・1日当たり供給可能熱量と、各パターンに必要な労働時間に対する現有労働力の延べ労働時間の充足率（労働充足率）を反映した供給可能熱量を示しています（図表特1-9）。

図表 特1-9 労働充足率を反映した供給可能熱量の考え方

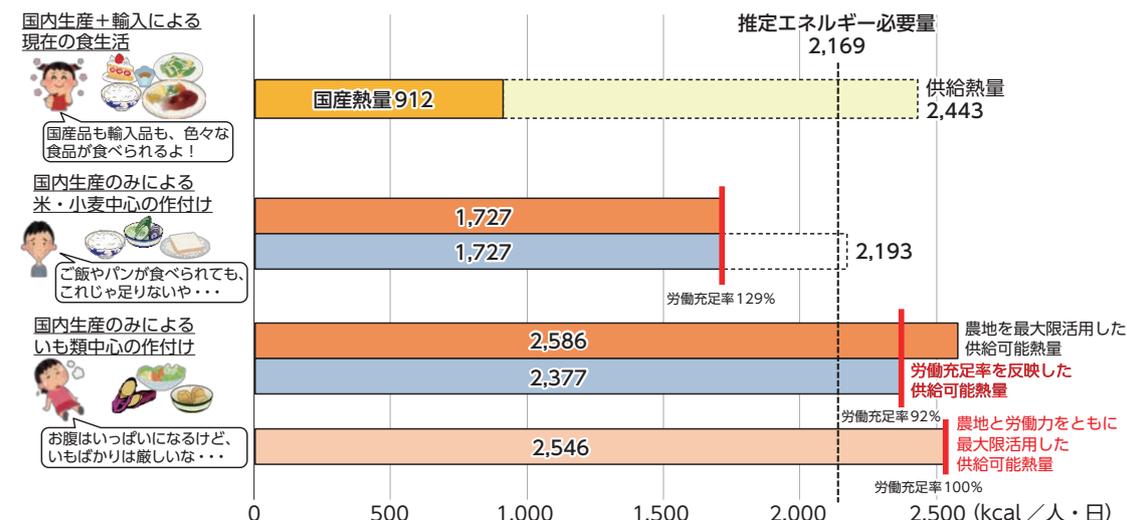


資料：農林水産省作成

注：現有労働力の延べ労働時間とは、臨時雇用によるものも含め、現実に農作業に投入された延べ労働時間の推計値

平成30（2018）年度の食料自給力指標では、米・小麦中心の作付けの供給可能熱量が推定エネルギー必要量を下回り、いも類中心の作付けの供給可能熱量はこれを上回っています。いも類中心の作付けでは、その作付けに必要な労働力が不足していますが、労働力の状況を反映した供給可能熱量も推定エネルギー必要量を上回る結果となっています（図表特1-10）。

図表 特1-10 平成30（2018）年度における食料自給力指標

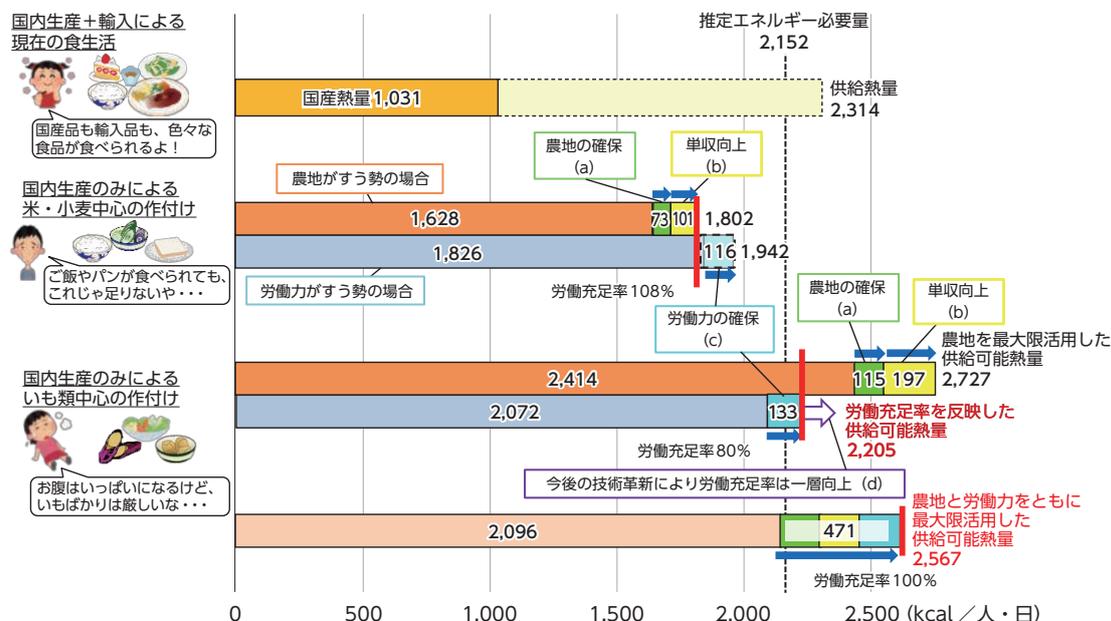


資料：農林水産省作成
 注：1) 推定エネルギー必要量とは、1人・1日当たりの「そのときの体重を保つ（増加も減少もしない）ために適当なエネルギー」の推定値をいう。
 2) 再生利用可能な荒廃農地（平成30（2018）年：9.2万ha）の活用を含む。

令和12（2030）年度における食料自給力指標の見通しは、新たな基本計画に基づき、農地や労働力の確保、単収の向上等を図ることにより、すう勢で推移した場合から、供給可能熱量が押し上げられることを示しています（図表 特1-11）。

こうした食料自給力指標と農地・単収・労働力等の関係を踏まえ、今後、農地や労働力の確保、単収の向上、技術革新にしっかりと取り組んでいくことが重要です。

図表 特1-11 令和12（2030）年度における食料自給力指標の見通し



資料：農林水産省作成
 注：1) 「農地がすう勢の場合」とは、農地の転用及び荒廃農地の発生がこれまでと同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定し、農地面積が392万haとなった場合の試算。なお、農地面積以外の要素については、平成30（2018）年度の据え置きとしている。
 2) 「農地の確保 (a)」とは、施策効果により農地面積が414万haとなった場合の試算
 3) 「単収向上 (b)」とは、各品目の生産努力目標が達成された場合に想定される、単収や畜産物1頭羽当たりの生産能力、林水産物の生産量を見込んだ試算
 4) 「労働力がすう勢の場合」とは、農業就業者（基幹的農業従事者、雇用者（常雇い）及び役員等（年間150日以上農業に従事））数のこれまでの傾向が継続した場合（131万人）の変化率を現有労働力の延べ労働時間に乗じて試算
 5) 「労働力の確保 (c)」とは、青年層の新規就農を促進した場合（140万人）の農業就業者数の変化率を現有労働力の延べ労働時間に乗じて試算
 6) 水産物及び林産物については、関連データ不在により、労働充足率を100%としている。

エ 新たな食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策

新たな基本計画では、食料・農業・農村をめぐる情勢等を踏まえ、講ずべき施策を記述しています。

（食料の安定供給の確保）

消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、関係者の連携・協働による新たな価値の創出を推進します。また、グローバルマーケットの戦略的な開拓として、政府一体となった輸出促進や日本食・食文化の海外普及や食産業等の海外展開等の取組を推進し、農林水産物・食品の輸出額を令和12（2030）年までに5兆円とすることを目指します。

食料の安定供給の前提である食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼確保、食生活・食習慣の変化等を踏まえた食育や消費者と生産者の関係強化を進めます。また、食料供給に係るリスクを見据えた総合的な食料安全保障を確立します。

（農業の持続的な発展）

効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営）が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する観点から、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人等経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化¹、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応等の環境対策等を総合的に推進します。また、中小・家族経営等多様な経営体による地域の下支えを図るとともに、生産現場における人手不足等の問題に対応するため、ドローン等を使った作業代行やシェアリング等新たな農業支援サービスの定着を促進します。

（農村の振興）

農村を維持し、次の世代に継承していくため、農村の振興に当たっては、（1）生産基盤の強化による収益力の向上等を図り農業を活性化することや、農村の多様な地域資源と他分野との組合せによって新たな価値を創出し所得と雇用機会を確保すること、（2）中山間地域をはじめとした農村に人が住み続けるための条件を整備すること、（3）農村への国民の関心を高め、農村を広域的に支える新たな動きや活力を生み出していくこと、といった「三つの柱」に沿って、農林水産省が中心となって、関係府省、都道府県・市町村、民間事業者等と連携し、現場ニーズの把握や課題解決を地域に寄り添って総合的に推進します。

（東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応）

農地等の整備の完了を目指し、地震・津波被災地域の復旧・復興を着実に進めるとともに、原子力災害からの復旧・復興として、食品の安全を確保する取組や、農業者の経営再開の支援、国内外の風評被害の払拭に向けた取組等を引き続き推進します。

大規模自然災害への備えとして、過去の災害の教訓を活かし、事前防災を徹底する必要があります。このため、災害に備える農業経営の取組の全国展開や異常気象等のリスクを軽減する技術の確立・普及、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策、初動対応をはじめとした災害対応体制の強化、不測時における食料安定供給のための備えの強化に取り組みます。また、被災した農業者の早急な営農再開の支援も進めます。

¹ 用語の解説3（1）を参照

(団体)

農業協同組合系統組織が農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしながら、各事業の健全性を高め、経営の持続性を確保するため、引き続き、自己改革の取組を促進します。

農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区についても、その機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようにします。

(食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成)

食料・農業・農村に関する施策を講ずる上で、基本となるのは国民の理解と支持であり、国内農業の重要性や持続性の確保についての認識を国民各層が共有した上で、農村を維持し、次世代に継承していくことを国民共通の課題として捉え、具体的な行動に移すための機会を創出していく必要があります。このため、我が国の食料の安定供給に関するリスクが顕在化している等の実態を分かりやすい形で発信します。

農林漁業体験等の食育や地産地消等について、消費者、食品関連事業者、農業協同組合をはじめとする生産者団体を含め官民が協働して幅広く進め、農産物・食品の生産に込められた思いや創意工夫等についての理解を深めつつ、食と農とのつながりの深化に着目した新たな国民運動を展開します。

(新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応)

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化を速やかに解消し、生産基盤・経営の安定を図るため、内需・外需の喚起、農業労働力の確保、国産原料への切替え等の中食・外食・加工業者対策等を機動的に講じます。

また、消費者に分かりやすく情報を提供するとともに、新たな感染症等による食料供給へのリスクについて調査・分析を行い、中長期的な課題や取り組むべき方向性を明らかにします。

(3) 食料・農業・農村基本計画と併せて策定された展望等

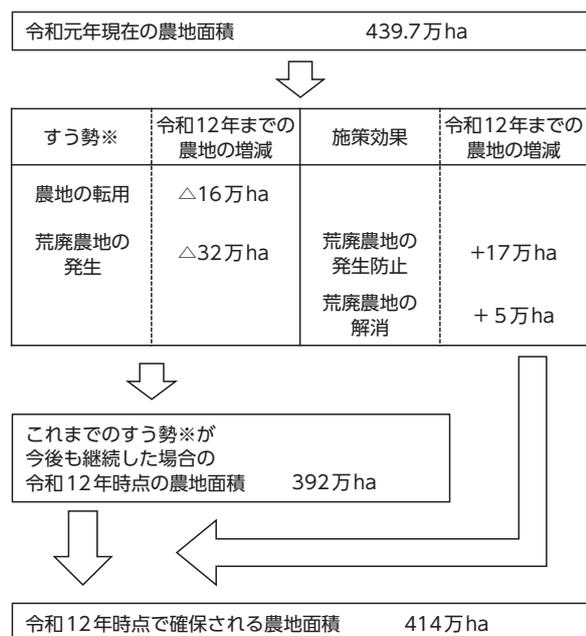
新たな基本計画と併せて、農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営の展望等が策定されており、それらの内容をここでは紹介します。

ア 農地の見通しと確保

(農地面積の見通し)

令和12(2030)年における農地面積の見込みは、これまでのすう勢が今後も継続した場合、令和元(2019)年の農地面積439.7万haから、農地転用により16万ha、荒廃農地¹の発生により32万ha減少し、392万haとなると推計されます。これに、荒廃農地の発生防止や解消の施策効果を織り込んだ結果、令和12(2030)年時点で確保される農地面積は、414万haと見通されます(図表特1-12)。

図表 特1-12 農地面積の見通し



資料：農林水産省作成

注：すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み

イ 農業構造の展望

(望ましい農業構造の姿)

担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を総合的に推進していく上での将来のビジョンとして、担い手の姿を示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにしています。

多様な経営体が我が国の農業を支えている現状を踏まえ、中山間地域等における地理的条件や、生産品目の特性等地域の実情に応じ、家族・法人の別等経営形態にかかわらず、経営改善を目指す農業経営体²を担い手として育成します。

担い手に利用されていない農地を利用している中小規模の経営体等についても、持続的に農業生産を行い、担い手とともに地域社会を支えている実態を踏まえて、営農の継続が図られるよう配慮し、また、担い手やその他の経営体を支える農作業支援者の役割にも留意する必要があります。

さらに、他産業との人材獲得競争も激化することが予想される中、世代間バランスの取れた農業構造の確立に向け、農業労働力の見通しについても併せて提示しています。

担い手の姿としては、効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同

1 用語の解説3(1)を参照

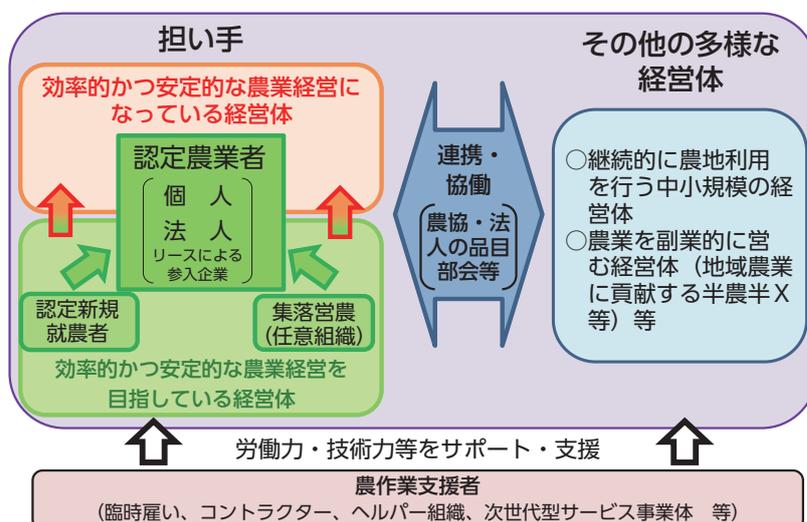
2 用語の解説1、2(1)を参照

等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営) になっている経営体及びそれを目指している経営体の両者を併せて、「担い手」としており、ここでいう、効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体とは、(1)「認定農業者¹⁾」、(2) 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、(3) 将来法人化して認定農業者となることを見込まれる「集落営農」としています。

望ましい農業構造の姿としては、農地中間管理機構の発足(平成26(2014)年)以降、担い手への農地の集積率が約6割まで上昇している中、基本法第21条を踏まえ、全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指すこととしています。

その際、中山間地域等の地理的条件や、生産品目の特性等地域の実情に応じて進めていくとともに、担い手に利用されていない農地を利用している中小規模の経営体等についても、担い手とともに地域を支えている実態を踏まえて、営農の継続が図られるよう配慮していきます。また、担い手やその他の経営体を支える農作業支援者の役割にも留意が必要です(図表特1-13)。

図表 特1-13 地域を支える農業経営体



資料: 農林水産省作成

農業就業者(基幹的農業従事者²⁾、雇用者(常雇い³⁾)及び役員等(年間150日以上農業に従事)について、近年のすう勢を基に試算を行い、これまでの傾向が続いた場合、農業就業者数は、令和12(2030)年に131万人、そのうち49歳以下は28万人と見通されますが、持続可能な農業構造が実現するよう、農業の内外からの青年層の新規就農を促進し、減少が続く基幹的農業従事者(49歳以下)の数を維持するとともに、雇用者(常雇い・49歳以下)が平成22(2010)年から平成27(2015)年までの1/2程度の増加ペースで増加すること等を前提とすれば、農業就業者数は、令和12(2030)年に140万人、そのうち49歳以下が37万人となります。

ウ 農業経営の展望

(農業経営モデル等の提示)

新たな基本計画における「農業経営の展望」は、担い手や労働力の確保が益々困難にな

1 用語の解説3(1)を参照

2、3 用語の解説1、2(4)を参照

ると予想される中、家族経営を含む多様な担い手が地域の農業を維持・発展できるよう、他産業並みの所得を目指し、新技術等を導入した省力的かつ生産性の高い経営モデルを、主な営農類型・地域について例示しているものです。具体的には、水田作、畑作等営農類型別に、(1) 意欲的なモデル、(2) 現状を踏まえた標準的なモデル、(3) スマート農機の共同利用や作業の外部委託等を導入したモデル、(4) 複合経営モデルの計37モデルを提示しています(図表特1-14)。

あわせて、半農半X等新たなライフスタイルを実現する取組や規模が小さくても安定的な経営を行いながら、農地の維持、地域の活性化等に寄与する取組を事例として取り上げています。

都道府県・市町村が作成している農業経営基盤強化促進法に基づく基本方針・基本構想における農業経営の基本的指標等を作成・見直しする際に、各地域の実態に応じて参考となるように提示しています。また、小規模農家も含めた多様な農業経営の取組事例を参考として提示しています。

各地域で、これらのモデルや事例を参考として、小規模農家、担い手の育成や所得増大に向けた取組の進展が期待されます。

図表 特1-14 農業経営モデルの例示



資料：農林水産省作成
注：試算に基づくものであり、必ずしも実態を表すものではない。



特集 2

輝きを増す 女性農業者

女性農業者は農業や地域の振興に重要な役割を果たしています。しかしながら、従来、家族経営においては、女性の農作業、家事、育児等の負担が大きい一方で、収益の分配等については働きに応じた適正な評価がなされてこなかったことから、農山漁村における女性の評価と農業経営や地域社会への女性の参画を促す様々な取組が行われてきました。

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の形成に向け、基本的枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的とした男女共同参画社会基本法が施行されました。この男女共同参画社会基本法が制定されるまでには、社会の各分野において男女が均等に参画する機会が確保されるための様々な取組が行われてきていたことから、本法の制定は、このような取組の一つの到達点であるとともに、21世紀に向けた新しい男女共同参画社会の構築の出発点であるとも言われています。

令和元（2019）年は、男女共同参画社会基本法の施行から20年の節目の年となりました。今後、農業就業人口¹の一層の減少が見込まれる中、農業・農村の持続的な発展のためには、女性が働きやすく、暮らしやすい農業・農村としていくことで、幅広く多様な人材を確保・育成できるようにしていくことが必要です（図表特2-1）。

本特集では、第二次世界大戦後からの農業・農村における女性農業者の活躍に向けた施策をまとめるとともに、この20年間の女性農業者の状況を振り返り、今後の女性の更なる活躍を推進していくための課題と方策を提示します。

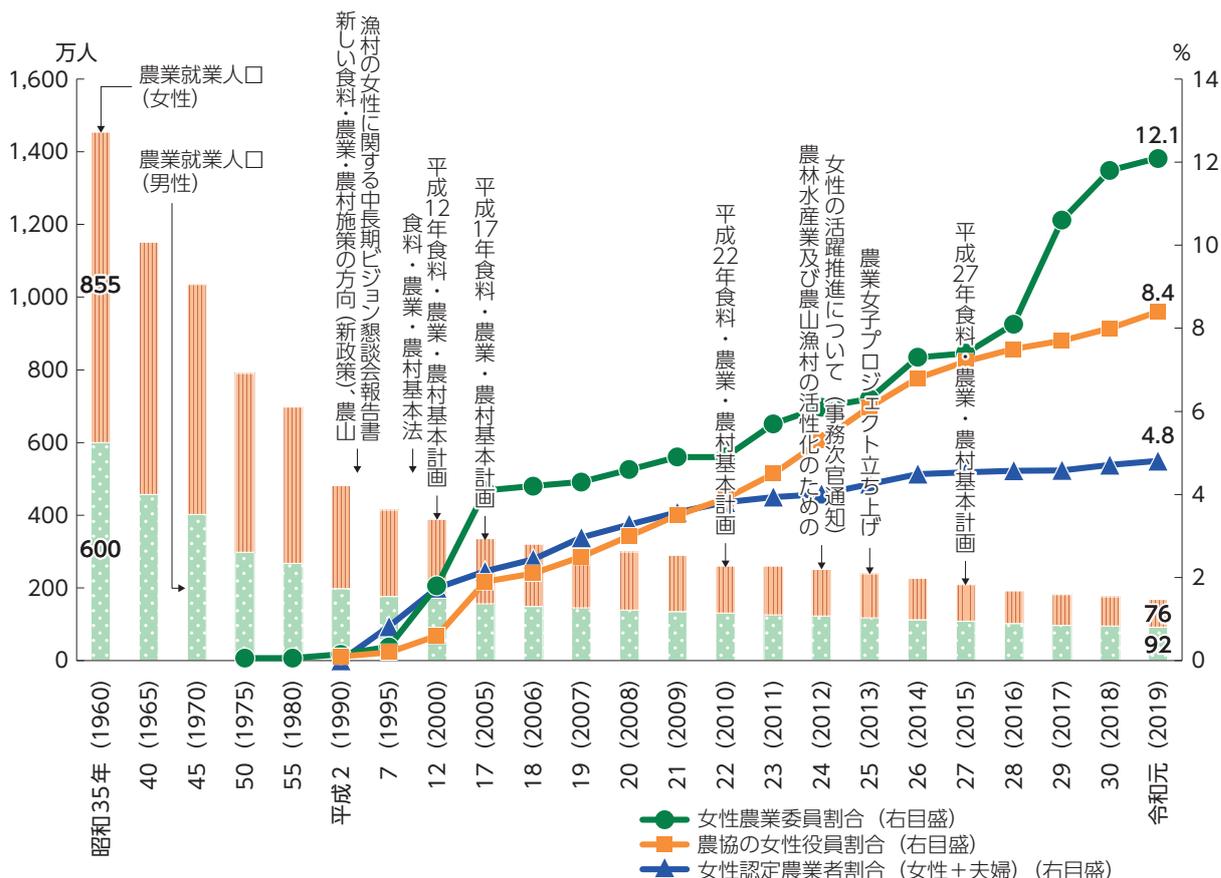
（1）女性農業者の活躍の軌跡 ～「生活改善」から「活躍」の時代へ～

女性農業者は、第二次世界大戦後、昭和23（1948）年から開始された生活改善普及事業²により過重労働から徐々に解放され、やがて自らの意思で経営に参画するようになっていきました。本節では、第二次世界大戦後から令和の現在までの女性農業者の役割、女性農業者を対象とした施策の推移を振り返ります。

¹ 用語の解説2（4）を参照

² 生活改善普及事業とは、連合国軍総司令部（GHQ）の指示で実施された農村の民主化を目指した運動。生活をより良くすることと、考える農民を育成するという目的で進められた。

図表 特2-1 女性に関する施策と主要指標の動き



〈主な女性に関する施策〉

	内閣府	農林水産省
平成4年 (1992)		新しい食料・農業・農村施策の方向 (新政策)、農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書
11 (1999)	男女共同参画社会基本法	食料・農業・農村基本法
12 (2000)	男女共同参画基本計画	平成12年食料・農業・農村基本計画
17 (2005)	第2次男女共同参画基本計画	平成17年食料・農業・農村基本計画
22 (2010)	第3次男女共同参画基本計画	平成22年食料・農業・農村基本計画
24 (2012)		農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について (事務次官通知)
25 (2013)		農業女子プロジェクト立ち上げ
27 (2015)	第4次男女共同参画基本計画	平成27年食料・農業・農村基本計画

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」、「農業委員への女性の参画状況」、「総合農協統計表」を基に作成

注：1) 農業委員：各年10月1日時点

2) 農協役員：各事業年度末

令和元 (2019) 年度数値は、全国農業協同組合中央会調べ

〈農村の生活改善から女性の農業経営への参画へ〉

農村女性は、農作業だけでなく、家事、育児、介護により過重労働であったと考えられます。第二次世界大戦後の昭和23 (1948) 年から、実践的な生活技術の普及により、「農家婦人の地位向上」と「農村社会の民主化」を促進し、農業生産と農家生活の調和のとれた改善を図る生活改善普及事業が実施されました。都道府県ごとに採用された生活改良普及員によって、農村女性は、かまど・台所改善による家事労働の効率化や、近代的な衛生学や栄養学を踏まえた家庭経営を学び、これまでのやり方を変えていくようになりました。また、効率的に農家を指導できるよう、生活改良普及員が意欲のある地域を重点的に

指導し、女性農業者で構成される生活改善実行グループを作り、グループ同士でも横のつながりを持つようになりました。

昭和30（1955）年から昭和48（1973）年の高度経済成長期には、年平均10%以上の経済成長を遂げ、男性の農外就労機会が拡大しました。「とうちゃん」は農外就労し、「じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃん」が農業を営む、いわゆる「三ちゃん農業」という形態が多く見られるようになり、女性は農業生産において、より中心的な役割を果たすようになるとともに、家事、育児、介護も負担していました。この頃の農業を支えたのは農家に嫁いだ女性たちでしたが、家庭や農村における地位は低く、経営での発言・決定権は十分ではありませんでした。このため、生活改善普及事業では農繁期の共同炊事、共同保育や、農薬散布用作業着の作製等健康維持のための支援も行われました。

昭和45（1970）年頃からは、稲作機械の導入と省力化が進みました。女性が作業をしなくても、農外就労する男性が休日に機械による稲作作業をすることが可能となり、農作業労働が軽減されていきました。これを機に、女性は生活改善実行グループを核に、特産品づくりや農産物直売所の運営等の起業活動に取り組み、注目を集めるようになりました。女性ならではの発想や知恵を活かした起業活動が生まれたことで、女性の資産形成に一定の役割を果たし、また、女性が自らの意思によって経営等に参画するようになっていきました。



かまどの改善
（昭和23（1948）年）



商品化された加工品の販売
（平成4（1992）年）



女性経営者セミナー研修会
（平成8（1996）年）

資料：一般社団法人全国農業改良普及協会「写真でたどる農業と普及事業の50年」

（男女共同参画社会基本法の施行と農業分野における女性施策）

農林水産業・農山漁村の発展に向け、女性が農林水産業の重要な担い手として、より一層能力を発揮していくことを促進するため、農林水産省は昭和63（1988）年に、毎年3月10日を「農山漁村婦人の日」（後に「農山漁村女性の日」に改称）と決めました。この時期は、農作業が比較的少なく女性が共に学び合う条件が整っていること、女性の3つの能力（知恵、技、経験）をトータル（10）に発揮してほしいという願いが込められています。

また、政府全体でもあらゆる分野で男女が共同して参画する社会の形成を目指し、平成3（1991）年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が定められました。そして、新国内行動計画に示された政府の方針が、農山漁村で暮らす女性にとって身近なもの、実効あるものとなるよう、具体化することが必要となり、平成4（1992）年に、農林水産省で初めての女性行動計画である「2001年にむけて 新しい農山漁村の女性」（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書）（以下「中長期ビジョン」という。）が策

定されました。中長期ビジョンでは、方針策定の場への女性の参画促進、家族経営協定¹の締結、能力の向上と多様な能力開発に向けた環境整備のための女性の起業支援等が明記されました。

このうち、家族経営協定については、家族経営体²における世帯員相互間のルールづくりの意義を有するものであり、その締結を推進することが労働時間、報酬、休日、職業訓練機会、老後の保障等の就業条件を明確にする手段として有効であると考えられました。このため、平成7（1995）年に、農林水産省は家族経営協定の普及推進に係る通知を発出し、国、地方公共団体や農業委員会、農業協同組合（以下「農協」という。）等の関係機関が連携して、全国で家族経営協定の締結を推進してきました。

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の形成のための基本的枠組みを定め、社会全体で、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目的とした男女共同参画社会基本法が施行されました。

また、農政においても、平成11（1999）年に施行された食料・農業・農村基本法において、男女共同参画の規定が盛り込まれました。これにより、女性の農業経営における役割を適正に評価し、女性自らの意思によって農業経営等に参画する機会を確保するための環境整備を目指していくこととなりました。

農林水産省では、これらの法律に基づき、男女共同参画の普及・啓発、家族経営協定締結の促進、起業活動・6次産業化³の支援、認定農業者⁴になるための研修、次世代リーダーの育成等の幅広い施策を講じてきました（[図表 特2-2](#)）。これに加えて、各都道府県でも女性農業者向けの起業活動の支援や、経営管理技術を習得するための研修等が行われてきました。

また、これらの女性農業者向けの施策に加え、強い農業・担い手づくり総合支援交付金や農山漁村振興交付金等の幅広い農業者を対象にした事業等においても女性の活躍推進に向けた措置が設けられてきました（[図表 特2-3](#)）。

1 用語の解説3（1）を参照

2 用語の解説1、2（1）を参照

3、4 用語の解説3（1）を参照

図表 特2-2 男女共同参画社会基本法施行以降の女性農業者向けの施策

男女共同参画の普及・啓発	家族経営協定締結推進	起業活動・6次産業化支援	女性の経営力向上や認定農業者になるための研修	次世代リーダー育成	女性が働きやすい環境整備
<ul style="list-style-type: none"> 平成12-14年度 農村女性・高齢者支援普及活動事業（男女共同参画に向けた普及活動マニュアルの策定） 平成12-16年度 農業・農村男女共同参画推進事業（地域段階における女性の社会参画の指標・目標の策定や普及啓発等） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成12-16年度 農山漁村生活開発推進事業（家族経営協定の締結促進） 平成17-21年度 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業（家族経営協定の締結促進） 平成23-25年度 男女共同参画加速化事業（家族経営協定の締結促進） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成12-16年度 農山漁村生活開発推進事業（農業関連起業活動推進のための支援施設運営や起業活動交流会の開催） 平成14年度 女性起業e-ビジネス化支援事業（研修や消費者との交流会実施） 平成22-23年度 女性・高齢者等活動支援事業（農村女性グループによる起業活動への助成） 平成24年度 6次産業化推進整備事業（女性起業家枠の設定） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度 女性農業者の能力向上のための経営管理研修等 平成15年度 農業経営基盤強化促進法改正、認定農業者の共同申請開始 平成17-21年度 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業（女性認定農業者の拡大に向けた普及啓発活動） 平成18年度 担い手総合緊急支援事業 平成19-21年度 担い手アクションサポート事業（認定農業者を志向する女性への研修や情報提供、認定農業者の共同申請に向けた普及活動） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26-29年度 女性農業次世代リーダー育成塾（地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成） 平成30年度-女性農業コミュニティリーダー塾（地域の農業界を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成のための研修） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27-29年度 農業の未来をつくる女性活躍経営体100選（女性の活躍推進に取り組む農業法人等の認定・普及） 平成30年度-令和元年度 ロールモデルとなる女性活躍経営体を全国へ展開（セミナー、ポータルサイトの開設等）

資料：農林水産省作成

図表 特2-3 女性の活躍推進に向けた事業（令和元（2019）年度）

事業名	女性の活躍推進に向けた取組内容
人・農地問題解決加速化支援事業	人・農地プランの作成に必要な取組事項の検討と当該プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することを要件化
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	女性が主体の取組の場合に配分ポイントの加算や農産物加工に必要な施設整備の要件を緩和
6次産業化の推進	女性による取組事例の情報提供等を通じて、女性による6次産業化等の取組を促進
持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進事業	女性等が安全に活躍できる環境づくりに向けて、農業者ごとの状況に応じた安全情報等を積極的に発信し効果的に農業者の安全意識を向上させる取組について支援
農山漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動（地元食材を活用した新商品の開発・販売等）、地域文化の伝承等の能力発揮、地域住民の活動促進に必要となる施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動を支援

資料：農林水産省作成

注：このほか、図表特2-2に記載のとおり次世代リーダー育成、女性が働きやすい環境整備を実施

事例

グループで個人で進む女性の起業（栃木県、千葉県）

(1) グループ経営起業：企業組合らんどまあむ（栃木県）

栃木県下野市の企業組合らんどまあむ（代表 大越歌子さん）は、平成23（2011）年、道の駅しもつけの開設に合わせ、地域産品を提供することを目的に、農村生活研究グループメンバーを中心に設立されました。現在、管理栄養士や調理師、介護ヘルパー等の構成員10人（うち女性9人）で地域特産品の加工・販売、配食サービスを行っています。

市から委託され高齢者への配食サービスを実施していますが、配食だけでなく、安否確認や悩み相談も行うなど、女性ならではの心配りが活かされています。

同組合は全員が多彩な能力を発揮しつつ、「やりがい」と「生きがい」を持って活動を行うことで、加工品のブランド化、地産地消、食の改善等を推進し、地域コミュニティの維持・再生にも貢献し、県内の女性起業のモデル事例となっています。

このような取組が評価され、令和元（2019）年度農林水産祭で日本農林漁業振興会会長賞「女性の活躍」を受賞しました。



代表 大越歌子さん（前列右から2人目）と企業組合らんどまあむの皆さん

(2) 個人経営起業：株式会社バラの学校（千葉県）

千葉県館山市の中井結未衣さんは、会社員からフラワーデザイナーを経て、プリザーブドフラワーの先駆者として東京都表参道でプリザーブドフラワーの教室や販売の経営をしていました。

平成23（2011）年の東日本大震災の被災地支援でお花を持って被災地に行ったところ、「お花を待っていた！」と喜んでもらえて、花には大きな力があると実感し、就農を決意しました。花の栽培に適した移住先を探して、平成24（2012）年に千葉県館山市に移住、「株式会社バラの学校」を立ち上げました。現在は、3aのバラ農園で、300株250品種の食用バラの栽培、加工、販売を行い、都内で教室も開催しています。

中井さんは、「農業の衰退に歯止めをかけるとともに、農福連携を実現すべく、ノンカフェインのローズティーを開発し、国内特許を取得できました。また、社会福祉法人への栽培委託や輸出の取組もスタートしています」と意欲を述べています。



中井結未衣さん（中央の方）

**(新しい発想で女性農業者の活躍を推進する「農業女子プロジェクト」)**

上記のような施策により、女性農業者の地位向上や農業経営等への参画の推進に取り組む一方で、農林水産省では、平成25（2013）年度に「農業女子プロジェクト」を立ち上げました。これは、女性農業者の知恵と企業の技術を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を進める取組であり、社会全体での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの

意識の改革・経営力の発展を促すとともに、若い女性の職業の選択肢に「農業」を加えることを目標としています。令和元（2019）年度末時点で、農業女子プロジェクトのメンバー（以下「農業女子メンバー」という。）は808人で、連携企業として自動車メーカーや衣料品メーカー、農業機械メーカー等33社が参画して、これまでに女性の視点を取り入れた軽トラックや農業機械、農作業時の動作を考慮した衣服、インナー等の企画・開発等を行ってきました。

プロジェクトで開発された商品は、現場でも活用されています。愛知県の女性グループである「おしゃれ農女^{のうじょ}」では、農業女子プロジェクトで開発されたトラックでマルシェに参加、農産物販売を展開しています。



農作業時、膝・腰・股関節に負担を感じているという農業女子の声に応えるスパッツを、意見交換会や農業女子の着用テストを経て完成
資料：株式会社ワコール



手になじみ、作業しやすく疲れにくい鎌・鍬等を開発
資料：カネコ総業株式会社



UVカットガラスを採用し、フロアの高さを下げるなど乗降しやすい全8色のボディーカラーの軽トラックを開発
資料：ダイハツ工業株式会社

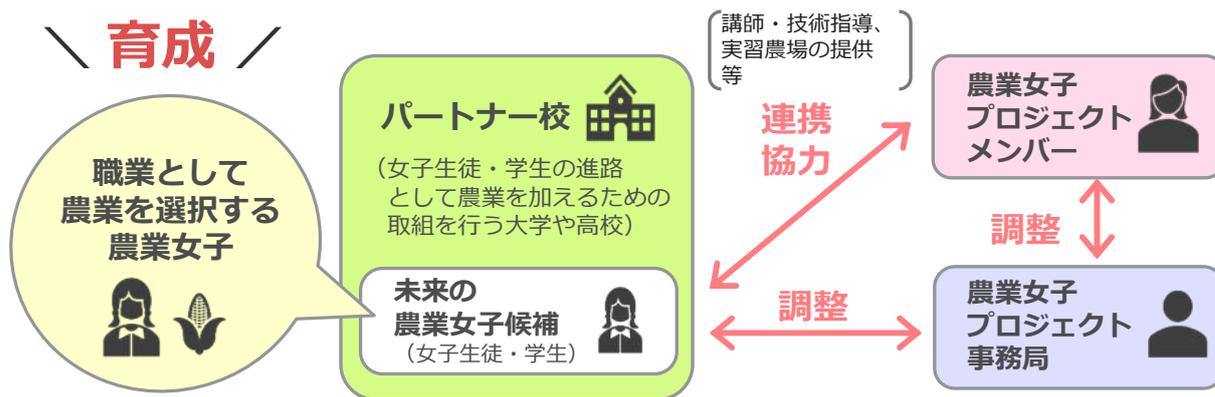


「おしゃれ農女」のみなさん
農業女子プロジェクト成果品である軽トラックでマルシェに出店

立上げから6年が経過し、活動の幅も広がっています。メンバー自身が関心事項をテーマとする自主的な勉強会を実施する取組が行われています。その一つとして、竹林千尋^{たけばやしちひろ}さん（大分県）や堤由美^{つみゆみ}さん（兵庫県）が中心となって、海と畑の地域資源循環を軸とした農業を確立させ、農業女子メンバーの農園や農産物等の付加価値を高めるプロジェクトが開始されています。

また、平成28（2016）年11月には、高校・大学等の教育機関と活躍する農業女子メンバーによる「チーム“はぐくみ”」を結成しました。女子生徒・学生を対象に農業についてのワークショップを行ったり、農業女子メンバーの農場で実習したりするなど、未来の農業女子を育む活動を展開しています（図表 特2-4）。これまで3人の女子生徒・学生が卒業後新規就農しました。

図表 特2-4 未来の農業女子育成「チーム“はぐくみ”」



資料：農林水産省作成

注：令和元（2019）年度末時点、パートナー校は、桜美林大学、蒲田女子高等学校、近畿大学、産業能率大学、東京家政大学、東京農業大学、山形大学の7校

また、活動には地域的な広がりも出てきています。平成26（2014）年には、農業女子プロジェクトへの参加を契機にネットワークや情報交換の重要性を感じた農業女子メンバーが、地元でも女性農業者のネットワークを構築しました。令和元（2019）年度には、農業女子プロジェクトの「地域版グループ」（メンバーの半数以上が農業女子メンバーである農業女子プロジェクト事務局公認のグループ）は7つとなり、それぞれのグループ内で情報交換、マルシェ出店、商品開発等の活動をしています（図表 特2-5）。

さらに、農業女子メンバーが一人以上関わっている地域におけるグループは、全国で約60となりました。

図表 特2-5 農業女子プロジェクトの活動拡大、発展（地域版グループの展開）



資料：農林水産省作成

注：「農業女子プロジェクト地域版グループ」とは、メンバーの半数以上を農業女子メンバーが占めることを要件とする農業女子プロジェクト事務局公認のグループ

海外に目を向けた活動を展開する農業女子メンバーもいます。例えば、埼玉県ぬくいの貫井香か織おりさんは、平成29（2017）年に農業女子プロジェクトと連携して開催した香港でのフェ

アをきっかけに、平成30（2018）年に、新ブランド「Famable」^{ファーマブル}の統一ブランドで自ら生産した農産物を香港でプロモーションする試みを行いました。また、農山漁村女性が主要テーマとして取り上げられた平成30（2018）年3月開催の「国連女性の地位委員会」のサイドイベントでは、山形県の結城こずえさんが自らの体験の発表を行いました。農業女子プロジェクトを通じて知り合った女性農業者ネットワークが、加工や販路開拓等の自身の経営の発展につながったこと等を発表しました。

（2）現場で輝きを増す女性農業者 ～この20年間を振り返って～

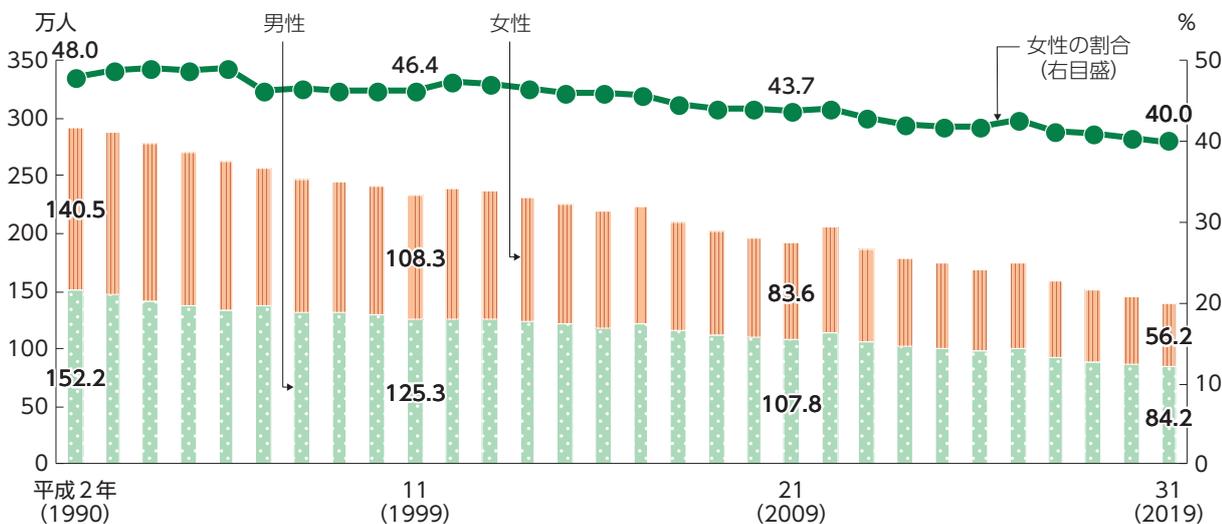
ここでは、女性農業者の農業経営や地域農業への参画状況について、おおむね20年間の推移を分析します。

（女性の基幹的農業従事者は減少、女性割合も低下）

女性の基幹的農業従事者¹は、平成11（1999）年から平成31（2019）年までの20年間で108万人から56万人まで減少しています（図表 特2-6）。この要因としては、農業以外の産業において女性が活躍する場が増えたことや、高齢によるリタイアが考えられます。

また、基幹的農業従事者に占める女性の割合を見ても46%から40%へと減少傾向にあります。

図表 特2-6 基幹的農業従事者数の男女割合



資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農林業センサス」を基に作成
 注：1) 基幹的農業従事者とは、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
 2) 各年2月1日時点

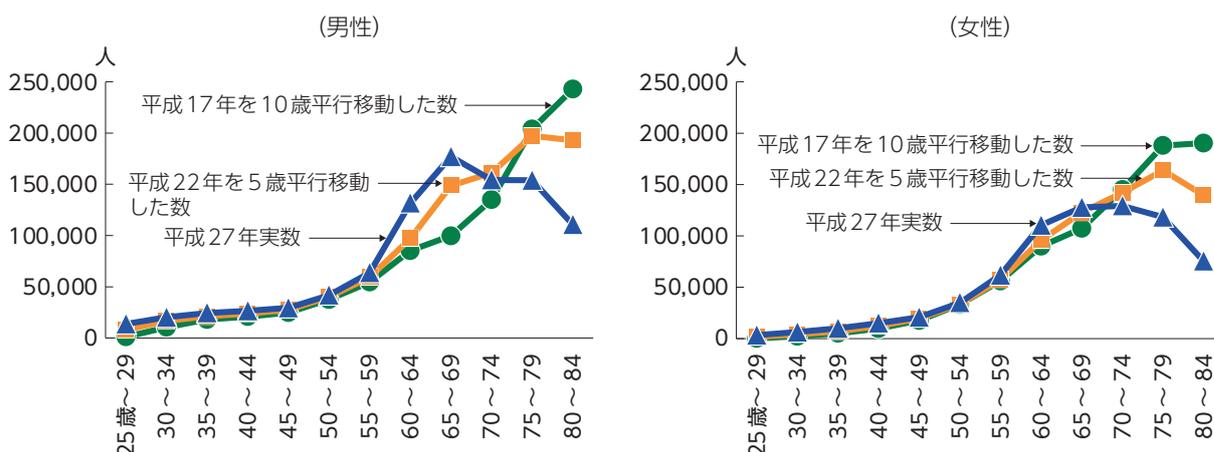
その要因を分析するために、平成17（2005）年及び平成22（2010）年の調査時の基幹的農業従事者が、そのまま5年後、10年後の平成27（2015）年も営農を続けていると仮定した数と、平成27（2015）年の実数を年齢階層別に比較しました（図表 特2-7）。これによると、この10年間で、男性においては60歳から69歳までの層で基幹的農業従事者数に大幅な増加が見られます。これは、定年退職等を契機として新たに就農したり、農外勤務を主体としていた男性が農業主体に移行したこと等が影響していたと考えられま

1 用語の解説1、2（4）を参照

す。これに対して、女性では、この10年間で、男性と比べると60歳から69歳までの層での増加は小さくなっています。

若年層については、平成17（2005）年の値を10歳平行移動した数と平成27（2015）年の実数を比較すると、25歳から59歳までの全ての階層で、60代の層での増加数と比べると小さいものの、男女ともに基幹的農業従事者数は僅かに増加しています。ただし、若年層においても、女性の基幹的農業従事者の増加は男性に比べて低い水準となっています。

図表 特2-7 男女別年齢階層別にみた基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成

注：平成17（2005）年、平成22（2010）年については、当該年の各年齢階層の数値をそれぞれ、2階層及び1階層右へ移動させて表記した。

（女性の新規就農者は全体の4分の1、新規雇用就農で女性割合が高い）

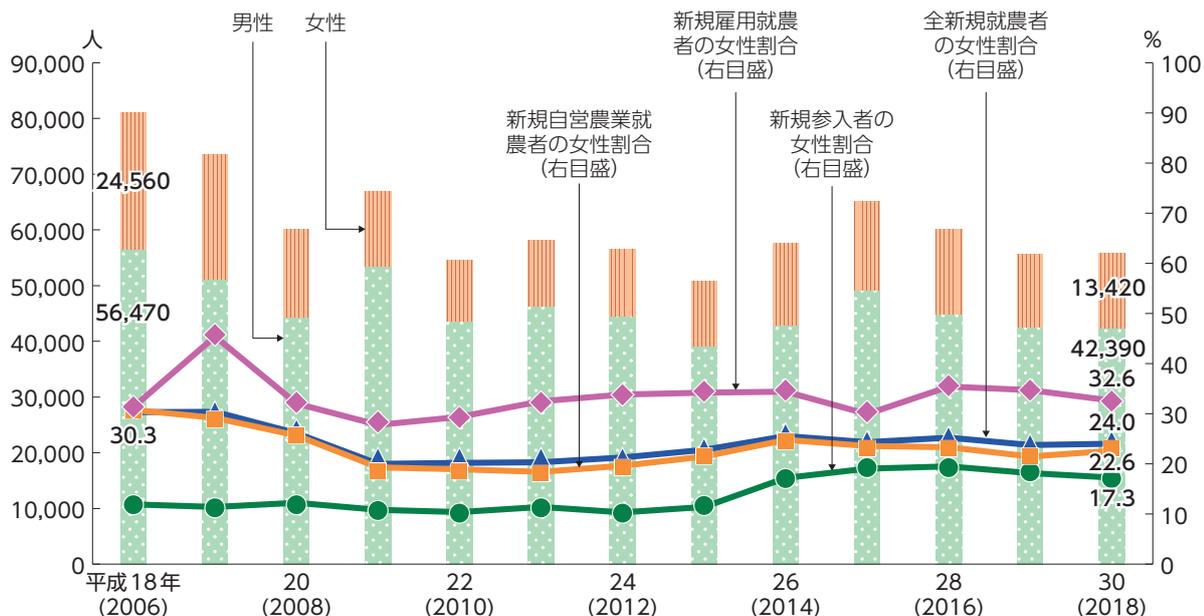
平成30（2018）年における女性の新規就農者¹数は1万3千人で、そのうち49歳以下は5千人となっています。

また、新規就農者に占める女性の割合は、調査が開始された平成18（2006）年の30%から平成30（2018）年には24%へと低下しました（図表 特2-8）。これは、後述するように、農作業の体力的なきつさや栽培技術の習得等の課題に加え、女性労働力の確保に関する他産業との競合が強まっていること等が背景にあると考えられます。

新規雇用就農者²については、女性が全体の32.6%となっており、雇用就農において女性の割合が高くなっています。この要因としては、一般的に法人等では、育児・介護休暇等の就業条件が整備されていることや未経験の女性でも農業技術を習得しやすいこと等が考えられます。

1、2 用語の解説 2(5)を参照

図表 特2-8 新規就農者数の男女割合



資料：農林水産省「新規就農者調査」を基に作成

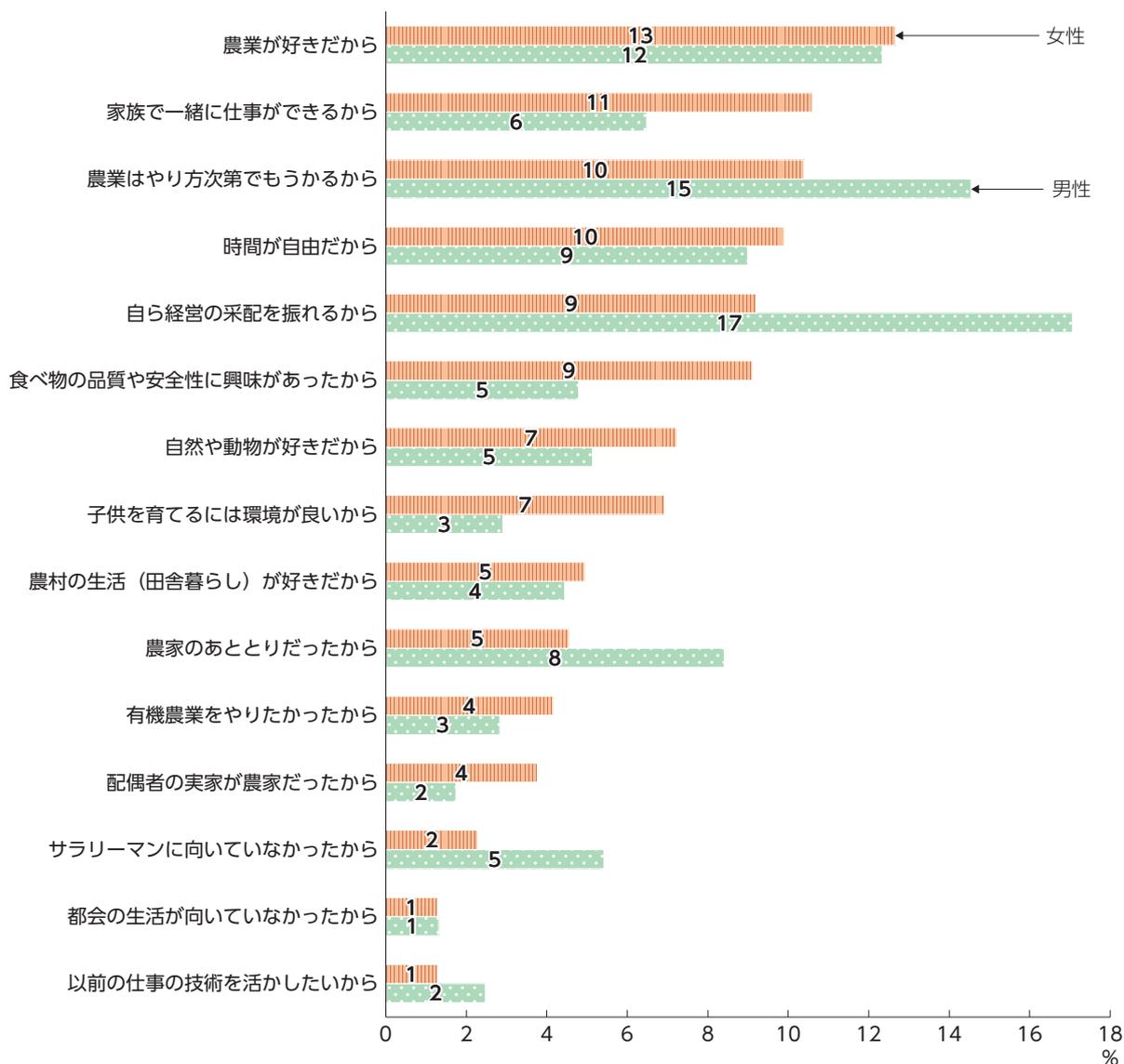
(男女で異なる新規就農者の就農理由)

新規就農者の就農理由は、性別によってその傾向が異なります。

「新規就農者の就農実態に関する調査結果」¹によると、男性は就農理由として、「自ら経営の采配を振れるから」、「農業はやり方次第で儲かるから」との回答が上位になっています。一方、女性の場合は、「農業が好きだから」、「家族と一緒に仕事ができるから」という回答が上位を占めています。また、女性は、「子供を育てるには環境が良いから」という理由を選択する割合が男性に比べて高く、家族や子供が重要な要素になっていることがうかがえます(図表 特2-9)。また、男性に比べ女性が「食べ物の品質や安全性に興味があったから」と回答する割合が高いことも特徴的です。

1 一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター調べ

図表 特 2-9 男女別新規就農の理由



資料：一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果」（平成29（2017）年3月）を基に農林水産省作成

注：1）就農してからおおむね10年以内の新規就農者を対象に行ったアンケート調査（有効回答者数4,377人）
 2）就農理由についての回答の上位3位までの合計を男女別全回答数で除した割合

(女性の認定農業者数は20年間で5倍に増加)

女性の基幹的農業従事者が減少する一方で、地域農業を支える担い手となる女性農業者は大きく増加してきました。女性の認定農業者数は平成11（1999）年には2千人でしたが、平成31（2019）年3月では1万1千人と5倍に増加しています（**図表特2-10**）。この要因としては、平成15（2003）年に、認定農業者制度における農業経営改善計画の共同申請が可能となったことにより、夫婦での申請が増加していることが挙げられます。全体の認定農業者数に占める女性の割合も20年間で3倍（1.6%から4.8%）に増加しています。

しかし、まだその割合は低いことから、今後も引き続き、共同申請を促すなど一層の推進に取り組む必要があります。

図表 特2-10 女性の認定農業者の割合



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」を基に作成
注：各年3月31日時点

(女性農業者の経営への参画は約5割)

女性がどの程度農業経営に参画しているかを見てみます。女性が経営に関与する販売農家¹は全体の47%を占めており、そのうち、認定農業者がいる販売農家では61%、家族法人経営（一戸一法人）では62%において女性が経営に関与しています（**図表特2-11**）。

図表 特2-11 女性が経営に関与する割合（販売農家経営形態別）

(単位：%)

	販売農家 (全体)	認定農業者がいる販売農家	
		認定農業者がいる販売農家	販売農家 (家族法人経営)
女性が経営に関与する割合	47	61	62

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」を基に作成

(農業法人役員に占める女性割合は約2割)

公益社団法人日本農業^{にほんのうぎょうほうじんきょうかい}法人協会の調べによると、平成28（2016）年度において農業法人の役員に占める女性の割合は21.8%となっています。この割合は平成24（2012）年度から10ポイント増加しています。

また、これを他産業と比較すると、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業等には及ばないものの、建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業とほぼ同じかそれよりやや高い水準となっています。従業員数や売上高等の事業規模が異なるため一概に比較することは難しいものの、農業法人において経営に参画する女性が増えていることが分かります（**図表特2-12**）。

¹ 用語の解説1、2（2）を参照

図表 特2-12 農業法人における女性の役員比率

(単位：%)

	農業	建設業	製造業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉
役員に占める女性割合	21.8	20.3	18.7	19.6	21.8	31.9	47.9

資料：公益社団法人日本農業法人協会調べ（平成29（2017）年度）、厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成30（2018）年度）を基に農林水産省作成

注：農業については、公益社団法人日本農業法人協会調べ、その他の業種については「雇用均等基本調査」の値

事例 女性が輝く女性だけの農業法人（大分県）

大分県国東市の平山亜美^{くにさきし ひらやま あみ}さんは、農業分野の新時代は女性が創るとの思いを込めて、平成27（2015）年に、女性だけでウーマンメイク株式会社を立ち上げ、水耕ハウスでのレタス栽培を行っています。消費者としての女性の感性を活かし、ライフスタイルやニーズに合った商品開発を行い、独自ブランドを全国展開しています。

平山さんは、働きたいという意欲ある女性が働けない現状を改善すべきと考え、女性が長く働くことができる職場づくりを進めています。子育て中、子育て後のライフサイクルに応じた勤務時間の設定や、子連れ勤務を可能としていること等により、女性の就職先として人気が高く、役員3人、従業員12人全員が女性です。

レタスの売上げは平成28（2016）年度の4,200万円から平成30（2018）年度には7,200万円まで増加し、安定的に利益が上がっています。このような取組が評価され、国内外からの視察も増加するとともに、平成29（2017）年には「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選（WAP100）」^{*1}に選定されるとともに、平成30（2018）年には第5回「ディスカバー農山漁村の宝」^{*2}に選定され、特別賞も受賞しました。また、令和元年度農山漁村女性活躍表彰農林水産大臣賞を受賞しました。

*1 農林水産省では、平成27（2015）年度から29（2017）年度にかけて女性活躍に向けて先進的な取組を実践している農業経営体の情報収集を行い、後に続くモデルとなる102経営体を認定。WAPとはWomen's Active Participation in Agricultural Managementの略称

*2 農林水産省と内閣官房が、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例として選定する取組



平山亜美さん（前列右から2人目）とウーマンメイク株式会社の皆さん

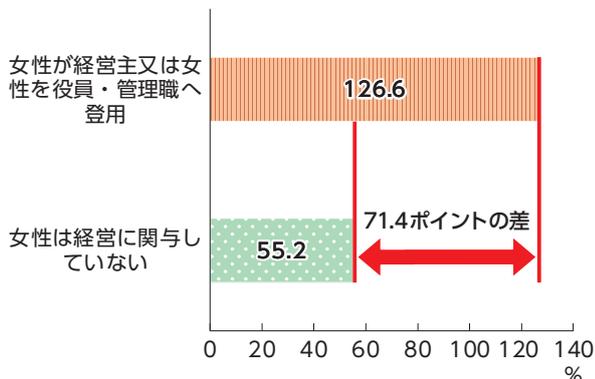
（女性の経営への関与と収益の増加には相関関係）

女性は農業の経営面においても重要な役割を担っています。株式会社日本政策金融公庫^{にっぽんせいざくきんゆうこう こ}（以下「公庫」という。）が行ったアンケート調査結果によると、農業経営体の女性の経営への関与と収益の増加には相関関係があることが示されています（図表 特2-13）。

今後も女性の感性を活かした経営の展開を通じて、農業経営の発展、農業・農村の活性化につながることを期待されます。

図表 特2-13 女性の農業経営への関与と収益性の向上

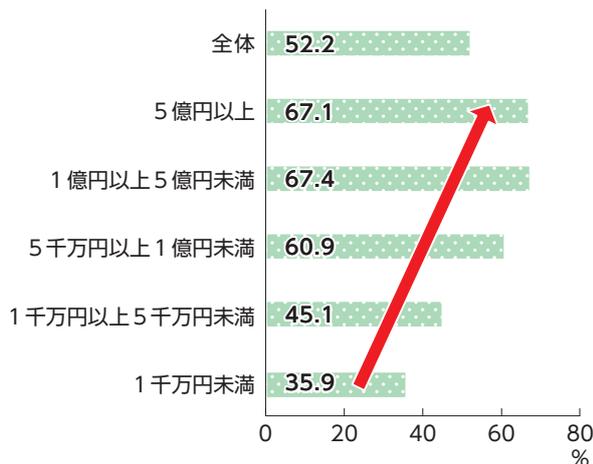
(女性の経営への関与別 経常利益増加率 (直近3年間))



資料：株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部「平成28年上半期農業景況調査」(平成28(2016)年9月公表)を基に農林水産省作成

注：日本政策金融公庫のスーパーL資金又は農業改良資金の融資先のうち、21,389先を対象として実施(回収率28.0%)

(売上規模別 女性が農業経営に関与している割合)



資料：株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部「令和元年7月農業景況調査」(令和元(2019)年12月)を基に農林水産省作成

注：1) 調査対象は、日本政策金融公庫のスーパーL資金又は農業改良資金の融資先のうち、19,215先を対象として実施(回収率28.0%)

2) 役員や管理職等として女性が1人以上経営に関与している経営体の割合を示す。

コラム

部門別の女性の経営参画と販売金額の関係

女性の経営への関与と収益の増加には相関関係が見られましたが、これを部門別に見てみます。

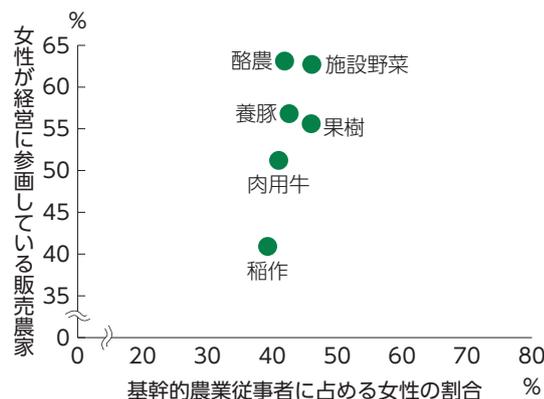
女性の経営参画割合を部門別に見ると、最も高い部門は酪農で63.1%である一方、稲作では40.9%となっており、部門によってばらつきがあることが見受けられます。(図表1)。

次に部門ごとに販売金額別に女性の経営参画割合を見てみると、稲作、施設野菜、果樹、酪農、肉用牛、養豚のいずれの部門においても、販売金額が増加するにつれて女性の経営参画割合が高くなっています(図表2~7)。稲作では、販売金額が小さい層に多くの農家が分布しており、他方、酪農では販売金額が大きい層に多くの農家が分布しています。

いずれの部門でも販売金額が大きくなれば女性の経営参画割合も上昇しており、部門別に見ても女性の経営参画割合と販売規模が関係していることがうかがわれます。

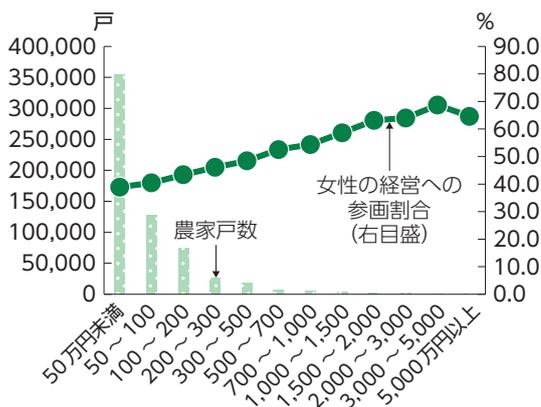
図表1

部門別販売金額別女性の経営への参画割合

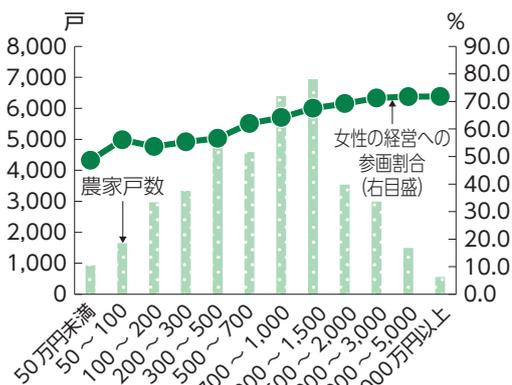


資料：農林水産省「2015年農林業センサス」(組替集計)

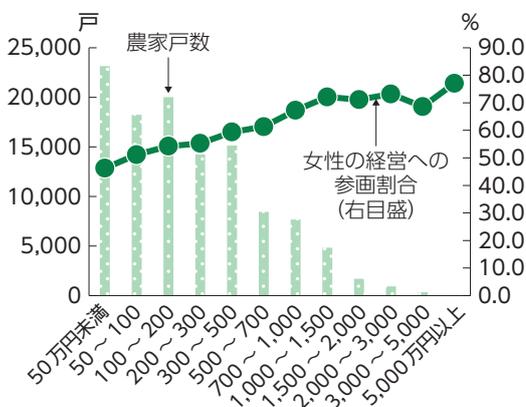
図表2 販売金額別女性の経営への参画割合（稲作）



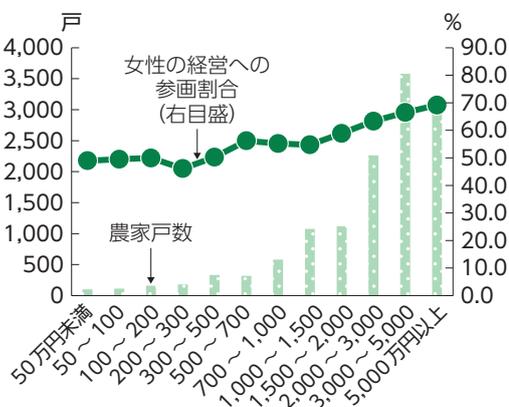
図表3 販売金額別女性の経営への参画割合（施設野菜）



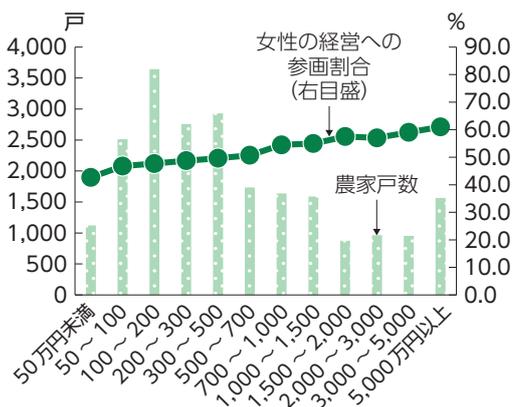
図表4 販売金額別女性の経営への参画割合（果樹）



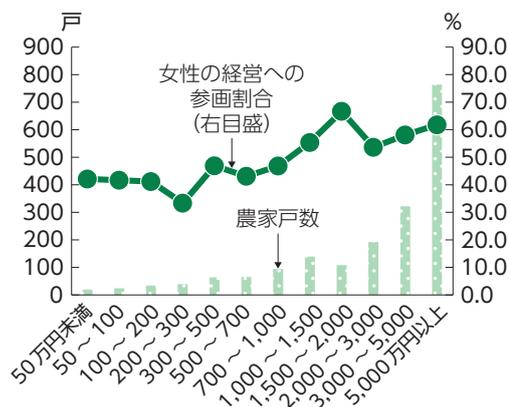
図表5 販売金額別女性の経営への参画割合（酪農）



図表6 販売金額別女性の経営への参画割合（肉用牛）



図表7 販売金額別女性の経営への参画割合（養豚）



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）

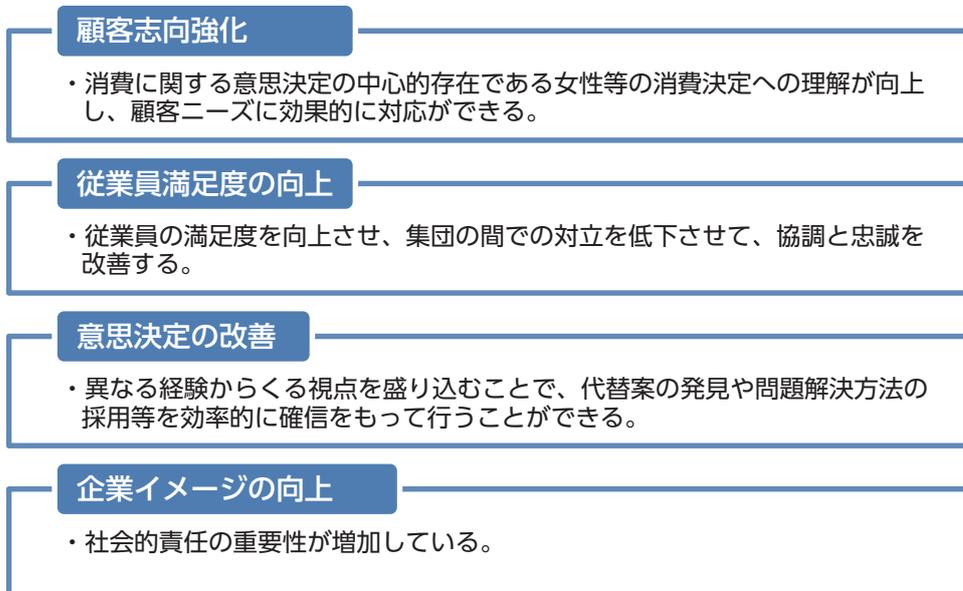
(多様化による経営への効果)

女性が経営に参画すると収益性が高い傾向は、他産業でも明らかになっています。実際に、女性を含む多様な人材を経営に活用する「ダイバーシティ経営」が企業のパフォーマンス向上につながるとして推進が進んでいます。従来男性が中心であった経営に女性を含む多様な人材を登用することで、経営にメリットがあると言われています。

マッキンゼー・アンド・カンパニーの調査によると、女性の参画を含む経営陣の多様化によって、顧客との関係の強化、従業員満足度の向上、意思決定の改善、企業イメージの向上がもたらされ、企業としての高いパフォーマンスにつながるとの分析がされています(図表 特2-14)。

女性が経営に参画して活躍できる企業は、固定観念にとらわれない雰囲気や仕事の実績を正当に評価できるような仕組みを構築し、それにより収益の向上につなげようとしています。農業においても、女性を含む多様な人材が活躍できる土壌をつくり、収益向上やイノベーションにつなげていくことが重要です。

図表 特2-14 多様性を活かした経営の効果



資料：マッキンゼー・アンド・カンパニー、「Diversity Matters」2015 を基に農林水産省作成

コラム 女性の経営参画と農産物の出荷先

下の図表は、女性が経営に参画する販売農家と参画しない販売農家について、「農協」、「農協以外の集出荷団体」、「卸売市場」、「小売業者」、「食品製造業・外食産業」、「消費者に直接販売」等の出荷先に出荷した農家の割合を示しています。いずれの出荷先を見ても、女性が経営に参画する販売農家の方が、出荷に取り組む割合が高くなっていることが分かります。

特に、女性が経営に参画する場合には、「消費者への直接販売」に取り組む農家割合が高くなるが見てとれます。農産物を購入する消費者は女性であることが多く、女性農業者は消費者ニーズに敏感であり、消費者に直接販売を志向することが考えられます。消費者への直接販売では、消費者の反応を的確に把握することができ、効果的なブランド戦略の展開にもつながります。

図表 販売農家の出荷先

(単位：%)

	農協	農協以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他
女性が経営に参画していない	72.7	11.9	8.9	7.8	2.2	16.2	7.0
女性が経営に参画している	74.4	13.4	12.9	8.5	2.9	21.5	7.0
ポイント差	1.7	1.4	4.1	0.7	0.8	5.3	0.0

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」を基に作成

注：1) 女性が経営に参画する農家とは、農業経営者が女の農家及び農業経営者が男で女の経営方針決定参画者がいる農家を指す。
2) 当該出荷先への出荷に取り組む販売農家の割合（販売実績のない経営体は除く。）

(グループによる起業から個人による起業へ)

先に見たとおり、平成4（1992）年の中長期ビジョンでは、女性の起業支援が提言されました。実際に、農村在住の女性が自立的に地域農産物を活用した特産品づくりや、農産物直売所での販売等の起業活動を行ってきました。

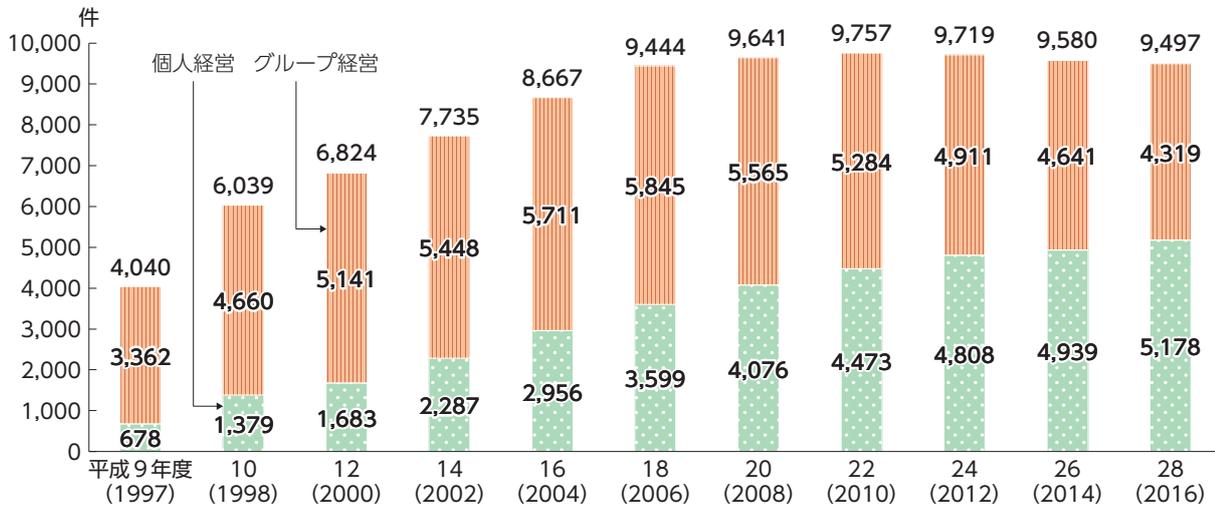
農村における女性による起業数は平成9（1997）年度に4,040件でしたが、平成28（2016）年度には9,497件となり、20年間で2倍以上増加しました（図表特2-15）。

また、起業数を経営の種類別に見ると、平成18（2006）年頃までは、グループによる起業が多くなっています。これは生活改善普及事業において組織された生活改善実行グループや農協婦人部等を母体として起業活動が盛んであったためと考えられます。近年、高齢女性のリタイアや女性の組織数の減少等からグループによる起業数は減少していますが、個人による起業は増加傾向にあります。これは、農業にビジネスチャンスを見出し、グループから独立したり、農外から参入するなどの事例が生まれていることを背景としているものと思われます。また、平成28（2016）年度において、グループ経営では、経営者の平均年齢が60歳以上の経営体が全体の76.3%であるのに対し、個人経営では57.8%となっており、個人経営では若年層の比率が高いことが分かります。女性の活躍の形も主体も、時代とともに変化し、多様化してきています。

平成28（2016）年度における起業活動内容を見ると、特産品づくり等の食品加工が最多の70.7%、次いで農産物直売所等の流通・販売に関する取組が69.1%、体験農園、農家民宿等の都市との交流が30.5%となっています。女性が加工や販売等の6次産業化部

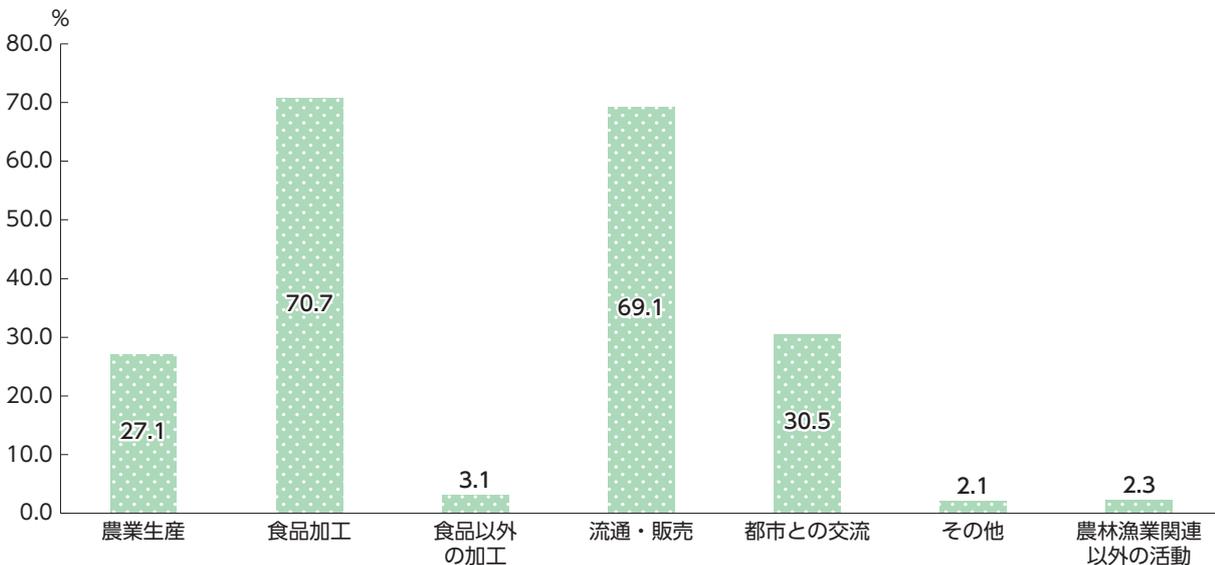
門を担当する場合には、女性の目線による細やかな気配りや対応、女性ならではのアイデアが経営面において強みとなっていると考えられます（図表 特2-16）。

図表 特2-15 農村女性による起業数



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」を基に作成
 注：本調査の対象とする「女性起業」とは、次の1)～3)に定める要件を全て満たすもの
 1) 女性の収入につながる経済活動（無償ボランティアは除く。）であること
 2) 農村在住の女性が中心となって行う、地域産物を利用した農林漁業関連の経済活動であること
 3) 女性が主たる経営を担っている経営形態（個別、グループ）であること

図表 特2-16 類型別女性起業の状況（平成28（2016）年度）



資料：農林水産省「平成28（2016）年度農村女性による起業活動実態調査」を基に作成
 注：起業件数全体に占める各類型の実施割合。複数取組を行う経営体が多いため、割合の合計は100%とならない。

（家族経営協定の締結は進展）

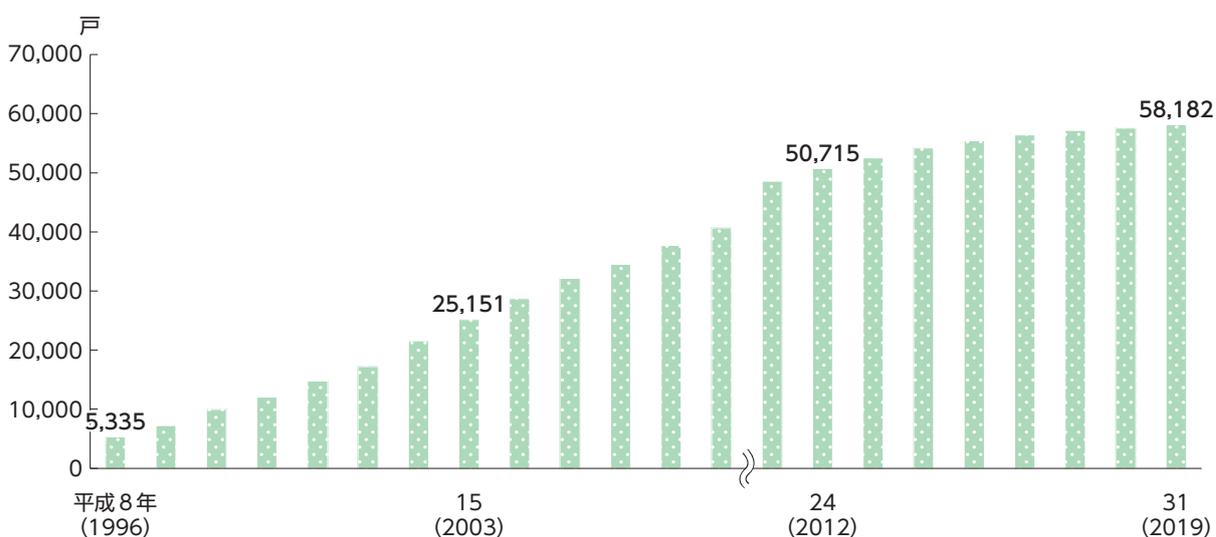
先にも見たとおり、家族経営協定は、家族経営体において、労働時間、報酬、休日等の就業条件を取り決め、農業経営を家族全員にとって魅力的でやりがいのあるものにするとともに、構成員の主体的な経営参画につなげようとするものです。

家族経営協定の締結は制度開始時から順調に増加しており、平成8（1996）年の5,335戸から平成31（2019）年には10倍以上の5万8,182戸となりました（図表 特2-17）。

増加の要因としては、青年等就農計画及び農業経営改善計画の夫婦共同申請や、農業者年金の加入を契機とした締結が増えていること等が考えられます。

平成31（2019）年の締結数を都道府県別に見ると、北海道（5,770戸）、熊本県（3,831戸）、栃木県（3,751戸）、長野県（3,025戸）、茨城県（3,002戸）の順で多くなっている一方、約半数の都道府県で締結数が1,000戸以下にとどまっています。新規の締結を増やすため、時代に合った締結推進方法を検討することが課題です。

図表 特2-17 家族経営協定締結の推移



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」を基に作成

- 注：1) 平成13（2001）年までは8月1日時点であり、平成14（2002）年以降は3月31日時点（ただし、平成14（2002）年の一部に8月1日現在の地域がある。）
2) 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年の宮城県及び福島県の一部自治体の締結農家数については、平成22（2010）年3月31日時点のデータを引用

（農業委員、農協役員に占める女性の割合は増加し、約1割に）

地域農業の方針策定への参画の指標として、農業委員に占める女性の割合及び農協の役員に占める女性の割合を見ると、前者は平成12（2000）年の1.8%から令和元（2019）年には12.1%へ、後者は同期間に0.6%から8.4%へ増加しました（図表 特2-18）。

この間、平成15（2003）年には、政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、平成27（2015）年に策定された第4次男女共同参画基本計画において、農業委員や農協役員の女性割合についての成果目標が設定されました（図表 特2-19）。

平成28（2016）年4月に改正された農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法では、農業委員や農協役員について、年齢や性別に著しい偏りが生じてはならない旨の規定が設けられ、女性の参画を後押ししています。

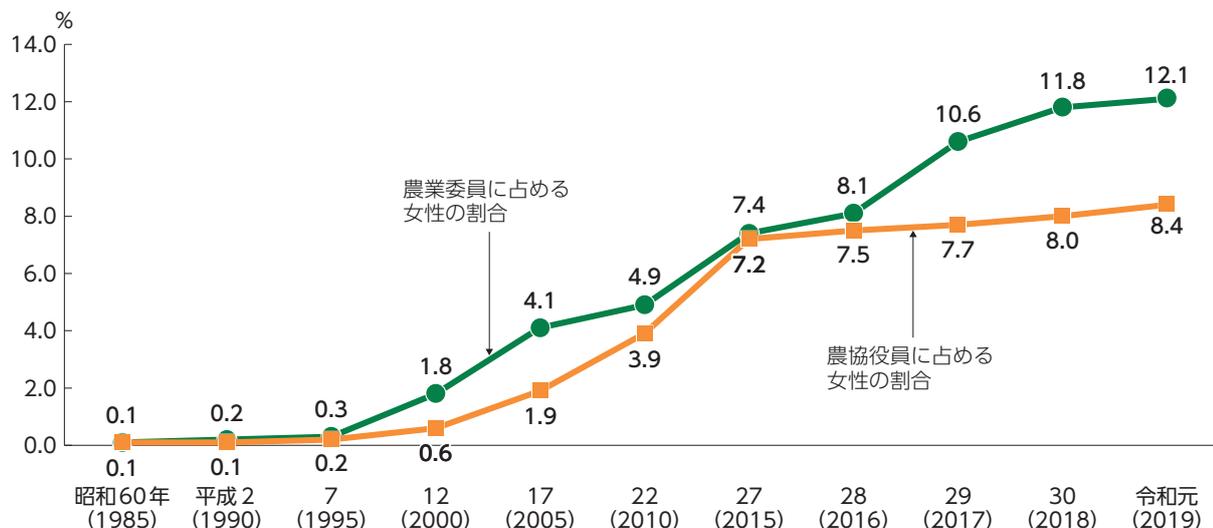
他方、世界経済フォーラム¹によれば、我が国は、政治、経済における意思決定への参画等で男女格差が大きく、ジェンダー・ギャップ指数²は153か国中121位となるなど、諸外国と比べて女性の参画は低い水準にとどまっています。こうしたことも踏まえ、女性活躍の推進を最重要課題の一つとして、農業分野でも成果目標を達成できるよう、一層の

¹ 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」(2019)

² スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が、世界各国の男女間の格差を、経済、教育、健康、政治の4分野の14指標を用いて測定し、毎年公表しているもの。

取組を推進することが必要です。

図表 特2-18 農業委員及び農協役員に占める女性の割合



資料：農林水産省「農業委員への女性の参画状況」、「総合農協統計表」を基に作成

注：1) 農業委員:各年10月1日時点

2) 農協役員:各事業年度末

令和元 (2019) 年度数値は、全国農業協同組合中央会調べ

図表 特2-19 第4次男女共同参画基本計画における成果目標 (第4分野 地域・農山漁村・環境分野における男女共同参画の推進)

項目		成果目標 (令和2年度) (2020)	策定時 (平成27年度) (2015)	現状 (最新値)
農業委員に占める女性の割合	女性委員が登用されていない組織数	0	641/1,708 (37.5%)	273/1,703 (16.0%)
	農業委員に占める女性の割合	10% (早期)、更に30%を目指す	7.4%	12.1%
農業協同組合の役員に占める女性の割合	女性役員が登用されていない組織数	0	137/686 (20.0%)	100/607 (16.5%)
	役員に占める女性の割合	10% (早期)、更に15%を目指す	7.2%	8.4%
家族経営協定の締結数		70,000件	56,397件	58,182件

資料：内閣府「第4次男女共同参画基本計画 (平成27 (2015) 年12月閣議決定) における成果目標」を基に農林水産省作成

注：1) 農業委員

「農業委員への女性の参画状況」各年10月1日時点、現状は令和元 (2019) 年度の数値

2) 農協役員

「総合農協統計表」各事業年度末、現状は令和元 (2019) 年度の数値で全国農業協同組合中央会調べ

3) 家族経営協定の締結数は3月31日時点、現状は平成30 (2018) 年度の数値

事例

男女共同参画の社会を目指して地域の女性農業者と連携（熊本県）

那須真理子さんは、昭和49（1974）年、結婚と同時に就農しました。熊本県菊陽町で当初は施設園芸をしていましたが、昭和58（1983）年に肉用牛の繁殖経営に転換、現在では、家族3人で黒毛和種と褐毛和種を合わせて、繁殖牛約70頭、肥育牛約50頭の繁殖肥育一貫経営を確立しています。

地域に残る性別による固定的な役割分担意識が地域の発展を妨げていると感じた那須さんは、これを解消するため、昭和58（1983）年に地域内の女性達と「みずき座」を結成、自ら脚本を書き「男女共同参画」を啓発する演劇を行うなど、地域の仲間づくりや社会への啓発活動を行ってきました。

また、農業に関わる女性の地位向上のため、平成15（2003）年から12年間農業委員を務め、農業委員の意識改革、女性委員の登用拡大に努め、平成23（2011）年には女性としては菊陽町初の農業委員会会長に就任しました。平成27（2015）年には、菊陽町議会議員に当選し、菊陽町男女共同参画推進条例の制定にも尽力されました。

那須さんは、「これからも引き続き、性別の違い等を互いに理解し応援できる男女共同参画社会を推進していきたい」と意欲を述べています。このような取組が評価され、令和元（2019）年度農林水産祭で内閣総理大臣賞「女性の活躍」を受賞しました。



那須真理子さん

事例

農協における男女共同参画の取組（滋賀県）

滋賀県においては、全ての農協で女性の役員登用を図り、令和元（2019）年度の役員全体に占める女性の割合は15.1%と、第4次男女共同参画基本計画における成果目標15%を全国に先駆けて達成しました。

滋賀県における平成26（2014）年の農協女性役員比率は8.7%でした。平成28（2016）年の農業協同組合法の改正を受け、県内全ての農協に「JA役員体制検討委員会」を設置し、同委員会の「検討指針」に第4次男女共同参画基本計画に基づく「女性登用目標」の実現に向けた対応を図ることを盛り込みました。農協役員への女性の登用により、女性役員が農協と女性組合員の重要なつなぎ役となっています。女性役員が、暮らしや健康、食といった生活に密着した女性組合員の声を理事会に届け理解を促すと同時に、女性組合員にも農協の組織や運営の考え方をしっかりと伝えることで相互理解が深まり、女性組合員の農協運営への参画意識が育まれました。これは県下で取り組んでいる、組合員が積極的に事業や活動に参加する「アクティブ・メンバーシップ」にもつながっています。

滋賀県の農協では、組織運営の活性化に向け、引き続き女性の役員登用に取り組んでいます。



(農業高校の女子生徒は増加、農業大学校の女性卒業生の就農割合も増加)

未来の農業を支える人材を育成する教育機関でも女性の割合が増加しています。農業に関する専門技術や知識を習得するための学科が設置されている高等学校（以下「農業高校等」という。）の生徒数が近年減少傾向にある中で、女子の比率が大きく伸びています。令和元（2019）年度の農業高校等の女子比率は48.9%ですが、これは平成11（1999）年度と比べて10.3ポイント増加しています（**図表 特2-20**）。この要因としては、農業高校等においては、栽培技術の学習だけでなく、加工・販売等女子に人気の高い職業に関連する幅広い科目を設定する学校が増えていること、学校内にとどまらずより実践的に地域農業を学ぶ授業や、校内で生産した農産物の6次産業化等に取り組む学校が多くなったこと等が考えられます。

農業大学校については、令和元（2019）年度の入校者の女子比率は、21.4%となっており、20年間の推移を見ても平成30（2018）年度が25%と高かった以外は、ほぼ同じ水準で推移しています（**図表 特2-21**）。

また、農業大学校の女性卒業生の就農割合を見ると、男性卒業生の就農割合より低いものの、男女別でのデータがある平成16（2004）年度から11ポイント増加し、平成30（2018）年度には50%となっています（**図表 特2-22**）。引き続き、農業を職業として選択する農業高校や農業大学校の女性の卒業生が増えるよう、農業のやりがいや魅力に接する機会を増やしていくこと等が重要です。

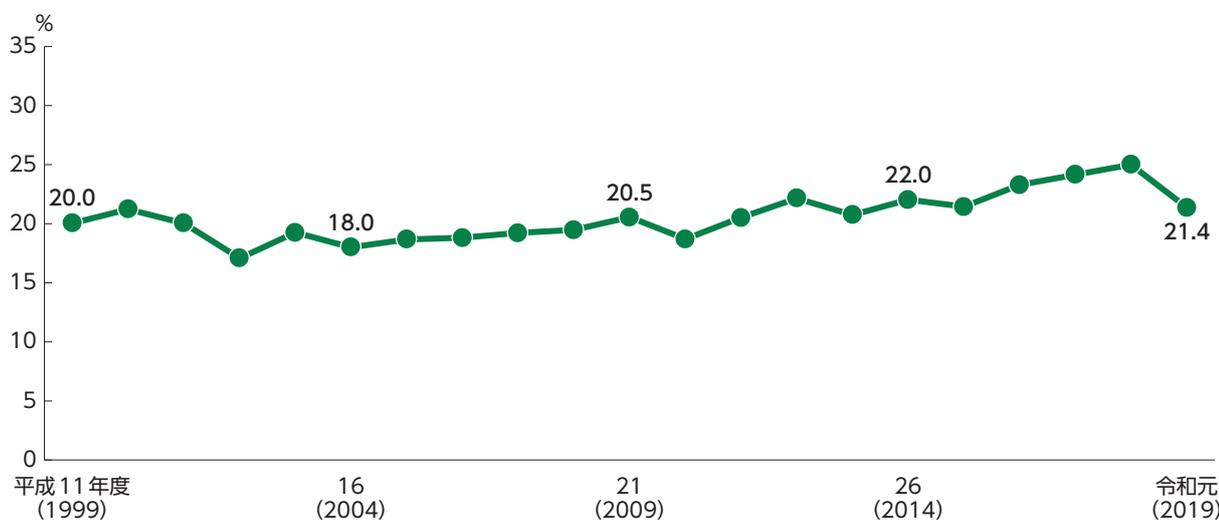
図表 特2-20 学科別高校生の男女比率の増減

(単位：%)

	平成11年度 (1999)		令和元年度 (2019)	
	男	女	男	女
普通科	48.6	51.4	49.5	50.5
農業に関する学科	61.4	38.6	51.1	48.9
商業に関する学科	33.8	66.2	37.2	62.8

資料：文部科学省「学校基本調査」を基に農林水産省作成
注：各年5月1日時点

図表 特2-21 農業大学校入校者の女性の割合



資料：全国農業大学校協議会「農業大学校等入校者の状況」を基に農林水産省作成

図表 特2-22 男女別農業大学校卒業者に占める就農割合

(単位：%)

	平成16年度(2004)		平成30年度(2018)	
	男	女	男	女
農業大学校卒業者に占める就農割合	53	39	55	50

資料：全国農業大学校協議会「農業大学校卒業生の状況」を基に農林水産省作成

前述のとおり、平成28(2016)年に農業女子プロジェクトにおいて「チーム“はぐくみ”」を結成し、高校・大学校等の教育機関によるプログラムと活躍する農業女子メンバーが連携することで、新規就農につながる取組も進めています。これにより、参画する教育機関から農業大学校への進学や就農する生徒や学生が出てきています。今後は、教育機関間の交流、連携を行い、活動を広げていくこととしています。

また、農業高校の生徒に幅広い経験を積ませることは将来の職業選択時に農業を選択する可能性を高めると考えられます。実際に、農業高校の女子生徒が海外の畜産を学び、日本の畜産を発展させていく方法を考え、学んだことを同級生等に広げていくことを目的とした未来の畜産女子育成事業でニュージーランドを訪れて畜産体験を行った農業高校の女子生徒が、ニュージーランドのように日本で酪農の価値を高めたいと考えて就農した事例も出てきています。

事例

非農家出身の女性が心機一転こんにゃく生産者の経営を継承 (群馬県)

遠藤春奈^{えんとうはるな}さんは、平成17(2005)年に、夫の地元である群馬県沼田市^{ぬまたし}で、廃業寸前のこんにゃく生産者の経営を引き継ぐ形で新規就農しました。夫婦共に非農家出身で、こんにゃくいもの栽培について、何も分からないままで始めたため、最初の10年間は思うように収穫できない畑が発生するなど苦労しましたが、遠藤さんのこんにゃくの消費を拡大していきたいという強い思いが、次第に周辺の生産者にも伝わり、こんにゃくの消費拡大活動への理解や協力を得られるようになりました。

平成26(2014)年から6次産業化にも取り組み、こんにゃくと地元群馬の農家が生産する果物や野菜を使って共同開発した商品や、丸く一口サイズに加工したあく抜き不要のこんにゃく(ちゅるりん玉)を開発し、The Wonder 500^{ザワンダーファイフハンド}の認定商品*にも選定されました。

また、農業女子プロジェクトの「チーム“はぐくみ”」パートナー校である蒲田女子高等学校^{かまたじよし}で特別講師を勤め、こんにゃく作り実習及び講座を開催したり、農業大学校からインターンを受入れたりするなど次世代の教育活動にも貢献しています。

* 経済産業省が推進する地方発の「クールジャパン」プロジェクトの一環として、「世界にまだ知られていない、日本が誇るべき優れた地方産品(ものづくり・食・観光体験)」として選定された商品



遠藤春奈さん(右から2番目)とスタッフの皆さん

(3) もっと輝くために～女性農業者を取り巻く課題と方策～

前節では、女性の基幹的農業従事者の数は減少してきているものの、認定農業者数や農業法人の女性役員が増加するとともに、農業委員や農協役員にも女性の登用が一定程度進んでいること、女性が経営に関与している経営体では収益性が高まる傾向が見られること等を記述しました。

一方で、社会全体あるいは国際的に見ても、女性農業者の働く環境や地域農業への参画状況には依然として課題があり、更なる取組を進めていく必要があります。ここからは、課題と今後の取組の方向性について記述します。

ア 女性が働きやすく、暮らしやすい農業・農村の環境整備 (農村の子育て世代では男性に比べて女性の減少が大きい)

農村地域の女性人口は近年減少しています。農村地域女性人口は、平成12(2000)年から平成27(2015)年までの間に12%減少し、1,268万人となっています。そのうち子育て世代である25～44歳の女性人口は、同期間で21.7%減少し246万人となっており、他の世代に比べて、減少が顕著であることが分かります。これは、農村地域では進学や就職を契機に都市部へ人口が流出するためと考えられます。また、同期間での農村地域女性割合には変化がないことから、人口減少は男女ともに同様に起きていることが分かりますが、子育て世代では女性人口割合が1.2ポイント低下しており、子育て世代では男性より女性の減少が大きいことが分かります(図表特2-23)。

図表 特2-23 農村地域の女性人口の推移

(単位：万人、%)

	平成12年 (2000)	平成27年 (2015)	増減率及び ポイント差 (%)
農村地域女性人口	1,442	1,268	-12.1
うち25～44歳	314	246	-21.7
農村地域女性割合	51.8	51.8	0.0
うち25～44歳	49.8	48.5	-1.2

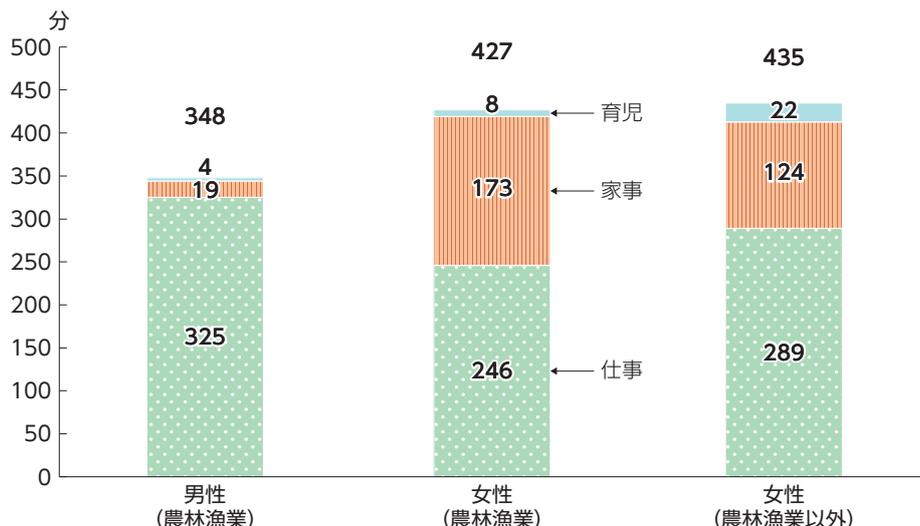
資料：農林水産政策研究所「家族農業経営における女性労働力の現状と動向」
(平成30(2018)年)を基に農林水産省作成

(農村においては、家事や育児は女性の仕事と認識され、男性に比べ負担が大きい)

農村においては、依然として、家事や育児は女性の仕事であると認識され、男性に比べて負担が重くなっている傾向が残っています。総務省の社会生活基本調査¹によると、女性農林漁業者の一日の仕事・家事・育児の合計時間は7時間7分で、男性農林漁業者に比べ1時間19分多くなっています。一方、農林漁業以外の有業者の女性と比べても、女性の農林漁業者は家事の負担が49分大きくなっています(図表特2-24)。

1 総務省「平成28年社会生活基本調査」

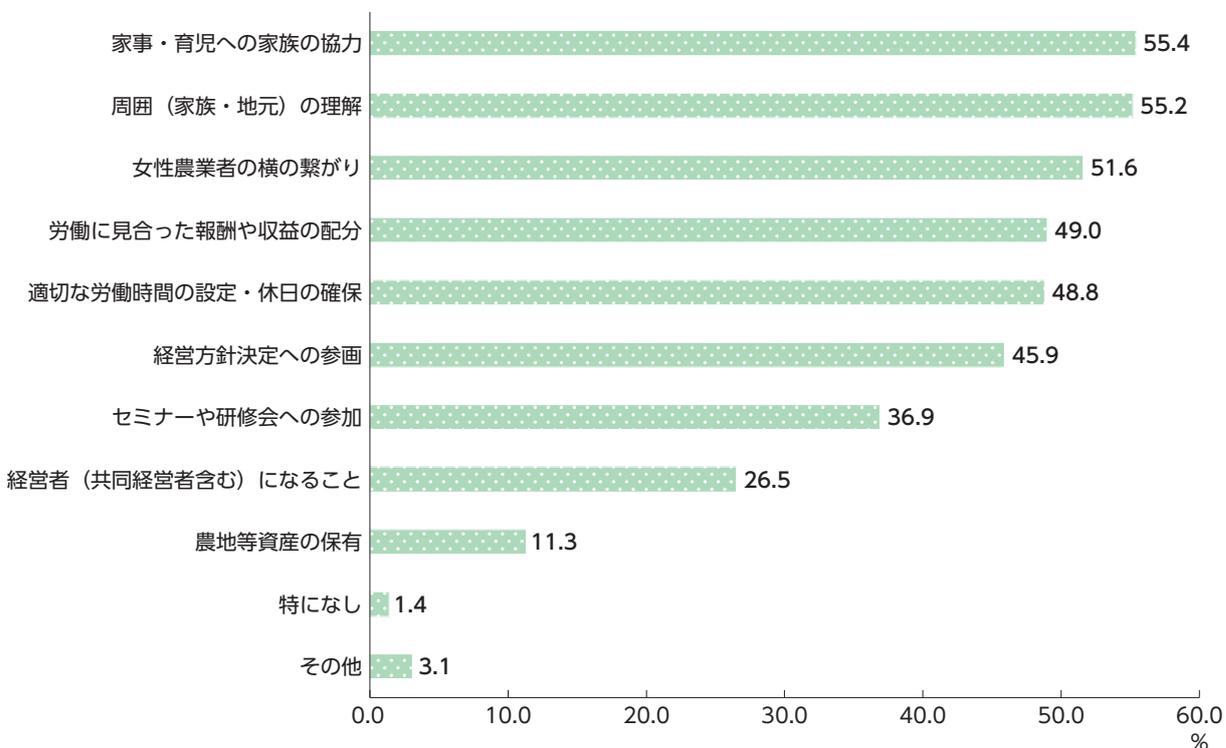
図表 特2-24 男女別職業別仕事・家事・育児時間の比較（平成28（2016）年）一週全体平均



資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」（平成29（2017）年9月公表）を基に農林水産省作成

女性農業者等に対して、女性農業者が農業や地域で活躍するために必要なことを聞いたところ、「家事・育児への家族の協力」、「周囲（家族・地元）の理解」との意見がそれぞれ5割を超えています（図表 特2-25）。

図表 特2-25 女性農業者が農業や地域で活躍するために必要な要素（複数回答）



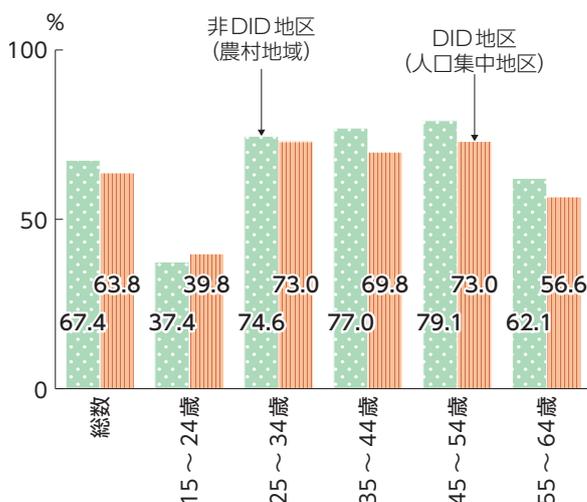
資料：農林水産省「2019年度女性活躍推進にかかるアンケート調査」（令和元（2019）年8月調査）

注：全国の農業女子プロジェクトメンバー、4Hクラブ、一農ネット会員、農業担い手メルマガ会員、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）、JA女性組織（JA女性会・フレッシュミズ組織等）、全国生活研究グループ及び全国指導農業士連絡協議会を対象に行ったアンケート調査（有効回答者数1,595人）

(農村地域では女性の労働力確保に関する競合が強まり)

一方で、農村地域と都市的地域¹の女性を比較すると、15～24歳を除き全ての年齢階層で農村地域の女性の就業者割合が都市的地域より高くなっています(図表 特2-26)。しかしながら、農村地域においては、医療・福祉分野へ就業者割合が増加している一方、飲食・宿泊業を除いて農業を始めとする他産業では就業者割合が低下しており、医療・福祉分野での需要増加により、女性労働力の確保に関する競合が強まっていると考えられます(図表 特2-27)。他産業において女性の活躍推進に向けた取組が進展している中、農業において女性の新規就農者を増やすためには、女性が働きやすい農業をつくるための取組を危機感を持って迅速に進めることが重要です。

図表 特2-26 農村地域と都市的地域の女性の就業者割合



資料：総務省「平成27年国勢調査」を基に農林水産政策研究所作成
 注：1) 15～64歳の総数
 2) 不詳は除く。
 3) DIDとはDensely Inhabited Districtの略で人口集中地区のこと

図表 特2-27 農村女性の産業別就業者割合

(単位：%)

		女性の産業別就業者割合				
		農業	製造業	卸売・小売業	飲食店・宿泊業	医療・福祉
DID地区 (人口集中地区)	平成17年(2005)	0.6	11.4	23.3	8.1	15.8
	22(2010)	0.5	9.7	20.5	8.6	17.8
	27(2015)	0.5	9.7	19.1	8.1	19.9
	増減(ポイント) 17(05) - 27(15)	-0.1	-1.7	-4.2	-0.1	4.2
非DID地区 (農村地域)	17(2005)	11.8	17.4	18.5	6.3	16.4
	22(2010)	9.2	15.5	17.2	7.5	19.5
	27(2015)	8.5	14.8	16.5	7.4	22.0
	増減(ポイント) 17(05) - 27(15)	-3.3	-2.6	-2.0	1.1	5.6

資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産政策研究所作成
 注：平成17(2005)年は平成17年国勢調査における産業分類、22(2010)年及び27(2015)年は平成22年国勢調査における産業分類による。

1 用語の解説2(6)を参照

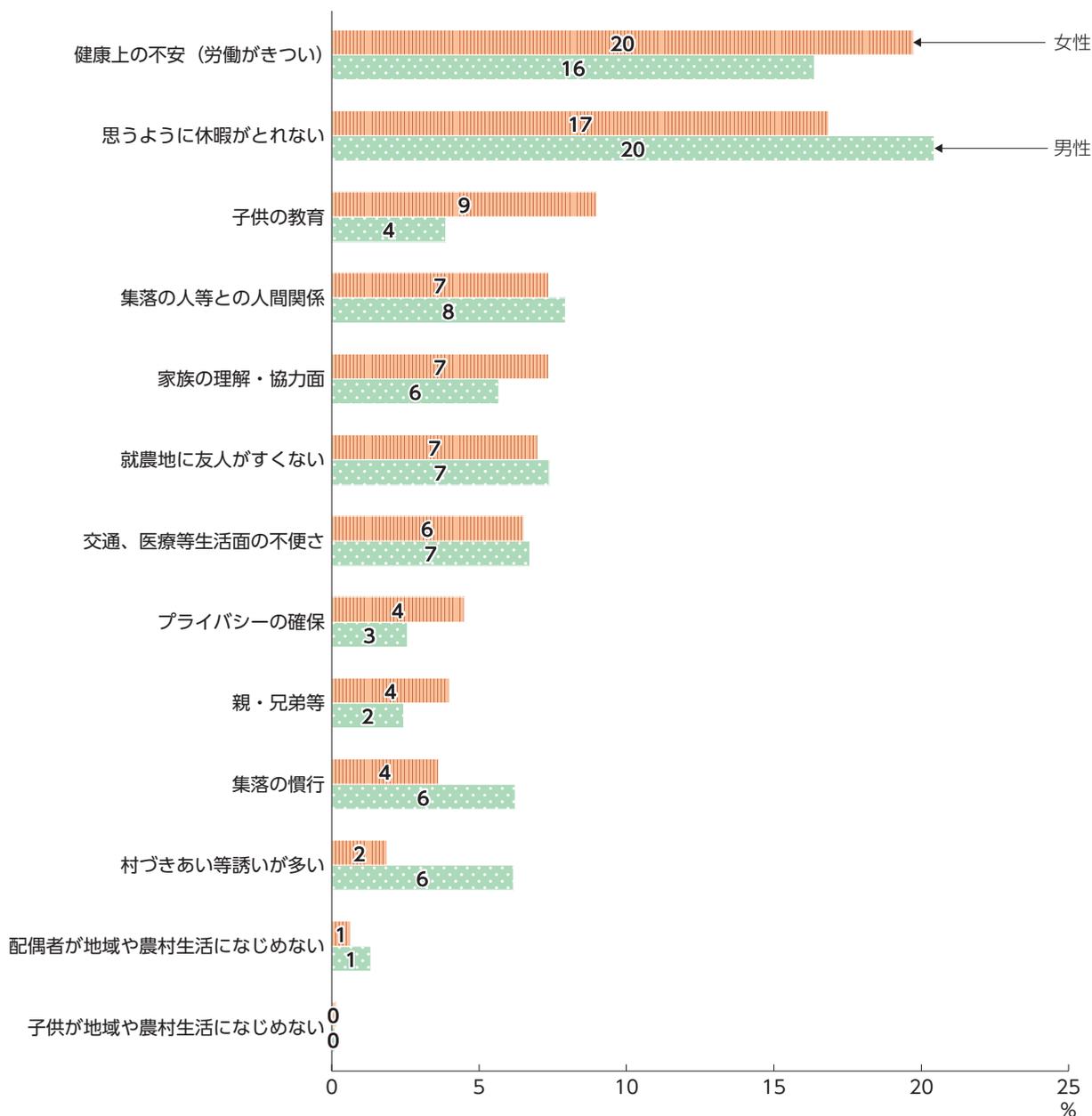
(女性の新規就農者は農作業のきつさ、栽培技術、子育て等に悩みを抱える傾向)

女性の新規就農を促進するためには、女性の新規就農者が抱える課題を分析し、その解決に向けて取り組むことが重要です。一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センターの新規就農者を対象とした調査¹によると、女性の新規就農者は様々な悩みを抱えています。

生活面では、最大の悩みが「健康上の不安（労働がきつい）」となっており、続いて「思うように休暇がとれない」、「子供の教育」となっています。一方で、男性は、最も多い悩みが「思うように休暇がとれない」ことであり、「健康上の不安（労働がきつい）」、「集落の人間関係」が続いています（[図表 特2-28](#)）。これらのことから、機械化等が進んできたとはいえ、農業には重いものの運搬等肉体的にきつい作業があり、農作業の体力的なきつさが女性農業者にとって大きな負担となっていることが推察できます。

1 一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果」

図表 特2-28 男女別新規就農者の悩み（生活面）



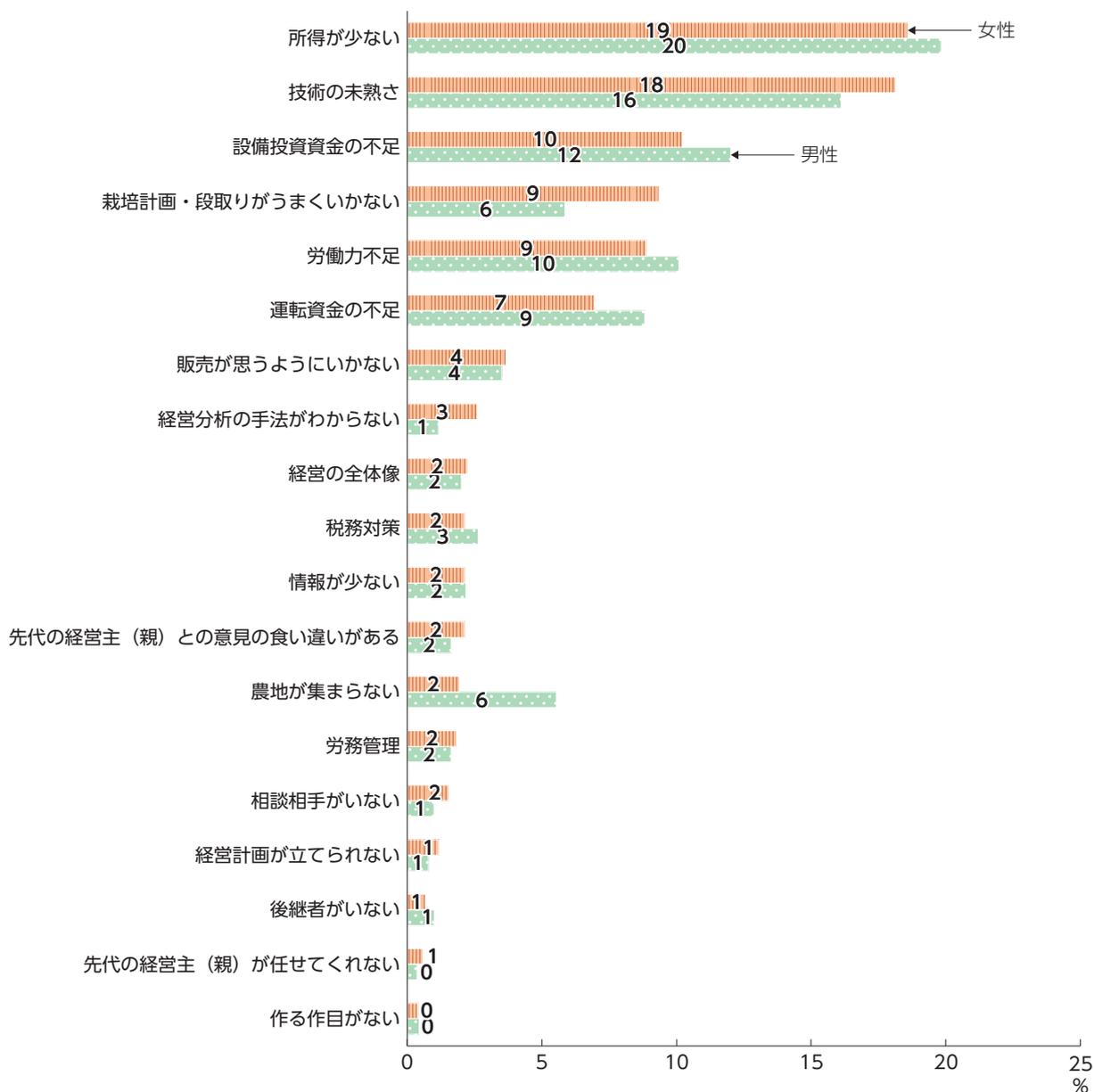
資料：一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果」（平成29（2017）年3月公表）を基に農林水産省作成

注：1）就農してからおおむね10年以内の新規就農者を対象に行ったアンケート調査（有効回答者数4,377人）

2）生活面で悩んでいることについての回答の上位3位までの合計を男女別全回答数で除した割合

経営面では、男女ともに「所得が少ない」、「技術の未熟さ」を挙げていますが、女性は続いて「栽培計画・段取りがうまくいかない」と回答した割合が高く、男性に比べ、技術習得や栽培面での悩みを感じている様子がうかがえます（図表 特2-29）。女性農業者に対するきめ細かな技術指導が重要と考えられます。

図表 特2-29 男女別新規就農者の悩み（経営面）



資料：一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果」（平成29（2017）年3月公表）を基に農林水産省作成

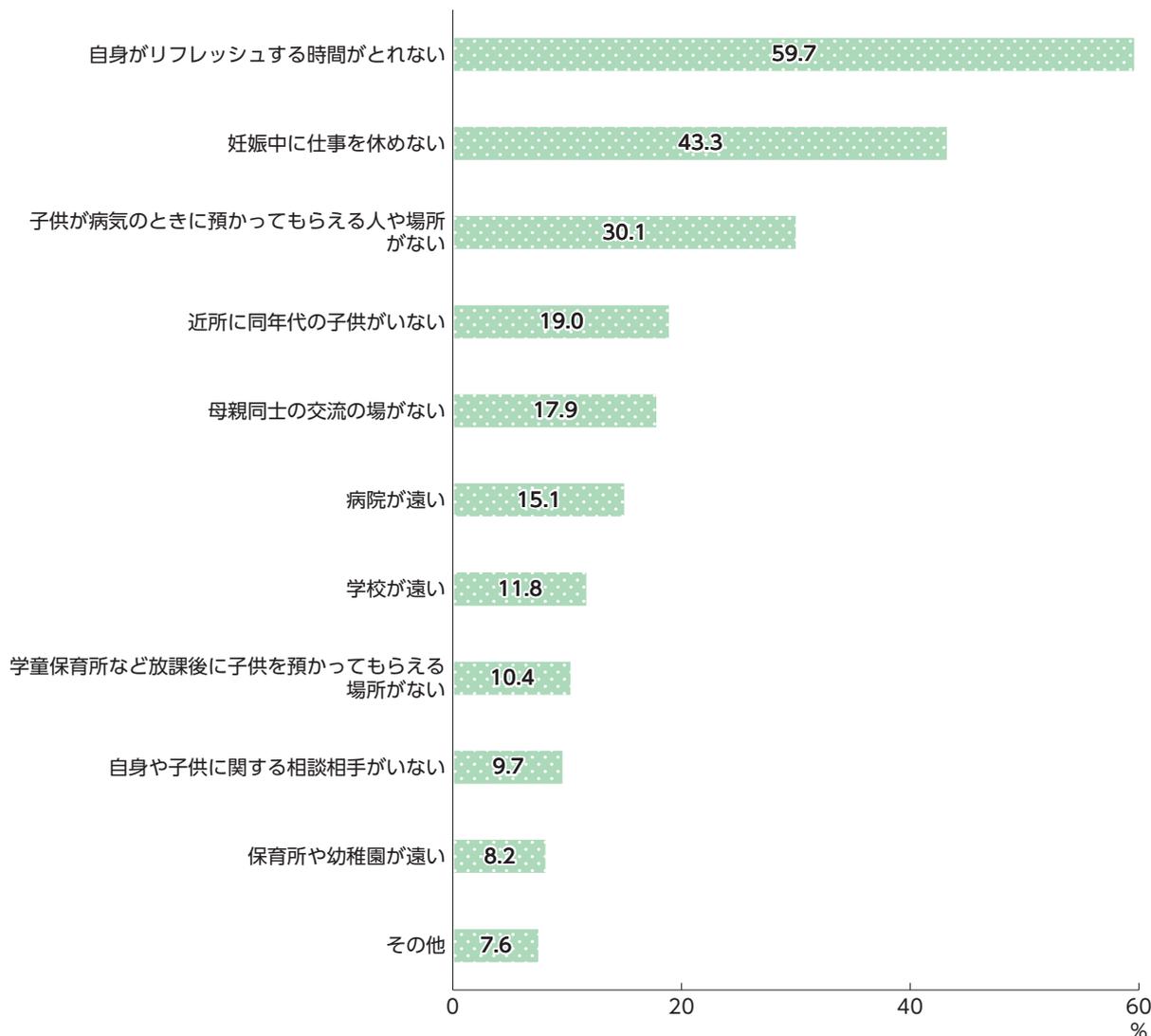
注：1）就農してからおおむね10年以内の新規就農者を対象に行ったアンケート調査（有効回答者数4,377人）

2）経営面で悩んでいることについての回答の上位3位までの合計を男女別全回答数で除した割合

また、女性農業者を対象とした調査によると、「自身がりフレッシュする時間がとれない」、「妊娠中に仕事が休めない」、「子供が病気の際に預かってもらえる人や場所がない」といった悩みも抱えています（図表 特2-30）。

さらに、今後は高齢化の進行とともに、農村における介護の問題も大きくなるものと考えられます。

図表 特2-30 農業と出産・育児・子育てとの両立に関する不安や悩み（複数回答）



資料：農林水産省「2019年度女性活躍推進にかかるアンケート調査」（令和元（2019）年8月調査）
 注：全国の農業女子プロジェクトメンバー、4Hクラブ、一農ネット会員、農業担い手メルマガ会員、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）、JA女性組織（JA女性会・フレッシュミズ組織等）、全国生活研究グループ及び全国指導農業士連絡協議会を対象に行ったアンケート調査（有効回答者数993人）

（農村における意識改革を進め、女性農業者が働きやすく、暮らしやすい農業・農村をつくる必要）

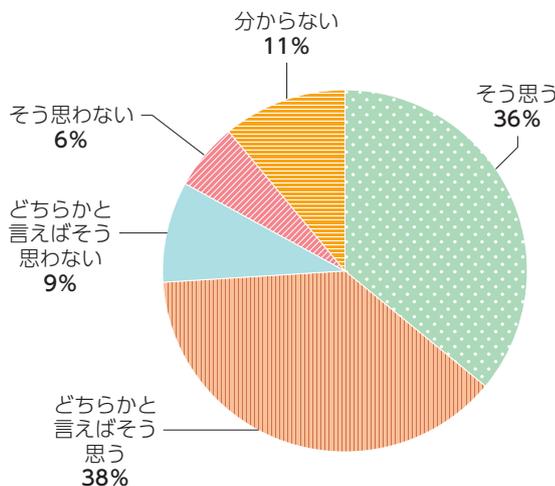
男性・女性が家事、育児、介護等と農業への従事を分担できるような環境を整備することは、女性がより働きやすく、暮らしやすい農業・農村をつくるために不可欠です。そのためには、家事や育児、介護は女性の仕事であるという意識を改革し、女性の活躍に関する周囲の理解を促進する必要があります。仕事や家事、育児、介護等の役割分担、報酬、休日等について家族で話し合い、明確化する取組である家族経営協定の締結は、意識改革の実現のための有力な方法の一つであり、実際に、経営やワーク・ライフ・バランスの改善に役立つと考える農業者は、農林水産省が令和元（2019）年8月に行ったアンケート調査結果によると、回答者の7割を超えています（図表 特2-31）。

また、女性農業者は共同経営者であるという意識改革を促すため、農業経営改善計画における共同申請を促進していくことも必要です。

さらに、意識改革は家族だけでなく、地域の住民等、周囲にまで広げることが必要で

す。地域の意識改革を進めるためには、女性農業者の横のつながりを強化し、働きやすく、暮らしやすい農業・農村のモデルケースを広く伝えることにより、変化を促していくことが有効です。

図表 特2-31 家族経営協定の締結が、経営やワーク・ライフ・バランスの改善に役立つと思うか



資料：農林水産省「2019年度女性活躍推進にかかるアンケート調査」（令和元（2019）年8月調査）

注：全国の農業女子プロジェクトメンバー、4Hクラブ、一農ネット会員、農業担い手メルマガ会員、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）、JA女性組織（JA女性会・フレッシュミズ組織等）、全国生活研究グループ及び全国指導農業者連絡協議会を対象に行ったアンケート調査（有効回答者数1,568人）

事例

家族経営協定の締結で農作業や子育てを分担（三重県）

三重県伊勢市の南圭輔さん、絵美さんは、平成18（2006）年に夫婦で就農し、いちご生産を行っています。就農から7年が経過し、経営も軌道に乗りつつあった頃、二人目の子供の出産もあり、普及指導員の勧めで家族経営協定を締結しました。

家族経営協定では、月一回の経営作戦会議を持つことや、決定に関しては二人の賛成を必要とすること等、常に二人で話し合いながら経営していくことを明文化しました。また、日々の役割分担についても、作業ごとに担当を明記し、経営主である圭輔さんと絵美さんの作業内容が明確になりました。さらに、子育てについては、圭輔さんも主担当に位置付け、学校行事や子供の習い事、子供の世話等生活面をサポートし、積極的に育児参加をしています。

家族経営協定の締結前は、圭輔さん一人で決断してしまうこともありましたが、家族経営協定を締結したことで、常に二人で相談しながら決定できる環境となりました。育児も二人で協力して行い、子供の生活スタイルに応じて休日を設定するなど、就業環境は家族経営協定の締結前より改善され、家族が楽しく暮らしていける経営を築くことができました。



南さん家族

(子育ての悩みを解消するためには育児を地域でサポートする仕組みが必要)

新規就農者を含め女性農業者の悩みを軽減するには、子育て支援も重要です。農業において農繁期には、収穫作業が早朝から行われたり、夜遅くまで作業が続くなど、仕事を休めない状況になることがあります。また、農村地域では近隣に保育所や学校がないことも多く、育児の大部分を担っている女性農業者は、子供を遠方まで送迎する必要や、時間的に融通が利かないといった問題もあります。さらに、病児保育所やファミリーサポート等の整備が不十分なことから、子供が病気の際に思うように働けないなどの悩みもあります。以前は、祖父母と同居したり、地域で子育てをする中で解決されてきましたが、農村においても核家族化の進行や、新規参入就農や新規雇用就農により農外から就農する例も多くなり、女性農業者の子育てを支援する仕組みづくりが重要となっています。こうした中、育児を地域でサポートするネットワークを構築する動きも見られており、このような取組を推進していくことが必要です。

(農作業のきつさの解消のためには外部支援サービスの活用等が必要)

農作業の体力的なきつさの解消のためには、作業の一部を外部支援組織へ委託することも有効です。特に自動走行農機等の先端技術を活用した作業代行や、食品関連事業者と連携した収穫作業等、次世代型の農業支援サービスの提供も始まっており、今後、女性農業者のニーズに合わせたサービスの広がりが望まれます。また、スマート農業の導入や、女性が作業しやすい農機具の普及も必要です。例えば、女性向けに開発されたアシストスーツや自動草刈機を農協等新規就農者の受入れを支援する組織が購入し、貸し出して、女性の新規就農者が共同で使えるようにすることも解決策の一つです。

(技術習得のためには農業経営等の研修機会の確保が必要)

技術の習得が難しいと考える女性農業者に対しては、研修等への参加を促すことが必要です。国や地方公共団体等で農業経営に係る様々な研修を実施しているほか、農業大学校等の教育機関においてリカレント教育を実施する動きも広がっています。また、こうした研修に女性農業者が参加できるよう家族や周囲の人たちが支援することや、女性農業者自身も積極的に情報を入手して参加することが望まれます。一方で、農村の子育て中の女性農業者が頻繁に遠方まで通学することは容易ではありません。このため、自宅で学習できるアプリやe-learningの充実が必要です。

(農業法人の就業環境の整備も重要)

農業法人で技術を学ぶことも有効です。近年、農業法人においてはフレックス勤務や従業員の子育てと仕事の両立のための託児所開設、介護休暇の取得といった前向きな取組が見られます。一方、休日が少ない、男女別トイレや女性用更衣室が整備されていない、育児休業制度がないなど女性農業者の受入れに課題を抱える法人もあります。今後、女性農業者の就農促進に向けて、働き方改革の推進や男女別トイレ等の施設整備、育児休業制度や介護休暇の導入等、農業法人での就業環境の整備を推進する必要があります。

事例

農協、地域による託児支援（北海道、熊本県、群馬県）

（１）町と農協が連携して児童館機能を集約した託児所を開設（北海道中標津町）

北海道中標津町では酪農新規就農者の増加により、子育て支援ニーズが高まっていました。そこで計根別農協と中標津町、北海道根室振興局、根室農業改良普及センターが連携し、平成29（2017）年から子育て支援の検討を始め、第一段階として、計根別農協事務所で親子サロン・お試し一時預かりに取り組みました。農業者等からの評判が高かったことから、計根別農協管内の酪農家だけでなく、地域住民も一緒に利用できる中標津町営の託児所兼児童館施設が平成31（2019）年4月、計根別地区に開設されました。



児童館機能を集約した託児所「計根別農協こども館えみふる」

（２）地域で取り組む育児支援（熊本県南阿蘇村）

育児支援を軸に農山漁村への定住を促進する動きも始まっています。平成29（2017）年度に農山漁村振興交付金による地域活性化対策地区として採択された熊本県南阿蘇村両併地区ローカルリソース活用協議会では、自然豊かな農村での子育てを希望する若い世帯を対象に、託児サービスを実施しています。多い時は10人ほどの幼児を保育士1人と保護者1人で預かり、田畑や鎮守の森で子供たちを遊ばせています。南阿蘇村には幼稚園がないことから、移住者以外からもニーズがあることが分かったほか、自然の中でのびのびと子育てをしたいという家族の移住につながっています。



田畑で子供たちを遊ばせる様子

（３）農業法人で事業所内託児所を開設（群馬県昭和村）

群馬県昭和村の株式会社野菜くらぶは、志を同じくする生産者78人が集まって、900haの農地でレタス、トマト、キャベツ等の生産販売を行い、関連会社が漬物、こんにゃく、冷凍野菜、ミールキット等の加工、販売等を行っています。加工場等では人手が必要ですが、募集をしてもなかなか労働力が確保できず困っていたことから、労働力確保のために事業所内託児所を整備しました。託児所を整備したことにより、新規の人員確保が容易になっただけでなく、従来から働いていた女性社員の産休からの早期復帰が可能となりました。事業所内託児所では昼休みに授乳することも可能となり、働く女性に喜ばれているほか、男性社員からも子供の姿が見えることで会社の雰囲気明るくなったとの声も聞かれています。



託児所の外観と子供たちの活動の様子

イ 地域農業の方針策定への女性の意見の反映

(農業・農村の持続的発展のためには女性の声を反映することが重要)

世界的に見ても、女性を含め多様な人材が能力を発揮する企業では、パフォーマンス向上につながっていることが明らかになっています。また、社会は女性なくしては成り立ちません。女性が働きたいと思うような農業、女性が暮らしたいと思うような農村をつくっていくことは農業・農村の持続的発展の観点から重要です。そのためには、地域農業の方針策定に女性がより一層参画することにより、農業者としての立場に加え生活者や消費者として多様な視点を持つ女性の声を反映していくことが重要となっています。

(地域農業をリードする女性農業者の育成、人・農地プランの話合いの場への女性の参画等が必要)

地域農業の方針策定への女性の参画を推進するには、女性自身が学び、スキルを向上させ、地域農業をリードする女性農業者を育成することが必要です。これには、女性農業者の学びの場の充実が望まれます。併せて男性や地域でも意識改革を行うことが必要です。

また、これまで農村を支えてきた女性農業者は、生活面や経営面で悩みを感じ、集まって様々な工夫をし、解決に取り組んできました。こうした過去の知見や経験を新しい世代に伝えることや、学びの場となるグループを作り、グループ同士のネットワークをつなげることも有効と言えます。

若手女性農業者が地域の先輩女性農業者と交流を進める動きや、20年前に発足した女性農業者を中心とした団体を若手女性農業者が受け継ぎ、世代交代を図りつつ発展する動きも各地で見られます。このような交流を全国で活発化することが重要です。

さらに、女性農業者が持つ生活者や消費者視点を活用し、農業者の枠を超えたネットワーク形成が進むことも期待されます。特に先に見たとおり、食の品質や安全性に関心を持つ女性新規就農者も多いことから、消費者とのネットワークの構築、教育機関との連携による食育の実施や、福祉分野との連携による農福連携の展開を行うことも期待されます。このように活動の幅を更に広げていくことで、農業・農村に新しい視点をもたらすとともに、女性農業者の農業・農村での存在感向上にもつながると考えられます。

また、農業委員及び農協役員に関しては、優良事例やデータ収集を強化することにより女性参画の正の効果进行分析して、その結果を情報発信すること等により、女性の登用を一層推進することが重要です。

さらに、「人・農地プラン」の実質化¹においては、市町村が設置する検討会への女性の参画が義務付けられています。今後地域における話合いの場へ女性農業者が積極的に参画していくことが望まれます。

こうした取組を集落営農²組織や土地改良区における方針決定等農村地域での様々な意思決定の場にも拡大することが必要です。

本特集では、過重労働から徐々に解放され、自ら経営に参画したり、ビジネスチャンスを見い出しながら、輝きを増す女性農業者の姿を取り上げました。一方で、明らかになった課題については、更なる取組が必要です。女性が能力を発揮し、活躍できる農業や、女

¹ 農業者の年齢や後継者の有無を「見える化」した地図を用いて、地域の農業者が話し合い、将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組

² 用語の解説3(1)を参照

性が暮らしやすい農村を実現することは、女性農業者のためだけではなく、農業・農村に新たな視点や活力をもたらし、農業・農村の持続的な発展につながるものです。農林水産省を始めとする行政機関、農業関連機関はもとより、教育・研究機関においても課題解決に向け積極的な取組を行うとともに、農業・農村の現場でも意識や行動を柔軟に見直していくことが重要です。

コラム 農業を始めてみたけれど・・・

男性には分からない女性の悩み。就農に当たり苦労したことを紹介します。

女性が新規就農するに当たり、「女性の方が苦労が多いと思ったことはない」との声が多く、「色んな人が覚えてくれた」、「気さくに声をかけられ、栽培方法を教えてくれた」など温かい励ましや支援を受けられたとの声がある一方で、「女性が独立就農するのは無理」、「女一人で農業をするのはやめておけ」、「農業やりたいなら農家に嫁に行け」などの言葉を周囲の方から投げかけられたといった声もあります。

「農業は結婚すれば旦那が主人となり、代表者となる職業」、「農業の窓口は通帳を含め全て夫の名前で自分は常に表に出られない」、「農業者同士の交流は男性主体で女性は交流がなく、孤独」との声もあり、農業現場は依然として男性中心であることが見受けられます。

また、女性農業者からは、農作業が肉体的にきつく、「体力的に男性に及ばない」、「機械等の修理、力仕事で困った」といった声も聞かれます。一方で、「一人で出来ないことは周りの方々に手伝ってもらったり、業者に頼む」、「作物を軽いものにし、大型の機械や設備を導入しなくても良い栽培法を選んだ」など、工夫をしている声も聞かれます。

さらに、「出産前後でも同じように仕事をしなければならない」、「お腹に子供がいたので高所作業が難しかった」など妊娠・出産にまつわる不安や、ほ場や事務所に男女別のトイレがなく、「トイレは近くの公園やスーパーで借りる」などの苦労もあります。これらは男性にとっては気づきにくいことかもしれませんが、女性にとっては大きな問題で、早急に解決すべき課題です。

これまでも、女性は労働力としてだけでなく、経営のパートナーとして農業を支えてきました。また、マーケットインの発想で能力を発揮している女性農業者も増加しています。農業・農村を持続的に発展させていくためには、女性が働きやすく、暮らしやすい農業・農村をつくる必要があります。そのためには、女性の声を受け止め、女性の声を農業・農村の現場に反映していくことが必要です。

資料：全国農業会議所「女性の視点に立った新規就農の課題や支援施策のあり方調査結果」（平成24（2012）年）

事例

横に縦に深まる女性農業者の交流（兵庫県）

兵庫県南あわじ市の堤由美さんは、平成20（2008）年に農家の長男と結婚し、南あわじ市に移住したことを契機に、農業を始めました。最初の頃は作業や段取りへの戸惑いや、体力的に大変なことも多かったものの、おいしく高品質な野菜を直接消費者に届けられるような、強気で自立した農家を目指して取り組んできました。

地域農業には、後継者不足や遊休農地等の課題がある中で、次世代を担う同世代の女性にも農業が楽しく、やりがいもあり、かっこいいことを伝えたいと、SNS等で農業の魅力発信を始めました。

平成30（2018）年には農林水産省の「女性農業コミュニティリーダー塾」に参加したことで刺激を受け、地域の女性農業者と横のつながりを強化するため「AWAJI プラチナ農業女子グループ」を立ち上げ、女性農業者同士の交流会や勉強会開催、マスコミを通じた情報発信等、淡路島の農業をより活性化させるため、精力的に活動を始めています。堤さんは、横のつながりだけでなく、縦のつながりも重要であると考えており、長年農業・農村を支えてきた母世代、祖母世代が所属する生活研究グループ（旧生活改善グループ）とも交流し、これまでの知恵や経験を受け継いでいきたいと考えています。



堤 由美さん

事例

「しべちや町農業女性カレッジ」による幅広い交流を展開（北海道）

北海道標茶町の千葉澄子さんは、北海道外から標茶町に嫁いで就農した一人です。自分を育ててくれた地域に恩返しをしたい、これからは女性の経営参画が経営の発展には欠かせないとこの強い思いから、平成19（2007）年、学習活動組織「ナラの木学級」を標茶町に嫁いだ女性農業者の有志で立ち上げました。地元出身者でも参加できる場、酪農技術を学べる場、女性農業者の交流の場として設けましたが、北海道外出身者のみが参加できる場と誤解している人も多かったことから、10年間の活動を一区切りとして発展的に解散し、平成29（2017）年「しべちや町農業女性カレッジ」として活動再開しました。

このカレッジでは、農協、農業共済組合、標茶町、普及センター等と連携して、年5回程度の酪農に関する学習会や視察研修等を実施しています。生産技術を学ぶだけでなく、女性農業者の交流、相談できる仲間づくりの場として活用され、最近では標茶町外の参加も増えてきています。

代表の千葉澄子さんは、「これからは、次世代の若手女性リーダー育成や標茶町だけにとらわれず、広い地域での交流、勉強会の開催を目指していきたい。」と考えています。



千葉澄子さん

事例

世代交代を成し遂げた田舎のヒロインズ（熊本県）

平成6（1994）年に発足した「田舎のヒロインわくわくネットワーク」は女性農業者を中心に都市農村交流や農産物加工品づくり等、農業・農村の魅力や可能性を伸ばす取組を行ってきました。しかし、会員の多くが高齢化して解散の危機に直面する中、初代代表の山崎洋子さんは、疲弊する農村を女性の力で活性化させるため、世代交代を提案。熊本県南阿蘇村の大津愛梨さんにバトンを託しました。

こうして、平成26（2014）年に、「田舎のヒロインわくわくネットワーク」は「NPO法人田舎のヒロインズ」と名称を変え、代表の大津さんに加え40歳以下の現役若手女性農業者を役員として、新たに出発しました。現在は農業後継者不足の解消を目指して、情報発信、農業研修や視察等の受入れ等に取り組んでいます。

代表の大津愛梨さんは、「都市には都市の役目があると同時に、今こそ田舎には田舎の役目がある。そこに住む女性たちを中心に、より多くの方と共感し、協働できる組織を目指していきたい。」と述べています。また、再出発した平成26（2014）年から継続的に取り組んできた農業・農村における再生可能なエネルギーの普及啓発・導入促進の活動が評価され、令和2（2020）年2月に開催された「脱炭素チャレンジカップ2020」では環境大臣賞のグランプリを受賞しました。女性農家らによる地球温暖化防止の具体策として今後の広がりが期待されています。令和2（2020）年度以降は教育機関への出前授業や農業現場でSDGsを学ぶプログラムの開発等に取り組んでいく予定です。



代表の大津愛梨さん(左から7人目)とNPO法人田舎のヒロインズの皆さん



トピックス

- 1 食料・農業・農村と
SDGs（持続可能な開発
目標）
 - 2 日米貿易協定の発効と
対策等
- 

トピックス
1食料・農業・農村とSDGs（持続可能な
開発目標）

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、地球規模の課題も連鎖して発生し、経済成長や社会問題に深刻な影響を及ぼします。このような中、平成27（2015）年に開催された国連サミットで、令和12（2030）年までの国際目標である、SDGs（持続可能な開発目標）¹が採択されました。SDGsは開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を横断的に盛り込んでおり、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の目標です。

我が国は、平成28（2016）年12月に我が国のSDGsの実施のための指針となる「SDGs実施指針」を策定しました。農業・食品産業はその活動を自然資本や環境に立脚しており、SDGsの達成に率先して貢献しつつ、消費者の行動や他分野からの投資を主導することで、新たな成長につながる可能性があります。実施指針に基づき官民で様々な取組が進んでいます。

（1）MDGs（ミレニアム開発目標）からSDGsへ

（SDGsの採択）

SDGsの前身として、平成12（2000）年に国連ミレニアムサミットで採択されたMDGs²（ミレニアム開発目標）は、開発途上国の課題解決を目指し、貧困、ジェンダー、健康、環境等を改善するための8つの目標を掲げ、世界中で取り組まれてきました。その結果、飢餓撲滅を含む多くの目標が達成されましたが、保健や教育等未達成の課題も残されました。また、経済・社会のグローバリズムの進展の陰で、都市の貧困や格差、人権等の問題も明らかになってきました。

こうしたことから、平成27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として、先進国を含む全ての国が取り組むというユニバーサリティを特徴としています。また、この15年間で、一部の途上国の発展、民間企業や市民社会の役割の拡大等、開発をめぐる国際的な環境が大きく変化していることも踏まえ、あらゆるステークホルダー³が役割を果たすグローバル・パートナーシップの重要性が盛り込まれています。

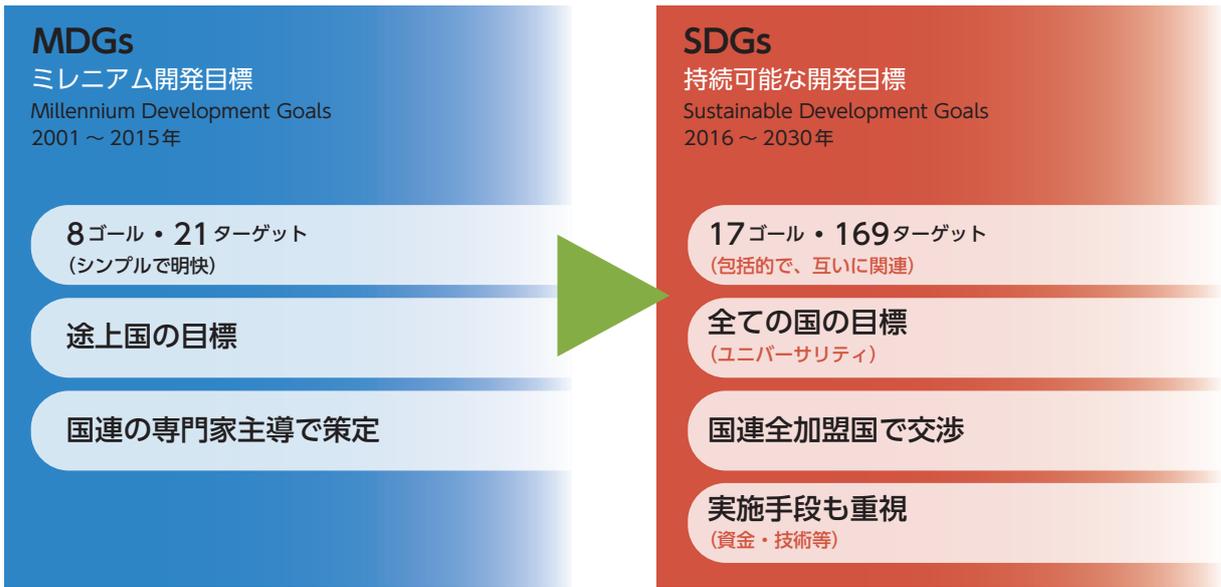
SDGsでは、世界中の国々が自国や世界の問題に取り組むことで貧困を終わらせ、経済・社会的状況にかかわらず全ての人々が尊厳を持って生きることができる世界の実現を目指し、17の目標と169のターゲットが設定されています（[図表トピ1-1](#)、[図表トピ1-2](#)）。

1 用語の解説3（2）を参照

2 Millennium Development Goals の略

3 企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係者を有する者を指す。

図表トピ1-1 SDGsとMDGsの比較



資料：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」

図表トピ1-2 17の国際目標と主要原則

資料：外務省「[持続可能な開発] (SDGs) について」(平成31 (2019) 年1月) を基に農林水産省作成

(2) 官民を挙げたSDGs実施の推進

(政府の推進体制の整備と実施指針の決定)

SDGsが採択された後、政府はその実施に向けた基盤整備に取り組みました。平成28(2016)年5月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内と国際協力の両面から、SDGs実施に向けて取り組む体制を整えました。

国内における取組については、この本部の下にあらゆる分野のステークホルダーによっ

て構成される「SDGs推進円卓会議」を設置して議論を行い、同年12月に今後の我が国の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定し、SDGsのゴールとターゲットを、日本として特に注力すべき8つの優先課題に再構築しました。政府は、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」、「平和と安全・安心社会の実現」、「SDGs実施推進の体制と手段」の優先課題ごとに必要な施策を積極的に推進することとなりました。

令和元（2019）年12月には、「SDGs実施指針」の改定が行われ、目標達成に役割を果たす存在として次世代の若者を新たに位置付け、啓発や教育を強化するとともに、環境や社会問題にどれだけ積極的に取り組んでいるかを企業の投資指針とする、「ESG投資¹」の拡大が盛り込まれました。

国際協力については、国際社会でのSDGs達成を支援するため、国際保健や防災、質の高いインフラ投資の推進、女性の活躍等の広範な分野において一層積極的に取り組むとともに、開発途上国のSDGsへの取組のための国家戦略や計画等の策定の支援を行うこととしています。

コラム 農山漁村からはじまるSDGs

持続可能な社会をつくるために世界各国が合意したSDGsの17の目標のうち、「環境」に深く関係する目標は他のゴールの土台となります。「環境」から生み出される様々なものを活かすことで、私たちの社会は成り立っています。「環境」を持続可能なものとしなければ他のゴールの達成は望めません。また、経済的に持続可能な形で「環境」を維持し循環させていくために、様々な「技術」を活用した取組が進行しています。

農林水産省では、それらの「環境」や「技術」の観点から、農山漁村で行われているSDGsの取組を「農林水産業×環境・技術×SDGs」パンフレットとして紹介しています。

また、農山漁村で行われている「環境」も「経済」も良くする取組を始めようとする方々を対象に「環境のための農山漁村×SDGsビジネスモデルヒント集」を新たに作成し紹介しました。



1 環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと

(3) 食料・農業・農村分野での取組

農業・食品産業はその活動を自然資本や環境に立脚しており、SDGsの達成に率先して貢献しつつ、消費者の行動や他分野からの投資を主導することで、新たな成長につながる可能性があります。農業生産活動は、自然界の物資循環を活かしながら行われ、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマです。食料・農業・農村分野においても、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、消費者の購買活動がこれを後押しする持続可能な消費を促進する必要があります。このほか、農村を含めた地域においても持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。これらの取組を後押しする施策を展開することにより、SDGsの実現に貢献することとしています。また、NPO¹、民間企業、消費者、地方公共団体、協同組合等もSDGs実施の重要なパートナーであり、それぞれの連携を推進していくことが重要です。

ア 優先課題8分野における農林水産省の取組

農林水産省では優先課題8分野の達成に向けて施策を推進しており、現場でも様々な動きが生まれています。

(課題1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現)

全ての人の人権が尊重され、誰一人取り残さない社会の実現のためには「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が不可欠です。農林水産省では、食育や全ての人の食料品アクセス改善に向けた環境整備の推進等に取り組んでいます。



食育は、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、健全な食生活を実現し、あらゆる人々が活躍する社会の礎を支えるものです。農林水産省では、食料の生産から消費に至る各段階を通じて、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の普及と食や農林水産業への理解増進に向けた取組を推進しています。具体的には、食育推進全国大会の開催や食育活動表彰を実施するとともに、農林漁業体験や共食機会の提供の支援に取り組んでいます。

また、食育の中で大切な共食の機会を提供している子供食堂と連携した地域における取組が推進されるよう、Webサイトにおいて関連情報を紹介しています。

さらに、我が国では、高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業等により、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便を感じる住民が増えてきており、「食料品アクセス問題」として社会的な課題になっています。このため、先進事例や支援施策の情報を提供するWebサイトを運営し、地方公共団体や民間事業者等による問題解決を支援しています。

¹ 用語の解説3(2)を参照

コラム 令和元（2019）年SDGsの成績

令和元（2019）年6月ベルテルスマン財団と持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が公開した「持続可能な開発報告書2019」においては、国連加盟国のSDGsの取組状況を分析するとともに、令和12（2030）年に向けた予測が示されています。

同報告書によると、トップはデンマーク（スコア100点満点中85.2点）で、次いでスウェーデン（同85点）、フィンランド（同82.8点）と、北欧諸国が上位を占めています。しかし、この3か国ですら大きな課題に直面している目標もあるほか、全ての目標を達成している国は1つもなく、目標12（生産・消費）、目標13（気候変動）等については、達成に程遠い状況にあることも示されています。

日本は78.9点で、前年と同様15位に位置しており、目標4（教育）や目標9（イノベーション）は高い評価となっていますが、目標5（ジェンダー）、目標12（生産・消費）、目標13（気候変動）等は低い評価となっています。

事例 八百屋の強みを生かした子供食堂（東京都）

東京都大田区で八百屋「だんだん」を営む近藤博子さんは、1人暮らしの高齢者や子育てに悩みを持っている人等が多くいることを知り、地域の中で「みんなで集まれる居場所」を作りたいと考えようになりました。そんな中、八百屋に来店した学校の先生から家庭の事情で十分な食事をとることができない子供の話を聞いたことがきっかけとなり、「温かいご飯と具沢山のお味噌汁をみんなで食べられる場所を地域で作ろう」という思いで、平成24（2012）年に子供食堂の取組を開始しました。

「だんだん」は、大人も子供もみんなで一緒に食べることにより、つながりが生まれ、思いやりの心や食への感謝の心が育まれるとともに、孤立を防ぐためのセーフティネット、居場所としての機能も併せ持つ場所となっています。

毎月1回「郷土料理教室」も開催し、食文化の伝承を学ぶきっかけをつくり、子供たちが料理を作る達成感を味わえ、技術を習得できる貴重な場となっています。この取組は、「すべての人に健康と福祉を」等を目指すSDGsの目標にも合致します。



子供食堂のスタッフのみなさんと近藤博子さん（左から2人目）

（課題2 健康・長寿の達成）

世界の飢餓人口が増加に転じる中、栄養のある食料をすべての人に供給し、「健康・長寿の達成」を実現することが重要です。農林水産省では、世界の栄養改善に関する取組を行っていま



す。栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）¹と連携し、栄養改善に関する情報発信、セミナー・シンポジウムの開催等の支援、国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開に必要な現地の基礎情報の収集の支援を行い、途上国の栄養不良問題の解決に取り組んでいます。また、国民の健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、介護食品の開発やスマートミールの普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開を促進しています。

（課題3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション）

世界の人口増加、各国の経済成長に伴い、市場は拡大が続くと見込まれています。科学技術イノベーションを活用しつつ、世界市場の需要を取り込むことが重要です。また、都市だけでなく、農山漁村を含む地域を活性化し、バランスがとれた持続可能な成長を実現する必要があります。「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」に関して、農林水産省では、以下のような取組を推進しています。

ア) スマート農林水産業の推進

農林水産業の成長産業化を推進する上では、農業分野以外の技術等も取り入れた産学官連携等によるイノベーションの創出が必要です。ロボット、AI²、IoT³等の先端技術を活用したスマート農業の全国展開を加速化するため、令和元（2019）年度からスマート農業実証プロジェクトを開始し、全国69地区において、2年間にわたり技術実証を行うとともに、技術の導入による経営への効果を検証することとしています。



自律多機能ロボット

イ) 農業の成長産業化

我が国の農業総産出額⁴は8兆円から9兆円程度で推移しています。農林漁業者が生産した農林水産物は、保管、流通、加工、調理等の様々な過程で価値が付加され、飲食料の最終消費額は80兆円を超えています。

主食用米の需要が減少傾向にある中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し、水田のフル活用を図るとともに、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備等を推進し、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図っています。

また、担い手への農地の集積・集約化⁵を加速させる観点から、農業者、市町村、農協、



¹ 日本の技術と知見を活かした民間企業のアイデアをベースに、栄養改善効果が期待できる途上国の国民向け食品供給事業等のビジネスモデル構築を目的とした、官民連携で栄養改善事業を推進する枠組

^{2, 3} 用語の解説3（2）を参照

⁴ 用語の解説1を参照

⁵ 用語の解説3（1）を参照

農業委員会、土地改良区等の関係者が徹底した話し合いを行い、「人・農地プラン」の実質化の推進に取り組んでいます。

ウ) 農林水産業を担う人材育成

農業者の高齢化によるリタイアが加速する中、農林水産業を担う新規就農者¹の確保・育成等が重要です。青年の新規就農を促進するため、就農準備段階や経営開始時を支援する資金を交付する農業次世代人材投資事業を実施しています。また、地方公共団体や農協等の関係機関が連携し、新規就農者の就農準備段階から経営開始までを一貫して支援する地域の受入体制の構築を進めています。

さらに、女性にとって魅力ある職業として農林水産業が選ばれるよう、地域を牽引するリーダーとなり得る女性農業者の育成や、全国の女性グループ間ネットワークの構築等に取り組んでいます。



エ) 農林水産物・食品の安全性の向上

食品の安全性を向上させるためには、科学的根拠に基づき、生産から消費までの必要な段階で有害化学物質・微生物の汚染の防止や低減を図る措置の策定・普及に取り組むことが重要です。このため、例えば、ノロウイルス²等の危害要因の汚染実態等の調査や、加工食品中のアクリルアミド³の低減対策の効果を検証するための調査を行っています。

また、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野の行政施策・措置の決定のためには科学的知見を得ることが重要であり、そのための研究等に取り組んでいます。

さらに、生産資材についても最新の科学的な知見に基づき安全と品質を確保し、安定的に供給する取組等を行っています。



オ) 農山漁村を含む地域の活性化

農山漁村の所得向上や雇用の増大を図るため、地域の農業者が多様な異業種とも連携しつつ、農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等、新たな付加価値を生み出す6次産業化⁴を推進しています。

農泊をビジネスとして実施できる地域の体制を整備するため、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、古民家等を活用した宿泊施設の整備等、ハード・ソフト対策の一体的な支援に取り組んでいます。

また、障害者等の農業分野での活躍を通じ、障害者等の生きがいを創出し、社会参画を実現するとともに、農業経営の発展につながるよう農福連携の取組を推進しています。



農泊

1 用語の解説2（5）を参照

2、3 第1章第5節（1）を参照

4 用語の解説3（1）を参照

カ) 安定的な農業の推進

米、麦、大豆等の重要な農産物を生産する農業の担い手に対し、経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金や農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための交付金等を交付しています。

また、野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金等の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施しています。



キ) 農林水産業・食品産業のイノベーションの推進

農林水産業の競争力強化に向けて、農林漁業者等のニーズを踏まえ目標を明確にした研究開発の推進や、AI、IoT等の情報技術を活用した流通の効率化の推進等に取り組んでいます。

また、農林水産業・食品産業に異分野の知識・技術等を導入して、革新的な技術シーズを生み出すとともに、それらの技術シーズをスピード感を持って商品化・事業化に導き、国産農林水産物のバリューチェーン¹の構築に結び付ける新たな産学官連携研究の推進に取り組んでいます。



ク) 途上国のイノベーション・産業化の国際協力

開発途上国の農業用水の効率的かつ持続可能な利用を促進するため、国際会議等における我が国の知見や技術の情報発信及び開発途上国に適応可能な技術の検討・普及等に取り組んでいます。

また、気候変動に伴う食料・水資源問題、越境性家畜伝染病の防疫等地球規模の課題に対応するため、国際農林水産業研究を推進しています。



¹ 用語の解説3(1)を参照

事例

農業分野と福祉分野の連携を推進する女性農業経営者（愛知県）

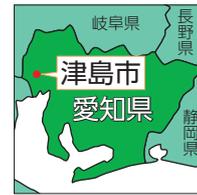
愛知県津島市の杉山尚美^{つしまし すぎやまなみ}さんは、農業、福祉分野での勤務経験を積み、福祉分野における農業の必要性を感じアグリジョブコーチ^{*1}の資格を取得しました。その後、農業分野と福祉分野での連携の可能性を信じ、自身が農業をすることで障害者の方々と一緒に仕事ができると考え、平成25（2013）年、自身の農園「ベジタリ菜^な」を立ち上げました。

経営者となった杉山さんが着目したのは、ハイビスカスローゼル^{*2}でした。ハイビスカスローゼルは、栽培が容易な一方で、収穫や調整作業に多くの人手が必要で、障害者の就労機会を創出しながら、経営ができると考えたからです。栽培開始当初は出荷先もない中での挑戦でしたが、現在では、都内の高級ホテルや一流レストランとも取引をするようになりました。また、農業と障害者の橋渡し役として、労働力が不足している農業関係機関に社会福祉法人等を紹介する活動も行っています。

杉山さんは、農業女子プロジェクトのメンバーであり、また、現在、農業委員として、津島市の地域農業を盛り立てるリーダーとしても活躍しています。

*1 愛知県では、「農業・福祉双方を理解でき、かつ障害者に対して農業者が期待する就業能力を高めることを支援できる人材」のことをいう。

*2 正式名称は、ローゼル（*Hibiscus sabdariffa*）でアオイ科フヨウ属の植物。花や果実（肥大した萼^{がく}や苞^{ほう}）は、ハイビスカスティーに利用される。



ハイビスカスローゼルと杉山さん

（課題4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備）

「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」は経済発展だけでなく、人々が生活を行う上での基盤となるものです。このため、農林水産省では、農業の競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備に取り組んでいます。

農地や農業用水は、農業生産における基礎的な資源であり、農業者の減少や高齢化等が進行する中で、良好な営農条件を整えた農地や農業用水の確保と有効利用、さらに、次世代への継承を図ることが課題となっています。このため、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減に向けた農地の大区画化等を推進するとともに、高収益作物への転換等を促進し、産地収益力の向上に向けた水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進しています。

また、近年、自然災害の頻発化、激甚化が問題となっていることから、農業水利施設¹等の長寿命化や耐震化、耐水対策、非常用電源の設置等のハード対策とともに、ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせた農村地域の防災・減災対策の推進等に取り組んでいます。

さらに、国による主食用米の備蓄運営、食糧用麦備蓄対策を実施するとともに、



1 用語の解説3（1）を参照

ASEAN¹ + 3（日中韓）緊急米備蓄（APTERR）の取組を推進しています。

事例 SDGs未来都市（熊本県）

内閣府は、地方公共団体によるSDGsの取組を促進するため、優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しています。

熊本県熊本市は、令和元（2019）年度の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。

熊本市は、熊本地震の経験と教訓を活かした防災力の向上事業によりエネルギーの地産地消、EV*バスの導入等による電力エネルギーを核としたライフラインの強靱化^{きょうじん}を促進しており、非常時には避難所で、電気自動車やEVバスから電力を供給することを可能としています。また、市の環境工場（ごみ焼却施設）では、発電した電力を市の施設で地産地消するほか、余熱を隣接するビニールハウスで利用し、花や野菜の栽培を行っています。



* Electric Vehicle の略



電気自動車による
電力供給デモンストレーション



市の環境工場
(ごみ焼却施設)

（課題5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会）

世界的に地球温暖化が問題となっている中、極端な気象現象の発生が危惧されています。このような課題に対応するため、省・再生可能エネルギーの推進や循環型社会の構築が求められています。「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」に関して、農林水産省では、以下のような取組を推進しています。

ア) 徹底した省エネの推進

栽培作物の加温に多くのエネルギーを消費する施設園芸において、省エネルギーの取組により燃油使用量削減を図ることは温室効果ガス²の排出削減につながります。省エネマニュアルを活用した省エネルギー型の生産管理の普及や、ヒートポンプ等の省エネ設備の導入の支援等に取り組んでいます。



1 用語の解説3（2）を参照
2 用語の解説3（1）を参照

イ) 再エネ・新エネ等の導入の推進

農山漁村に豊富に存在する太陽光、水力、バイオマス¹、風力等の再生可能エネルギーは、永続的な利用が可能であるとともに、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減するという優れた特徴を有しています。太陽光を農業生産と発電とで共有する営農型太陽光発電や地域資源を活用したバイオマス発電等農林漁業と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を推進しています。



パネル下の落花生栽培

ウ) 気候変動対策

気候変動への影響は既に顕在化しており、今後、その影響が拡大することが予測されています。このため、温室効果ガスの排出削減と吸収による緩和策と、その影響の回避、軽減による適応策を一体的に充実・強化することが重要です。農林水産分野における気候変動影響評価等や、農業分野における温室効果ガス削減等の気候変動緩和技術の開発等に取り組んでいます。



エ) 農業における環境保護

家畜ふん尿等の副産物を肥料として有効利用するための、農家等への理解醸成に必要な調査・実証の支援等に取り組んでいます。

また、酪農経営における規模拡大等による環境問題に対処するため、ふん尿の還元に必要な飼料作付面積を確保しながら、地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対し交付金を支援する環境負荷軽減型酪農経営支援事業を実施しています。



オ) 食品廃棄物・食品ロスの削減や活用

我が国の食品ロスの発生量は、平成29(2017)年度において年間612万tと推計されます。事業系食品ロスの削減に向け、納品期限の緩和等の商慣習の見直し、季節商品の需要に見合った販売等の推進に取り組んでいます。

また、飲食店及び消費者の双方での食べきりや食べきれずに残した料理の自己責任の範囲での持ち帰りの取組等、食品関連事業者と連携した消費者への働きかけに取り組んでいます。



¹ 用語の解説3(1)を参照

季節商品の食品ロスについては、近年、節分後の恵方巻きの廃棄が社会的な話題となったことから、農林水産省では平成31（2019）年1月に食品小売業者に対して、需要に見合った販売を呼びかけました。同年2月の恵方巻きシーズン後の調査では、回答した食品小売業者の約9割から、予約販売の実施、当日のオペレーションやサイズ・メニュー構成の工夫等により、前年よりも廃棄率が改善したとの回答がありました。

これを踏まえて、令和2（2020）年2月の恵方巻きシーズンに、予約販売等の需要に見合った販売に取り組む食品小売事業者を募集したところ、43事業者から取組を実施する旨の報告があり、これらの事業者に対しては、恵方巻きのロス削減に取り組む小売店であることを消費者にPRするための資材（恵方巻きろすのん）を提供しました。

例えば、富山県を中心にスーパーマーケットを展開するアルビス株式会社においては、恵方巻きの予約を行った場合に特典（お茶とポイント）を付け、PR資材「恵方巻きろすのん」も活用しながら、予約の呼びかけを行い、製造すべき数量の事前把握に努めました。さらに、販売当日は、時間帯別の売上を確認しながら、製造の増減を調整し、店舗間で商品を融通することで、過不足の発生を防ぎました。

これらの取組の結果、同社においては、恵方巻きの廃棄ロスを前年に比べて7割減らすことができました。



サービスカウンター



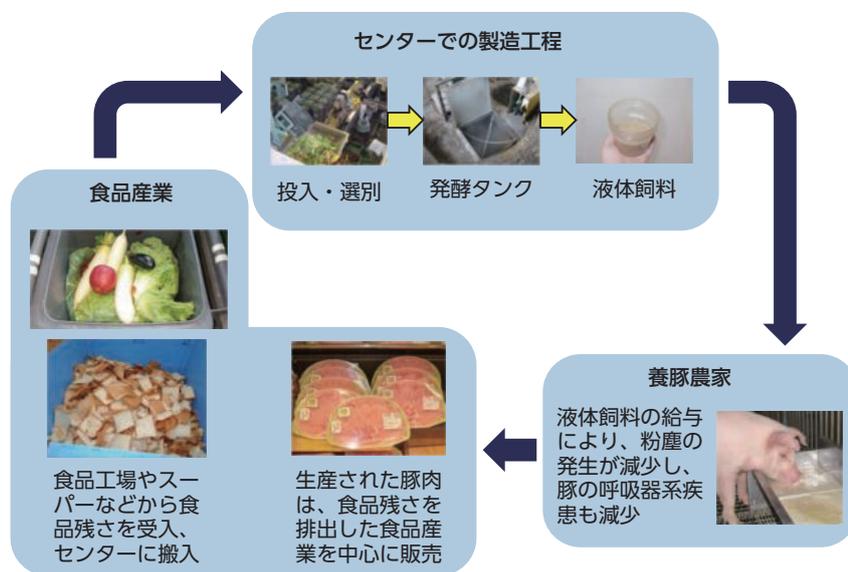
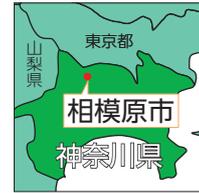
PR資材「恵方巻きろすのん」を活用したポスター

事例

「第2回ジャパンSDGsアワード SDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞」受賞（神奈川県）

神奈川県相模原市にある株式会社日本フードエコロジーセンターは、関東近郊の170以上の食品事業者において分別管理された食品残さを収集し、分別・破碎・殺菌・発酵処理を行い、養豚用の発酵リキッド飼料を製造しています。製造された飼料は、関東近郊の養豚農家に提供するとともに、そこで生産された豚肉を排出元である食品事業者で販売するという食品リサイクルループを構築しました。

このことが「食品ロスの削減・食品リサイクル」に資する優れた取組として評価され、平成30（2018）年12月に「第2回ジャパンSDGsアワードSDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞」を受賞しました。



（課題6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全）

生物多様性に配慮しない生産・流通・消費は、生態系サービスの劣化を引き起こし、持続可能性を脅かすおそれがあることから、環境の利用と保全のバランスをとることが重要です。農林水産業は土壌や水等の自然資本を利用し、食料の生産を担うだけでなく、洪水制御、農村景観、土壌形成等の生態系サービスを生み出す多面的機能も担っており、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」に大きな役割を果たしています。このため、農林水産省では、持続可能な農林水産業の推進、生物多様性保全の国際協力や、海洋プラスチックごみ対策等に取り組んでいます。

特に、持続可能な農業の推進のため、環境保全型農業の拡大に取り組んでいます。このうち有機農業については、有機農業の推進に関する基本的な方針を定め、有機農業者等の



支援、流通・販売面の支援、技術開発の促進、消費者の理解の増進等を推進しています。

また、生物多様性保全については、海外との連携が重要であり、遺伝資源¹保有国における遺伝資源保全の促進に向けた能力開発や、海外植物遺伝資源の収集・保存等の国際協力を行っています。

さらに、海洋プラスチックごみ対策では、食品用プラスチック製容器包装や農業由来廃プラスチックの適正処理、排出抑制等に向けた自主的な取組の後押し等を推進しています。



生分解性マルチ

事例

生物多様性に配慮したワイン用ぶどうの栽培（長野県）

酒類メーカーのメルシャン株式会社は、平成15(2003)年に長野県上田市^{うへだし}内の遊休農地*を活用して、ワイン用ぶどう畑を整備し、現在は29haまで広がっています。同ほ場で取り入れられている垣根栽培・草生栽培は、通常の棚栽培と異なり、太陽光が遮られることなく地面に届き、適度に下草を生やすのが特徴です。

このため、ぶどう畑は広大な草原の体をなしており、同社が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)と共同で生態調査を行ったところ、希少種を含む昆虫168種(ベニモンマダラ、ウラギンズジヒョウモン等)、植物258種(ユウスゲ(キスゲ)、メハジキ、スズサイコ等)の生息が確認されました。

また、同社では、ほ場における年数回の草刈り等の栽培管理作業を徹底して行うとともに、NPOやボランティア等と連携して、ほ場周囲の植生の再生活動等にも取り組み、ほ場に生息する希少種の保護に努めています。

本事例は、農業が、農地の適切な管理を通じて、生物多様性の維持・向上に貢献できることを示しています。

* 用語の解説3(1)を参照



垣根栽培・草生栽培のぶどう畑

1 用語の解説3(1)を参照

事例

飲料容器の省資源化・回収・リサイクル

日本のコカ・コーラシステム*は、かねてより容器の省資源化・回収・リサイクルに取り組んでいます。昭和45（1970）年には、業界に先駆けて自動販売機の横に容器回収ボックスの設置を開始しました。

また、平成21（2009）年には、樹脂使用量を40%削減した国内最軽量（当時）のPETボトルを使用した飲料水（「い・ろ・は・す 天然水」）を発売しました。軽量化することで、より少ない原料でPETボトルをつくることができ、環境負荷を軽減できます。

さらに、同年、植物由来素材を一部に使用した「プラントボトル」の導入により、石油由来原料の使用を削減しました。平成27（2015）年からは使用済みPETボトルを再びPETボトルへとリサイクルする「ボトルtoボトル」の取組を開始し、様々な製品に採用することで、環境負荷の低減を実現してきました。

こうした取組の進捗を踏まえ、令和元（2019）年7月、より高いレベルで「World Without Waste（廃棄物ゼロ社会）」を目指すことを決定しました。具体的には、「令和4（2022）年までにリサイクルPET樹脂の使用率50%以上を達成、令和12（2030）年にはその比率を90%にまで高めること」、「令和7（2025）年までに、日本国内で販売する全ての製品の容器をリサイクル可能な素材へと変更し、リサイクルPET樹脂または植物由来PET樹脂を使用すること」、「令和12（2030）年までに全てのPETボトルを100%サステナブル素材に切り替え、新たな化石燃料の使用ゼロの実現を目指すこと」としています。従来のリサイクルペット素材のボトルより透明度を高める技術を実現し、令和2（2020）年3月から、リサイクルペット素材を100%用いた飲料水（「い・ろ・は・す 天然水 100%リサイクルペットボトル」）を発売するなど、環境負荷低減を加速すべく、様々な取組を進めています。

* 日本のコカ・コーラシステムは、日本コカ・コーラとコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、沖縄コカ・コーラボトリング株式会社で構成

（課題8 SDGs実施推進の体制と手段）

SDGsの実現のためには、全ての関係者、全ての人々が参加し、必要な手段を動員しながら行動することが重要であることから、農林水産省では、途上国への官民ミッションの派遣、二国間政策対話等の枠組を活かし、官民が連携して途上国のフードバリューチェーンの構築支援に取り組んでいます。

例えば、東アフリカでは、日系企業3社が協働し、農林水産省の補助事業を活用しつつ、ケニアの漁港でとれた水産物の鮮度を保持したまま内陸国のウガンダの日本食レストランまで長距離輸送する手法を確立しました。

このような取組は、アフリカにおける日本食の普及はもとより、輸送段階での食品ロスの発生抑制にもつながるものであり、途上国のSDGs達成に貢献する取組となっているところ です。



農林水産省は、我が国農業関連企業の海外進出と世界の食料需給の改善を支援することを目的として、種苗や省水技術、農薬等の我が国の優れた技術を結集し、高品質の農産物を他国で生産する「J-Methods Farming」に取り組んでいます。

令和元（2019）年度に実施したインドでの取組では、我が国の民間企業13社が種苗や農薬等の自社の資材・サービス等を持ち寄り、女性労働者の経済的・社会的自立を支援する現地のNGOであるSEWA（女性自営者協会）の協力の下、キャベツ等の農産物を生産しました。

この取組を通して、民間企業が提供した種苗の発芽率やICT*システムの技術力等は、現地関係者から高い評価を得ることができました。取組に参画した民間企業の関係者は「進出が難しいインドで、本プロジェクトを通じて他社と協業することで新たなビジネスの可能性を模索することができた。」と語っているほか、現地の農業リーダーのShantaさんは「このプロジェクトは、農業労働者の女性に雇用機会と収入、そして尊厳を与えた。」と話すなど、今後、「J-Methods Farming」を通じて、我が国の民間企業と現地との間で長期的な協力関係が築かれることが期待されています。

* 用語の解説3（2）を参照



ほ場に設置されたICTシステム



収穫したキャベツを持つ現地農業者

コラム

G20新潟農業大臣会合においてSDGsが議論

令和元（2019）年のG20サミット関連会合の一つとして、令和元（2019）年5月11日から12日に新潟県新潟市^{にいがたし}で開催された「G20新潟農業大臣会合」では、「SDGsの達成に向けた関係者の対応方法」が主要議題の一つとして議論されました。

議論の中では、各国代表から、SDGsの17の目標のうち、目標1「貧困をなくそう」及び目標2「飢餓をゼロに」は他の全ての目標に関係すること、SDGs達成には官民協力が重要であること、ICTやAI等の新技術の有効活用を進める必要があること等の意見が出され、「G20新潟農業大臣宣言」に各国がSDGsの実現に積極的に取り組んでいくことが盛り込まれました。

G20新潟農業大臣宣言

世界の農地の約60%、農産物貿易の約80%を占めるG20農業大臣として、増加する世界人口を養うため、資源の持続可能性を確保しつつ、生産性を上げていくことを目指す。

1. 農業・食品分野の持続可能性に向けたイノベーションの必要性
2. 農業・食品分野の包摂的かつ持続可能な成長に向けた農業・食品バリューチェーンへの着目の必要性
3. 世界的課題に対応するための協力及び知識の交換の必要性
 - ・ SDGsのうち、特に飢餓の終結や食料安全保障、栄養改善の達成、持続可能な農業の推進に取り組む。
4. 世界的なアウトリーチ活動とストックテイクの必要性



G20新潟農業大臣会合の様子

イ SDGsの実現に取り組む食品事業者の取組事例

食品産業は、様々な栄養素を含む食品を安定供給することでSDGsが目指す社会に貢献できる産業であり、SDGsへの積極的な参画が期待されています。

我が国の食品事業者においては、健康問題の解決に貢献する商品の開発、環境負荷の低減、持続可能な原料調達、従業員が安心して働ける職場づくり等、SDGsの達成に向けた取組を実施する企業が増えています（[図表トピ1-3](#)）。

図表トピ1-3 SDGsを達成するための食品事業者の取組事例

目標	企業名	取組事例
	生活協同組合コープさっぽろ	○注文ミスなどによって返品された食品で、品質に問題がないものを児童養護施設やファミリーホームに提供するトドックフードバンクに取り組んでいます。
	ハウス食品グループ 本社株式会社	○食べることの大切さ、作ることの楽しさを伝え、「より食べる力」を育むための食育活動を行っています。ハウス食育プロジェクトとして、幼稚園・保育園の子供達を対象にした「はじめてクッキング」や小中学校への出張事業、作物の生産や周辺環境の体験学習等を実施し、社員の参加も促進しています。
	日本ハム株式会社	○「安全・安心な食品づくり」と「食とスポーツで心と体の元気を応援」を主な取組として、食物アレルギーの研究や対応食品の開発に力を入れるとともに、食を楽しむ体験型イベントや出前授業、食肉成分の研究等に取り組んでいます。
	森永乳業株式会社	○未来を創る子供たちに生きる力を身に付けてもらいたいという思いから、出前講座等食育活動や野外教育活動を行っています。さらに、キッズニアでの職業体験や企業インターンワークの実施等、キャリア教育を支援しています。
	株式会社ヤクルト本社	○ヤクルト独自の組織「ヤクルトレディ」による宅配は、50年以上の歴史があり、人の健康に役立つプロバイオティクス商品を地域の皆様へ真心込めてお届けしながら、健康情報の提供や地域貢献活動にも取り組んでいます。世界で8万人超のヤクルトレディが活躍しており、就労機会の提供等を通じて、女性の活躍を支援しています。
	サントリーホールディングス株式会社	○グループの「水理念」の中に、事業で使用している水の流域や循環を科学的に調べることで、水の3R活動を進めて環境インパクトを軽減すること、水源保全を行うこと、地域コミュニティとともに取り組むことを盛り込み、「水と生きる」企業理念を実施しています。
	株式会社アレフ	○自社から出る食品廃棄物を原料に再生可能エネルギー電力を自ら発電する、再生可能エネルギー由来電力を利用することを平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の環境行動目標として掲げ、再生可能エネルギーを利用した事業運営を推進し、令和元(2019)年度に41事業所で利用しています。
	カルビー株式会社	○全従業員がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、公正な評価・報酬の制度も含めた仕組みづくりを行っています。さらに、「女性の活躍なしにカルビーの成長はない」という信念の下、ダイバーシティの最優先課題として従業員の約半数を占める女性の活躍推進に注力してきましたが、女性の活躍推進のみならず、多様性の理解促進と風土づくりのための施策等、個々の多様性を活かし全員が活躍する組織づくりを目指しています。
	株式会社ローソン	○価値創造を支える基盤としてイノベーションを位置付け、IoT技術を活用した需要予測の高度化や店舗オペレーションの効率化に取り組んでいます。また、CO ₂ 冷媒を活用した冷凍・冷蔵システム等、環境に配慮した設備の導入により、省エネルギー対策を進めています。
	アサヒグループ ホールディングス株式会社	○事業を行う上で、個人の人権と多様性(ダイバーシティ)を尊重し、人種、国籍、思想信条、宗教、身体障害、年齢、性別、配偶者の有無及び性自認・性的指向による差別は一切行わないことを、アサヒグループの人権方針の中で明示しています。また、事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するために人権デューデリジェンスを通じて、人権リスクの低減に取り組んでいます。
	株式会社セブン& アイ・ホールディングス	○全国に多数の店舗を有する事業特性を活かし、「高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供」と、「商品や店舗を通じた安全・安心の提供」という重要課題をこの目標に関連付けています。地域に根差した存在であるために、生活に必要な商品を店舗やネット、移動販売を通じて提供することに加え、公共サービスの提供や災害時の対応、地域活性化包括連携協定の締結等にも取り組んでいます。
	株式会社 永谷園ホールディングス	○環境負荷低減のために資源の効率的な利用と廃棄物のリサイクルに努めています。特に、「食品ロス」の削減を重視し、賞味期限の延長や、需要予測の精度向上による流通在庫減・欠品防止、フードバンクの活用に取り組んでいます。
	キューピー株式会社	○グループ全体で製造工程における効率改善、省エネ設備の導入、重油から天然ガスへの燃料転換等により、CO ₂ 排出削減に取り組んできました。さらに、前工程となる原料資材メーカー、後工程となるグループ物流会社との連携を最適化する等、事業活動全体の効率化によりCO ₂ 排出削減を行っています。
	株式会社パン・パシフィック・ インターナショナルホール ディングス(ユニー株式会社)	○プラスチックが海洋問題等自然破壊につながることを踏まえ、使用済みプラスチック製容器包装のリサイクルループの構築、ペットボトルキャップのリサイクル、有料化によるレジ袋の削減、バイオマスプラスチック製容器包装の導入等に取り組んでいます。

図表トピ1-3 SDGsを達成するための食品事業者の取組事例（続き）

目標	企業名	取組事例
 15 陸の豊かさを守ろう	キリンホールディングス株式会社	○この目標に関連するコミットメントとして、「原料生産地と事業地域における自然環境を守り、生態系を保全します」を掲げ、成果目標として、「スリランカの農園の持続性向上」を挙げています。
 16 平和と公正な社会を築こう	昭和産業株式会社	○従業員一人一人がコンプライアンス実践者となり、より堅牢な組織としていくために、コンプライアンス委員会を設置し、推進体制の維持・強化と、啓発活動に努めています。
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	UCC上島珈琲株式会社	○コーヒーの生産国とともに、森林の保全やコーヒーの品質向上、希少品種の再生、労働環境の改善に取り組んでいます。生産者とともに重ねる努力や工夫は、彼らの生活水準の向上にもつながります。

資料：農林水産省作成

注：各企業の取組の多くは、表に記載の目標だけでなく、SDGsの複数の目標に関連しています。また上記企業は一例です。

（4）持続可能な生産と消費の普及に向けて

（「農林水産省環境政策の基本方針」を策定）

自然資本や環境に立脚した食料・農業・農村分野は、SDGsが目指す経済・社会・環境の統合的向上において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してSDGsの実現に貢献することが求められています。このため、農林水産省では、令和2（2020）年3月に「農林水産省環境政策の基本方針」を策定し、i 環境負荷低減への取組と、環境も経済も向上させる環境創造型産業への進化、ii 生産から廃棄までのサプライチェーンを通じた取組と、これを支える政策のグリーン化及び研究開発の推進、iii 事業体としての農林水産省の環境負荷低減の取組を基本理念に、施策を推進していくこととしています。

（「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」を立ち上げ）

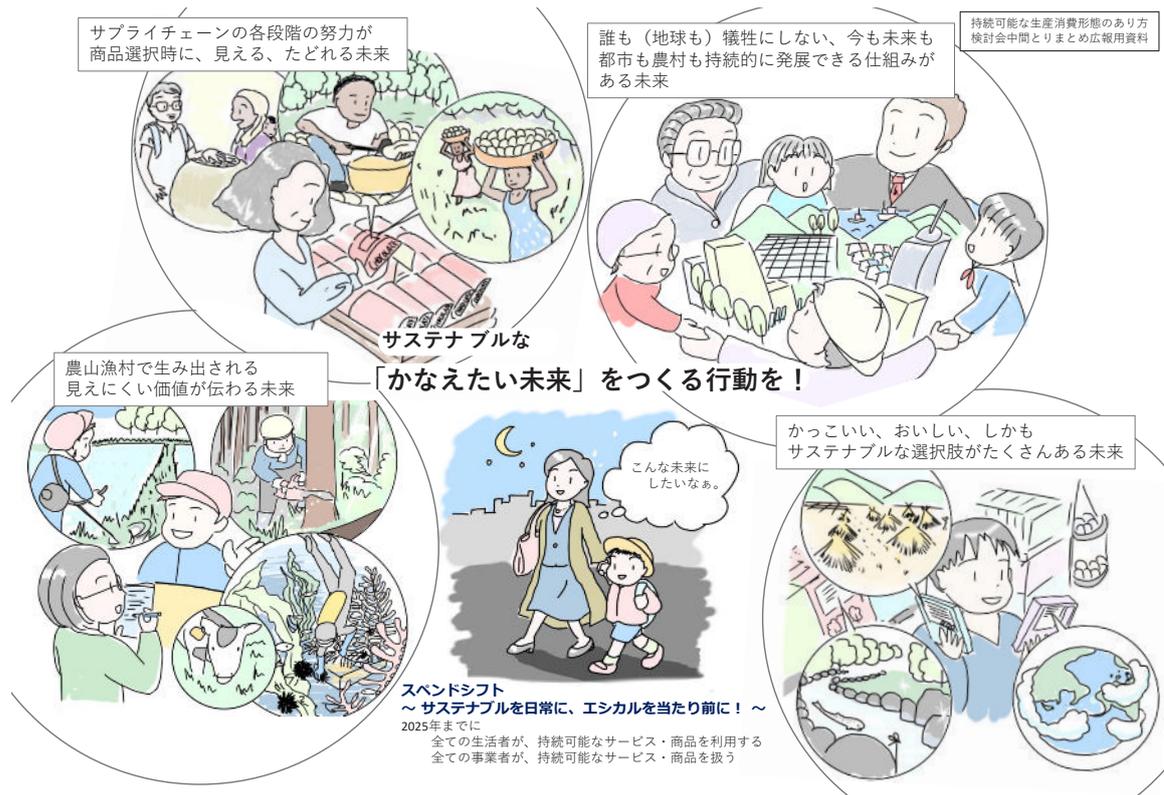
また、SDGsのゴール12に「つくる責任 つかう責任」が位置付けられ、生産と消費の両面を持続可能なものにしていくことが求められていることから、農林水産省では、令和元（2019）年11月に「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」を立ち上げました。検討会においては、「未来の姿からバックキャスト¹し、ビジョナリー²で未来志向な討論をしたい」との座長からの呼びかけに応え、生産、流通、小売、メディア、地方公共団体、国際機関等の有識者13人が活発な討論を行いました。有識者からは、「1円でも安く買うことが賢い消費ではなく、環境に配慮した商品を選択することが楽しくてかっこいい、おしゃれという価値観にシフトさせていきたい」、「自分にとってのサステナビリティとは何かを考えてもらうことが重要」、「生産者自身の意識向上も必要」、「サステナビリティやSDGsに向けた取組であれば、競合企業でも手を組みやすい」といった意見が出されました。

これらの意見を踏まえて、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルデー」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む中間取りまとめを令和2（2020）年3月30日に公表しました（図表トピ1-4）。今後は、これらの取組を行う事業者等のネットワークを構築し、事業者等の主体的な取組や事業者等との連携を促進することとしています。

¹ 未来の姿から逆算して現在の施策を考える発想

² 社会や産業等の将来の展望を持っていること

図表トピ1-4 持続可能な生産消費形態のあり方検討会中間取りまとめ（イラスト編）



資料：農林水産省作成

事例

女性誌初の一冊丸ごとSDGs特集号～世界を変える、はじめかた。～

株式会社講談社^{こうだんしゃ}は、女性誌として初めて一冊まるごとSDGsを特集した「FRaU SDGs号」を平成30（2018）年12月に刊行しました。世界や日本の先進的な取組を掲載するとともに、読者自身の行動を促す「今日からできる、100のこと」を掲載し、好評を得ました。また、発刊と同時に企業や団体、読者が参画する「FRaU×SDGsプロジェクト」を立ち上げ、SDGsの輪を広げる共創の場を作りました。

さらに、国連が平成30（2018）年に発足させた「SDGメディア・コンパクト」に加盟し、FRaUに限らず、報道・ライフスタイル・コミック・児童向け等同社の様々なメディアを通じ、サステナブルな社会の達成に寄与していくこととしています。

農林水産省は、令和2（2020）年2月、「FRaU×SDGsプロジェクト」と連携し、農村×SDGsカンファレンス「環境のための大人の食育プロジェクト」を開催しました。第1部では、5人の講師から農業や食の最新の取組や提案を紹介しました。第2部では参加者が共に考える共創ワークショップを行いました。生産者、消費者、流通業者、地方公共団体関係者ら約80人が参加し、持続可能な農業や環境に向けて生産から流通、消費における解決すべき課題について、ディスカッションを行いました。参加者からは「今回のディスカッションで出た話を私なりに形にしていきたい」、「生産者である私達から変わらなくちゃ、何も始まらないと実感した」等といった意見が出ました。



トピックス
2

日米貿易協定の発効と対策等

令和元（2019）年9月の日米首脳会談において、日米貿易協定の最終合意が確認され、令和2（2020）年1月1日に発効しました。本協定においては、米について関税の削減の対象から完全に除外するとともに、牛肉輸出に係る低関税枠を大きく拡大するなどの成果が得られました。

平成30（2018）年度に発効したTPP11、日EU・EPA¹も合わせれば、世界経済の6割を占める自由で公正なルールに基づくマーケットが誕生したことになります。これは我が国の農業にとっても大きなチャンスです。この機を生かすため、我が国の農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の対策を講じていくこととしています。

（1）交渉の概要

日米貿易協定は、平成30（2018）年9月の日米首脳会談で発表された共同声明において、日米間での貿易協定の締結に向けた交渉開始について一致したことを受け、平成31（2019）年4月から交渉が始まりました。

約半年間にわたる交渉を行い、令和元（2019）年9月25日の日米首脳会談で最終合意を確認し、同年10月7日にワシントンにおいて日米間でこの協定の署名が行われました（[図表トピ2-1](#)）。

農林水産物の交渉に当たっては、我が国の農林水産業が今後とも国の基^{もと}として発展し、将来にわたって、その重要な役割を果たしていくことができるよう、過去の経済連携協定で約束した市場アクセス^{じょうききょ}の譲許^{じょうきょ}内容が最大限との考え方の下、粘り強く交渉を行った結果、日本側の関税について、米について関税の削減の対象から完全に除外するなどTPP²（環太平洋パートナーシップ）をはじめとする過去の経済連携協定の範囲内とすることができました。また、農産品の米国への輸出についても、牛肉輸出に係る低関税枠が拡大するなどの成果を獲得しました。

図表トピ2-1 日米貿易協定の構成

前文 協定した事実	本文 用語の定義、協定発効日等の基本的なルール等を規定	附属書Ⅰ 日本国の関税及び関税に関連する規定 用語の定義、日本側の関税撤廃・削減等の対象品目・条件等、原産地規則及び手続を規定	附属書Ⅱ アメリカ合衆国の関税及び関税に関連する規定 米国側の関税撤廃・削減等の対象品目・条件等、原産地規則及び手続を規定
--------------	--------------------------------	--	--

資料：外務省資料を基に農林水産省作成

¹ 用語の解説3（2）を参照

² Trans-Pacific Partnership の略

(2) 合意内容

ア 日本側関税に関する規定

米については、米粒（もみ・玄米・精米・^{さいまい}碎米）のほか、調製品を含め、関税削減・撤廃等からの除外を確保しました。

脱脂粉乳・バター等、TPPでTPPワイドの関税割当枠¹が設定された品目については、新たな米国枠を一切認めませんでした。

牛肉については、TPPと同内容の関税削減とし、令和2（2020）年度のセーフガードの発動基準数量を、平成30（2018）年度の米国からの輸入実績より低い水準としました。

これらのほか、TPPで関税削減・撤廃した木材・水産品全てを除外としました（[図表トピ2-2](#)）。

1 現在、TPP11 発効国全てが利用可能な関税割当枠

図表トピ2-2 主な品目の合意内容（米国からの輸入）

品目	合意内容
米	・米粒のほか、調製品を含め、全て除外（米国枠も設けない） ^{*1}
小麦	・TPPと同内容でマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を45%削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（55円/kg）を維持） ・TPPと同内容の米国枠（2019年度12万トン ^{*2} →2024年度15万トン、主要3銘柄45%、その他の銘柄50%のマークアップ削減）を設定
大麦	・TPPと同内容でマークアップを45%削減（現行の国家貿易制度、枠外税率（39円/kg）を維持） ・新たな米国枠は設けない
牛肉	・TPPと同内容で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保 ・セーフガード発動基準数量は、2020年度24.2万トン。以後、TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度29.3万トン ・2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議
豚肉	・TPPと同内容で、従価税部分について関税を撤廃、従量税部分について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保 ・従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン
脱脂粉乳・バター	・新たな米国枠は設けない ^{*3}
ホエイ	・TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25-45%、25%未満）についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保した上で関税を撤廃
チーズ	・TPPと同内容 ・シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについて新たな米国枠は設けない
園芸関連品	・りんご（生果）、オレンジ（生果）、トマトピューレー・ペースト、トマトジュースはTPPと同内容 ・オレンジ（生果）（12～3月に輸入されるもの）のセーフガード発動基準数量は、TPPの95%の水準（2019年度35,150トン→2024年度44,650トン）に設定 ・トマトケチャップ、ぶどう、オレンジ・りんご果汁（一部除く）は、除外
砂糖・加糖調製品、でん粉、豆類、こんにゃく、茶	・砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖、でん粉、小豆、いんげんは、TPPと同内容 ・粗糖・精製糖、こんにゃくいも、落花生の一部、茶の一部、ココア調製品等、チョコレート菓子は、除外（米国枠も設けない）
鶏卵、鶏肉、軽種馬、天然はちみつ	・鶏肉（冷凍）、鶏肉調製品（牛・豚の肉を含まないもの）、全卵又は卵黄、卵白、天然はちみつ、軽種馬は、TPPと同内容 ・鶏肉（生鮮、冷蔵）、鶏肉調製品（牛・豚の肉を含むもの）、殻付き卵は、除外
小麦の加工調製品等	・麦芽はTPPと同内容の米国枠を設定し、ベーカリー製品製造用小麦粉調製品、スパゲティ、マカロニ、ビスケット、クッキー、クラッカー等は、TPPと同内容 ・いった小麦・小麦粉、その他の小麦粉調製品は、除外
牛肉・豚肉の加工調製品等	・牛内臓（ハラミ等）、牛タン、豚肉調製品（ハム・ベーコン、ソーセージ等）は、TPPと同内容 ・生きた牛、豚（子豚、成豚の従量税部分）、牛肉30%未満の調製品、「塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉」は、除外
乳製品の加工調製品等	・フローズンヨーグルト、乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン等は、TPPと同内容 ・特定の用途・種類のホエイは、TPPと同数量の米国枠を設定 ・PEF（調製食用脂）、アイスクリーム・氷菓、全粉乳、バターミルクパウダー、加糖れん乳、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、除外（米国枠も設けない）
林産品（木材）・水産品	・除外 ^{*4}

資料：農林水産省作成

注：1）*1 米の既存のWTO・SBS枠（国家貿易・最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数等入札結果を公表

2）*2 発効日（令和2（2020）年1月1日）から年度末までの月数に応じて算出

3）*3 脱脂粉乳について、既存のWTO枠（国家貿易・生乳換算13.7万トン）の枠内に、内数として、たんぱく質含有量（無脂肪固形分中）35%以上の規格基準の輸入枠750トン（生乳換算0.5万トン）を設定

4）*4 まつたけ（現行税率：3%）等の一部の特用林産物については即時撤廃等（TPP合意の範囲内）

イ 米国側関税に関する規定

一方、米国側の関税については、牛肉については協定発効前の日本枠200 tと64,805 tの複数国枠を合わせた、1 kg当たり4.4セント（日本円で5円程度）の低関税の複数国枠65,005 tへのアクセスを確保し、我が国が利用できる低関税枠が拡大しました。また、我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）で関税削減・撤廃を獲得しました（図表トピ2-3）。

図表トピ2-3 主な品目の合意内容（米国への輸出）

品目	合意内容
牛肉の輸出	・現行の日本枠200トン（2019年は3月20日、2018年は4月10日に超過*）と64,805トンの複数国枠を合わせた、65,005トンの複数国枠へのアクセスを確保
その他日本からの輸出関心品目	・我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）の関税削減・撤廃を獲得

資料：農林水産省作成

注：*低関税枠200トンを超える数量は、枠外税率26.4%で輸出

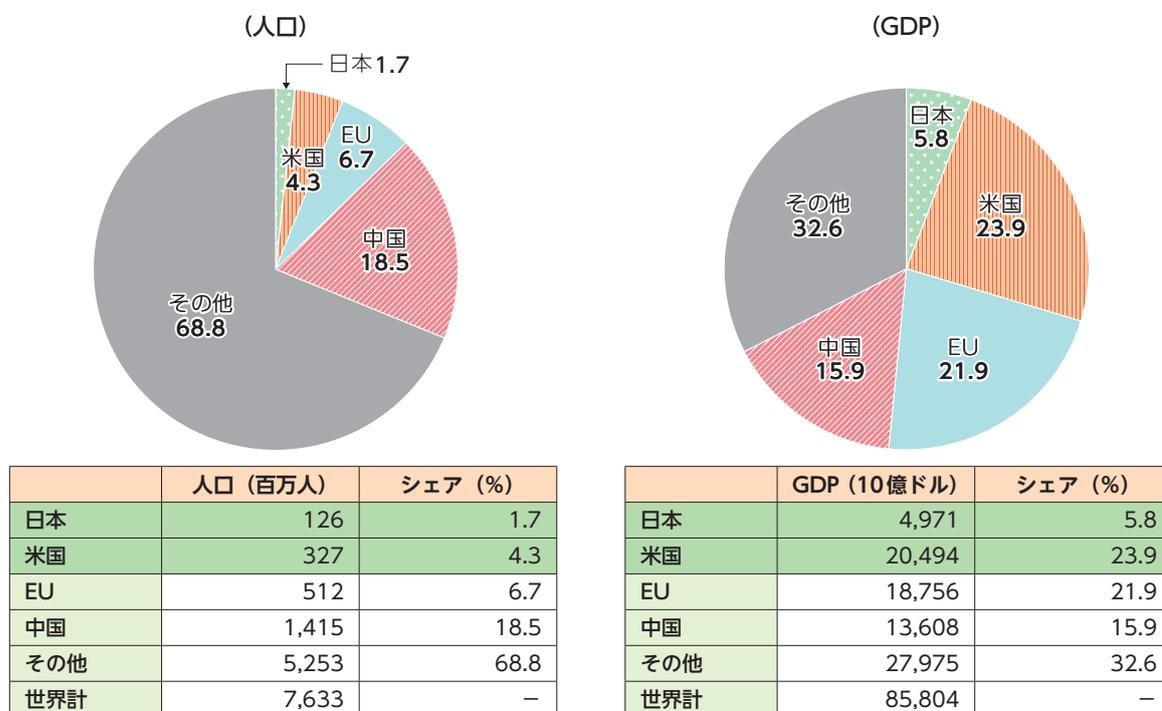
（3）協定の発効

日米貿易協定が発効するためには国会の承認が必要です。このため政府は、令和元（2019）年10月15日に日米貿易協定の承認案を国会に提出しました。

承認案は11月19日に衆議院、12月4日に参議院で可決され、国会において承認されました。

日米貿易協定は、日米両国がそれぞれ国内法上の手続を完了した旨を相互に通告¹し、令和2（2020）年1月1日に発効しました。この結果、4億5千万人の人口と世界全体の3割に相当する25兆5千億ドルのGDPを有する貿易圏が誕生しました（図表トピ2-4）。内閣官房が令和元（2019）年10月に公表した経済効果分析では、本協定により我が国の実質GDPが約0.8%（約4兆円）押し上げられ、その際労働供給が約0.4%（約28万人）増加すると試算されています。

図表トピ2-4 世界の人口とGDPに占める我が国と米国の割合（平成30（2018）年）



資料：外務省資料を基に農林水産省作成

1 日米貿易協定第9条において「この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。」と規定されている。

(4) 総合的な TPP 等関連政策大綱の改訂

(「総合的な TPP 等関連政策大綱」の改訂と補正予算の確保)

TPP11、日EU・EPAに続く今回の日米貿易協定により、我が国は名実ともに新たな国際環境に入りました。これらの協定について、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、協定発効後の経営安定に万全を期すため、経営安定・安定供給へ備えた措置を、引き続き講じていく必要があります。

一方、これらの協定によって、相手国の関税がほぼ全ての品目で撤廃されることから、我が国の農林水産物の輸出を拡大する好機でもあります。高品質な我が国の農林水産物を求める海外の需要に対応していくことが求められます。

このため政府は、国民に対する丁寧な説明や情報発信を行うとともに、「総合的な TPP 等関連政策大綱」を令和元（2019）年12月に改訂しました。改訂された大綱では、これまでの対策について、実績の検証を踏まえた所要の見直しを行いつつ、我が国の農林水産業の大半を中小・家族経営が占めることに留意し、規模の大小を問わず、意欲的な農林漁業者がその創意工夫を最大限発揮できるよう配慮することとしており、これに基づいて、国内生産の拡大に向けて、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず我が国の農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の対策を講じることをしています。

具体的には、強い農林水産業・農山漁村を構築していくための体質強化対策として、肉用牛・酪農経営の増頭・増産、産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業における要件見直し、スマート農業技術の実証品目の拡大と中山間地・被災地での導入支援、幅広い世代からの多様な担い手が新規就業・定着しやすい環境の整備等の措置が新たに盛り込まれました（[図表トピ2-5](#)）。次に、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）等の経営安定対策については、確実に再生産を可能とするため、引き続き着実に実施することとしています。また、交渉で獲得した成果を最大限活用できるよう、輸出のための司令塔組織の創設と併せて国内の輸出環境整備等を進めることとしています。さらに、知的財産の分野では、優良な植物新品種や和牛遺伝資源の保護を推進することで、農林水産物の輸出を促進することとしています。

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することに鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保することとしています。令和元（2019）年度補正予算においては、改訂された大綱に基づき、我が国の農林水産業の体質強化対策を実施するため、総額3,250億円を確保しました。なお、これまでに、平成27（2015）年度補正予算において3,122億円、平成28（2016）年度補正予算において3,453億円、平成29（2017）年度補正予算において3,170億円、平成30（2018）年度補正予算において3,188億円を計上しています。

(農林水産物の生産額への影響の試算結果の公表)

また、農林水産省では、令和元（2019）年12月に日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について試算結果を公表しました。試算においては、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策等の国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産

量が維持されると見込んでおり、農林水産物の生産減少額は約600億円から約1,100億円としています。また、日米貿易協定とTPP11を合わせた農林水産物の生産額への影響は約1,200億円から約2,000億円としています。

図表トピ2-5 総合的なTPP等関連政策大綱の概要

総合的なTPP等関連政策大綱の概要 (令和元年12月5日改訂)

1 強い農林水産業の構築 (体質強化対策)

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - ・就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就業者の就農準備への支援や地域における受入体制の充実とともに、担い手の農業用機械・施設の導入を支援
 - ・農地の集積・集約化及び大区画化により担い手の生産コストの引下げを推進
 - ・中山間地域における所得の確保や生産性向上のため、基盤整備と生産・販売施設等の整備を総合的に支援
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
 - ・司令塔組織の創設による輸出環境の整備
 - ・グローバル産地づくり緊急対策、海外の需要拡大・商流構築に向けた取組、輸出拠点の整備
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
 - ・ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業を現場に導入・実証し、スマート農業の社会実装を加速化
 - ・農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援
 - ・海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭に向けた「増頭奨励金」の交付、公共牧場・試験場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産・利用の促進、国産チーズの競争力強化等を支援
 - ・増頭・増産を支える環境整備を図るため、畜産クラスター事業の要件を見直すとともに、後継者不在の家族経営からの経営資源の継承、家畜排せつ物処理の円滑化と土づくりを支援
 - ・生産現場と結びついた流通改革を推進するため、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を支援
 - ・畜産クラスター事業等による体質強化、自給飼料の増産、加工施設の再編合理化によるコスト縮減の取組等を支援
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
 - ・加工施設の大規模化や高効率化、他品目への転換を支援するとともに、原木の安定供給・生産コストの低減を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援
 - ・非住宅分野等における木材製品の消費拡大や付加価値の高い林産物の輸出促進、新技術の実証等を支援
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
 - ・リース方式による漁船導入や産地施設の再編整備
 - ・海上ブロードバンド用機器及び生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入等を支援

2 経営安定・安定供給のための備え (重要5品目関連)

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の経営安定・安定供給のための対策を継続
 - ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ
 - ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
 - ・パスタ・菓子製造等の経営改善を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置により促進
 - ・法制化し、補填率を上げた牛・豚マルキンの両交付金制度を、引き続き、適切に実施
 - ・経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を適切に実施
 - ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施
 - ・加糖調製品から調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施

3 知的財産権の保護の推進

- 地理的表示 (GI) 関係
 - ・地理的表示の登録を進めるとともに、海外において我が国農林水産物等の名称保護を図り、侵害行為に適切に対応
- 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係
 - ・優良な植物新品種について海外における品種登録の促進
 - ・和牛遺伝資源について流通管理対策の実施及び知的財産的価値の保護を推進

資料：農林水産省作成



第1章

食料の安定供給の 確保

第1節 食料自給率と食料自給力

令和2（2020）年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、令和12（2030）年度を目標年度とする総合食料自給率¹の目標が設定されるとともに、新たに国内生産の状況を評価する食料国産率²の目標が設定されました。また、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標³について、新たに農業労働力や省力化の農業技術を考慮するよう指標が改良され、さらに、今後の農地や農業労働力の確保、単収の向上等を踏まえた令和12（2030）年度の見通しが示されました。

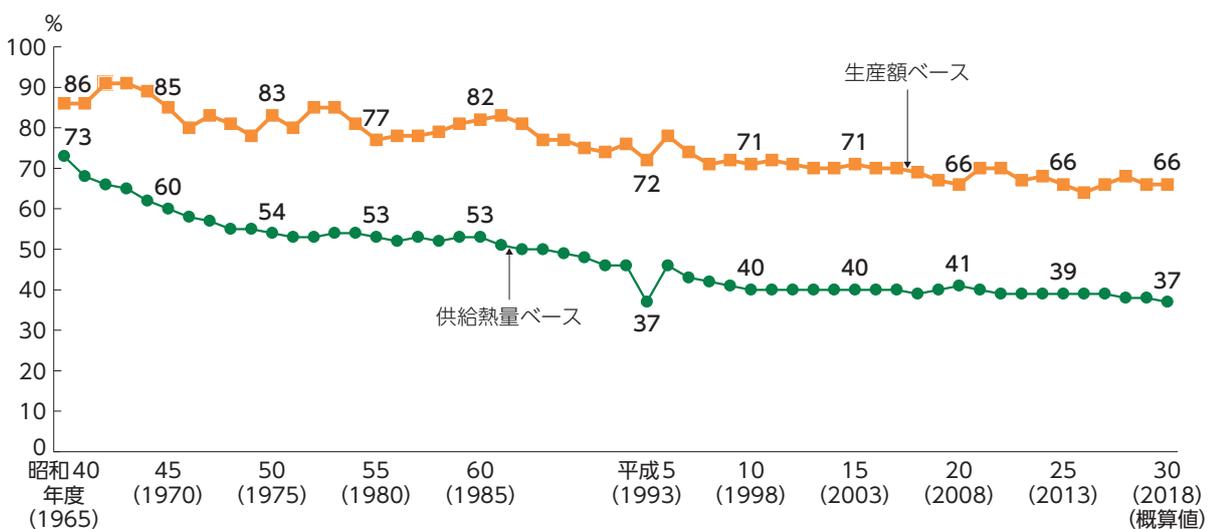
（1）食料自給率の目標と動向

（供給熱量ベースは1ポイント低下の37%、生産額ベースは前年同の66%）

総合食料自給率の目標は、令和12（2030）年度を目標年度として、供給熱量⁴ベースで45%、生産額ベースで75%と定められました。平成30（2018）年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、天候不順により、小麦、大豆、飼料作物等の生産量が減少したこと、これに伴う飼料自給率の低下等から、前年度に比べ1ポイント低下し、平成5（1993）年度に並び、過去最も低い37%となりました。生産額ベースの総合食料自給率は、野菜や鶏卵の生産量増加により単価が下落した一方、ホタテ貝等の輸出増加による国内仕向量減少、国産てんさい由来の砂糖の製造量増加等から、前年度と同じ66%となりました。

我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移してきましたが、近年では、供給熱量ベースの総合食料自給率は平成8（1996）年度以降おおむね40%前後とほぼ横ばいで、生産額ベースの総合食料自給率は平成8（1996）年度以降60%台後半から70%台前半までの範囲で、それぞれ推移しています（図表1-1-1）。

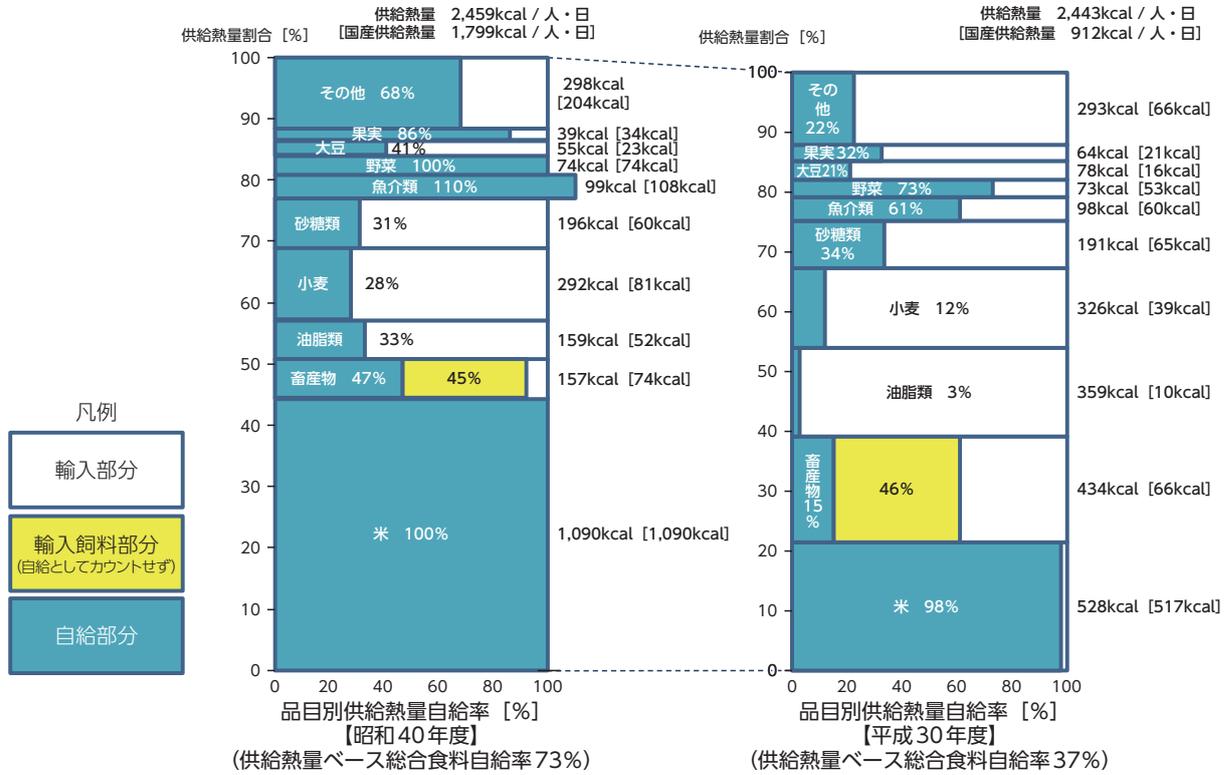
図表1-1-1 我が国の総合食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」

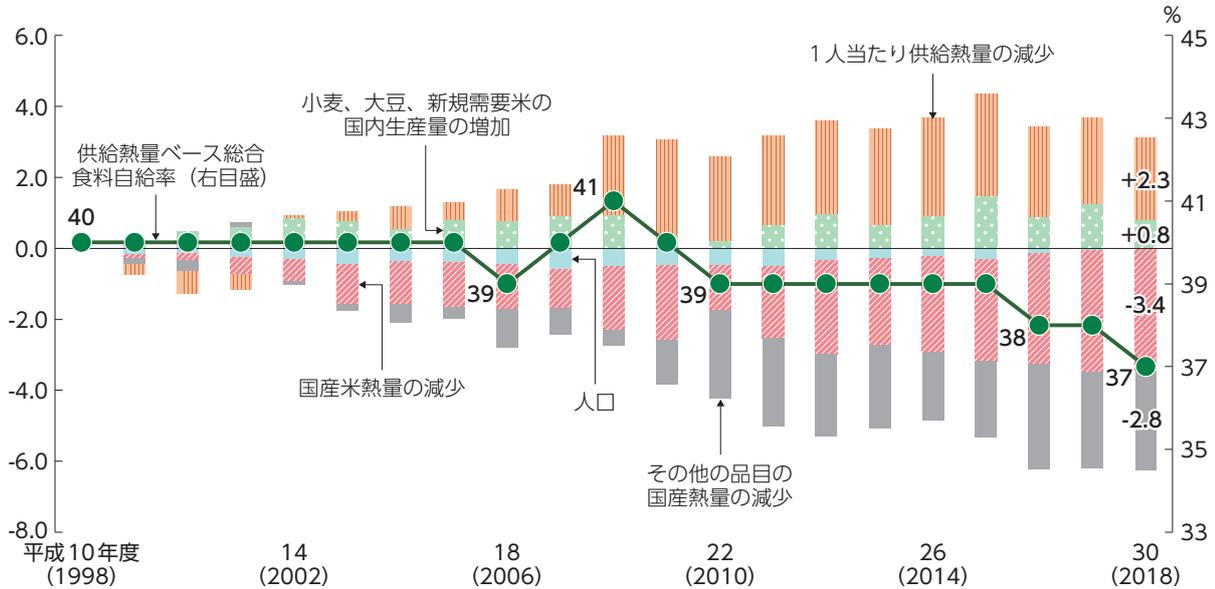
長期的に食料自給率が低下してきた主な要因としては、食生活の多様化が進み、国産で需要量を満たすことのできる米の消費が減少した一方で、飼料や原料の多くを海外に頼らざるを得ない畜産物や油脂類等の消費が増加したことによるものです（図表1-1-2）。

図表1-1-2 食料消費構造の変化と食料自給率の変化



また、近年供給熱量ベースの総合食料自給率は40%前後で推移してきましたが、これは、マイナス要因である国産米熱量の減少、水産物や野菜等その他品目の国産熱量の減少の寄与が拡大する一方で、プラス要因である高齢化等に伴う1人・1日当たり供給熱量の減少、小麦、大豆、新規需要米¹の国内生産量の増加等の寄与が一定にとどまっていることによります（図表1-1-3）。

図表1-1-3 供給熱量ベース総合食料自給率への寄与度



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

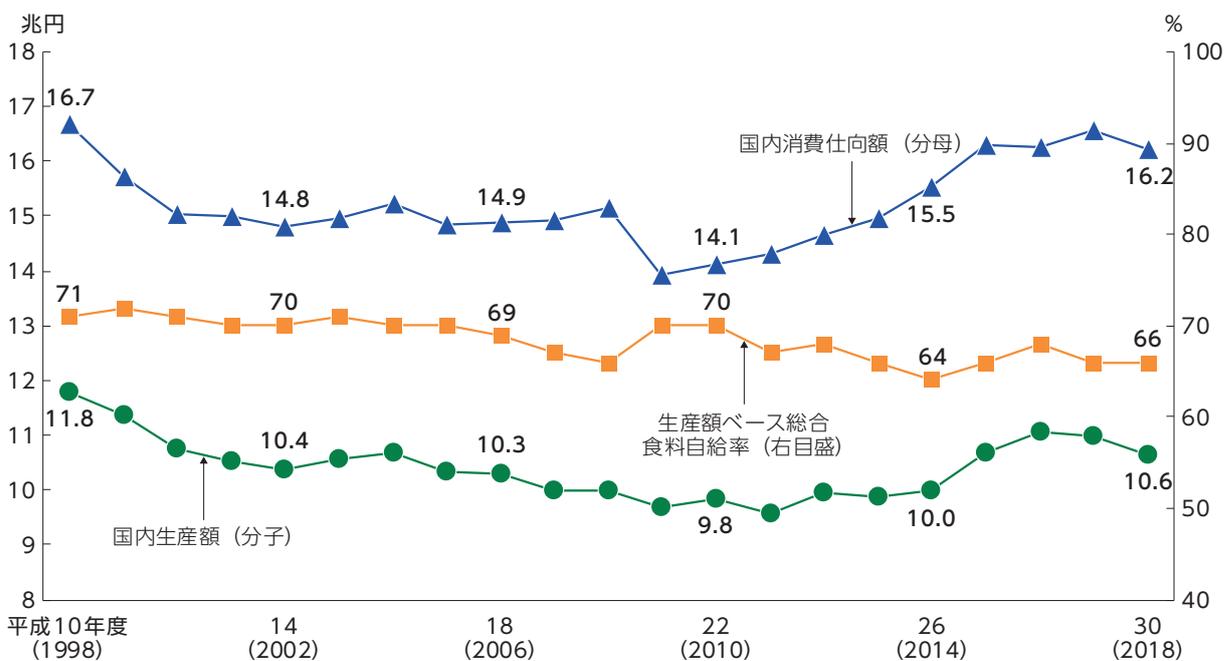
注：各年度における寄与度は全て平成10（1998）年度を基準とし、次式により算出

- 1) 1人当たり供給熱量の減少 = $-(1人 \cdot 1日当たり供給熱量の増減 \times 当該年度総人口 \times 当該年度の日数) / 平成10年度総供給熱量 / 当該年度総供給熱量 \times 当該年度国産総供給熱量 \times 100$
- 2) 人口 = $-(平成10年度の1人 \cdot 1日当たり供給熱量 \times (当該年度総人口 \times 当該年度の日数 - 平成10年度総人口 \times 平成10年度の日数)) / 平成10年度総供給熱量 / 当該年度総供給熱量 \times 当該年度国産総供給熱量 \times 100$
- 3) 小麦、大豆、新規需要米の国内生産量、国産米熱量、その他の品目の国産熱量の寄与度 = 各品目の国産総供給熱量の増減 / 平成10年度における各品目の総供給熱量 $\times 100$
- 4) なお、総供給熱量 = $1人 \cdot 1日当たり供給熱量 \times 1年間の日数 \times 総人口$ 、国産供給熱量 = $1人 \cdot 1日当たり国産供給熱量 \times 1年間の日数 \times 総人口$

¹ 主食用米、加工用米、備蓄米以外の米穀で、飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用米等がある。

一方、生産額ベースの総合食料自給率は緩やかな低下で推移してきましたが、平成25(2013)年度以降は国内消費仕向額(分母)と国内生産額(分子)がともに増加していることから、横ばいで推移しています。国内消費仕向額の増加は、景気回復や輸入品も含めた食料価格の上昇によると考えられ、国内生産額の増加は、和牛やシャインマスカット等の高付加価値品目の取組の進展や生産量の微減傾向等による価格の上昇に伴い、畜産物、野菜、果実を中心に増加傾向にあることによると考えられます(図表1-1-4)。

図表1-1-4 生産額ベース総合食料自給率の変動要因



資料：農林水産省作成

総合食料自給率のうち供給熱量ベースは、生命と健康の維持に不可欠な基礎的栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目したものであり、消費者が自らの食料消費に当てはめてイメージを持つことができるなどの特徴があります。一方で生産額ベースは、食料の経済的価値に着目したものであり、エネルギーが比較的少ない一方で高い付加価値を有する畜産物、野菜、果実等の生産活動をより適切に反映させることができます。

供給熱量ベースよりも生産額ベースの方が相対的に高いのは、我が国の農業構造が諸外国と比べて、カロリーの高い土地利用型作物よりも畜産物、野菜、果実等の付加価値の高い作物の生産に比較優位があることを示唆しています。

このため、諸外国の経済発展による海外市場の拡大や食生活の多様化等国际環境の変化に積極的に対応し、比較優位のある品目を生産・輸出していくことは、生産額や所得の確保を図り、農地の保全や就業者の確保等を図っていく上で重要となります。一方で、食料の安定供給のためには、国内生産の増大を図ることを基本としつつ、国内生産では十分に賅うことのできない食料を安定的に輸入することも必要となります。

(食料自給率向上に向けて生産基盤の強化と消費拡大の推進が重要)

総合食料自給率目標は、令和12(2030)年度の食料消費の見通しと生産努力目標を前提として示されています。生産努力目標は、国内外の需要の変化に的確に対応できる農業生産を推進するとの方針の下、品目ごとに農業生産に関する課題が解決された場合に実現

可能となる生産量として設定されています。令和12（2030）年度の実産努力目標について、小麦は108万t（平成30（2018）年度76万t）、大豆は34万t（平成30（2018）年度21万t）となっており、目標達成に向けては、耐病性や加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進や、排水対策の更なる強化等が課題となっています。また、野菜は1,302万t（平成30（2018）年度1,131万t）、果実は308万t（平成30（2018）年度283万t）となっており、目標達成に向けて、労働生産性の向上等を図ることが必要です。この他の品目でも、畜産物については、国内外の需要に応える供給を確保するための生産基盤強化が課題であるなど、生産努力目標達成に向けては、品目ごとに課題を克服していく必要があります。

人口減少、農業従事者¹の高齢化、農地面積の減少等が進む中で、食料自給率を向上させるためには、国内生産基盤の強化等により我が国農業を持続可能なものとするのが重要です。このため、品目ごとのきめ細かな対策とともに、担い手への農地の集積・集約化²、新規就農の促進等による担い手の確保、スマート農業の導入、農地の大区画化・汎用化等を推進する必要があります。また、食の外部化³等による加工・業務用需要の拡大や、近年増加している訪日外国人旅行者によるインバウンド需要、健康志向の高まり等による食料消費の変化に適切に対応するとともに、旺盛な海外需要を取り込むため、輸出向け産地の形成や流通加工体制の整備等を通じて輸出を促進するなど、需要の変化に応じたマーケットイン型の取組を推進する必要があります。

このような生産面での取組に加え、消費面においても、消費者が食料・農業・農村の持つ役割を理解することを促し、国産農産物の消費拡大につながる主体的な行動を引き出していくことや、安定的な取引関係の確立による農業と食品産業の連携強化等により国産農産物の需要拡大を図ることも重要です。

（食料国産率と飼料自給率）

新たな基本計画において、新たに目標に位置付けられた食料国産率は、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産物の活動を反映し、国内生産の状況を評価するものです。需要に応じて増頭・増産を図る畜産農家の努力が反映され、また、国産畜産物を購入する消費者の実感に合うという特徴があります。

一方、飼料の自給度合いによって畜産物の自給率は大きく影響を受けるため、国産飼料基盤に立脚した畜産物を確立する観点から、新たな基本計画においても飼料自給率の目標が設定されています。食料自給率は輸入飼料による畜産物の生産分を除いているため、食料国産率と飼料自給率の双方の向上を図りながら、食料自給率の向上を図ることが必要です（図表1-1-5）。

図表1-1-5 食料国産率（平成30（2018）年度）

(単位：%)

	供給熱量 ベース	生産額 ベース
食料国産率	46 (37)	69 (66)
畜産物の食料国産率	62 (15)	68 (56)
牛肉	43 (11)	64 (56)
豚肉	48 (6)	56 (43)
鶏卵	96 (12)	96 (65)
飼料自給率		25

資料：農林水産省作成

注：1) () 内の数値は、飼料自給率を反映した総合食料自給率の数値

2) 飼料自給率は、粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量（TDN）に換算して算出

1 用語の解説1、2（4）を参照

2、3 用語の解説3（1）を参照

(2) 食料自給力指標の動向

(いも類中心の作付けでは、推定エネルギー必要量を上回る)

食料の多くを海外に依存している我が国では、食料安全保障¹の観点から、国内の農地等を最大限活用することで、どの程度の食料が得られるのかという食料の潜在生産能力(食料自給力)を把握し、その維持・向上を図ることが重要です。

食料自給力指標は、我が国の食料の潜在生産能力を評価する指標であり、栄養バランスを一定程度考慮した上で、農地等を最大限活用し、熱量効率が最大化された場合の1人・1日当たり供給可能熱量を、米・小麦中心の作付けといも類中心の作付けの2パターンについて試算したものです。新たな基本計画では、農業労働力や省力化の農業技術も考慮することとし、また、令和12(2030)年度の見通しも併せて示しています²。

平成30(2018)年度の食料自給力指標の試算では、442万haの農地面積、9万haの再生利用可能な荒廃農地³面積、実際に投入されている臨時雇用を含む延べ労働時間等を前提として試算を行っています。平成30(2018)年度の労働力の充足状況を考慮した食料自給力指標は、「米・小麦中心の作付け」で1,727kcal/人・日、「いも類中心の作付け」で2,546kcal/人・日となりました(図表1-1-6)。

日本人の平均的な1人当たりの推定エネルギー必要量2,169kcal/人・日と比較すると、より私たちの食生活に近い「米・小麦中心の作付け」ではこれを下回る一方、供給熱量を重視する「いも類中心の作付け」ではこれを上回ります。なお、いも類中心の作付けにおいては、農地を最大限活用した場合の供給可能熱量では、その作付けに必要な労働力が不足するため、作付けの一部を米・小麦等の省力的な作物に置き換え、労働力も併せて最大限活用されるよう試算を行っています。

また、食料自給力指標の推移については、農地面積の減少、単収の伸び悩み等により平成30(2018)年度まで低下傾向にあります。農地確保、単収向上、労働力確保、生産性向上を今後図っていくことにより、供給可能熱量を押し上げていくことが可能です。

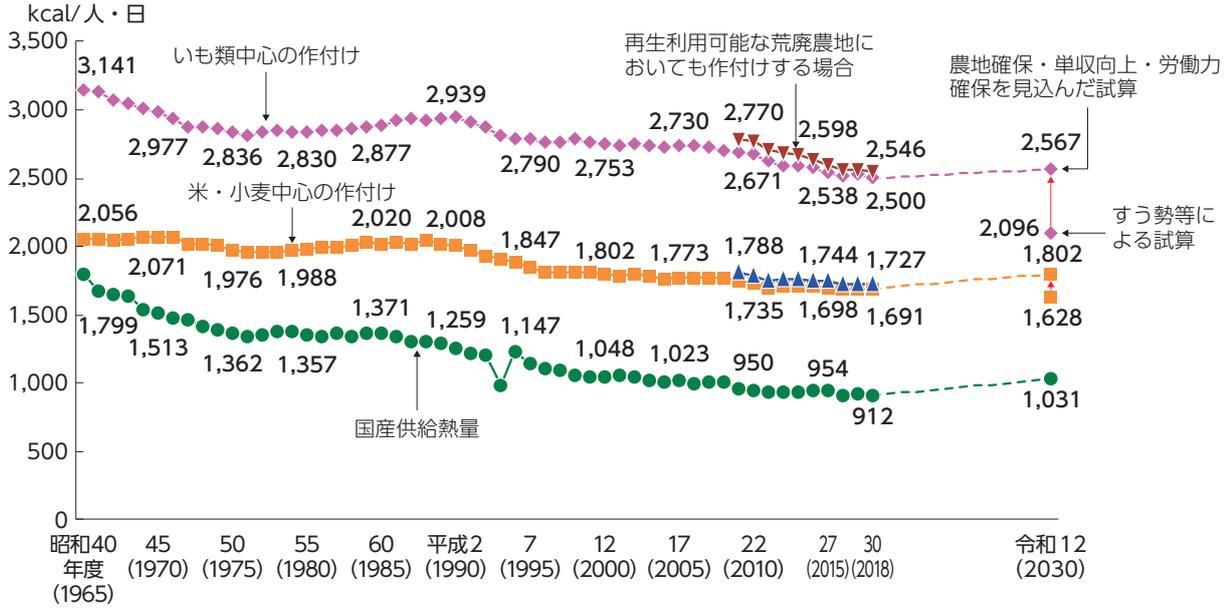
将来における世界の食料需給に不安定要素が存在する中、需要に応じた生産や海外需要の獲得等により、平素から我が国における農業生産の振興を図ることで優良農地が確保され、食料自給力の維持向上につながります。このため、担い手の確保や担い手への農地の集積・集約化を進め、荒廃農地の発生防止と再生を図るとともに、新品種・新技術の開発・導入、輪作体系の適正化や排水対策等の基本技術の励行により単収の高位安定化を図る必要があります。

1 用語の解説3(1)を参照

2 新たな食料自給力指標については、特集1を参照

3 用語の解説3(1)を参照

図表 1-1-6 食料自給力指標の推移と見通し



資料：「食料・農業・農村基本計画」(令和2 (2020) 年3月閣議決定)

- 注：1) 労働力の充足状況を考慮した場合の最大供給可能熱量の推移。ただし、平成17 (2005) 年以前は統計データがそろわないため、労働力を考慮していない。
 2) 平成30 (2018) 年度と令和12 (2030) 年度の間の点線については、2時点を直線で結んだものであり、途中年度の試算値を示すものではない。

今後、人口減少や高齢化により国内の食市場は縮小する一方、我が国と距離が近いアジアを中心に、世界全体の市場は大きく拡大すると見込まれています。

このような世界の需要を獲得し、我が国の農林水産業を成長産業化するためには、日本貿易振興機構（JETRO）等と協力したオールジャパンでの輸出促進体制の整備や輸出阻害要因の解消等による政府一丸となった輸出環境整備、日本食・食文化の海外展開支援、GAP¹やHACCP²等の認証取得、知的財産制度の活用等に取り組むことが必要です。

（1）農林水産物・食品の輸出促進

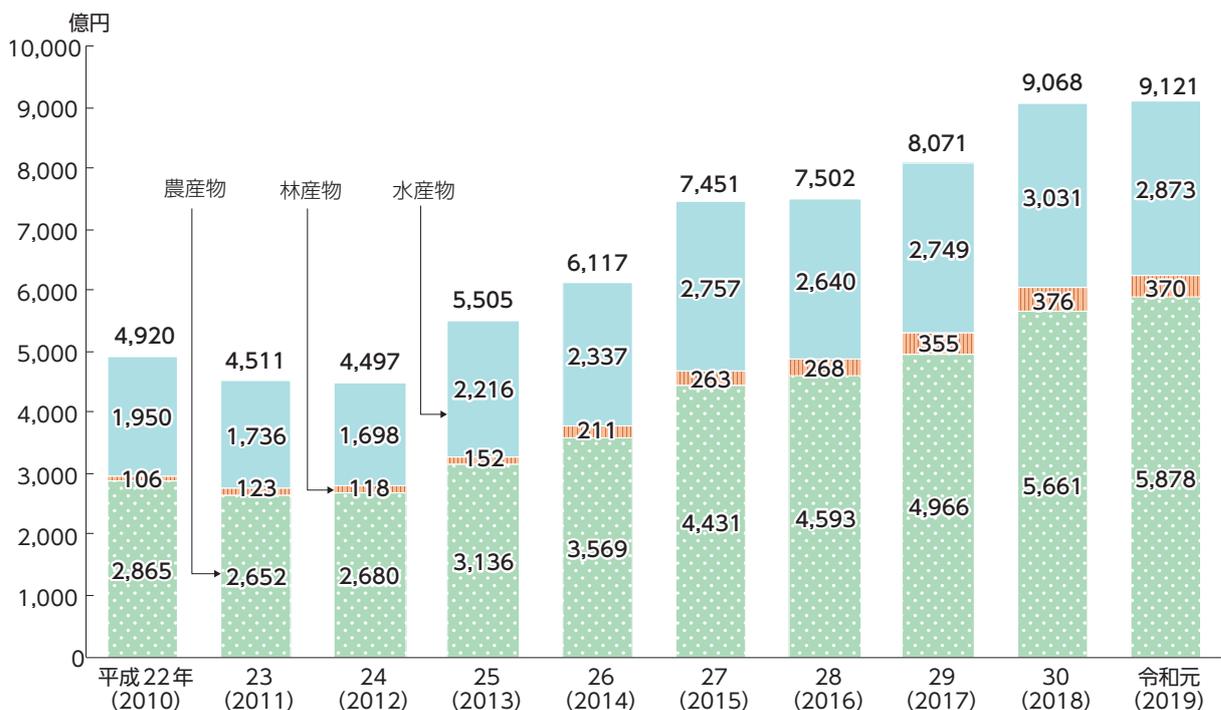
（農林水産物・食品の輸出額は7年連続で過去最高を更新）

令和元（2019）年の農林水産物・食品の輸出額は、前年に比べ0.6%（53億円）増加の9,121億円となり、7年連続で増加しました（図表1-2-1）。

日本産品への高い関心を背景に、中国やアメリカ等で輸出額が大幅に増加しました。また、輸出額の増加が大きい品目としては、アメリカへの輸出が堅調であったぶり、海外で和牛等の人気が高まった牛肉、日本酒や日本産ウィスキーが人気となっているアルコール飲料等が挙げられます。

一方、政治・経済情勢の影響による香港、韓国向けの輸出額の減少、さば等の漁獲量減少等の影響を受け、令和元（2019）年に輸出額を1兆円にするという目標の達成には至りませんでした。今後、政府一丸となって更なる輸出拡大に取り組んでいくこととしています。

図表1-2-1 農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(輸出に意欲的な農林漁業者・食品事業者向けコミュニティサイトを開設)

輸出は国内出荷と異なり、様々な手続、規制、言語のハードルや各国独特の商習慣が存在することから、個々の農林漁業者・食品事業者が継続的な成果を出すことが困難な場合もあります。

このような課題を踏まえ、平成30(2018)年8月に、農林水産省は、JETRO等と協力して、農林水産物・食品輸出プロジェクトであるGFP¹のコミュニティサイトを開設しました。ここでは、既に輸出に取り組んでいる又はこれから取り組もうとする意欲的な農林漁業者や食品事業者等が情報収集や意見交換を行い、ビジネスパートナーを見つけ、商談へと進めるための橋渡しを行うこととしています。

本Webサイトの登録者数は、令和元(2019)年度末時点で、2,801件であり、このうち輸出診断の対象者である農林水産物・食品事業者は1,787件となっており、令和元(2019)年度においては、601か所に輸出診断(うち、訪問診断360か所)を行いました。

また、海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するためのGFPグローバル産地計画については令和元(2019)年度末時点で29産地を承認しており、これらの産地において計画の達成に向けた取組等を支援しています。

事例

取引先へのセールスやシェフへの技術指導でブランド確立(宮崎県)

宮崎県 都 城市^{みやこのじょうし}の株式会社ミヤチクは、平成2(1990)年に商社からの依頼で米国に和牛を輸出して以降、宮崎県内で生産・肥育された宮崎牛を中心に肉類の輸出を続けています。

輸出開始当初は、宮崎牛の知名度が低く販売が伸び悩んだことから、ミヤチクは、商談会への参加や海外の料理人に対する宮崎牛の調理セミナーの実施、調理技術指導といった営業活動等を通じて、販路拡大を行ってきました。また、海外の販売先が拡大した後も、自社の料理人が納品先に直接足を運び、宮崎牛の味を活かす調理方法を指導するなどして、そのブランド化に取り組んできました。

このような結果、平成31(2019)年2月には、2年連続でアカデミー賞授賞式後の祝賀会で宮崎牛が提供されるなど、海外でも高い評価を獲得するようになり、公益財団法人食品等流通合理化促進機構^{しよくひんとりゅうこうりかかそくしんきこう}が主催する「令和元年度輸出に取り組む優良事業者表彰」で農林水産大臣賞を受賞しました。

今後は、更なる販路の拡大のため、平成29(2017)年に我が国の牛肉輸出が解禁された台湾等において、自社の料理人による実演等の販売活動に引き続き取り組んでいくこととしています。



取引先シェフによる調理セミナー

1 Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Project の略称

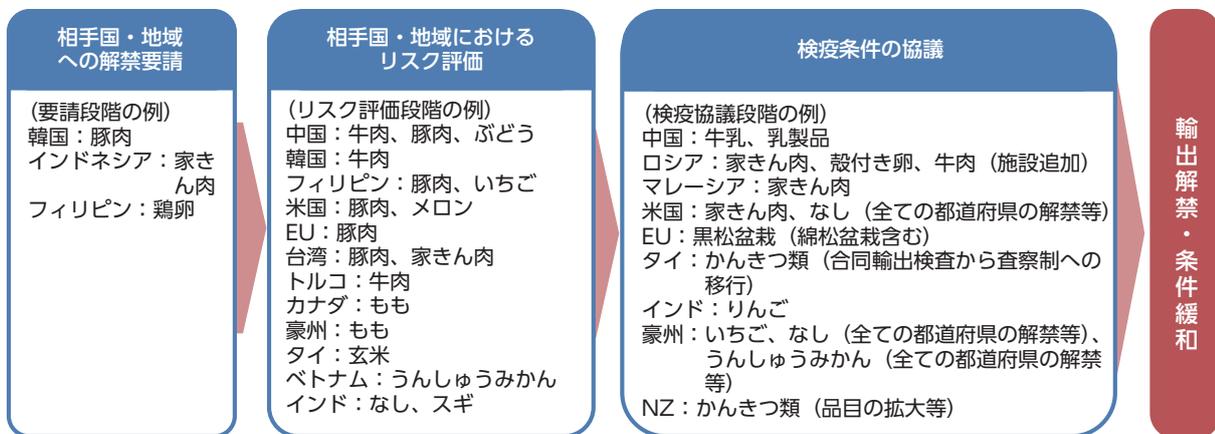
(動植物検疫協議により6つの国・地域の8品目で輸出が解禁又は検疫条件が緩和)

農林水産省では、「農林水産業の輸出力強化戦略¹⁾」に基づき、検疫条件の厳しい国・地域や品目について、当該国・地域との動植物検疫協議を重点的かつ戦略的に進めています。

輸出解禁の取組は、産地の要望を踏まえ、農林水産省が相手国・地域への解禁要請を行うことから始まります(図表1-2-3)。その後、相手国・地域において疾病や病害虫のリスク評価がなされ、さらに、検疫条件の協議が行われることで輸出解禁へと至ります。このような一連の協議の結果、令和元(2019)年度は、タイへの豚肉の輸出が解禁されるなど、6つの国・地域の8品目で輸出が解禁又は検疫条件が緩和されました(図表1-2-4)。

今後、「農林水産物・食品輸出本部」の下で、実行計画に定められた国及び品目については、優先的かつ戦略的に二国間協議を行うこととしています。

図表1-2-3 輸出解禁・検疫条件緩和に向けた動植物検疫協議の手続の流れ



資料：農林水産省作成
 注：令和元(2019)年度末時点

図表1-2-4 令和元(2019)年度に輸出が解禁又は検疫条件が緩和された国・地域と品目

月	輸出先国・地域	品目	内容
5月	シンガポール	家きん肉	輸出の解禁
		家きん肉製品	
		卵製品	
8月	タイ	豚肉	輸出の解禁
11月	マカオ	食用殻付き鶏卵	輸出の解禁
	EU	家きん肉	輸出の解禁
	米国	盆栽(ツツジ属及びゴヨウマツ)	網室内での栽培期間の短縮
12月	ベトナム	りんご	袋かけに代わる検疫措置の設定
2月	米国	うんしゅうみかん	輸出前臭化メチルクン蒸の廃止
3月	マカオ	家きん肉	輸出の解禁

資料：農林水産省作成
 注：1) 令和元(2019)年度末時点
 2) 網室は、病害虫等の侵入を防ぐため、網等を設置した栽培施設のこと

1 平成28(2016)年5月に農林水産業・地域の活力創造本部において策定

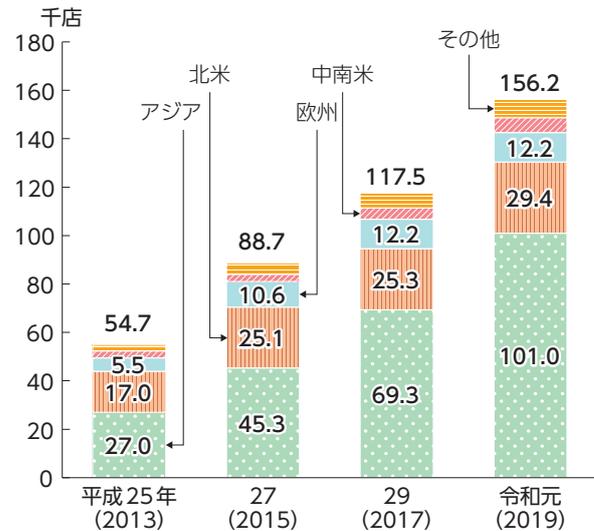
(2) 日本食・食文化の海外展開

(海外における日本食レストランと日本産食材サポーター店は堅調に増加)

海外における日本食レストランの数については、令和元（2019）年は約15万6千店と、平成25（2013）年の3倍近くに増加しており、近年、海外での日本食・食文化への関心が高まっていることが分かります（図表1-2-5）。

農林水産省は、急増している海外の日本食レストラン等を日本産食材の輸出拠点として継続的に活用していくため、民間が主体となり日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を「日本産食材サポーター店」として認定する制度を平成28（2016）年度に創設しました。令和元（2019）年度末時点で、前年度に比べて664店増加の4,776店が認定されています。

図表 1-2-5 海外の日本食レストラン数



資料：農林水産省作成

(日本食・食文化の発信の担い手を育成)

農林水産省は、日本食・食文化の海外発信を強化するため、海外の外国人料理人の日本料理に関する知識・調理技能を習得度合いに応じて認定する「日本料理の調理技能認定制度」を平成28（2016）年度に創設しました。令和元（2019）年度末時点で、前年度に比べて462人増加の1,375人¹が認定されています。

また、我が国の食関連事業者が海外展開する際に、現地のパートナーとなり得る人材を育成するため、海外の外国人料理人が日本料理の知識や調理技能、おもてなしの精神等を日本国内の有名日本料理店で学ぶ民間事業者等による研修を支援しています。研修修了生は、「日本料理の調理技能認定制度」の認定も受けており、帰国後に母国で日本料理店を開店するなど日本食・食文化の普及に寄与しています。

さらに、日本食・食文化の魅力を広く国内外に効果的にPRするため、平成26（2014）年度から、海外の日本食レストラン等に対してアドバイスを行う国内外の日本料理関係者を「日本食普及の親善大使」として任命しています。「日本食普及の親善大使」は、独自で行う日本食普及活動のほか、農林水産省が海外の料理学校等と連携して実施する日本料理講習会の講師や、外国人による日本料理コンテストの審査員等を務めており、令和元（2019）年度末時点で109人が任命されています。

¹ ゴールド13人、シルバー461人、ブロンズ901人の合計

事例

ポーランドで日本産食材サポーター店を展開する寿司料理人

ポーランドで寿司レストランやカフェを営む寿司料理人のアーロン・タンさんは、農林水産省が主催する世界の寿司料理人のコンテスト「World SUSHI CUP」の平成27（2015）年度優勝者です。

平成31（2019）年3月には、ポーランドで農林水産省が開催した日本食レセプションにおいて、日本食普及の親善大使のおがわひろとし小川洋利さんの助手として参加し、来場者に寿司を提供しました。この際、レセプションに併せて開催された日本産食材サポーター店認定式において、タンさんが経営する寿司レストランやカフェ等7店舗が認定されました。

タンさんは以前から、日本産の調味料、お茶、日本酒等を使用していましたが、本レセプションへの参加をきっかけに、新たに日本産ぶり等を輸入し、店舗で提供することとなりました。現在では同店舗で使用される全食材のうち3割程度が日本産となっています。タンさんは、今後もポーランド国内で新たな出店を予定しており、更なる日本食文化の普及や日本産食材の活用が期待されます。

また、令和2（2020）年1月には、スイスで開催された世界の政財界の代表者が集まる世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）のサイドイベントであるレセプション「ジャパンナイト」において、来場者にヴィーガン向けの野菜寿司等を提供し、好評を博しました。



「日本産食材サポーター店」
ロゴマーク



「ジャパンナイト」での
寿司提供の様子

（訪日外国人旅行者の食体験を活用して輸出を促進）

訪日外国人旅行者の日本滞在時の食に関する体験をきっかけとした日本産食材の需要拡大・輸出促進を目的として、農林水産省は、平成30（2018）年11月に「食かけるプロジェクト」を立ち上げました。本プロジェクトでは、食と芸術や歴史等異分野の活動を掛け合わせた体験を通じて、訪日外国人旅行者の日本食への関心を高めるとともに、帰国後も我が国の食を再体験できる環境の整備を推進しています。本プロジェクトの一環として、食と異分野を掛け合わせた食体験を募集・表彰する「食かけるプライズ」を実施し、令和元（2019）年10月に大賞等14件を決定しました。表彰事例については、旅行商品サイトへの掲載や体験商品としての磨き上げを支援しています。

事例

かまくら内で独自の食体験を提供（長野県）

長野県飯山市^{いいやまし}は国内でも有数の豪雪地帯であり、かつてはウィンタースポーツのために多く観光客が訪れていましたが、地元のスキー場の閉鎖をきっかけに観光客は減少傾向にありました。このような中、地域を盛り上げようと、一般社団法人信州^{しんしゅう}いいやま観光局^{かんこうきょく}は、地元有志により結成された「かまくら応援隊」と協力して、「レストランかまくら」を開始しました。

「レストランかまくら」は、積雪量を活かし、地元の人々が作り上げるかまくらの中で、地元の伝統野菜等を使用した「のろし鍋」を食べる体験を提供しています。

国内の旅行者だけでなく、多言語表示等の地道な取組を重ね、訪日外国人旅行者への周知に取り組んできた結果、降雪のないアジアの国・地域を中心に、多くの旅行者が訪れるようになりました。

このような取組が評価され、信州いいやま観光局は「食かけるプライズ」で大賞を受賞しました。



「かまくら」内の様子
資料：一般社団法人信州いいやま観光局（長野県）

（選手村ダイニングにおける日本食・食文化の発信）

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、選手村の食堂のうち、日本食や地域特産物を活用した食事を提供する場所として「カジュアルダイニング」を設置し、全国各地の食材や食文化のすばらしさを発信していくこととしています（図表1-2-6）。

このため、農林水産省は内閣官房に協力し、カジュアルダイニングで各都道府県が供給できる食材を把握し、実際の提供へつなげていくため、令和元（2019）年5月に「食材供給に関する意向調査」を実施しました。

図表1-2-6 選手村のダイニングの概要

	メインダイニングホール	カジュアルダイニング
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> 選手団へ飲食を提供する拠点 過去大会と同等レベルの食事提供 	<ul style="list-style-type: none"> 日本食や地域特産物を活用した食事の提供
座席	4,500席	400席
1日最大食数 想定	45,000食/日	3,000食/日
オープン時間	24時間	午前6時～午後9時
考慮が必要となる点（IOC 推奨事項含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全の確保 パラリンピアンへの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の食文化の発信 復興の発信（被災3県産食材を大会期間を通じメニューの一部に活用） 東京都産食材・全国各地の地域特産物の活用（旬の食材等） メインダイニング混雑時の補完
	<ul style="list-style-type: none"> 栄養管理（多様な栄養条件を満たす食事） 多様性への配慮（宗教、食習慣等） 選手の満足度を上げる工夫 	

資料：大会組織委員会資料を基に農林水産省作成

本調査結果を踏まえ、大会組織委員会は、被災3県や東京都の食材、全国各地の地域特

産物を活用したメニューをカジュアルダイニングで提供する予定としています。これらのメニューについては、代表的な食材の産地を、ダイニング内やWebサイトに表示する方針となっており、大会史上初の取組として注目されています。このほか、農福連携の取組や農業高校等の生徒が生産した食材の魅力が発信される予定です。

(3) 規格・認証の活用

ア GAP（農業生産工程管理）

(GAP認証を取得する経営体が増加)

GAPは、食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、農業者が自らの生産工程をチェックし、改善する取組です。GAPを実践することで、持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化、消費者や実需者の信頼の確保等に役立つことが期待されています。

これらGAPの取組が正しく実施されていることを第三者機関が審査し、証明する仕組みをGAP認証といい、我が国では主にGLOBALG.A.P.¹、ASIAGAP²、JGAP³の3種類が普及しています。農産物においてこれらのGAP認証を取得している経営体数は、平成30（2018）年度末時点で、前年に比べ688経営体増加の5,341経営体となっています（図表1-2-7）。

また、GAP認証等が2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会⁴（以下「東京2020大会」という。）の食材調達基準とされていることを契機として、農林水産省は、指導者の育成等を通じて、国際水準のGAPの取組やGAP認証の取得の拡大を更に進めていくこととしています。

図表1-2-7 GAP認証取得経営体数（農産物）

(単位：経営体)			
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
全国計	699	1,869	2,773

資料：一般社団法人GAP普及推進機構、一般財団法人日本GAP協会公表資料を基に農林水産省作成
注：平成30（2018）年度末時点

(畜産物においてもGAPの認証取得が進展)

畜産物については、平成29（2017）年8月にJGAP家畜・畜産物の認証が開始され、令和元（2019）年度末時点で、認証取得経営体数は186経営体となっています。また、認証取得の準備段階として、畜産GAPに必要な取組の実施を確認するGAP取得チャレンジシステムも始まっており、これによる確認済経営体数は、令和元（2019）年度末時点で、120経営体（うち43経営体はその後JGAPを取得）となっています。

1～3 用語の解説3（2）を参照

4 令和2（2020）年3月に、大会開催を令和3（2021）年に延期することが決定

宮崎大学農学部では、平成23（2011）年より、国際的GAP人材の育成を目指し、GAPを取り入れた教育カリキュラムを開発しました。また、同年に青果物のJGAPを、翌年には穀物のJGAPの認証を取得し、さらに、平成26（2014）年には国内初の畜産のGLOBALG.A.P.認証を取得しています。これらに併せて、GAP指導員講座も新設しており、平成24（2012）年からこれまでに260人以上のJGAP指導員資格を持った卒業生を輩出しています。

より実践的な指導員を育成し、県内のGAPの普及支援のために、一般的な座学のみならず、現地研修等も取り入れており、平成28（2016）年以降は宮崎県と協力した学外の農業者等向けの青果物等のGAP指導員・審査員研修、平成29（2017）年度以降は、畜産GAPの指導員研修を行っています。

また、県内外からの視察の受入れや講師派遣にも積極的に対応し、全国レベルでもGAPの普及に貢献している点が評価され、「令和元年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール」において、農林水産大臣賞に選ばれました。



JGAP認証取得
木花フィールド



研修会風景

イ HACCP（危害要因分析・重点管理点） （HACCPの義務化に対応するための取組を推進）

HACCPは、食品の製造・加工の工程ごとに微生物汚染等の危害要因を分析し、それらを防止する観点から、特に重要な工程を継続的に監視・記録する衛生管理システムです。

HACCPを導入することで、安全性に問題のある食品の出荷が未然防止される効果等が期待されており、世界的にHACCP導入義務化の動きが広がっています。

平成30（2018）年6月に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、原則として全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることになりました。食品衛生法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に施行された後1年間の経過措置期間を経て、令和3（2021）年6月から本制度が完全実施されるため、この間に食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を行う準備を進める必要があります。

食品製造事業者でみると、HACCPに沿った衛生管理を導入している割合は、2割程度にとどまっています。食品等事業者の大部分を占め、導入が遅れている中小事業者においてもHACCPの制度化に円滑に対応できるよう、農林水産省は、厚生労働省とともに、HACCPの知識を普及する研修や業界団体によるHACCP導入の手引書作成等に対するきめ細かな支援を行っています。令和元（2019）年度は、全国59回の研修等の開催とともに、40の手引書作成を支援しました。また、中小規模の食品等事業者を対象に、HACCP導入等のための施設整備に対する金融措置も行っています。

(国際規格として承認された日本発の食品安全管理規格JFSの普及)

JFSは、一般財団法人食品安全マネジメント協会が策定した、食品製造業において食品の安全管理に関する取組を認証する規格です。JFSは日本語の規格であり、我が国の食文化である生食・発酵食品等の安全管理も行えるなど、日本の事業者が利用しやすいものとなっています。平成30(2018)年10月には、このJFSの規格の一つであるJFS-Cとその認証の仕組みが、GFSI¹(世界食品安全イニシアティブ)に国際規格として承認され、これによって国際標準の食品安全を客観的に示すことが可能になりました。

JFSの国内取得件数は、前年に比べ約3倍に増加しており、令和元(2019)年度末時点で845事業所となりました。今後、JFSの普及により、我が国の食品安全レベルの向上や食品の輸出力強化が期待されます。

ウ JAS(日本農林規格)

(多様なJASの制定と国際規格化に向けた取組)

JAS制度は、これまで、農林水産大臣が制定した農林物資の品質に関する規格(JAS)に基づき、第三者機関が農林水産物・食品の品質を認証・保証する公的制度として、市場に出回る粗悪品の排除や商品の品質の改善に寄与してきました。

近年、輸出の拡大や市場ニーズの多様化が進んでいることから、農林水産省では、農林水産物・食品の品質だけでなく、事業者による農林物資の取扱方法、生産方法、試験方法等について認証する新たなJAS制度を推進しており、令和2(2020)年までに20規格以上の新たなJASの制定を目指しています(図表1-2-8)。令和元(2019)年度末時点では、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理のJAS等13規格が制定されています。これらのJASによって、事業者や産地の創意工夫により生み出された多様な価値・特色を戦略的に活用でき、我が国の食品・農林水産分野の競争力の強化につながることを期待されています。

また、農林水産省は、我が国主導による国際規格として、機能性成分の定量試験方法に関する規格について、国際標準化機構(ISO)への提案を目指しています。

¹ 用語の解説3(2)を参照

図表 1-2-8 多様な価値・特色を反映した JAS 認証例

(人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の JAS)



(障害者が生産行程に携わった食品の JAS)



資料：農林水産省作成

(青果市場の低温管理の JAS)



(有機料理を提供する飲食店等の管理方法の JAS)



(4) 知的財産の保護

ア 地理的表示 (GI) 保護制度

(GI 保護制度の登録産品は 94 産品となり着実に増加)

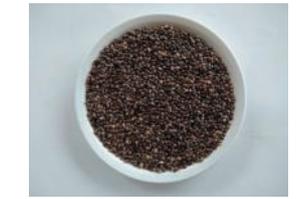
地理的表示 (GI) 保護制度は、地域ならではの特徴的な産品の名称を知的財産として保護する仕組みです。同制度に産品を登録することで、模倣品が排除されるほか、登録生産者団体が自らの産品の価値を再認識することができるなどの効果が期待されています。

令和元 (2019) 年度は、新たに 19 産品が同制度に登録され、これまでに登録された産品は、同年度末時点で、37 都道府県と 1 か国の計 94 産品となりました (図表 1-2-9)。

また、平成 31 (2019) 年 2 月の日 EU・EPA¹ の発効に伴い、日本側 GI47 産品、EU 側 GI71 産品の相互保護が開始され、我が国の GI 産品が EU 加盟国においても保護されています。

1 用語の解説 3 (2) を参照

図表 1-2-9 令和元（2019）年度にGI保護制度に登録された産品

東京しゃも
(東京都)佐用もち大豆
(兵庫県)いぶりがっこ
(秋田県)大栄西瓜
(鳥取県)津南の雪下にんじん
(新潟県)善通寺産四角スイカ
(香川県)比婆牛
(広島県)豊島タチウオ
(広島県)伊吹そば
(滋賀県)今金男しゃく
(北海道)東出雲のまる畑ほし柿
(島根県)田浦銀太刀
(熊本県)大野あさり
(広島県)大鰐温泉もやし
(青森県)三瓶そば
(島根県)檜山海参
(北海道)大竹いちじく
(秋田県)八代特産晩白柚
(熊本県)八代生姜
(熊本県)

資料：農林水産省作成
注：令和元（2019）年度末時点

イ 植物品種保護

(我が国で開発された優良品種の海外流出防止に向けた取組を推進)

我が国で開発された優良な植物品種は海外においても高く評価されていますが、適切な知的財産保護措置が取られないまま海外で広く栽培されると、我が国の農産物の輸出拡大に支障を来す懸念があります。

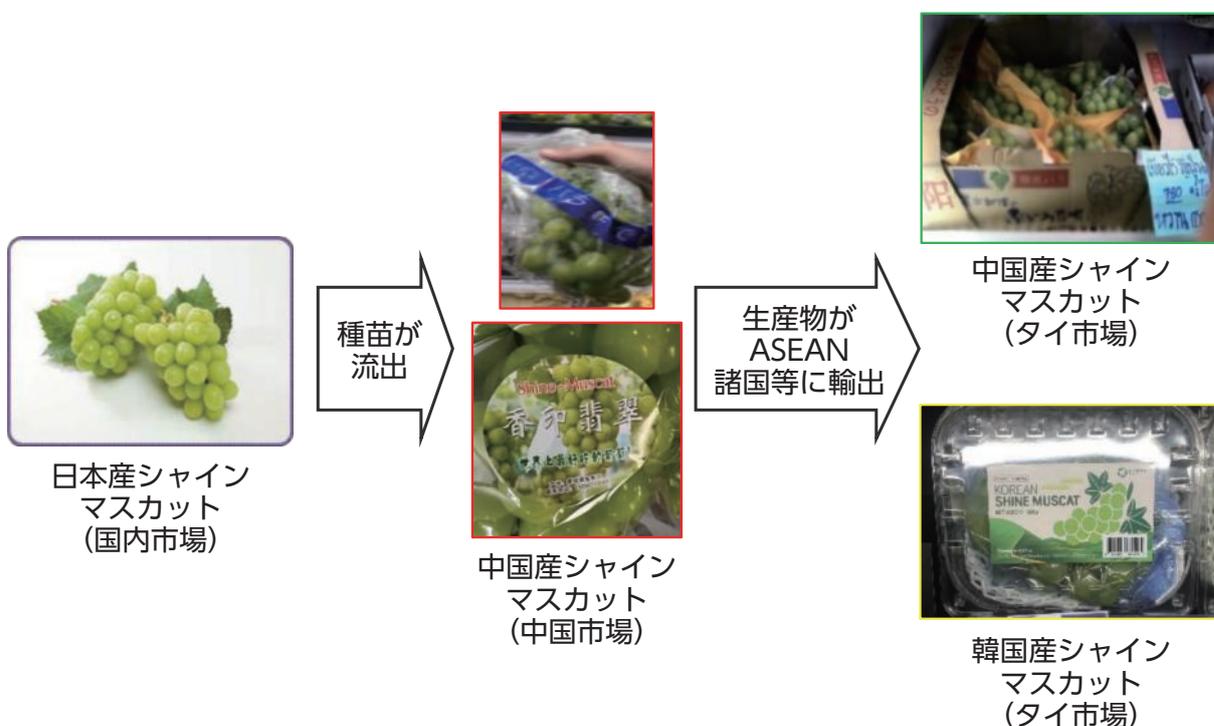
シャインマスカットは平成18（2006）年に我が国で品種登録されたブドウ品種で、甘みや食味に優れており、高値で取引されるため、輸出産品として期待されています。しかし、海外での品種登録はされておらず、農林水産省の調査によると、我が国から中国や韓

国にその種苗が流出し、当該国内で栽培や流通が拡大している事例が確認されています（図表1-2-10）。さらに、それら他国で生産されたシャインマスカットがASEAN¹諸国等へ輸出され、安値で取引されている状況も確認されています。このように優良品種の海外流出によって、海外市場において、日本産農産物の需要が奪われたり、価格が低下したりするといった影響が生じることが懸念されています。

農林水産省では、優良な新品種の知的財産権の海外での取得を進めることにより、権利侵害が発生した場合の警告や流通の差止め等の権利行使によって海外流出を防止するため、品種開発者による海外での品種登録の取組を支援しています。

また、我が国のイニシアティブの下、ASEAN10か国と日中韓の計13か国が参加して開催されている「東アジア植物品種保護フォーラム」では、各国がUPOV条約²に則した植物品種保護制度を整備すること等を共通方針とした「10年戦略」に則して、各国の実施戦略に基づく活動や各国の出願・審査手順の調和をとる取組等を重点的に実施しています。

図表 1-2-10 我が国で開発された優良品種の海外流出の例



資料：農林水産省作成

（種苗法改正案を国会に提出）

優良品種の海外流出や品種開発の停滞傾向等の状況を踏まえ、農林水産省は学識経験者や関係団体等から構成する「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」を平成31（2019）年3月から6回にわたり開催し、実効性ある植物新品種保護の方策を検討してきました。

この結果、令和元（2019）年11月に、優良品種の海外への流出を防止するとともに、持続的な新品種の開発と利用を確保していくため、検討会としての取りまとめが行われま

1 用語の解説3（2）を参照

2 正式名称は「植物の新品種の保護に関する国際条約」

した。具体的には、現行制度の見直しによる育成者の意図に反した海外流出の防止や海外における品種登録の促進等の必要性が示されました。

これら取りまとめの内容を踏まえ、令和2（2020）年3月に「種苗法の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。

ウ 家畜遺伝資源保護

（家畜遺伝資源保護のための2法案を国会に提出）

和牛は、関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であることから、国内の農業者団体等は「和牛遺伝資源国内活用協議会」を設立し、和牛遺伝資源¹の輸出自粛等の取組を行ってきました。

しかし、平成30（2018）年6月、和牛の精液・受精卵が輸出検査を受けずに中国に持ち出され、中国当局において輸入不可とされた事案が確認されたことから、我が国における和牛遺伝資源の保護を求める声が高まりました。

このような情勢を踏まえ、農林水産省は、学識経験者や関係団体等から構成する「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、流通管理の在り方や知的財産としての価値の保護の可能性について検討を進め、令和元（2019）年7月には中間とりまとめが示されました。また、同年10月には、同検討会の下に、法曹実務家、知的財産に関する専門家、オブザーバーとして関係省庁を加えた「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」が設置され、保護強化に向けた課題・対策と知的財産制度上の位置付けの可能性について検討し、令和2（2020）年1月には中間とりまとめが示されました。

これら中間とりまとめの内容を踏まえ、令和2（2020）年3月に、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な流通の確保のための「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」と、家畜遺伝資源の不正競争への差止請求等のための「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」が国会に提出されました（[図表1-2-11](#)）。

¹ 用語の解説3（1）を参照

図表 1-2-11 改正家畜改良増殖法案と家畜遺伝資源不正競争防止法案の概要

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案
<p>1. 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等</p> <p>家畜人工授精用精液・受精卵の取扱いに関する規制が今日の生産・流通・利用の実態に対応したものとなるよう現行の規制を見直し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告 ○ 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止 ○ 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止 ○ 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>1. 不正競争行為の定義</p> <p>家畜遺伝資源に対する以下の成果冒用行為を不正競争として類型化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得 ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等 ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>2. 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置</p> <p>家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定した上で、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定家畜人工授精用精液等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 封入する容器（ストロー）への種畜の名称等の表示義務 ・ 譲渡等（在庫管理）を記録する帳簿の作成・保存の義務 ○ 家畜人工授精所・生産者に対する農林水産大臣による報告徴収 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>2. 民事上の救済措置の整備</p> <p>家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、以下の措置を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 差止請求 不正競争により営業上の利益を侵害され、又は侵害のおそれがある生産事業者による、侵害の停止又は予防の請求を可能とする差止請求を規定 ○ 損害賠償請求、信用回復措置 不正競争を行った侵害者に対する損害賠償請求や信用回復措置を規定 ○ 民事訴訟手続の特例規定 損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定や裁判所による書類提出命令等の規定を整備 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>3. 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政命令の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令 ・ 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令 ○ 新たな規制措置に対する違反への罰則を措置し、罰金を引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜人工授精用精液等の譲渡制限違反 ・ 農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令違反 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>3. 刑事罰による抑止</p> <p>家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入。</p> <p>図利加害目的を持った以下の違法行為</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 詐欺等の違法な手段による取得、領得、使用、譲渡等 ② 悪意の転得者による使用・譲渡等 ③ ①又は②の使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用・譲渡等 ④ ③の違法使用により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等 <p style="text-align: right;">等</p>

資料：農林水産省作成

第3節

世界の食料需給と食料安全保障の確立

世界の食料需給は、人口の増加や開発途上国の経済発展による所得向上に伴う畜産物等の需要増加に加え、異常気象の頻発、水資源の制約による生産量の減少等、様々な要因によって逼迫する可能性があります。このような世界の食料需給を踏まえ、我が国の食料の安定供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これに輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保することが必要です。

(1) 世界の食料需給の動向

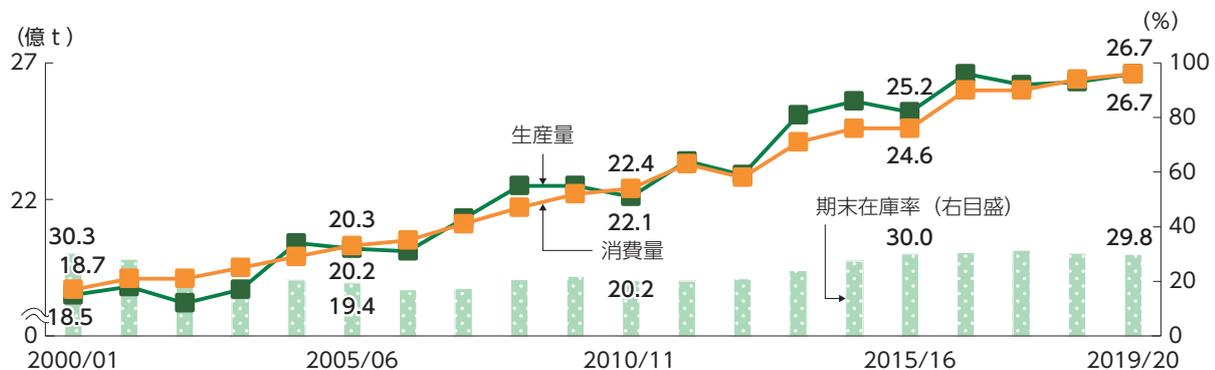
(世界全体の穀物の生産量、消費量は前年度に比べて増加)

2019/20年度における世界の穀物全体の生産量は、とうもろこし、米が降雨過多等による影響で減少するものの、小麦が主に単収の伸びにより増加することから、前年度に比べて0.4億t（1.5%）増加の26.7億tとなり、2年連続で増加の見込みです（[図表1-3-1](#)）。

また、消費量は、開発途上国の人口増加、所得水準の向上等に伴い、近年一貫して増加傾向で推移しており、前年度に比べて0.3億t（1.0%）増加の26.7億tとなる見込みです。

この結果、期末在庫量は前年度から0.04億tの減少となり、期末在庫率は29.8%と前年度（30.3%）を下回る見込みです。

図表1-3-1 世界全体の穀物の生産量、消費量、期末在庫率



資料：米国農務省「PS&D」、[World Agricultural Supply and Demand Estimates] を基に農林水産省作成（令和2（2020）年3月時点）

注：1) 穀物は、小麦、粗粒穀物（とうもろこし、大麦等）、米（精米）の合計

2) 期末在庫率＝期末在庫量÷消費量×100

2019/20年度における世界の穀物等の生産量を品目別に見ると、小麦は、豪州で乾燥の影響が継続しているものの、EU、ウクライナ、インド、中国等で増加することから、前年度に比べて4.5%増加し、7.6億tとなる見込みです（[図表1-3-2](#)）。

とうもろこしは、南アフリカ、中国、ロシア等で増加となるものの、米国、メキシコ等で減少することから、前年度に比べて1.0%減少し、11.1億tとなる見込みです。

米は、タイで減産するものの、インドで増加することから、前年度並みの5.0億tとなる見込みです。

大豆は、ブラジル、中国等で増加するものの、米国等で減少することから、前年度に比べて4.7%減少し、3.4億tとなる見込みです。

また、生産量が消費量を上回った小麦、米の期末在庫率は、それぞれ38.0%、37.0%となる一方で、消費量が生産量を上回ったとうもろこし、大豆の期末在庫率は、それぞれ26.2%、29.3%となる見込みです。

図表1-3-2 世界全体の穀物の生産量、消費量、期末在庫率（2019/20年度）

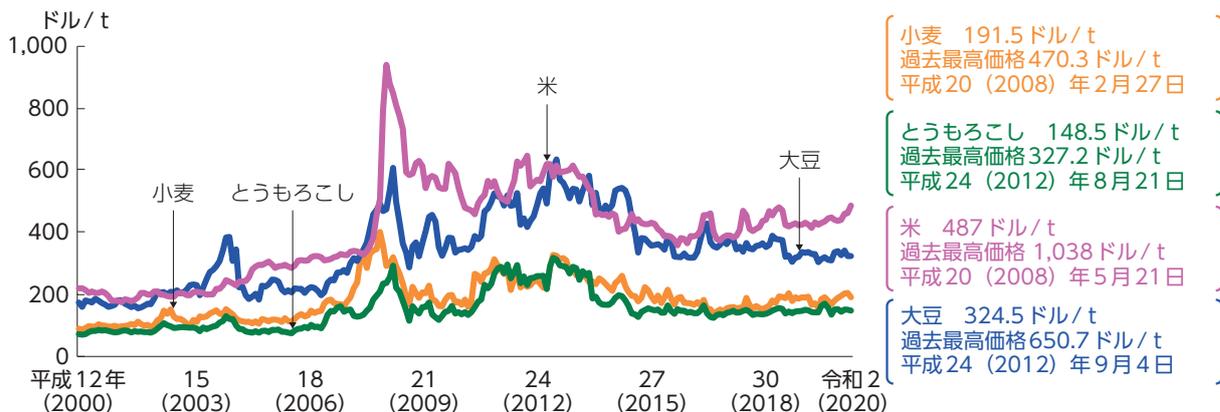
(単位：百万t)

品目	生産量		消費量		期末在庫量		期末在庫率 (%)	
		対前年度増減率 (%)		対前年度増減率 (%)		対前年度増減率 (%)		対前年度増減差 (ポイント)
小麦	764.49	4.5	754.93	2.4	287.14	3.4	38.0	0.4
とうもろこし	1,112.01	-1.0	1,135.47	-0.8	297.34	-7.3	26.2	-1.9
米	499.31	-0.0	492.32	1.2	182.30	4.0	37.0	1.0
大豆	341.76	-4.7	350.07	2.1	102.44	-8.4	29.3	-3.4

資料：米国農務省「World Agricultural Supply and Demand Estimates」を基に農林水産省作成（令和2（2020）年3月時点）

穀物等の国際価格については、主要生産国での天候不順等により、平成20（2008）年には小麦と米が、平成24（2012）年にはとうもろこしと大豆が過去最高水準を記録しました（図表1-3-3）。その後は、世界的なとうもろこし等の豊作や南米での大豆の増産等により、全般的に低下傾向で推移し、落ち着きを見せています。

図表1-3-3 穀物等の国際価格



資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会のデータを基に農林水産省作成

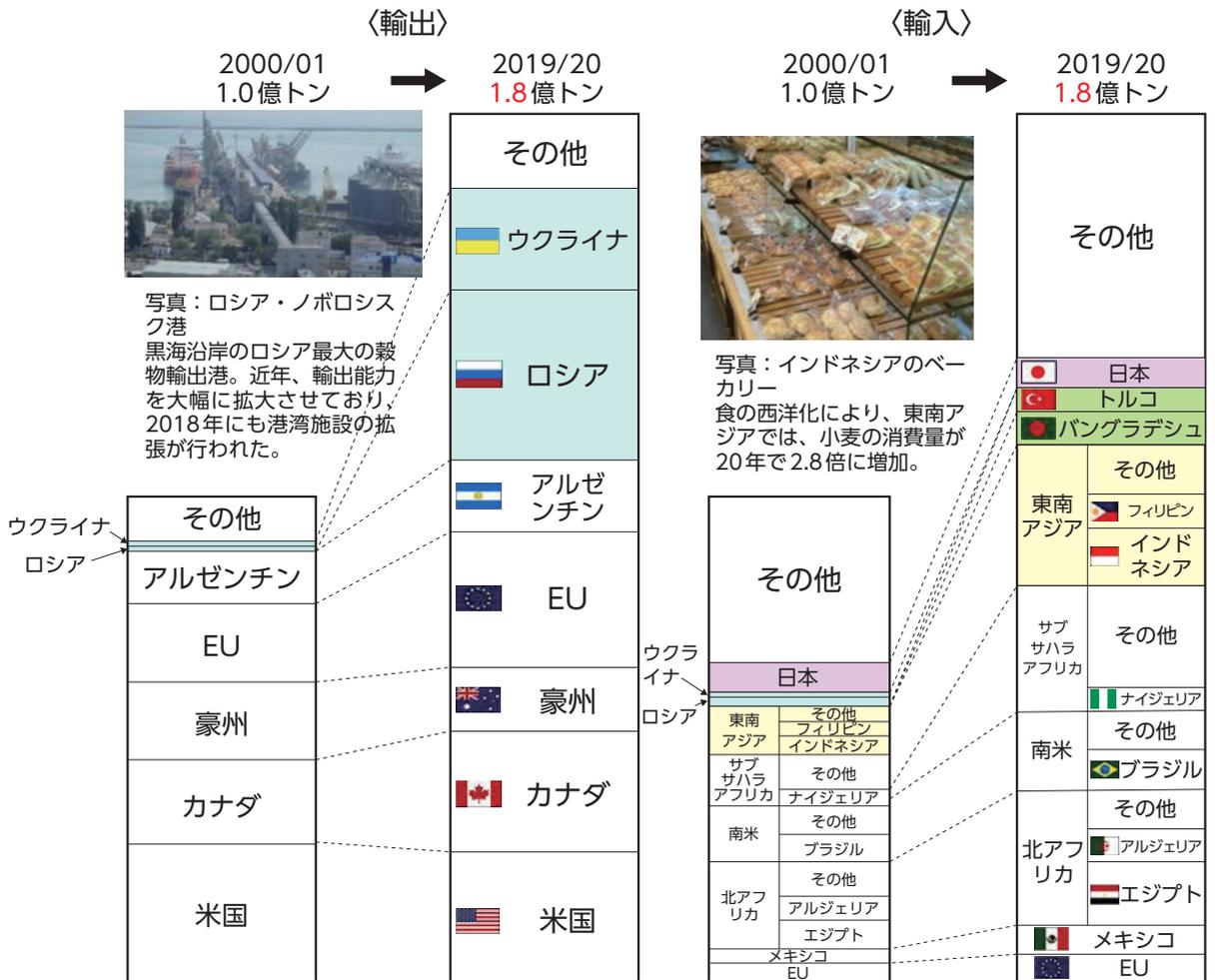
注：1) 小麦、とうもろこし、大豆の価格は、各月ともシカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格

2) 米の価格は、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格。FOBはFree On Boardの略。国際的売買契約の約款の1つで、売主は船積港で指定の船舶に物品を積み込むまでの一切の責任と費用を持つ。

3) 令和2（2020）年3月時点

なお、穀物等の国際需給は総じて安定しているものの、内訳は大きく変化しています（図表1-3-4）。例えば、小麦については、この20年間にロシア・ウクライナの増産・輸出増が顕著となり、米国の輸出国としての地位は相対的に低下しています。一方、輸入は、アジア・アフリカ地域で大きく増加し、特に、東南アジアでは、食の西洋化により肉食や小麦食へのシフトが進み、小麦の輸入が大きく増加しています。

図表 1-3-4 小麦の国際需給構造の変化



資料：米国農務省「World Agricultural Supply and Demand Estimates」を基に農林水産省作成（令和元（2019）年8月時点）
注：2019/20の輸入について国名表記している国は、輸入量500万t以上の国（日本は590万t）

(世界の食料需給の見通し)

世界の人口は、令和元（2019）年では77.1億人と推計されていますが、今後も開発途上国を中心に増加することが見込まれており、令和32（2050）年には97.4億人になると見通されています。

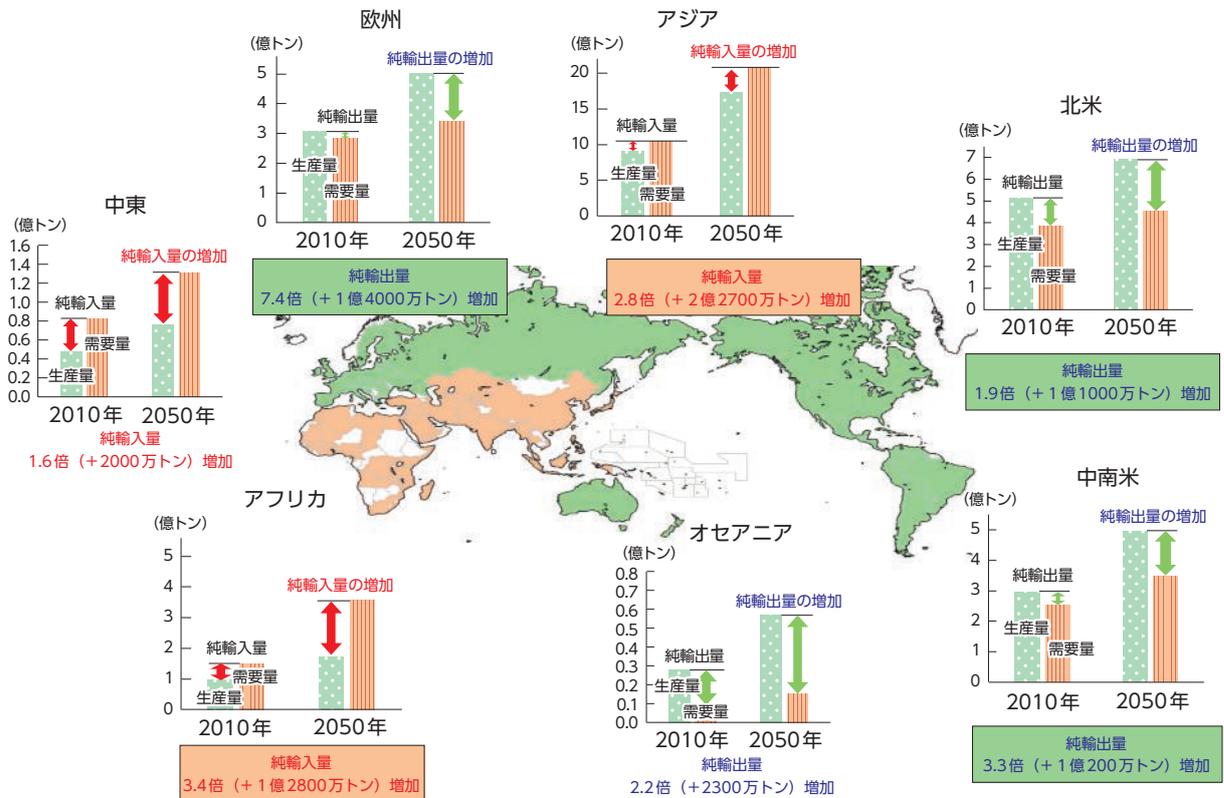
このような中、世界の穀物等の需要は、人口増加や食生活の多様化、経済成長に伴い、食用の需要が増加するとともに、多くの穀物等を飼料とする肉類の需要が大幅に増加することから、今後、全体として増加する見込みです。

令和32（2050）年における主要4作物（小麦、とうもろこし、米、大豆）の需給を地域別に見通すと、輸入地域であるアジア、アフリカ等では、人口増加、食生活の多様化等により、生産増加が消費増加に追いつかず、純輸入量が更に増加する見込みです。また、このような輸入地域への食料供給を担う形で、輸出地域である北米、中南米、オセアニア及び欧州では、純輸出量が更に増加する見込みです（図表1-3-5）。

このように、世界の食料需給は、長期的に輸入地域と輸出地域の差が更に拡大すると見込まれており、ひとたび異常気象等により輸出国が減産した場合、需給バランスが崩れ、我が国にとっても、他の輸入国との競合が厳しくなることが想定されます。このため、引

き続き、国際需給の動向を注視し、食料安全保障¹に万全を期する必要があります。

図表 1-3-5 地域別の主要4作物の需給状況の見通し（小麦、とうもろこし、米、大豆）



資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」

注：1) 純輸出入量は生産量と需要量の差により算出しており、純輸出入量がプラスの時は輸出、マイナスの時は輸入となる。

2) 色つきの国は、本見通しの対象国である。そのうち、緑色は2050年において輸出超過となる地域の国であり、橙色は輸入超過となる地域の国である。

また、原料の多くを海外に依存する食品加工業者や飼料製造業者に対し、世界の穀物等の需給状況や見通し等の情報を幅広く提供することで、安定的な原料調達につなげることが重要です。情報収集に当たっては、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携により人工衛星から取得した気象データ等も活用し、世界の主要生産地域における穀物等の作柄情報の収集・分析を広範囲に進めることとしています。

（農産物の生産において気候変動等の不安定要素が存在）

農産物の生産においては、気候変動を始め、水資源の制約や土壌劣化等の不安定要素が存在し、穀物需給が逼迫するリスクも指摘されています。

平成30（2018）年10月に公表されたIPCC²の1.5℃特別報告書³では、地球温暖化が現在の度合いで続けば、令和12（2030）年から令和34（2052）年までの間に、工業化以前の水準からの気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いとされています。さらに、気温上昇幅が2℃となった場合、1.5℃の場合と比べて、極端な高温が顕著になるとともに、地域によっては強い降雨現象、干ばつ、少雨が増加するといったリスクが更に高まると予測されています。

1 用語の解説3（1）を参照

2 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略

3 正式名称は、「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から1.5℃の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する特別報告書」

(2) 総合的な食料安全保障の確立

(不測の事態に備えてリスクを分析・評価し、演習を実施)

国民に対する食料の安定的な供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これに輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保することが必要です。しかしながら、世界の人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少等、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクが顕在化しつつあり、将来の食料需給の逼迫が懸念されています。また、自然災害や輸送障害、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生等の一時的・短期的に発生するリスクも存在しています。

このため、農林水産省では、不測の事態に備えて、食料の安定的な供給に関するリスクの影響等を定期的に分析・評価しています。令和元（2019）年度は、諸外国と比較した我が国の食料安全保障政策の点検を実施しました。その結果、各国の食料安全保障政策は、農業の状況、地理的条件、歴史的背景等、それぞれの国が置かれている環境が影響しており、これらの環境の中で、食料供給の起こり得るリスクを踏まえ、国内の食料供給や、農業貿易、備蓄・不測時対応の考え方が形成され、独自の施策が実施されていると評価されました。このような各国の取組を参考に、我が国として、今後新たな要因を分析し、対応策やこれまでの取組の強化を検討していく必要があります（[図表1-3-6](#)）。

また、国内における不作や輸入の大幅な減少等、食料の安定的な供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合には、その影響を軽減するため、政府として講ずべき対策の内容等を示した「緊急事態食料安全保障指針」に基づき対応することとしています。令和元（2019）年度は、不測時に食料供給の確保が迅速に図られるよう、同指針に即した緊急的な食料の増産等の方策を点検・確認するシミュレーション演習を実施しました。

政府は、国内の生産量の減少や海外における不測の事態の発生による供給途絶等に備えるため、食料等の備蓄を行っています。米にあっては政府備蓄米の適正備蓄水準¹に基づき100万t程度を、食糧用小麦にあっては国全体として外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分を、飼料穀物にあっては国全体としてとうもろこし等100万t程度をそれぞれ備蓄しています。また、地方公共団体の備蓄は、大規模な自然災害等に備え、飲料水や食料を対象に行われています²。

1 10年に1度の不作や通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準

2 地方公共団体による備蓄は、都道府県、市町村等の行政と災害時応援協定を締結した民間事業者が実施

図表 1-3-6 諸外国と比較した我が国の食料安全保障政策

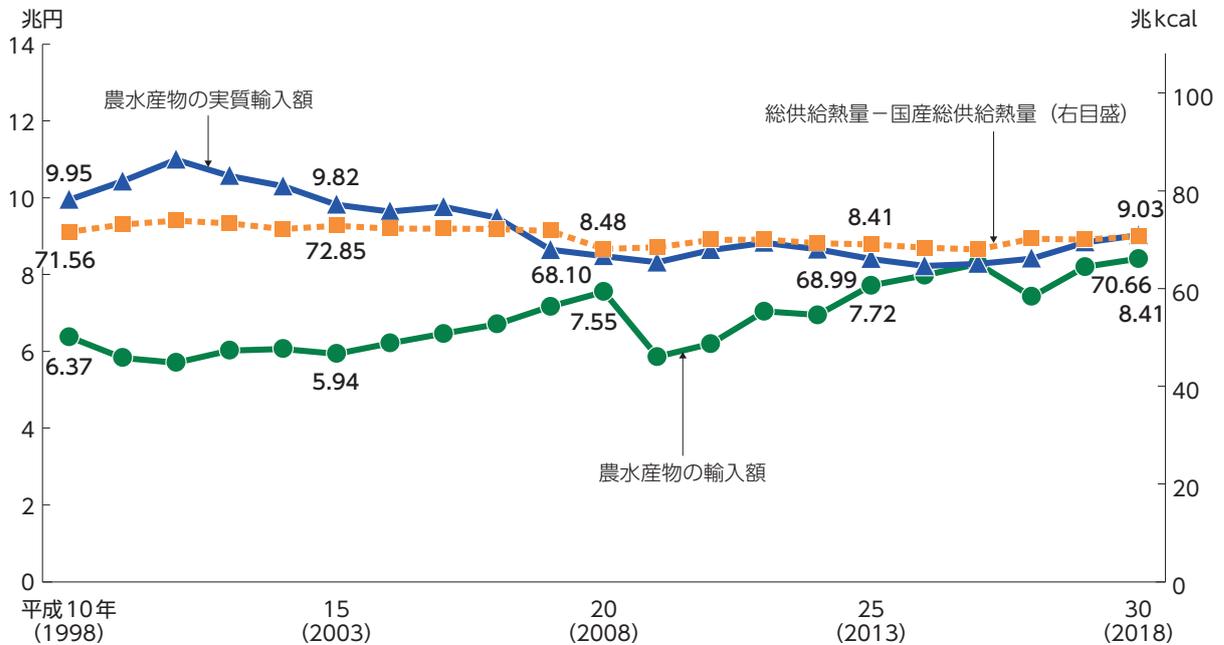
国内農業生産の増大	安定的な輸入の確保	備蓄、不測時に備えた平時からの取組
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諸外国では、国内農業生産により、食料供給を確保することを重視。 → 我が国では、農業者の高齢化・減少を踏まえ、持続可能な農業生産基盤の強化を図っていく必要。 ▶ 諸外国では、輸出を重視。 → 我が国では、輸出を促進することにより、海外マーケットの拡大による農業生産基盤の強化を図ることを重視していく必要。 ▶ EUでは、CAP政策の中で青年農業者支援政策などの農業人材確保策を実施。 → 我が国では、雇用就農や若者、女性の域外からの転入による就農など、多様な人材を確保するための取組を進めていく必要。 ▶ スイスでは、持続可能な食料消費を重視。 → 我が国では、一人でも多くの消費者に、自らの消費行動が農業・農村の将来に密接に関連することを認識してもらうため、食育の推進、食品ロスの削減、食と農の理解促進や国産農産物の消費拡大、持続的な生産・消費に向け、関係者が連携して消費者の具体的な行動を促す施策を検討していく必要。 ▶ 欧州では、生産性向上とともに、環境保全を重視して精密農業を推進。欧米では、大規模営農におけるデータ農業の取組が拡大。 → 我が国では、農業者の減少・高齢化が進む中で、農業生産の持続性を確保し、生産性を向上するため、スマート農業の現場実装に向けた取組を進めて行く必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諸外国では、国内自給と同様に、海外からの食料調達も重視。 また、世界では、国際的枠組みなどを通じて、関係国との良好な関係を維持するための取組を実施。ABCDなどの穀物メジャーは、生産国に穀物集荷ルートを通し、高い情報収集能力。 → 我が国では、関係国との良好な関係を維持するための取組を進めるとともに、作柄だけでなく、輸入相手国の物流・インフラの状況など、幅広い情報収集の強化を図っていく必要。 → 主要輸入先国や発展途上国などにおける主要農作物の作柄を正確・迅速に把握するために衛星データの利活用に向けた研究を実施する必要。 → 食料輸入国である我が国においては、輸出禁止・規制に関する規律強化が図られるよう国際交渉を進める必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諸外国では、食料備蓄は縮小される方向。 → 島国である我が国においては、国内における米の不作や海外からの食糧用小麦、飼料穀物の供給遅滞・途絶等の不測の事態に対応するため、引き続き適正な備蓄水準を確保する必要。 ▶ ドイツでは、経口ワクチン散布により、2009年にCSF清浄化を達成。 → グローバル化の進展により、ヒト、モノの往来が頻繁になる中で、水際における家畜の伝染性疾患や植物の病害虫の侵入防止策を万全にするとともに、国内で発生した場合には、迅速なまん延防止措置を講じる必要。 ▶ 米国では、収入保険プログラム (RP) 等を実施。 英国では、緊急時に国、地方公共団体、民間が連携して対応を図る仕組み。 → 収入保険などの施策の現場への周知及び加入促進、食品産業者によるBCPの策定を促進する等、不測時の備えの強化を進めていく必要。 → [緊急事態食料安全保障指針に関するシミュレーション演習]を踏まえ、不測時の食料安全保障を強化するために、生産転換のより定量的な検討などを進めていく必要。

資料：農林水産省作成

(輸入農産物の安定供給の確保に向け相手国との良好な関係の維持・強化等が重要)

我が国の農水産物の輸入金額は、近年、為替の円安を受けた輸入物価の上昇もあり、増加傾向にあります。物価の変動を除けば長期的には減少傾向で推移してきています (図表 1-3-7)。この背景としては、総人口ベースの総供給熱量¹が減少していることが考えられます。

図表 1-3-7 我が国の農水産物の輸入額と実質輸入額



資料：農林水産省「食料需給表」、農林水産物輸出入概況、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」を基に農林水産省作成
 注：1) 農水産物の実質輸入額は、輸入額と輸入物価指数 (飲食料品・食料用農水産物) で品目構成が異なるため参考試算
 2) 供給熱量は、総人口、年ベース

1 用語の解説 3 (1) を参照

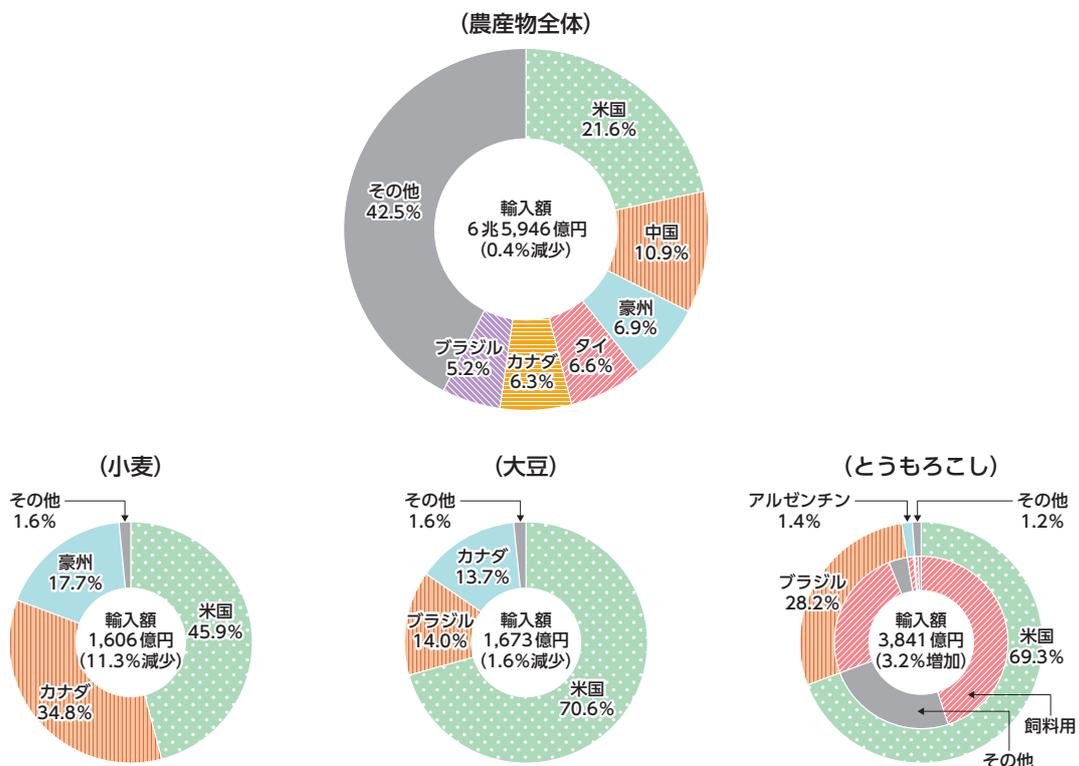
令和元（2019）年の輸入額は前年比0.4%減少の6兆5,946億円となりました。

国別輸入額割合をしてみると、米国が21.6%、次いで中国が10.9%、豪州、タイ、カナダと続いています（図表1-3-8）。

また、品目別に見ると、とうもろこしは前年比3.2%増加の3,841億円、牛肉は前年比0.1%増加の3,851億円、豚肉は前年比3.8%増加の5,051億円、鶏肉は前年比3.4%増加の1,357億円となりました。一方、小麦は前年比11.3%減少の1,606億円、大豆は前年比1.6%減少の1,673億円、生鮮・乾燥果実は前年比0.2%減少の3,470億円となりました。

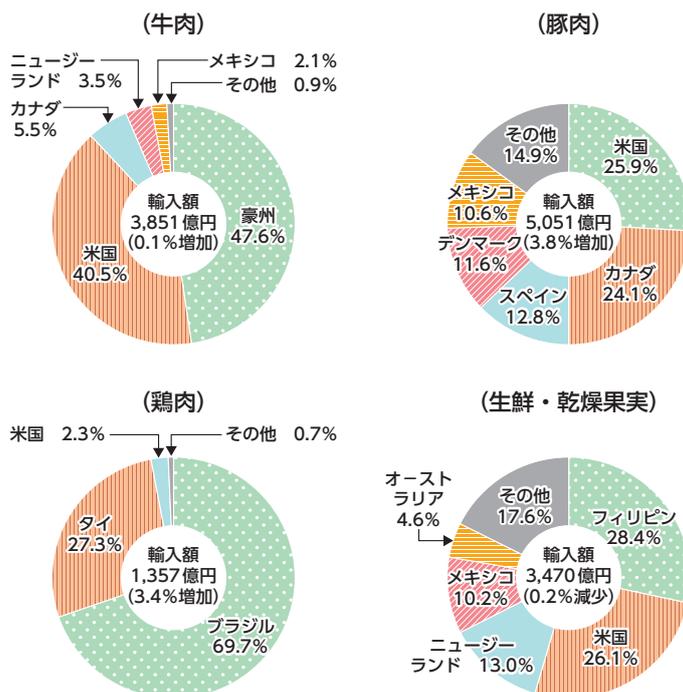
海外からの輸入に依存している主要農産物の安定供給を確保するため、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集等を通じて、輸入の安定化や多角化を図ることが重要です。

図表1-3-8 我が国の主要農産物の国別輸入額割合（令和元(2019)年）



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：円グラフ中央の（ ）は前年比

図表 1-3-8 我が国の主要農産物の国別輸入額割合（令和元（2019）年）（続き）



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：円グラフ中央の()は前年比

(3) 農産物の貿易交渉

(EPA/FTA 交渉が進展)

世界の貿易ルールづくり等が行われる WTO¹ では、これまで数次の貿易自由化交渉が行われてきました。平成 13（2001）年に開始されたドーハ・ラウンド交渉は、依然として、開発途上国と先進国の溝が埋まらず、農業については交渉に進展がみられていません。

一方、特定の国・地域間で貿易ルールを取り決める EPA/FTA² の締結が世界的に進み、令和元（2019）年 12 月時点では 320 件³ に達しています。

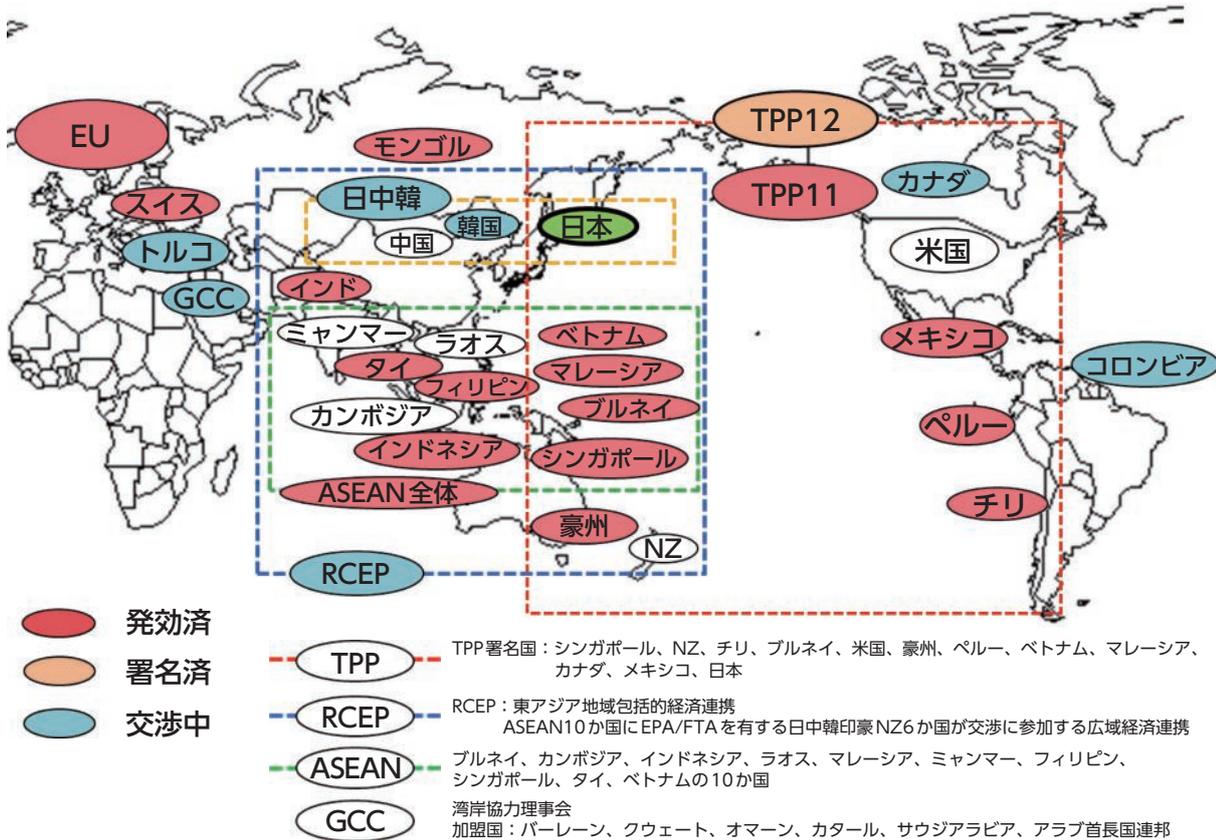
我が国においても、海外の成長市場の取り込みを図るため、戦略的かつスピード感を持って EPA/FTA 交渉を進め、近年では、TPP11（平成 30（2018）年 12 月発効）や日 EU・EPA（平成 31（2019）年 2 月発効）が発効しています。この結果、令和元（2019）年度末時点で、18 の EPA/FTA を発効済・署名済です（図表 1-3-9）。

このほか、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓 FTA、日コロンビア EPA、日トルコ EPA が交渉継続中、日・湾岸協力理事会（GCC）FTA、日韓 FTA、日カナダ EPA が交渉延期又は中断となっています。

1、2 用語の解説 3（2）を参照

3 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）「世界と日本の FTA 一覧（2019 年 12 月）」

図表 1-3-9 我が国におけるEPA/FTA交渉の状況



資料：農林水産省作成

(日米貿易協定が発効)

日米貿易協定はトピックス2参照

(4) 国際関係の維持・強化

(対話と協力を通じた国際関係の維持・強化)

国民生活に必要な農産物の輸入の安定、拡大する世界の食市場をターゲットとした農産物の輸出増加、さらには、我が国の食産業¹の海外展開の加速化を通じて、我が国の食料安全保障の確立を目指すには、良好な国際関係の維持・強化が必要です。

このため、農林水産省では日常的に諸外国の食料・農業担当部局や国際機関と情報交換を行い、関係の維持・強化を図っています。

また、多くの国や国際機関が参加する国際会議等の際には、参加国・機関の閣僚等と二国間会談等を実施し、輸入規制の撤廃や緩和等の要請を行っています。令和元（2019）年度には、5月に新潟県新潟市で開催されたG20新潟農業大臣会合、8月にチリで開催された第5回APEC食料安全保障担当大臣会合、同じく8月に神奈川県横浜市で開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD 7）や令和2（2020）年1月にドイツで開催さ



2020年1月 クレックナードイツ食料・農業大臣と会談を行う江藤農林水産大臣（ドイツ）

¹ 食産業とは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に係る幅広い産業を指し、花き、種苗、農業関連資材、農業機械・食品機械等の関連する産業も含む。

れたベルリン農業大臣会合に農林水産大臣が出席し、会議の合間に参加国・機関の閣僚等との会談を行いました。

さらに、我が国の農林水産物の輸出や農業技術に関する連携等の観点から重要な国とは、定期的に二国間政策対話を実施しています。例えば、8月に開催された大臣級の第4回日ブラジル農業・食料対話においては、税制・通関等の各種手続の改善、穀物輸送インフラの改善等、ブラジルでの投資・ビジネスの改善に向けた意見交換を行いました。また、11月に開催された第9回日中農業担当省事務次官級対話では、日中両国の農業政策の動向及び農業交流・協力の状況を紹介し、今後とも二国間の交流・協力を発展させることで一致しました。

コラム 日本の魅力を世界に発信！～G20新潟農業大臣会合～

令和元（2019）年5月、農林水産大臣を議長とする、G20新潟農業大臣会合が新潟県新潟市で開催され、「人づくり・新技術」「フードバリューチェーン」「SDGs」の3つの主議題について、34の国・国際機関の代表が議論を行いました。農林水産大臣からは、持続可能な農業の取組事例として、スマート農業の農業生産現場への導入、東日本大震災の被災地域での高品質農産物の生産を紹介しました。

また、新潟市立高志中等教育学校の生徒が英語で、効率的水利用を可能とする技術導入や、先進国と途上国が協力して低コストの技術開発を行う「農業オリンピック」の開催を提案しました。

さらに、現地視察においては、自動走行トラクター、自動走行田植機、ドローン、情報一元化システム等の水田農業における先進技術の実演を視察しました。

また、会合には米国、EU、中国を含む18人の農業担当大臣が参加しましたが、農林水産大臣はこの全てと二国間会談を行い、農産物の輸出解禁の要請や農業分野での連携について意見交換し、我が国の農業の持続的発展のための二国間関係の維持・強化に努めました。



高校生から提言書を受け取る農林水産大臣



スマート農業を視察する参加閣僚

（グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）の構築の推進）

我が国には、長年培ってきた高度な農業生産・食品製造・流通システム、高品質コールドチェーン、環境負荷軽減技術等、「強み」となる様々な食関連の技術・ノウハウがあります。これらを生かし、アジア・アフリカ等の途上国を含め、フードバリューチェーン¹の構築を推進することは、我が国の農林水産物の輸出促進や、海外展開を通じた我が国の食産業の発展にとって重要です。

このため、農林水産省においては、平成26（2014）年に海外展開を検討する企業、政

¹ 農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせ、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること

府関係機関等からなるGFVC推進官民協議会を立ち上げ、官民参加の二国間対話や官民ミッション等を通じて、日本企業の海外展開を支援してきました。

令和元(2019)年度においても、ロシア、ブラジル等6か国と二国間対話等を行うとともに、インド、モザンビーク等4か国に官民ミッションを派遣したところですが、これまでの取組により、例えば、以下のような成果が得られています。

平成28(2016)年、平成29(2017)年にロシア極東への官民ミッションに参加した機械製造業者は、訪問先のウラジオストク漁業港との間で水産物用冷却施設の納入契約を締結するに至りました。また、平成30(2018)年以降のインドとの二国間協議等においては、日本醤油の輸出・現地生産の障壁となっていた、粘度の高いものしか醤油と認めないインド独自基準について見直しを要請したところであり、現在、インド側において、この基準を見直すための国内手続の検討が進められています。さらに、カンボジアにおいては、現地企業の要請に応じて農林水産省が日本の製菓会社を紹介したことが契機となり、平成30(2018)年に米菓を製造する合弁会社が設立され、平成31(2019)年1月以降、豪州向けの輸出が行われているところです。

以上のような成果も踏まえつつ、今後とも、輸出と海外展開の一体的な推進、地方の中小企業の海外展開の支援、複数企業の連携による海外展開の推進に重点的に取り組み、我が国の食産業の海外展開を促進していくこととしています。



ウラジオストク漁業港に建設予定の水産物用冷却施設（イメージ図）

事例

メイド・イン・マラウイを支える日本のものづくり（愛媛県）

愛媛県伊予市の合同会社エヌエスコーポレーションは、平成11(1999)年に設立され、社員7人で運営されています。農業者や漁業者の求めに応じ、農水産物の殺菌装置、低温乾燥装置を製造し、国内のみならず、中国で開催された「大連日本商品展覧会」等の機会も活用し、東南アジア・アフリカ等の開発途上国でも販路を開拓しています。

マラウイに進出したのは、同国から愛媛大学に留学した学生が同社に来た際に「祖国は貧しいにもかかわらず、農産物が適切に保管されないままになっている。これを使って産業を興したい」「メイド・イン・マラウイの製品を作りたい」と語ったのがきっかけです。マラウイは、サブサハラの内陸部にある人口約1,814万人の国です。労働人口の8割が農業関連に従事し、タバコ・紅茶等を輸出する一方、主食用食料を輸入に頼っており、モノカルチャーからの脱却と新産業の育成が喫緊の課題となっています。

このため、同社創業者の仲井利明なかい としあきさんは、同社の装置を現地に持ち込み、衛生管理方法を伝えつつ、おいしい乾燥食品の開発・製造を支援しています。仲井さんは「国際協力は一過性ではダメ。現地で使ってもらえる装置を作って現地で教え、マラウイの発展にも貢献していきたい」と語っています。



マラウイにおいて食品衛生指導を行った仲井さんと受講した食品製造事業者

(TICAD 7を契機としたアフリカとの関係強化)

アフリカでは、農業は人口の5割以上が従事する主要産業ですが、小規模農家による自給自足的農業が中心となっており、農業者の組織化、生産性の向上、加工・保存・流通等の技術導入が課題となっています。

このため、我が国は、平成20（2008）年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において、今後10年間でサブサハラ・アフリカにおける米の生産量を1,400万tから2,800万tに倍増させる目標を掲げ、「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」を立ち上げました。この目標については、アフリカの努力と我が国の高収量イネの開発・普及、稲作やかんがいに関する技術指導等により達成することができました。

また、令和元（2019）年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD 7）においては、令和12（2030）年までにサブサハラ・アフリカにおける米の生産量を5,600万tまで更に倍増させることを目標とするCARDフェーズ2が発表され、更なる米の増産と高付加価値化に向けた取組が開始されることとなりました。

このような取組に貢献するため、農林水産省は、平成30（2018）年以降、農林水産省の職員や元職員をケニア、ザンビア、セネガルの3か国に派遣し、派遣された職員等は、開発協力案件の形成や派遣先国政府への助言等を行いました。また、令和元（2019）年からは、園芸作物や稲作に関する知見を有する地方公共団体の元職員のアフリカ派遣にも取り組んでいます。

このほか、アフリカの農業の産業化や栄養改善を進めるため、小規模農業者のグループがICT¹技術を活用して共同購入・共同販売を行えるようにするための電子プラットフォームを構築する取組や、日本の農業技術・機械をアフリカ地域へ展開する取組を、官民一体となって進めているところです。



西アフリカ諸国で米の栄養価と保存性を保つ技術を伝える農林水産省からの派遣職員

1 用語の解説3（2）を参照

第4節 食料消費の動向と食育の推進

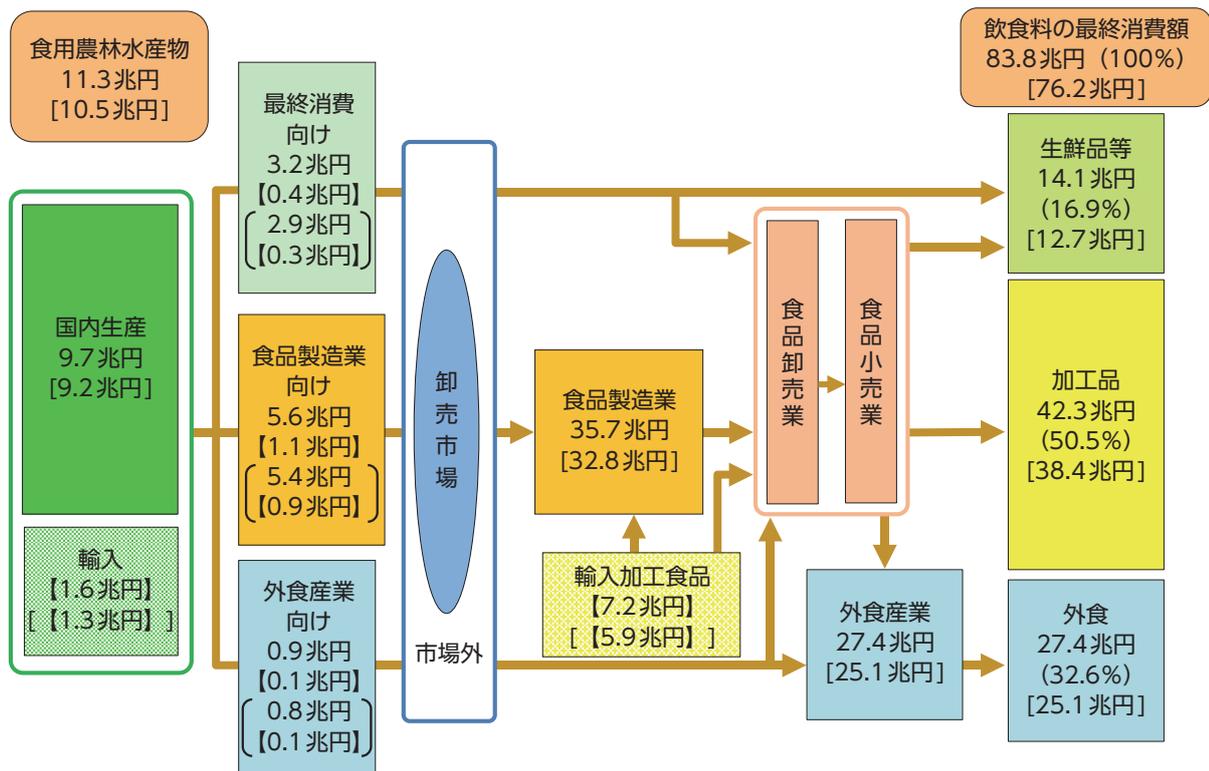
今後、人口減少や高齢化により国内の食市場が量的に縮小する中で、消費者ニーズは多様化、個別化し、食の外部化¹が一層進展していくことが見込まれています。国産志向や食べることへの関心の向上を目指し、国産農林水産物の消費拡大のため、食育の推進や和食文化の保護・継承に向けた様々な活動が展開されています。

(1) 食料消費の動向

(飲食料の最終消費額は83.8兆円となり4年前に比べて増加)

我が国で生産された食材及び輸入された食材は、流通・加工等の段階を経て、最終消費されます。平成27（2015）年においては、食用農林水産物11.3兆円（国内生産9.7兆円、輸入1.6兆円）と輸入加工食品7.2兆円が食材として国内に供給されました（[図表1-4-1](#)）。これらの食材は、食品製造業、食品関連流通業、外食産業を経由することで流通経費、加工経費、調理サービス代等が付加され、飲食料の最終消費額は83.8兆円となりました。

図表1-4-1 我が国の農林水産物の生産・流通・加工・消費の流れ（平成27（2015）年）



資料：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」等を基に作成

注：1）総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省作成

2）旅館・ホテル、病院、学校給食等での食事は「外食」に計上するのではなく、使用された食材費を最終消費額として、それぞれ「生鮮品等」及び「加工品」に計上している。

3）加工食品のうち、精穀（精米・精麦等）、食肉（各種肉類）及び冷凍魚介類は加工度が低いため、最終消費においては「生鮮品等」として取り扱っている。

4）【 】内は、輸入分の数値。[]内は、最新の「平成27年産業連関表」の概念等に合わせて再推計した平成23（2011）年の数値

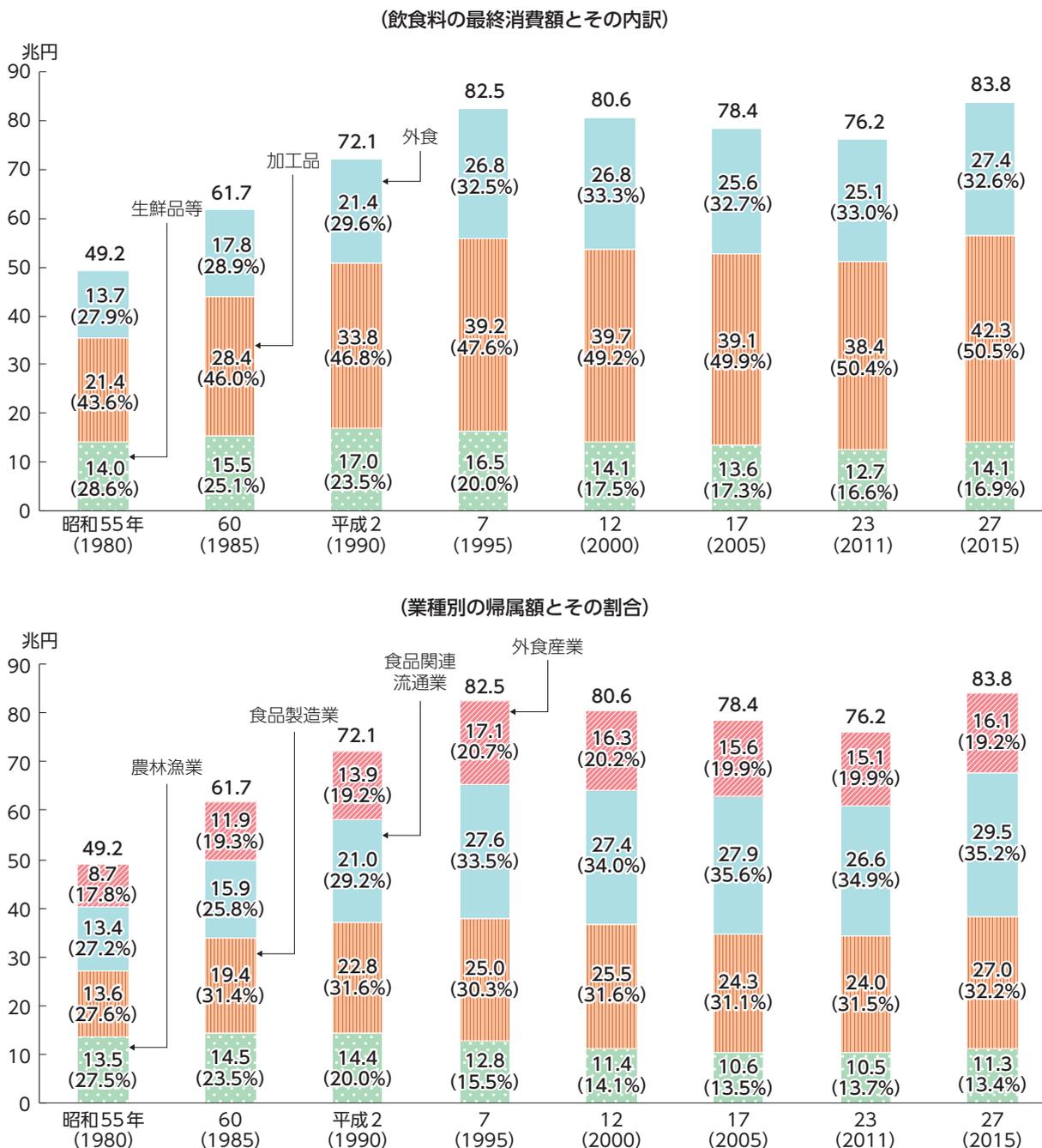
5）市場外とは卸売市場を経由しない流通を指し、産地直送や契約栽培等の生産者と消費者・実需者との直接取引をいう。

1 用語の解説3（1）を参照

消費者が支払う飲食料の最終消費額は、平成7（1995）年以降、減少傾向にありましたが、平成27（2015）年は、円安に伴う輸入食品の価格上昇等により平成23（2011）年に比べ10%増加しました。

平成27（2015）年の飲食料の最終消費額の内訳を見ると、生鮮品等は14.1兆円、加工品は42.3兆円、外食は27.4兆円となり、食の簡便化や外部化等を背景として、加工品と外食の合計で、全体の8割を超えています。また、業種別の帰属額について見ると、食品製造業、食品関連流通業、外食産業の合計で、全体の87%を占めています（図表1-4-2）。

図表1-4-2 飲食料の最終消費額の推移



資料：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」

注：1) 総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省作成

2) 平成23（2011）年以前については、最新の「平成27年産業連関表」の概念等に合わせて再推計した数値である。

3) ()内は、飲食料の最終消費額に対する割合

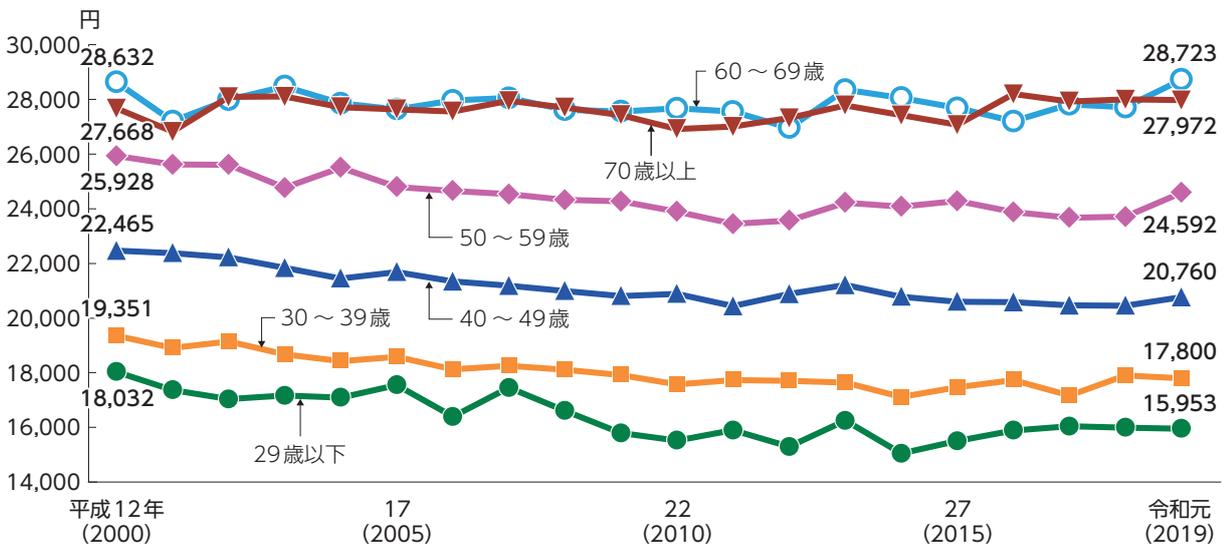
4) 帰属額とは、飲食料の最終消費額のうち、最終的に各業種に支払われることとなる額を示している。なお、食品関連流通業は食用農林水産物及び加工食品が最終消費に至るまでの流通の各段階で発生する流通経費の額を表している。

(60歳以下の食料消費額は長期的に減少傾向)

二人以上の世帯において、1人1か月当たりの食料消費額を平成12(2000)年から令和元(2019)年にかけて年齢別に見てみると、70歳以上は304円増加の27,972円、60歳代は91円増加の28,723円と微増となっていますが、29歳以下、30歳代、40歳代ではいずれも1,500円以上減少しています(図表1-4-3)。60歳を目安に食料消費支出の傾向が異なり、60歳以下の年齢では長期的に減少傾向にあることがうかがえます。

なお、令和元(2019)年は、外食、調理食品、飲料の需要の増加や消費税率引上げ実施前の酒類、飲料の需要の増加とあいまって、食料消費額は増加しました。60歳代では前年比1,015円増加、50歳代では889円増加しました。

図表1-4-3 1人1か月当たりの食料消費額の推移



資料：総務省「家計調査」(全国・用途分類)

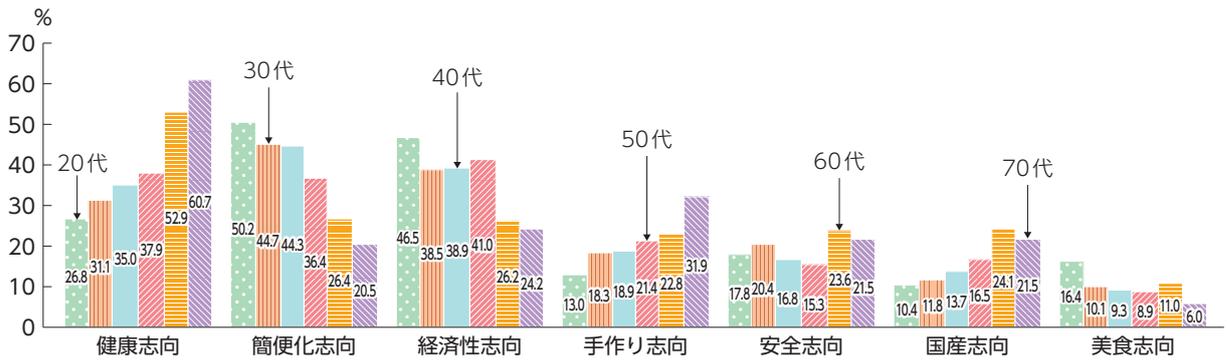
注：1) 消費者物価指数(食料：平成27(2015)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除いた数値
2) 世帯員数で除した1人当たりの数値

(年代によって分かれる食の志向)

公庫が令和2(2020)年3月に公表した調査によると、消費者の食の志向を年齢別に見るとおおむね「健康志向」、「手作り志向」、「国産志向」は年齢に従って高くなる傾向にあります。一方で、「簡便化志向」、「経済性志向」、「美食志向」は年齢が低いほど高くなる傾向が見られます。支出が伸びている調理食品は、若年世代に需要があると言えます(図表1-4-4)。また、10年前と比べると「簡便化志向」は全ての年代で伸びており、特に20から40代ではいずれも10ポイント以上増加しています。「経済性志向」は、50代で8ポイント増加した一方、30代で7ポイント、40代で10ポイント減少しました。「安全志向」は、20から30代で5ポイント以上増加した一方、50から60代で5ポイント以上減少しました。

図表 1-4-4 年齢別の消費者の食の志向

(年齢別の消費者の食の志向 (令和2 (2020) 年1月))



(年齢別の平成22 (2010) 年と令和2 (2020) 年の比較 (簡便化志向、経済性志向、安全志向))

(単位：%)

年代	簡便化志向		経済性志向		安全志向	
	平成22年 (2010)	令和2年 (2020)	平成22年 (2010)	令和2年 (2020)	平成22年 (2010)	令和2年 (2020)
20代	38.4	50.2	42.8	46.5	11.3	17.8
30代	32.8	44.7	45.6	38.5	14.5	20.4
40代	31.6	44.3	49.1	38.9	15.4	16.8
50代	28.5	36.4	33.0	41.0	20.5	15.3
60代	16.8	26.4	25.6	26.2	29.1	23.6

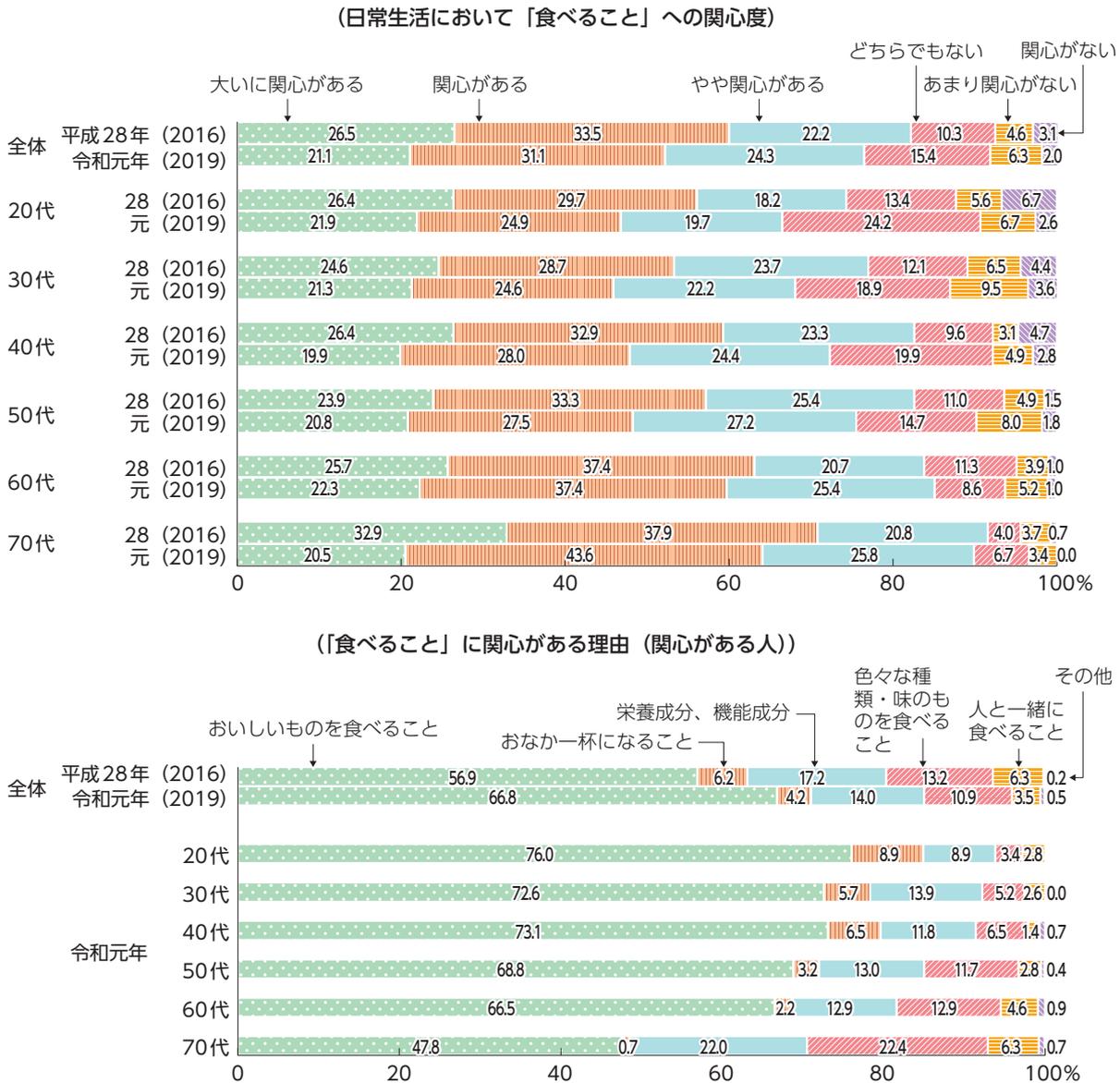
資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向等調査」(令和2 (2020) 年1月調査及び平成22 (2010) 年6月調査)を基に農林水産省作成
 注：令和2 (2020) 年1月調査は、全国の20歳代から70歳の男女2千人を対象としたインターネットによるアンケート調査。平成22 (2010) 年6月調査は、全国の20歳代から60歳の男女2千人を対象としたインターネットによるアンケート調査

食べることへの関心度に関する調査によると、食べることに関心があるのは全体の8割となっていますが、令和元 (2019) 年を平成28 (2016) 年と比較すると、60代を除く全ての年代で関心が低下しています (図表 1-4-5)。年齢別にみると、年齢が高くなるほど食べることに関心を持っている割合が高くなる傾向にあります。

「食べることに関心がある」とした理由は、「おいしいものを食べること」(66.8%)が最多となり、平成28 (2016) 年から9.9ポイント増加しています。若い世代では「おいしいものを食べること」、「おなか一杯になること」の割合が高く、高齢世代では「色々な種類・味のものを食べること」、「人と一緒に食べること」の割合が高くなっています。

高齢世代は食べることに對して多様な志向・目的を意識しており、若年世代は経済性と美食を意識してると言えます。

図表 1-4-5 食事への関心度



資料：株式会社日本政策金融公庫「食生活に関する消費者動向調査」（令和元（2019）年7月調査）
注：全国の20歳代から70歳の男女2千人を対象としたインターネットによるアンケート調査

また、食料消費額の内訳を平成20（2008）年、平成25（2013）年、平成30（2018）年で比較してみると、各年代で生鮮食品の消費額は減少した一方、調理食品と外食の消費額は増加しています¹。

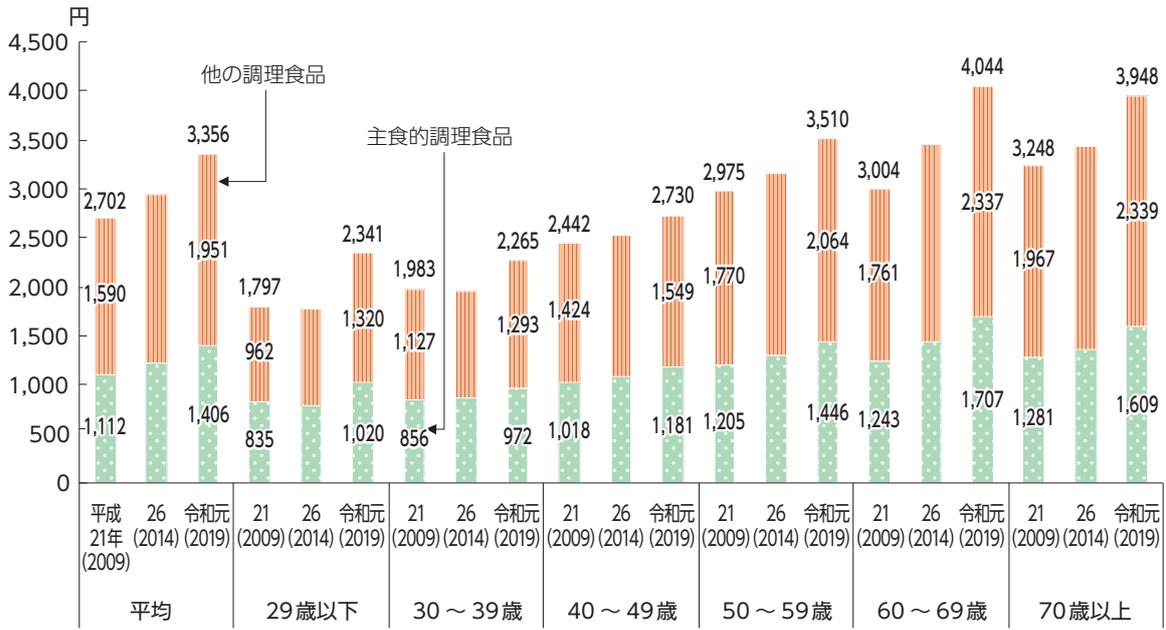
二人以上の世帯で調理食品の支出を平成21（2009）年、平成26（2014）年、令和元（2019）年で比較してみると、10年前と比べて弁当、すし等の主食的調理食品は294円増加し、サラダ、総菜、ミールキット等の他の調理食品は361円増加しています。年齢別に調理食品の支出を見ると、特に60歳代では1,040円増加と大きく支出が伸びています（図表1-4-6）。

一方、単身世帯では、二人以上の世帯に比べて調理食品の支出が多く、10年前と比べて主食的調理食品は83円増加し、他の調理食品は542円増加しています。特に35から59歳以下では862円増加と支出が伸びています。

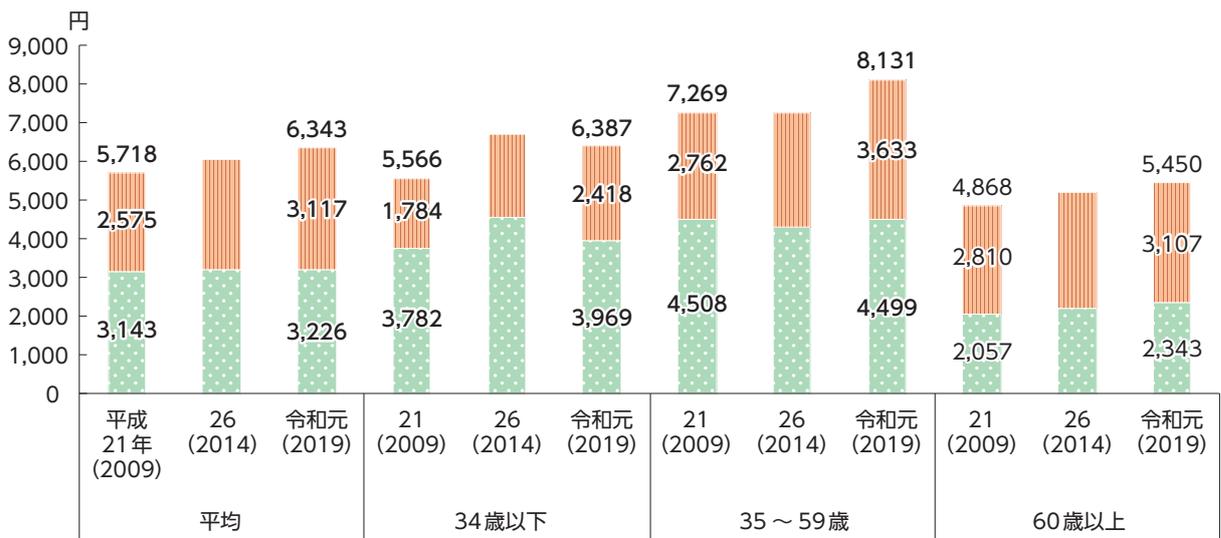
¹ 平成30年度食料・農業・農村白書 第1章第4節を参照

図表 1-4-6 1人1か月当たりの世帯主の年齢別調理食品への支出

(二人以上の世帯)



(単身世帯)



資料：総務省「家計調査」(全国・用途分類)

注：1) 消費者物価指数(食料：平成27(2015)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除いた数値

2) 世帯員数で除した1人当たりの数値

(2) 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、和食文化の保護・継承

〔「日本型食生活」の実践、フード・アクション・ニッポン、農林漁業体験機会の提供等を推進〕

農林水産省では、食育の取組の一環として、消費者に健全な食生活の実践を促すため、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援しています。

「日本型食生活」は、我が国の気候風土に適した多様性のある食生活であり、地域や全国各地で生産される豊かな食材を用い、健康的で栄養バランスに優れています。ごはんと組み合わせる主菜、副菜等は、家庭での調理だけでなく、中食¹、冷凍食品、レトルト食品等も活用する形で普及を図っています。

また、国産農林水産物の消費拡大に向けた取組として、民間企業・団体・行政等が一体となった国民運動「フード・アクション・ニッポン²」を進めています。令和元（2019）年度末時点で11,157社の「推進パートナー」が、国産農林水産物を使用した商品販売や国産の魅力発信等を行っています。この一環で、消費者に向けて国産農林水産物の魅力を発信するとともに、それらを広く消費者に届け、食する機会を増やすため、魅力ある優れた国産農林水産物を表彰する「フード・アクション・ニッポン アワード」を毎年開催しています。令和元（2019）年度は入賞100製品、その中から受賞10製品、イベントでの消費者投票によって特別賞5製品が選定されました。受賞製品は、審査員である大手百貨店、流通、外食事業者、宿泊サービス10社が販売し、都市の消費者が地域の逸品を手にする機会につながっています。

さらに、消費者が生産者と直接会話したり、収穫体験等を行うことで、国産農林水産物の魅力を知って、消費拡大につなげるため、我が国の農業や農林水産物、食文化について、見て、触れて、食べて、体験できるイベント「ジャパンハーヴェスト 2019丸の内農園^{まるうち}」を令和元（2019）年11月に開催しました。2日間で12万人が来場し、来場者アンケートでは85%の人が「国産農林水産物の魅力や日本の食文化を再発見できた」と回答しました。

また、国産農林水産物の消費拡大の前提となる食や農林水産業への理解増進につながる農林漁業体験の機会が、全国の教育ファーム等で提供されています。酪農においては、一般社団法人中央酪農会議^{ちゅうおうらくのうかいぎ}が体験の受入れや学校への講師派遣等を行う牧場を酪農教育ファームとして認証しており、平成30（2018）年度末時点で認証牧場数は289牧場となっています。



フード・アクション・ニッポンアワード2019において受賞した10製品

¹ 用語の解説3（1）を参照

² 民間企業・団体・行政等が一体となって、国民運動として推進する国産農林水産物の消費拡大の取組

農林水産省の職員が、省公式YouTubeチャンネルでYouTuberとなり、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力を発信するプロジェクト「BUZZ MAFF」が、令和2（2020）年1月から始まりました。

チャンネルの一つである「タガヤセキュウシュウ」では、九州農政局職員しろいしの白石くんとノダさんが九州の農業の魅力を発信しています。令和2（2020）年2から3月にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うイベントの中止等により、花きの需要が落ち込みました。農林水産省は「花いっぱいプロジェクト」を立ち上げ、「タガヤセキュウシュウ」で発信したところ、白石くんとノダさんの人柄や表現方法が話題となって、再生回数64万回（令和元（2019）年度末時点）と多くの反響を呼び、花きや生産農家に対する国民の関心を高めることができました。

また、「日本茶チャンネル」では、農林水産省職員おちやむらの御茶村さんが、お茶会の様子やおすすめのお茶の入れ方を紹介しています。今後も、お茶について勉強しながら様々な内容の動画で、お茶の魅力を発信することとしています。

さらに、「さつまいも大好きチャンネル」では、さつまいもを愛してやまない農林水産省職員わたなべの渡邊さんが、毎回個性豊かなさつまいも好きをゲストに迎え、いつものいもが違って見えるきっかけづくりを目指して、さつまいもの魅力を発信しています。

BUZZ MAFFでは、令和元（2019）年度末時点で本省・地方の14組の職員が発信しており、農山漁村の美しい景観や棚田等の魅力、特産品を活用したレシピ、農産物の豆知識等の様々な内容の動画を投稿していく予定です。



タガヤセキュウシュウ



日本茶チャンネル



さつまいも大好きチャンネル

（和食文化の保護・継承の取組を推進）

「和食；日本人の伝統的な食文化」¹が平成25（2013）年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されましたが、我が国では、食の多様化や家庭環境の変化等を背景に、和食文化の存在感が薄れつつあります。和食文化の保護・継承に当たっては、食生活の改善意識が高まりやすい子育て世代や若者世代等に対し、和食文化の良さを理解してもらい、実践してもらうことが重要です。令和元（2019）年度には、各地域が選定した郷土料理の



各地域が選定した郷土料理

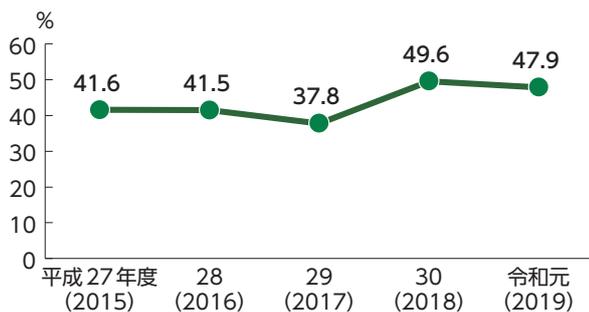
歴史・レシピ等の調査・データベース化等を通じて情報発信を行うとともに、栄養士・保育士等を対象に、子供たちや子育て世代に対して和食文化の継承活動を行う中核的な人材

1 用語の解説3（1）を参照

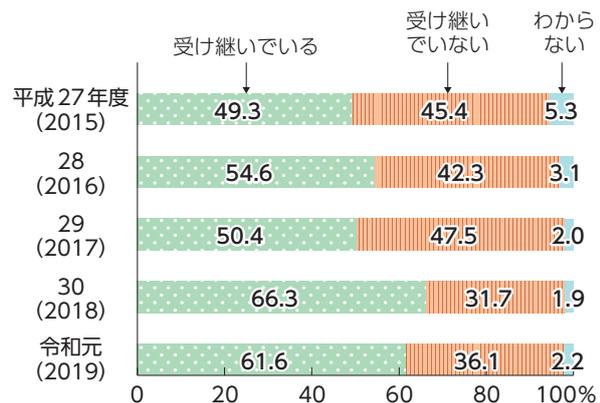
を育成するための研修会等を開催しました。また、次世代を担う子供たちを対象に、和食や郷土料理に関するお絵描きや和食の知識と技を競うイベントとして、第4回「全国子ども和食王選手権」を実施しました。さらに、和食に関わる事業者と行政が一体となって子供たちや子育て世代に、中食・外食等も活用しながら身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらうための活動を推進しています。

第3次食育推進基本計画では、令和2（2020）年度までに「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を50%以上、「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合」を60%以上とすることを目標としています。令和元（2019）年度の食育に関する意識調査では、「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」は47.9%（[図表1-4-7](#)）、「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合」は61.6%でした（[図表1-4-8](#)）。前年度よりそれぞれ1.7ポイント、4.7ポイント減少していますが、第3次食育推進基本計画作成時¹の調査結果と比べて、それぞれ6.3ポイント、12.3ポイント増加しています。

図表1-4-7 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合



図表1-4-8 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合



資料：農林水産省（平成27（2015）年度は内閣府）「食育に関する意識調査報告書」

（文化財としての和食文化の価値の見える化）

平成29（2017）年の文化芸術基本法の改正により、生活文化の一つとして「食文化」が明文化され、平成30（2018）年には、「食文化」から約30年ぶりに文化功労者の顕彰がなされました。このような流れを受け、国内の有形・無形の文化財の保存・活用に取り組む文化庁において、和食文化の文化財としての価値を評価し、見える化するための検討が開始されています。和食文化の保護・継承を担う農林水産省としては、和食文化を支える農林水産業や農山漁村の様々な関係者が引き続き誇りを持って農林漁業活動に従事できるよう、文化庁と連携して取り組んでいきます。

¹ 平成28（2016）年3月食育推進会議決定

健康的で栄養バランスにも優れた食事を取るためには、家庭での食事だけでなく、外食や中食（持ち帰り弁当）でも健康に配慮した食事選択ができる商品を増やし、適切な情報提供がなされる環境を整備することが必要です。

このため、平成29（2017）年12月、特定非営利活動法人日本栄養改善学会と日本給食経営管理学会が中心となって、外食・中食・事業所給食における、健康的な食事に関する基準を設け、継続的に、健康的な環境（適切な情報提供や完全禁煙等に取り組んでいる環境）で提供する店舗や事業所を認証する「健康な食事・食環境」認証制度（通称：スマートミール）を創設するとともに、「健康な食事・食環境」コンソーシアム^{*1}を立ち上げました。

スマートミールとは、科学的根拠に基づき、主食・主菜・副菜が組み合わさっており、エネルギー量や食塩相当量、エネルギー産生栄養素バランス^{*2}にも配慮した食事です。このような食事を外食や中食で体験し、家庭での食事にもフィードバックすることで、国民の「健康寿命の延伸」の実現を目指しています。

平成30（2018）年9月に第1回認証を行い、68事業者が認証を受けました。その後も認証事業者は増加し、令和元（2019）年12月現在で、外食部門、中食部門、給食部門合計で304事業者、16,000店舗以上でスマートミールが提供されています。

- *1 令和元（2019）年12月現在、日本栄養改善学会、日本給食経営管理学会、日本高血圧学会、日本糖尿病学会、日本肥満学会、日本公衆衛生学会、健康経営研究会、日本健康教育学会、日本腎臓学会、日本動脈硬化学会、日本補綴歯科学会、日本産業衛生学会、日本がん予防学会（計13学会）
- *2 エネルギー産生栄養素バランスは、「エネルギーを産生する栄養素（energy-providing nutrients、macronutrients）、すなわち、たんぱく質、脂質、炭水化物（アルコールを含む）とそれらの構成成分が総エネルギー摂取量に占めるべき割合（%エネルギー）」としてこれらの構成比率を示す指標（出典：厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2020年版）」）

スマートミールの基準



「スマートミール」の基準

1	エネルギー量は、1食当たり450～650 kcal未満（通称「ちゃんど」）と、650～850 kcal（通称「しっかり」）の2段階とする。
2	料理の組み合わせの目安は、①「主食＋主菜＋副菜」パターン ②「主食＋副食（主菜、副菜）」パターンの2パターンを基本とする。
3	PFCバランスが、食事摂取基準2015年版に示された、18歳以上のエネルギー産生栄養素バランス（PFC%E；たんぱく質13～20%E、脂質20～30%E、炭水化物50～65%E）の範囲に入ることとする。
4	野菜等（野菜・きのこ・海藻・いも）の重量は、140g以上とする。
5	食塩相当量は、「ちゃんど」3.0 g未満、「しっかり」3.5 g未満とする。
6	牛乳・乳製品、果物は、基準を設定しないが、適宜取り入れることが望ましい。
7	特定の保健の用途に資することを目的とした食品や素材を使用しないこと。

資料：「健康な食事・食環境」推進事業事務局「スマートミール Smart Meal」の基準

事例

公益社団法人日本給食サービス協会における取組

社員食堂等の事業所給食においては、従業員の健康維持・管理の観点から、ヘルシーメニューの提案や減塩の取組、野菜を多めに取り入れた食事の提供が増えています。

このため、事業所や学校、病院・介護施設での給食を行う事業者等から構成される公益社団法人日本給食サービス協会^{にほんきゅうしょくきょうかい}では、スマートミールの考え方に賛同し、ユーザーのニーズに合った食事を提供できるよう、事業者を集めた講習会や取組を紹介する発表会を開催しています。

このような機会を得ることで、各事業者においても様々な取組がなされています。ある給食事業者は、魚中心の食事を提供していますが、客を飽きさせないため、煮魚やバター醤油焼き、ホイル焼き等と調理法を変えています。また、白身魚を使用すると脂質量が少なくなるため、から揚げにしたり、付け合わせでイモ類を使うなど、脂質量やエネルギー量をコントロールして適切なエネルギー産生栄養素バランスを保つよう工夫しています。

さらに、体に良い食事でも「見た目」、「味」、「腹持ち」が悪いと売れないことから、満腹感が得られやすいよう食材を大きく切ったり、歯ごたえのある食材を使用するなどの工夫をしています。減塩については、下味をつけず、薄味でもとろみがあるソースやあんをかけることで味を強く感じられるようにしたり、出汁を利かせることで、できる限り調味料を減らすよう工夫しています。

また、卓上の醤油差しをプッシュ式容器に変更したり、各テーブルの卓上調味料を一か所に集約するなど、客に塩分摂取量を気付かせるための工夫することで、減塩の取組を行っています。

このようなスマートミールの取組を行う事業者は増えており、「健康な食事・食環境」認証制度により給食部門で認証を受けた事業所数は令和元（2019）年12月現在で195事業所となっています。



2020 フードケータリングショー
におけるセミナーの様子



提供メニューの一例（煮魚）

事例

花王株式会社の社員食堂における取組

花王株式会社では健康経営の一環として、社員食堂で“しっかり食べて内臓脂肪をためにくい”バランスのとれた食事、「スマート和食」*を提供しています。

内臓脂肪の過大な蓄積は、食事や生活習慣に起因し、メタボリックシンドロームが「内臓脂肪症候群」と称されるように、脳卒中や糖尿病を始めとする様々な疾患の原因で、その対策が「健康」への第一歩とも言われています。

花王では600キロカロリー前後でボリュームたっぷりのスマート和食ランチを、定期的な内臓脂肪測定や食育セミナーと合わせて提供し、社員の健康意識や生産性の向上を図っています。この取組は本社を含む11の事業場の社員食堂に広がり、さらに、岩手県・福島県等の地方公共団体や、健康経営を志向する企業からの依頼を受け、社外の社員食堂や弁当等での提供も開始されており、食を通じた健康改善の取組が着実に広がっています。実施先では「いわゆる健康メニューとして想像していたよりもボリュームがありおいしい」という声と共に、多くの利用者で内臓脂肪が減るといふ成果が得られています。

* 花王は内臓脂肪蓄積と食生活の関係を研究した結果、1970年代の日本型食生活には、食後に燃えやすく、内臓脂肪として蓄積しにくいという特性があったことを見だし、その健康有益性を現代の食生活にスマートに取り入れる食事法、「スマート和食」を開発しました（同社において商標登録）。スマート和食は、米飯を中心に多様な食材を活用し、主食+主菜+2副菜の食卓を構成します。それにより、食事摂取基準の範囲内でできるだけ「たんぱく質/脂質」「食物繊維/炭水化物」「n-3脂肪酸/脂質」の3つの比を高め、その結果、“エネルギーはあるのに内臓脂肪になりにくい”という特性が発揮されます（ヒト試験により確認済み）。



花王株式会社の社員食堂におけるスマート和食の献立



花王株式会社の社員食堂の様子

第5節

食の安全と消費者の信頼確保

食品の安全性を向上させるため、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害な化学物質や微生物について、科学的根拠に基づいたリスク管理に取り組むとともに、農林水産物・食品に関する適正な情報提供を通じて、消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。

(1) 食品の安全性向上

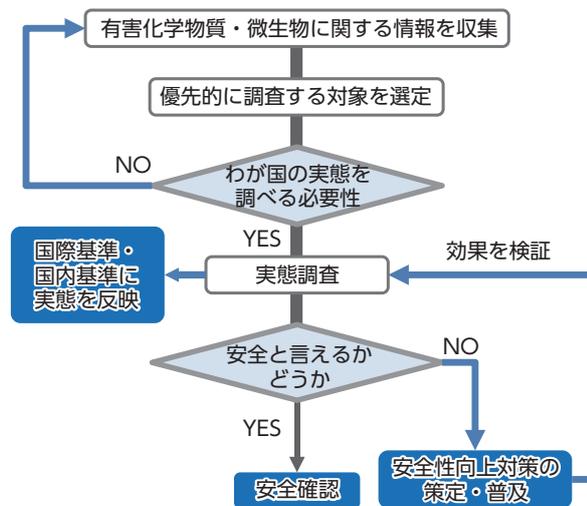
(科学的根拠に基づいたリスク管理を実施)

食品の安全性を向上させるためには、科学的根拠に基づき、生産から消費に至るまでの必要な段階で有害化学物質・微生物の汚染の防止や低減を図る措置の策定・普及に取り組むことが重要です(図表1-5-1)。そのため農林水産省は、関係省庁等¹と協力して、食品の安全性向上に取り組んでいます。

例えば、食品の安全性を向上させる対策が必要かどうかを検討するために、農畜水産物や加工食品、飼料中の有害化学物質・微生物の実態を調査しています。具体的には、令和元(2019)年度は、ヒ素、鉛、ダイオキシン類、トリコテセン類²、^{ばっかく}麦角アルカロイド類³、カンピロバクター⁴、ノロウイルス⁵等の危害要因について、農畜水産物、加工食品中の汚染実態等の調査や、加工食品中のアクリルアミド⁶の低減対策に係る効果を検証するための調査を行いました。また、飼料については、有害化学物質の基準の設定・見直しや遵守状況の監視のため、カドミウム、フモニシン等の含有実態を把握しました。さらに、こうした実態調査が科学的原則に基づいた一貫した考え方で行われるよう、「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」と「化学物質の経口摂取量推定に関するガイドライン」を公表しました。

こうした実態調査の結果、健康への悪影響がないと言い切れない危害要因について、安全性向上対策を策定・普及するための検討を行っています。具体的には、令和元(2019)年度は、3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類⁶、カンピロバ

図表 1-5-1 食品安全に関するリスク管理の流れ



資料：農林水産省作成

1 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省

2 主にフザリウム属菌が産生する、トリコテセン骨格という構造を持つかび毒の総称。デオキシニバレノール、ニバレノール、T-2トキシン、HT-2トキシン等がある。

3 主にクラビセプス属菌(麦角菌)が産生するアルカロイド類の総称。エルゴタミン、エルゴメトリン、エルゴクリスチン等がある。

4 食中毒の原因細菌の一つ。カンピロバクターによる食中毒は、細菌性食中毒の中で患者数と発生件数が最も多く、主な原因食品は生又は加熱不十分の鶏肉製品。食鳥処理やと畜の段階で家きん・家畜の腸管にいるカンピロバクターに食肉(内臓を含む。)が汚染されることがある。

5 食中毒の原因ウイルスの一つ。ノロウイルスによる食中毒は、食中毒事件の中で患者数が最も多く、主な原因食品は食品製造者・調理従事者を介してウイルスに汚染された食品である。そのほか、二枚貝も原因食品の一つとなっている。

6 食材を加熱すると、もともと含まれる成分から、食品にとって好ましい色や香りのもととなる物質や健康に影響を及ぼす可能性のある物質ができる。健康に影響を及ぼす可能性のある物質の一つにアクリルアミドがあり、食材に含まれるアミノ酸と糖類を120℃以上に加熱するとできる。そのほか、3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類があり、油脂の精製工程のうち、油脂を真空に近い条件で高温に加熱する脱臭工程でできる。

クター等の危害要因について、汚染の防止・低減技術を開発するための試験研究や、生産者及び事業者と連携した汚染の防止・低減技術の効果の検討を行いました。

また、食品安全に関する情報の発信にも積極的に取り組んでおり、令和元（2019）年度は食品中のトランス脂肪酸低減に関し、国内事業者向けの情報を充実させました。さらに、学校や保育所向けに学校等の菜園でのジャガイモ栽培の注意点を分かりやすく解説した動画のほか、正しい手洗いのポイント、お弁当を作る際の注意点をまとめたWebサイトと動画を作成し、食中毒の予防対策の普及を図りました。

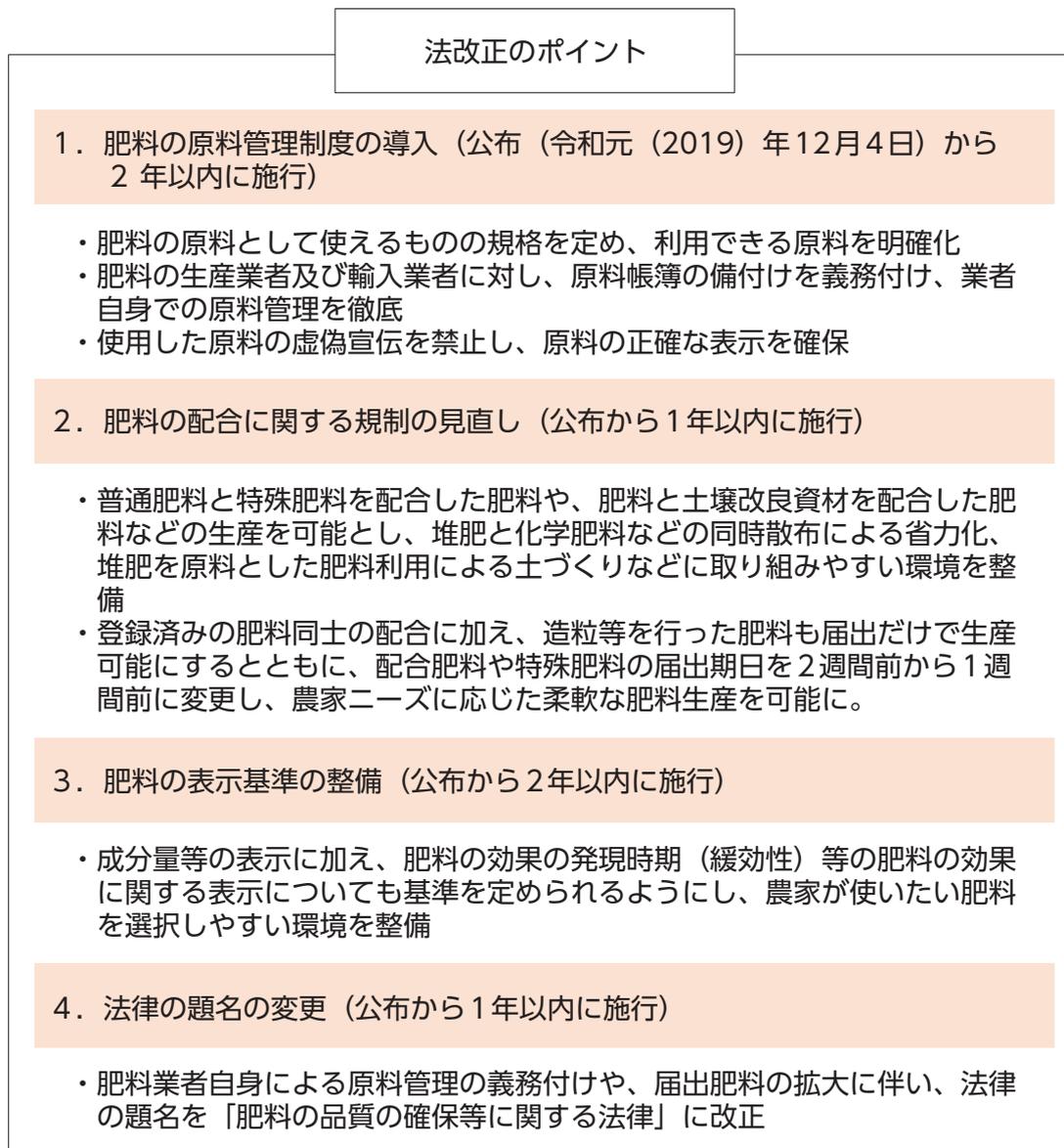
（農業者のニーズに応じ肥料取締制度を見直し）

近年、我が国の農地土壌をめぐっては、堆肥の施用量の減少や主要成分中心の画一的な施肥等により、地力の低下や土壌の栄養バランスの悪化といった課題が顕在化してきています。また、世界的に肥料の需要が伸びてきており、将来にわたって我が国の肥料を安定的に確保するためには、国内で調達可能な堆肥や産業副産物をより有効利用し、肥料原料の海外依存度を下げることが重要です。一方で、肥料については、原料の虚偽表示等により、有機農産物等を生産する農家に経済的被害が発生する事例も発生しています。このため、より安心して肥料を利用できるよう、原料管理を強化することや表示偽装への対応を行うことが課題となっています。

さらに、これまでは堆肥等の特殊肥料と化学肥料等の普通肥料の配合を原則認めておらず、そのことが、両者を一度に散布して省力化につなげたいといった農業者のニーズに対応した柔軟な肥料生産を行う上での制約となっています。

このため、令和元（2019）年12月に「肥料取締法の一部を改正する法律」が公布され、この改正により、肥料の原料管理制度の導入、肥料の配合に関する規制の見直し、肥料の表示基準の整備、法律の題名の変更が行われることとなっています（[図表1-5-2](#)）。今後、農林水産省は改正法の施行に向けた準備を進めることとしています。

図表 1-5-2 肥料取締法の一部を改正する法律の概要



資料：農林水産省作成

（農薬の安全性に関する審査の充実）

農林水産省は、平成30（2018）年に改正された農薬取締法に基づき、農薬使用者や蜜蜂に対する影響を科学的に評価するためのガイダンスを令和元（2019）年6月に公表しました。これに基づき評価を行うことで、農薬使用者や蜜蜂に対する農薬の安全性を更に向上させることとしています。

（2）消費者の信頼確保

（ゲノム編集技術を利用して得られた農林水産物・食品等の取扱いが決定）

近年、ゲノム編集¹という新たな技術により、機能性成分を多く含んだトマト、天然毒素を大幅に低減したばれいしょ、超多収性等の形質を有するイネ等の開発が進められています。ゲノム編集技術を利用して得られた農林水産物・食品等については、食品衛生法上

¹ 用語の解説3（1）を参照

の組換えDNA技術応用食品等やカルタヘナ法¹上の「遺伝子組換え生物等」に該当せず、規制の対象にならないもの等も作出される可能性があることから、それぞれの関係省庁において、その取扱いについて議論され、令和2（2020）年2月までに整理、公表されました。

ゲノム編集技術を利用して得られた農林水産物・食品等について、食品安全や飼料安全の観点から、自然界又は従来品種改良の技術でも起こり得る範囲のものは、食品衛生法等に基づく安全性審査を義務付けずに、食品等を実用化しようとする事業者がその使用に先立ち、食品安全の観点からは厚生労働省、飼料安全の観点からは農林水産省へ届出を行い、各省庁で内容を確認した上でその情報を公表することとしました。また、それ以上の遺伝子変化により得られるものは、基本的に安全性審査の対象とすることとなりました。なお、食品への表示については、厚生労働省の安全性審査の対象となるものは遺伝子組換え表示を行うものとし、安全性審査の対象とならないものについては、表示等の義務はないものの、食品関連事業者は合理的な根拠資料に基づき積極的に情報提供に努めるべきとの考え方が消費者庁から示されました。

生物多様性への影響の観点からは、細胞外で加工した核酸が含まれないものについては、カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」には該当しないとされた一方、これらの生物について拡散防止措置を執らずに使用する場合は、農林水産省及び環境省へ生物多様性影響等について事前に情報提供を行い、農林水産省及び環境省は、学識経験者への意見照会を行うなどして内容を確認した上で、その情報を公表することとなりました。

1 正式名称は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)

第6節 動植物の防疫

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、CSF¹（豚熱²）を始めとする家畜伝染病や植物病害虫に対し、侵入・まん延を防ぐための対応を行っています。近年、ASF³（アフリカ豚熱⁴）を始め、畜産業に甚大な影響を与える口蹄疫⁵や高病原性鳥インフルエンザ⁵といった越境性動物疾病が近隣のアジア諸国において継続的に発生しています。これら疾病の海外からの侵入を防ぐため、政府一丸となって取り組むことが重要です。

（CSFの感染拡大防止が急務）

平成30（2018）年9月、我が国において26年ぶりにCSFが発生し、令和2（2020）年3月末時点で、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県の豚又はイノシシ（以下「豚等」という。）の飼養農場において58例の発生が確認されており、清浄国のステータスは一時停止中となっています（図表1-6-1）。また、野生イノシシにもCSFウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生イノシシにおける感染拡大防止とその後の清浄化が急務となっています。

農林水産省は、令和元（2019）年10月15日に、発生から1年が経過し、埼玉県や長野県において新たに発生が確認されるなど、CSFの状況が新たなステージに入ったこと等から、飼養豚へのCSFの予防的ワクチン接種を可能にする新たな防疫指針を施行しました。これを受け、野生イノシシにおいて感染が確認されている12県（岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、富山県、石川県、滋賀県、群馬県、静岡県）において、10月25日から順次、接種が開始されました。その後、野生イノシシの感染拡大が想定される8都府県（茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、奈良県）のほか、飼養豚において新たにCSFの発生が確認された沖縄県をワクチン接種推奨地域に設定し、順次、接種が開始されています。

また、「CSFの疫学調査に係る中間取りまとめ」⁶において、今般のCSFの感染経路については、CSFに感染した野生イノシシ由来のウイルスを人、車両又は野生動物が農場内に持ち込んだ事例が多いとされているため、関係省庁、都道府県、市町村等が連携して、野生イノシシの捕獲の強化とともに、空中散布も含めた経口ワクチンの散布によりウイルス拡散を防ぐ「ワクチンベルト」の構築等の野生イノシシ対策を推進し、豚等への感染リスクを低減させる取組を行っています。

CSFの豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要です。現行基準が平成29（2017）年2月に施行されて以降、CSFの国内での発生やASFの近隣諸国での発生が新たに確認されていることから、農林水産省では、農場における飼養衛生管理基準の遵守に向けて指導しています。特に、沖縄県での初発事例では、加熱が不十分な肉製品を含んだ食品残さの給餌により感染した可能性が否定できないと推定されたことも踏まえ、豚、イノシシの基準について、病気を防除するために必要となる水準や目指すべき飼養衛生管理の姿を現場に普及させる取組について議論を行い、農場ごとの飼養衛生管理に係るマニュアル策定や野生動物侵入防止対策の義務付け、エコフィー

1、3 用語の解説3（2）を参照

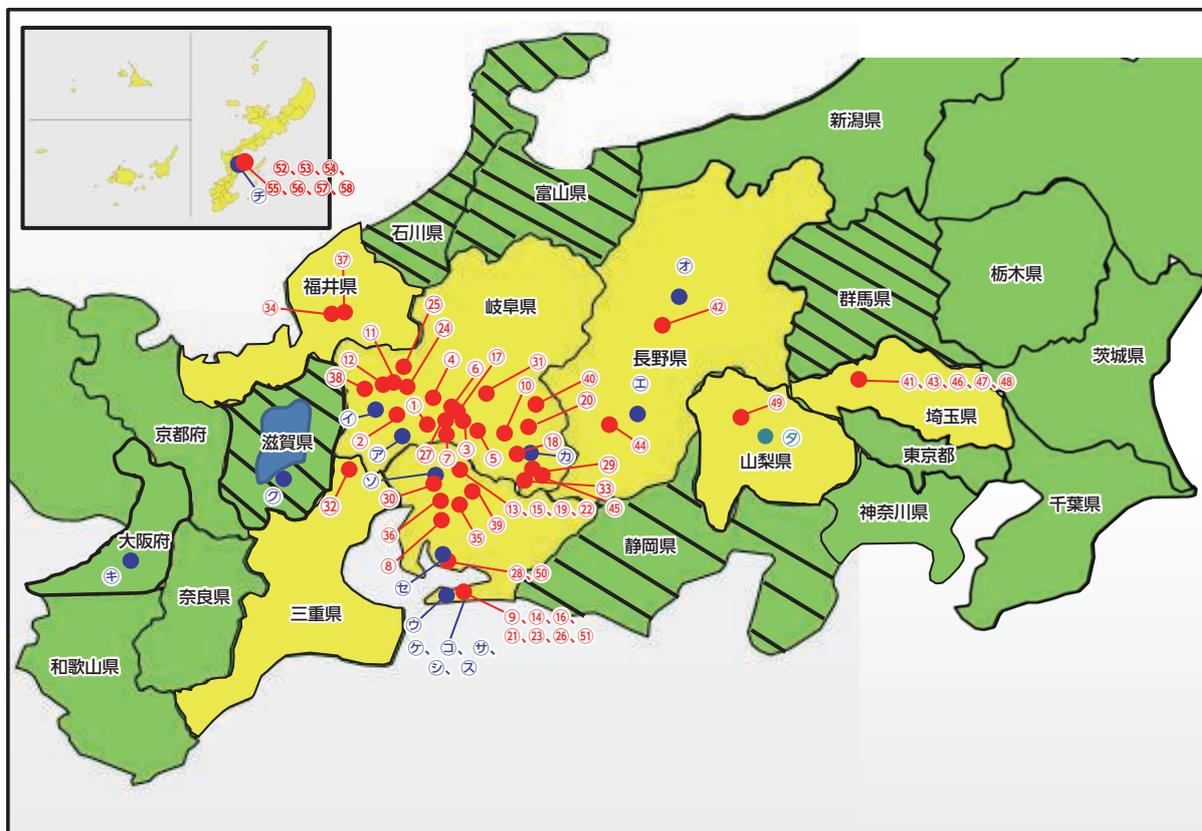
2、4、5 用語の解説3（1）を参照

6 令和元（2019）年8月8日農林水産省、拡大CSF疫学調査チーム策定

ド¹の加熱基準の厳格化等を内容とする基準の改正を行うこととしました。

なお、農林水産省や地方公共団体は、CSFが豚やイノシシの病気であって、人に感染することはなく、仮にCSFに感染した豚やイノシシの肉を食べても人体に影響がないことを周知しています。

図表1-6-1 CSFの発生場所



資料：農林水産省作成

注：1) 令和2（2020）年3月末時点

2) 黄色は飼養豚又はイノシシでの発生県。斜線は野生イノシシ発生県

3) 数字は飼養豚での発生農場。カタカナは発生農場からの豚の移動等から疑似患者と判定し殺処分を行った農場等

（ASFの国内への侵入防止を徹底）

ASFは、FAO（国際連合食糧農業機関）等の国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例です。

ASFには、病原性が高い一方で、治療法や予防法がないため、一度まん延すると、長期にわたり畜産業の生産性を低下させ、国民への畜産物の安定供給を脅かす可能性があります。

現在、ASFは、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成30（2018）年8月には、中国においてアジアで初めて発生が確認されました（図表1-6-2）。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等アジア各国へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が増加している状況を踏まえると、今後、我が国にASFが侵入するリスクが非常に高くなっ

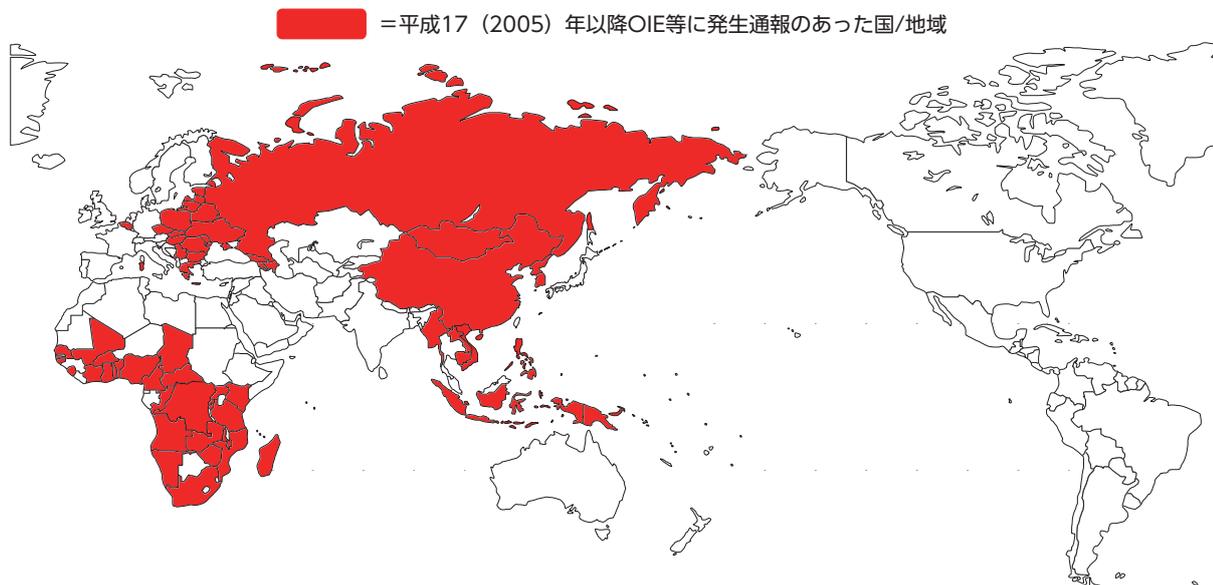
1 用語の解説3（1）を参照

ています。

ASFの豚等への感染リスクの低減を図るためには、水際における国内へのウイルス侵入防止の徹底と飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要です。

このため、農林水産省では、関係省庁と連携しながら水際検疫を徹底するとともに、国内にASFウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者と行政機関及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築しています。また、OIE¹（国際獣疫事務局）/FAOのアジア地域ASF専門家会合の開催等、OIE等の国際機関を通じた情報共有や国際連携の強化を図っています。あわせて、万が一国内にウイルスが侵入した場合に備え、農場に持ち込ませないよう、各農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、バイオセキュリティの向上を図っています。

図表1-6-2 ASFの発生状況



資料：農林水産省作成
注：令和2（2020）年3月末時点

（越境性動物疾病の侵入防止策を強化）

CSF、ASFを始め、畜産業に甚大な影響を与える口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ^{こうていえき}といった越境性動物疾病は、近隣のアジア諸国において継続的に発生しています。これら疾病の海外からの侵入を防ぐため、政府一丸となって取り組む必要があることから、平成31（2019）年4月に関係省庁による申合せを行い、肉等の持込み禁止に関する広報活動の強化、水際における摘発強化、農場へのウイルス侵入防止対策の強化について連携を図ることを確認しました。

具体的な取組として、旅行者が訪日前に我が国の検疫制度を認識できるよう、動物検疫所Webサイトの多言語化や多言語動画の配信を行っているほか、在外公館や日本政府観光局（JNTO）を通じて現地でのSNS²の配信やWebサイトでの注意喚起、航空会社の協力による現地空港カウンターでの注意喚起、航空機内や船舶内でのアナウンス、税関申告書の様式変更（肉製品の持込みの有無についての質問が目立つよう、用紙の裏面から表

¹ 用語の解説3（2）を参照

² Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトのサービス

面へ移動)といった、海外から肉製品等を「持ち出させない」ための広報を強化しています。

また、急増する入国者に対応するため、家畜防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭による検疫の強化を行いました。入国者の携帯品検査については、平成31(2019)年4月以降、畜産物の違法持込み者への対応を厳格化し、税関と連携して違反者情報のデータベース管理を行うとともに、悪質な場合は警察への通報や告発等を行うこととしており、実際に輸入禁止肉製品の持込みによる逮捕者も出ているところ です。



検疫探知犬を視察する
農林水産大臣

さらに、国内線における靴底消毒マットの設置推進、農場における野生動物侵入防止防護柵の設置支援、地方公共団体へのごみ対策の協力依頼等「農場に入れない」ための国内対策を強化しています。

このようなCSF、ASF等家畜疾病対策の取組の強化については、令和元(2019)年12月に決定された農業生産基盤強化プログラムにも位置付けられ、関係省庁と連携して万全の対策を講じることとされました。

(家畜伝染病予防法を改正)

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としています。同法については、有効なワクチンがないASFが近隣諸国でまん延している状況に鑑み、国内でのASF発生時に緊急の措置としてASFのまん延を防止するための予防的殺処分ができることとする等の措置を講ずるため、令和2(2020)年2月に改正されました。また、野生動物における悪性伝染性疾病的まん延防止を図るための措置を新たに法に位置付けるとともに、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底、予防的殺処分の対象疾病の拡大、畜産物の輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の措置を講ずるため、令和2(2020)年2月に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年3月に成立しました。

(植物病害虫の侵入・まん延防止に向けた対策を実施)

農産物の生産に被害を及ぼす病害虫の侵入を効果的かつ効率的に防止するため、農林水産省では、海外での発生情報等を踏まえ、病害虫の侵入・まん延の可能性や、まん延した場合に農業生産に与える経済的被害について評価する病害虫リスクアナリシスを行っています。

また、国内への侵入を防止するため、植物防疫所では、空港・港等において、量や商用・個人用を問わず、貨物、携帯品、郵便物として輸入される植物を対象に検疫を行っています。さらに、国内で病害虫のまん延を防ぐため、侵入病害虫に対する緊急防除や寄主植物の移動禁止等の取組を進めています。

国内で既に発生している病害虫についても、急激なまん延による我が国農業への被害を防止するため、病害虫の発生予測や、発生予測に基づく的確な防除対策を推進しているところであり、特に、近年、りんごの黒星病等農薬への耐性が課題となっている病害虫に対する新たな防除体系の確立に向けた取組を進めています。

令和元（2019）年7月、鹿児島県においてツマジロクサヨトウ¹が国内で初めて確認され、その後、南は沖縄県から北は青森県まで広い地域での発生が確認されました。農林水産省では都道府県と連携し、発生状況の把握、早期発見・早期防除の徹底に努めています。

平成31（2019）年4月、我が国で開催したG20首席農業研究者会議（G20MACS）において、「越境性植物病虫害」を主要議題の一つに取り上げ、これを踏まえ、農林水産省は、G20メンバー等関心国及び国際機関の研究者を参集範囲とする国際ワークショップを開催しました。国際ワークショップでは、越境性病虫害のリスク軽減のため、発生情報の迅速な提供や病虫害の分析方法、防除方法等の確立に向けた国際的な連携が必要との方向性が示されました。

（動物分野における薬剤耐性対策を推進）

抗菌剤の不適切な使用により、抗菌剤が効かない細菌（薬剤耐性菌）が増加し、家畜の治療を難しくしたり、畜産物等を介して人に伝播して健康に影響を及ぼしたりすることがないように、農林水産省では、家畜における薬剤耐性菌の全国的な動向調査（平成11（1999）年より開始）や抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定する「慎重使用」等の薬剤耐性対策を進めてきました。また、平成28（2016）年4月に国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議で決定された薬剤耐性対策アクションプランに基づき、抗菌剤の飼料添加物としての指定の取消しを進める²とともに、令和元（2019）年度には、医療分野と連携した公開シンポジウムの開催、獣医系大学生への抗菌剤の慎重使用に関する普及啓発の実施、養殖魚及び愛玩動物における薬剤耐性菌の全国的な動向調査等を行いました。

1 さとうきび、とうもろこし、イネ、豆類、いも類、野菜類等、80種類以上の作物に被害を与えるヤガ科の害虫

2 コリスチン、リン酸タイロシン、テトラサイクリン系等9種類の抗菌剤の飼料添加物としての指定を取消、使用を禁止

食品産業は、農林水産業と消費者の間に位置し、食品の生産、流通、消費の各段階において品質と安全性を保ちつつ食品を安定的に供給するとともに、消費者ニーズを生産者に伝達する役割を担っています。我が国の食品製造業は、高い品質やブランド力等の強みを持つ一方で、他の製造業と比べ、雇用人員が不足していること、労働生産性が低いこと等の課題を抱えています。

また、食品ロス等の社会的な環境問題への意識が高まっている中、食品関連事業者による食品ロスの削減目標の設定や、商慣習の見直し等の取組が進められています。

(1) 食品産業の現状と課題

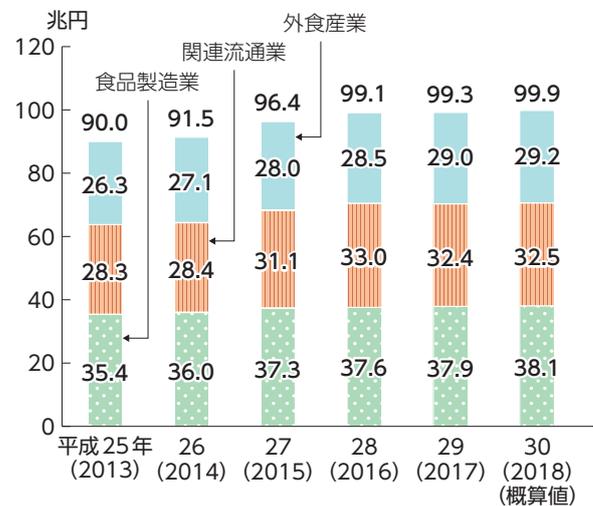
(食品産業の国内生産額は99.9兆円)

食品産業の国内生産額は、近年増加傾向で推移しており、平成30(2018)年は、前年から0.6兆円増加し、99.9兆円となりました(図表1-7-1)。なお、全経済活動に占める割合は前年並の9.6%となりました。

前年と比較すると、食品製造業は水産食料品、そう菜等の工場出荷額、関連流通業は卸売業のマージン額、外食産業は飲食店の売上高等が増加しました。

また、食品産業は国内の農林水産業と密接に関係しており、国内で生産されている食用農林水産物の67%が食品産業を仕向先としています¹。

図表 1-7-1 食品産業の国内生産額の推移



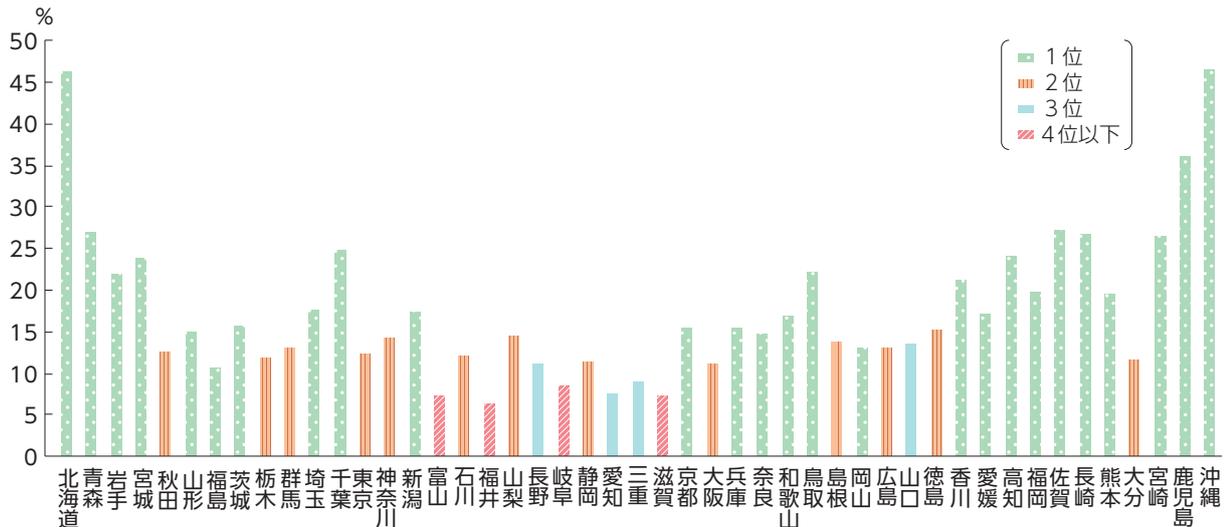
資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

(地域の雇用において重要な役割を果たす食品製造業)

各都道府県の全製造業の従業員数に占める食品製造業の従業員数の割合を見ると、多くの都道府県で1割を超えており、特に北海道と沖縄県では40%を超えています(図表1-7-2)。また、全製造業の従業員数に占める食品製造業の従業員数の割合の順位を見ると、1位が26道府県、2位が13都府県、3位が4県と、ほとんどの都道府県において1位から3位に入る結果となりました。このことから、食品製造業が地域の雇用において重要な役割を果たしていることがうかがえます。

1 農林水産省「平成27年(2015年)農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表(飲食費のフローを含む。)」

図表 1-7-2 全製造業の従業者数に占める食品製造業の従業者数の割合と順位（平成29（2017）年）



資料：経済産業省「工業統計調査」を基に農林水産省作成
注：地域別統計表のうち、従業者4人以上の事業所に関する統計表

（食品製造業の労働生産性は低い水準）

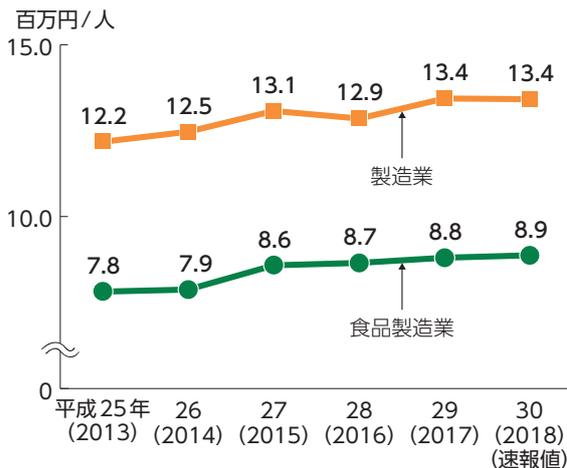
平成29（2017）年度における食品製造業の有効求人倍率は2.78倍であり、全職業平均の1.38倍を上回っています¹。欠員率は3.2%で、有効求人倍率同様に高い水準であることから、雇用人員不足がより深刻な状況にあることがうかがえます²。また、食品製造業の労働生産性を見ると、緩やかな上昇傾向にはあるものの、依然として製造業全体に比べて低い水準にとどまっています（図表1-7-3）。

公庫が食品関係企業を対象に実施した調査によると、食品製造業における労働力不足の解決策として期待できるものとして、66.2%が労働条件の改善を、54.0%が作業工程の機械化と回答しています（図表1-7-4）。食品製造業は、小さく、やわらかく、形状が不安定な食品を取り扱うことや、高い衛生性、安全性が求められること等から機械の導入が困難な場合が多く、多くの人手に頼らざるを得ませんでした。しかし、現状を打破するためには、従業員が働きやすい環境の整備に努めるとともに、機械化による省人化に取り組むことが重要です。

1 厚生労働省「一般職業紹介状況」

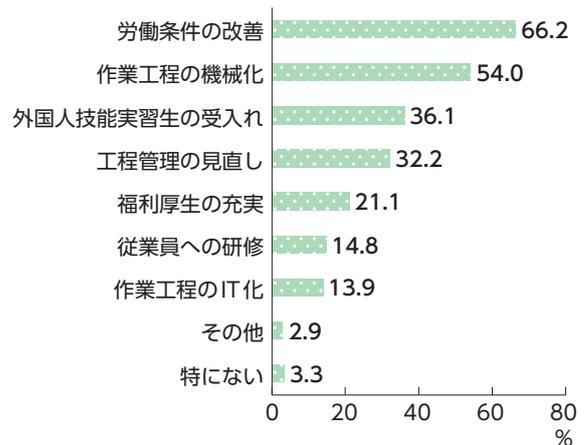
2 厚生労働省「雇用動向調査」

図表 1-7-3 製造業と食品製造業における労働生産性（平成30（2018）年）



資料：経済産業省「工業統計調査」を基に農林水産省作成
注：産業別統計表のうち、従業者4人以上の事業所に関する統計表

図表 1-7-4 食品製造業における労働力不足の解決策として効果が期待できるもの（複数回答）



資料：株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部「食品産業動向調査」（平成29（2017）年11月公表）を基に農林水産省作成

注：1）株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部が平成29（2017）年7月に実施した「平成29年上半期食品産業動向調査」において、全国の食品関係企業7,027社のうち、雇用労働力について「不足」と回答した食品関係企業が対象
2）回答数1,148社

（「食品製造業における労働力不足克服ビジョン」を取りまとめ）

平成30（2018）年4月、農林水産省は食品産業の2020年代のビジョンを示した「食品産業戦略」を策定し、需要を引き出す新たな価値の創造による付加価値額の3割増加、海外市場の開拓による海外売上高の3割増加、労働生産性の3割向上という3つの目標を掲げました。令和元（2019）年度は、特に食品製造業における労働力不足や人材確保難に焦点を当てた議論を行い、令和元（2019）年7月に「食品製造業における労働力不足克服ビジョン」を取りまとめました。同ビジョンでは、今後の施策の方向性として、「従業員のやる気を育てる」、「IT・機械設備の導入による生産性の向上」、「多様な人材の活用」の3本柱を整理し、それらに関してアプローチを行うことが重要としています。また、平成31（2019）年4月から開始した新たな外国人材受入れ制度の活用や、女性、高齢者の活用促進も有用であると指摘しています。

（新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを開始）

令和元（2019）年10月末時点での外国人雇用状況は、食品製造業では、総数が13万1千人となっています。このうち、主な在留資格は、技能実習生が5万6千人、身分に基づく在留資格が4万3千人、留学生等の資格外活動が2万7千人となっています。また、外食業では、総数が18万4千人となっています。このうち、主な在留資格は、留学生等の資格外活動が12万7千人、身分に基づく在留資格が3万5千人、専門的・技術的分野が1万5千人となっています。

深刻化する人手不足に対応するため、平成31（2019）年4月に改正された出入国管理及び難民認定法により、新たな外国人材の受入れのための特定技能制度が創設されました。この制度では、飲食料品製造業及び外食業を含む14の特定産業分野が受入対象分野となっており、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れることとしています。

この制度により令和2（2020）年3月末時点で、飲食料品製造業分野で1,402人、外食業分野で246人の外国人材が働き始めています。農林水産省では、食品産業特定技能協議会を設置し、大都市圏への外国人材の過度な集中防止への対応や、制度や情報の周知、法令遵守の啓発等を実施しています。また、この制度を活用し、日本での就労を希望する外国人材の働きやすい環境が整備されるよう、地域や受入事業者における優良事例の収集・周知等を行っています。

事例

食品製造業における生産性向上による労働力不足の克服（群馬県）

東京カリント株式会社群馬工場は、昭和26（1951）年から、かりんとうの製造を行っています。かりんとうは商品の特性上、作り置きができず、受注生産を行っていることから、繁忙期の人材確保が課題となっています。

これまでに製造工程では、計量工程までは自動化されていましたが、箱詰め工程から先の作業が手作業となっていたため、繁忙期の対応は無理な残業に頼らざるを得ない状況でした。

そこで、食品産業イノベーション推進事業の革新的技術活用実証事業に応募し、計量・包装機器の改良や、箱詰めロボット、自動製函機の導入により箱詰め工程の自動化を図りました。

これにより、作業者の負担が大幅に削減されるとともに、袋詰め作業に要する人数が、10人から3人で対応できるようになりました。また、製造速度に合わせた包装速度に調整した結果、不良品の発生頻度が減少したことで、生産性は事業実施前と比較して333%向上しました。

同社では、今後、現在の3人から2人で作業できるように、社内での教育・訓練を進めたいと考えています。



箱詰めロボット

（2）食品流通の合理化

（サプライチェーン全体で食品流通の合理化を推進）

トラックドライバーを始め人手不足が深刻化する中で、国民生活や経済活動に必要な不可欠な物流の安定を確保するには、サプライチェーン全体で合理化に取り組む必要があります。特に食品や花きの輸送は、荷物の手積み、手降ろしといった手荷役作業が多い、小ロット・多頻度での輸送が多いなどの事情から、取扱いを敬遠される事例が出てきています。このような中、農林水産省、経済産業省、国土交通省は、食品流通合理化検討会を設置し、具体的な方策の検討を進めているところです。

食品流通の合理化は、令和元（2019）年12月に決定された農業生産基盤強化プログラムにおいても主要な施策の一つに位置付けられました。具体的には、物流拠点の整備・活用等による共同輸配送の推進、トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフト¹、統

¹ トラック等の自動車で行われている貨物輸送を、鉄道や船舶の利用へと転換すること

一規格輸送資材（パレット等）の導入による手荷役から機械荷役¹への転換等、サプライチェーン全体での合理化を推進することとしています。

また、卸売市場については、市場の実態に応じて、商物分離等取引ルールの設定が可能となったところであり、食品流通における卸売市場のハブ機能の強化、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保や情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組んでいます。

（食品等流通合理化計画の認定数は48件）

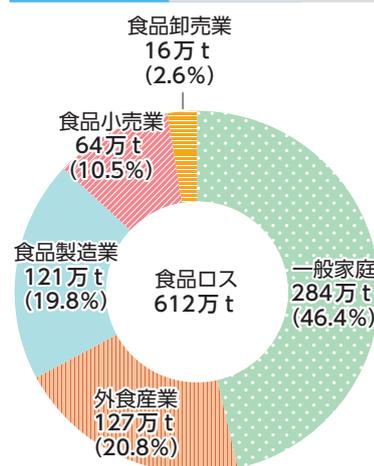
平成30（2018）年10月に改正された食品等流通合理化法²に基づき、事業者による流通合理化のための取組を支援するため、食品等流通合理化計画の認定制度が創設されました。同計画の認定を受けた事業者は、公庫による資金の貸付け等の支援措置を受けることができ、令和元（2019）年度末時点での認定数は48件となっています。

（3）環境問題等の社会的な課題への対応

（我が国の食品ロスの発生量は年間612万 t）

食品ロスとは、売れ残りや規格外品、返品、食べ残し、直接廃棄等の、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことを言います。平成29（2017）年度における我が国の食品ロスの発生量は、前年度より31万 t 減少し、年間612万 t と推計されます。平成24（2012）年度からの納品期限緩和の働きかけなどにより、食品ロス削減の取組が進展してきたこと等が減少した要因と考えられます。これを国民1人当たりで換算すると年間48kgとなり、我が国の1人当たりの米の年間消費量54kgに相当する量です。また、1日当たりに換算すると132gとなり、茶碗1杯のごはんの量に相当します。

図表 1-7-5 食品ロスの発生量と発生場所（平成29（2017）年度推計）



資料：農林水産省作成



食品ロスの発生場所の内訳を見ると、一般家庭における発生が最も多く284万 t、次いで外食産業127万 t、食品製造業121万 t、食品小売業64万 t、食品卸売業16万 tとなっています（図表1-7-5）。

（食品ロス削減推進法を施行）

食品ロスを削減するためには、事業者、消費者、行政機関等の多様な主体が連携し、フードチェーン全体での国民運動として取り組むことが重要です。令和元（2019）年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律では、国、地方公共団体、事業者の責務を明らかにするとともに、消費者の役割、関係者相互の連携協力について規定されまし

1 パレットに積載した荷物をフォークリフト等で積み込み、積み降ろしすること

2 正式名称は「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」。食品流通構造改善促進法から名称変更

た。また、同法に基づき、関係大臣及び有識者で構成される食品ロス削減推進会議において、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について検討が行われ、令和2（2020）年3月に閣議決定されました。

加えて、同法では、毎年10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日と定め、法律施行後初めての食品ロス削減月間となった令和元（2019）年10月には、全国の食品小売事業者に対して食品ロス削減に向けた消費者啓発ポスターの掲示を呼びかけました。具体的には、掲示を行った事業者名（75事業者）を公表したほか、「飲食店等の食品ロス削減のための好事例集」への新たな事例（28事例）の追加、食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」の活用事例（19事例）及び活用者（299者）の公表等を行い、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者の取組が見える化し、業界全体の取組につなげました。また、G20首席農業研究者会議から派生した取組として、令和元（2019）年10月、東南・東アジアを対象とした食品ロス削減に関する国際ワークショップを我が国で開催しました。

さらに、令和2（2020）年2月の恵方巻きシーズンには、予約販売等の需要に見合った販売に取り組む食品小売事業者を公表するとともに、恵方巻きのロス削減に取り組む小売店である旨を消費者に情報発信するための資材を提供し、消費者に対して食品小売事業者の取組への理解を促しました。また、個々の食品企業の努力だけで事業系食品ロスを大幅に削減させることは容易ではないことから、異業種と協働した食品ロス削減を進めるため、ICT¹やAI²等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネスを募集し、農林水産省Webサイトで紹介しました。

（飲料、菓子、カップ麺の納品期限の緩和を推奨）

食品業界における食品ロス削減のため、食品製造業、食品卸売業、食品小売業の話合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、（1）納品期限の緩和³、（2）賞味期限の年月表示化、（3）賞味期間の延長を三位一体で進めています。特に、食品小売事業者による納品期限の緩和については、賞味期間が長く、かつ購



食品ロス削減月間ポスター



消費者啓発ポスターの掲示

1、2 用語の解説3（2）を参照

3 商慣習に基づく小売事業者の加工食品の納品期限について、製造日から賞味期間の3分の1に相当する日数を経過した日（いわゆる3分の1ルール）から2分の1を経過した日にまで緩和するというもの

入後の家庭での消費が早い飲料、賞味期間が180日以上菓子、カップ麺の3品目について推奨しています。納品期限を緩和している食品小売事業者は、平成31（2019）年3月時点で39事業者でしたが、令和2（2020）年3月時点では108事業者となりました¹。農林水産省では、更なる食品ロス削減に向け、令和2（2020）年10月30日²までに全国一斉で商慣習を見直すことを呼びかける運動を展開することとし、上記3品目の納品期限の緩和について食品小売事業者へ呼びかけるとともに、食品製造事業者による賞味期限表示の大括り化³についても取組を促しています。

（東京2020大会に向けて食品ロス削減手法を検討）

世界的に食品ロスへの関心が高まる中で、環境に配慮した持続可能な大会を目指す東京2020大会では、「Zero Wasting～資源を一切ムダにしない～」との目標の下、食品ロスの削減に取り組んでいくこととしています。

この目標の達成に貢献するため、大規模スポーツイベントにおける食品ロス削減手法を検討しました。ラグビーワールドカップ2019の期間中には、選手の宿泊するホテルや競技会場周辺の飲食店において、食べ残しを発生させないことを呼びかける多言語の啓発資材を掲示し、その効果を検証しました。この結果、「食べ残しゼロにトライ！」と呼びかけたポスターや卓上ポップを掲示した飲食店では、利用客1人当たりの食べ残し量が2割減少するなど、食品ロスの削減効果が示唆されました。また、これら飲食店の利用客へのアンケート調査⁴では、9割の利用客が食品ロス削減に取り組む店舗について好印象を持つとともに、6割の利用客がこのような店舗を積極的に利用したいと回答しており、食品ロスの削減に取り組むことで、利用客から高く評価されることが示されました。

今後は大会本番に向けて、これらの啓発手法をホテルや飲食店に普及させることにより、大会期間中に食品ロスをできるだけ発生させない取組を推進し、世界中に「もったいない」を発信するとともに、大会後も継続して取り組んでいくこととしています。

1 食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局調べ。令和2（2020）年3月時点の調査は、実施を予定している事業者を含む。

2 食品ロス削減推進法において「食品ロス削減の日」に制定

3 賞味期限の表示を年月日から年月にすることや、異なる製造日の商品の賞味期限を統一すること

4 農林水産省委託事業「スポーツイベントにおける食品ロス削減手法等に関する調査」(居酒屋の利用者119人とファミリーレストランの利用者83人を対象とした調査。居酒屋の利用者の回答数114人、回答率95.7%、ファミリーレストランの利用者の回答数83人、回答率100%)

事例

飲食店の食品ロス削減の取組（愛知県）

株式会社ナゴヤキャッスルは、愛知県名古屋市等でホテルとレストランを経営する事業者です。

同社では、国際的な枠組みであるSDGs等環境に配慮したおもてなしを目指し、省エネ・節水等の基本的な環境対策に加え、食品ロス削減等持続可能性を意識した多様な取組を行っています。

特にbuffetレストランにおいては、食品廃棄物削減のため、厨房単位で削減目標を設定するとともに、過去の予約人数に応じた食材の使用量をデータ化し、適切な仕入れ量・仕込み量を把握しています。加えて、食品廃棄物の排出量も記録し、増加した場合は要因の分析を行っています。

このほか、buffetレストランで残ったパンを二次活用し、フレンチトーストやチョコラスク等にリメイクして提供したところ、顧客には好評で満足度も向上しています。

これらのことから、同社では、削減目標の達成に向けて、引き続き取組を継続していくこととしています。



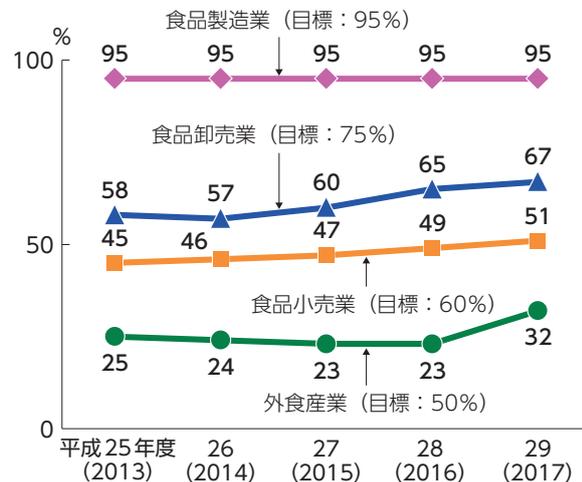
buffetレストラン等で残ったパンを二次活用したチョコラスク

(食品リサイクル法に基づく基本方針を見直し)

食品リサイクル法¹に基づく基本方針では、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制と飼料や肥料等への再生利用を促進するため、発生抑制の目標を設定するとともに、食品循環資源の再生利用等実施率の目標を業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に定めています。SDGs²において、食品ロス削減に関する目標が設定されたこと等の社会情勢を踏まえ、令和元（2019）年7月に新たな基本方針を公表しました。

新たな基本方針においては、発生抑制の目標について、達成した業種³の目標値を見直すとともに、新たに3業種⁴で設定しました。また、食品廃棄物等のうちの特に食品ロスに着目し、令和12（2030）年度までに食品関連事業者から発生する食品ロスをサプライチェーン全体で平成12（2000）年度の発生量（547万t）から半減させるという目標を新たに設定しました。

図表 1-7-6 再生利用等実施率に関する目標の達成状況



資料：農林水産省「食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率（推計値）」

1 正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

2 トピックス1及び用語の解説3（2）を参照

3 みそ製造業、ソース製造業、パン製造業等、19業種

4 水産練製品製造業、食用油脂加工業、食肉小売業

再生利用等実施率については、食品製造業で目標値を達成し、食品卸売業・小売業では目標値の達成に向けて向上しつつありますが、^{かいり} 外食産業では目標値と実績値に乖離が生じています（図表1-7-6）。このため、今後5年間の新たな目標の設定に当たっては、外食産業は機械的に目標値を引き上げるのではなく据え置いて、発生抑制の取組を優先して進めていくこととしました。その結果、食品関連事業者の業種別の再生利用等実施率の目標は、令和6（2024）年度までに食品製造業は前回目標と同じ95%、食品卸売業は5ポイント増加の75%、食品小売業は5ポイント増加の60%、外食産業は前回目標と同じ50%となりました。

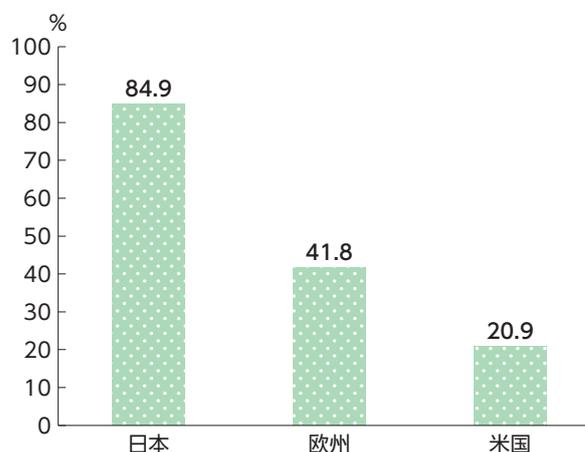
目標達成に向けて食品関連事業者の意識の向上と取組の促進を図るため、食品ロス削減やリサイクルの取組等の状況を、食品リサイクル法の定期報告に基づく公表対象としました。

（海洋プラスチックごみ対策アクションプラン等を策定）

プラスチックは、軽量で破損しにくいことや、加工・着色が容易であること、水分や酸素を通しにくく食品を効果的に保護できること等から、農林水産・食品産業において幅広く活用されています。一方で、我が国を含む世界各国から多量の廃プラスチックを輸入し再生利用してきた中国が輸入禁止措置を講じたことや、海岸での漂着ごみやマイクロプラスチック等の海洋プラスチック問題の顕在化を受け、国内におけるプラスチックの資源循環を推進するための体制整備が急がれています。このような中、令和元（2019）年6月のG20大阪サミットにおいて、令和32（2050）年まで

に海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、これに先立ち、令和元（2019）年5月に、国全体の方針として、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、プラスチック資源循環戦略が策定されました。農林水産・食品産業においては、容器包装の薄肉化・軽量化による減容化、生分解性プラスチック等の代替素材の活用、リサイクルしやすい素材・製品の研究開発、地域と連携した環境美化活動等、プラスチック資源循環に向けた取組が行われています。これまでの取組の結果、例えば、ペットボトルのリサイクル率は84.9%と欧州の4割や米国の2割と比べ、高水準にあります¹（図表1-7-7）。清涼飲料業界では、ペットボトルが海洋ごみとして注目されていることから、使用済みペットボトルを更に回収、リサイクルし、100%有効利用する目標を掲げています。その実現に向け農林水産省も連携し、消費者が利用しやすい業界横断的な回収体制を構築する取組を進めています。

図表1-7-7 日米欧のPETボトルのリサイクル率の比較（平成29（2017）年）



資料：PETボトルリサイクル推進協議会「日米欧のリサイクル状況比較」を基に農林水産省作成

1 PETボトルリサイクル推進協議会調べ

(地方の企業や中小企業においても自主的取組を推進)

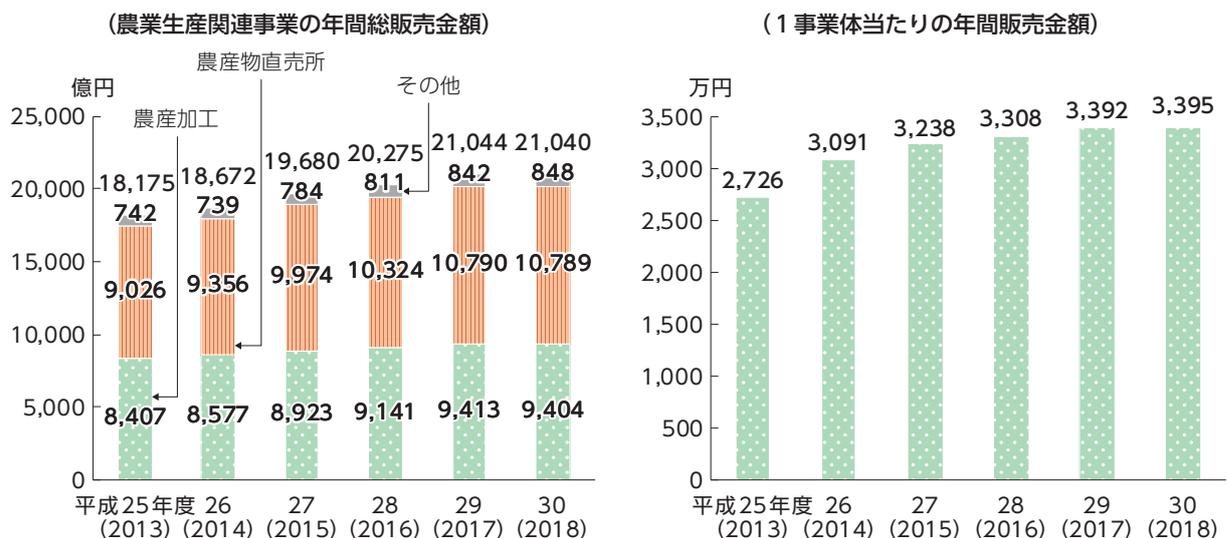
農林水産省では、企業・団体による自主的取組を「プラスチック資源循環アクション宣言」として募集し、広く情報発信すること等により、国民理解の促進や農林水産・食品産業におけるプラスチック資源循環に向けた自主的取組を推進しています。この中で、地方の企業や中小企業、また食品小売業や外食産業の取組を促していくため、令和元（2019）年度は、これらの企業を中心としたセミナーを全国9か所で開催しました。

我が国の農業総産出額は8兆円から9兆円程度で推移しています。農林漁業者が生産した農林水産物は、保管、流通、加工、調理等の様々な過程で価値が付加され、飲食料の最終消費額は80兆円を超えています¹。農林漁業の成長産業化のためには、農林水産物を始めとする地域の多様な資源を有効に活用した6次産業化²等により、新たな付加価値を生み出すことが重要です。

(農業生産関連事業の年間総販売金額は近年増加傾向)

農業者による加工・直売等の取組である農業生産関連事業の市場規模は近年拡大しています。平成30(2018)年度の年間総販売金額は2兆1,040億円で、前年度並となりました(図表1-8-1)。また、1事業体当たりの年間販売金額は増加しており、このことが全体の販売金額を下支えしている要因となっています。

図表1-8-1 農業生産関連事業の年間総販売金額と1事業体当たりの年間販売金額



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

注：その他は観光農園、農家民宿、農家レストランの合計

(6次産業化により売上高は増加しているものの経常利益の向上が課題)

六次産業化・地産地消法³に基づく総合化事業計画⁴の認定件数は、令和元(2019)年度末時点で2,557件となりました。同計画の認定を受けた事業者は、交付金や農林漁業成長産業化ファンドによる資金面での支援等を受けることができます。令和元(2019)年度末時点で、農林漁業成長産業化ファンドによる出資決定案件は157件、出資決定額は181.9億円となりました⁵。なお、最近の出資状況、過去の投資実績等を踏まえ、農林水産省は、農林漁業成長産業化ファンドに対し、令和3(2021)年度以降、新たな出資の

1 農林水産省「平成27年(2015年)農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表(飲食費のフローを含む。)」

2、4 用語の解説3(1)を参照

3 正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

5 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理化計画の認定事業者への出資を含む。

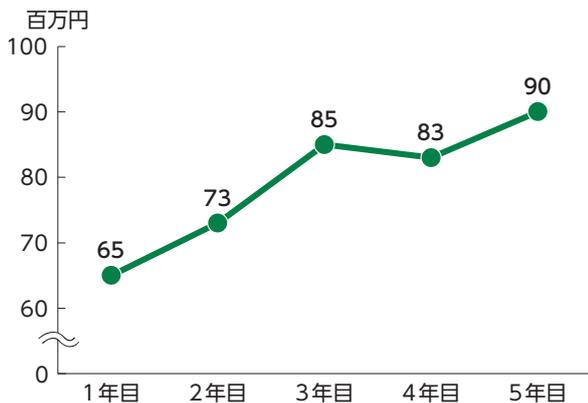
決定を行わないなどの方向で、投資計画を見直すよう指示しました。

農林水産省が行った認定事業者を対象としたフォローアップ調査によると、5年間総合化事業に取り組んだ事業者の総合化事業で用いる農林水産物等と新商品の売上高平均額は、増加傾向で推移しています（図表1-8-2）。

一方で、取組から5年目における総合化事業関連の売上高と経常利益について計画認定申請時と比較すると、8割近くの事業者は売上高が増加しているものの、その半数は経常利益が減少しています（図表1-8-3）。その主な要因としては、新たな事業の開始に伴う人件費や減価償却費の増加、農業生産資材等の高騰による経費の増加が挙げられています。さらに、認定事業者にヒアリングを実施したところ、加工技術が向上せず、商品開発に遅れが生じていること、他の事業者との競合等により、新商品の販路開拓が難航していることも挙げられています。

このことから、農業者の経営改善に向けて、加工・業務用需要に対応した農産物の一次加工や農泊等と連携した取組の促進、多様な関係者とのコーディネート機能を有するプランナー等によるサポート体制の構築が求められています。

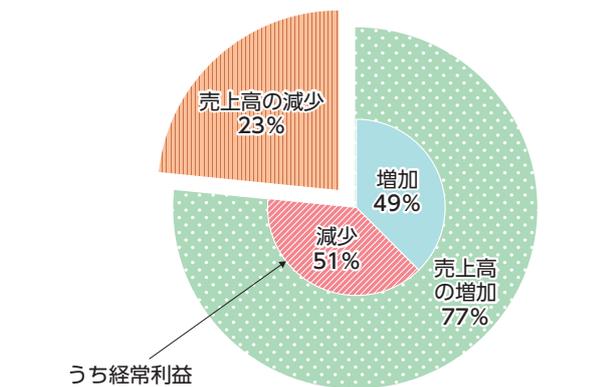
図表1-8-2 農林水産物等と新商品の売上高平均額



資料：農林水産省作成

注：平成25（2013）年度までに総合化事業の認定を受け、5年間取り組んでいる事業者のうち、有効回答を行った251事業者の売上高平均額

図表1-8-3 認定事業者の売上高と経常利益



資料：農林水産省作成

注：平成23（2011）年度に総合化事業計画を開始した141事業者について、取組から5年目における総合化事業関連の売上高と経常利益を計画認定申請時と比較

（6次産業化プランナーが6次産業化の取組をサポート）

6次産業化の取組を支援するため、都道府県段階に6次産業化サポートセンターが設置され、同センターに登録された6次産業化プランナーが農林漁業者の抱える様々な課題を解決するためのアドバイス、新商品の企画・設計や販路拡大、申請書類の作成補助等の支援を行っています。6次産業化プランナーの派遣実績は、令和元（2019）年度は5,787件となりました。また、市町村段階では、地域の実情に応じた取組方針の検討や、商工業者や大学等の地域の多様な主体が連携することで地域ぐるみの6次産業化が推進されています。

茨城県つくば市に本社を置く、有限会社ワールドファームでは、農産物の国産化と若い担い手を育成する農業と関連産業の地域一体化プロジェクト「アグリビジネスユートピア構想」を掲げ、自社はもとより、全国13か所の地方公共団体と農業参入協定を締結し、遊休農地や耕作放棄地を活用したキャベツ、ほうれんそう等の生産及び業務用一次加工（カット、冷凍）を展開するとともに、地元若手就農者の雇用就農を促進しています。

農業の無駄や非効率を解消し、儲かる農業を実践するために、加工場を建設して6次産業化に取り組み、加工品は、グループ企業を経由して、食品メーカーやコンビニ等に業務用として販売しています。

また、約8年で一人前の担い手を目指す教育プログラムを導入し、若手の育成にも積極的に取り組んでおり、社員80人の平均年齢は30歳となっています。さらに、全国に農場を展開していることを活かし、収穫や定植等で一定期間のみ多くの人手が必要な場合には、他の農場の人材を数十人単位で投入することが可能な「集団農業」の仕組みを構築しています。

今後は、民間企業との連携により、100か所程度の野菜加工施設（カット、冷凍、乾燥等）を整備し、更なる冷凍野菜の国産化を推進する予定です。



ワールドファームの皆さん

（農産物直売所の総販売金額は農協等の規模の大きい事業者が牽引）

地域で生産された農林水産物をその地域内において消費する地産地消¹の取組を推進することは、食料自給率²の向上や地域活性化、流通経費の削減等につながります。

農林水産省の基本方針³では、令和2（2020）年度までに年間販売金額が1億円以上の通年営業の農産物直売所の割合を50%以上にするという目標が掲げられています。平成30（2018）年度の年間販売金額1億円以上の農産物直売所の割合は、前年度に比べ3.0ポイント上昇して24.5%となりました。

また、平成30（2018）年度の農産物直売所の総販売金額は、前年度並の1兆789億円となりました（図表1-8-4）。内訳を見ると、運営主体が農協等である農産物直売所の年間販売金額が8,978億円と全体の8割を占めています。そのうち年間販売金額が1億円以上の割合は、前年度に比べ3.4ポイント上昇して26.2%となっており、このことから、農協を始めとする年間販売金額の大きい事業者が農産物直売所の総販売金額を牽引していることがうかがえます。

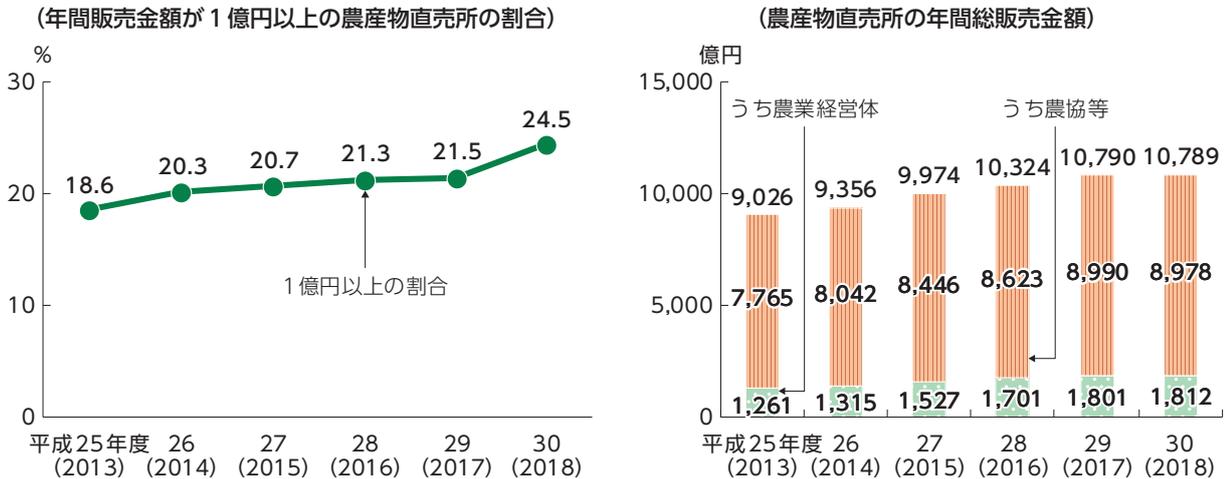
さらに、学校給食等において地場産物を使用することは、地産地消を推進するに当たって有効な手段となります。このため、「第3次食育推進基本計画」では、学校給食において地場産物を使用する割合を令和2（2020）年度までに30%以上にする目標が掲げられていますが、相次いだ自然災害の影響による国産農産物価格の高騰等により、平成30

1、2 用語の解説3（1）を参照

3 農林水産省「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」

(2018)年度は前年度と比べ0.4ポイント低下の26.0%となりました。取組の拡大のためには、学校給食と生産現場の双方のニーズや課題を調整してつなぐ地産地消コーディネーターの活動が重要です。農林水産省では、これまで、コーディネーターの育成や派遣、優良事例の普及等の支援を実施してきましたが、今後、これらの取組を更に発展させていくことが求められます。

図表 1-8-4 農産物直売所の販売状況



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

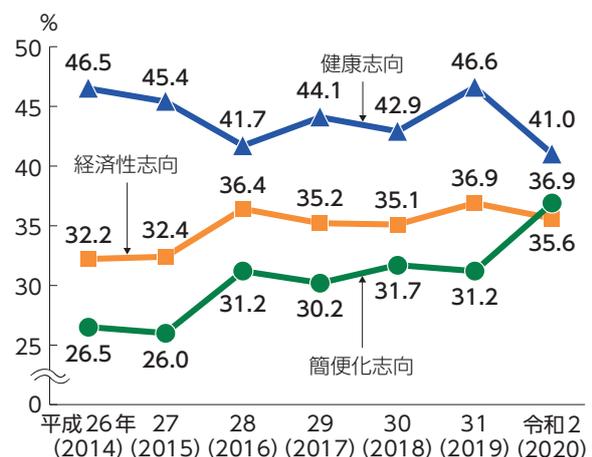
注：1) 1億円以上の割合は、通年営業で常設施設利用の農産物直売所

2) 「農協等」は、農協、地方公共団体・第3セクター、生産者グループ等

(消費者が最も重視する食の志向は健康志向、簡便化志向も増加傾向)

公庫が令和2(2020)年3月に公表した調査によると、消費者の食の志向の動向としては、簡便化志向が前年に比べ5.7ポイント増加の36.9%となり、初めて経済性志向を上回りました。簡単に食べられるものを求めるという新たな傾向がうかがえます。一方、健康志向は、前年に比べ5.6ポイント減少の41.0%となりましたが、消費者の食の志向のうちで最も高く、健康を重視する傾向にあることに変わりがないと言えます¹⁾(図表1-8-5)。国内の人口減少や高齢化の進行に伴い食料需要が減少する中、このような消費者のニーズを的確に捉え、新たな販路の獲得につなげるためには、農林水産物や食品が有する健康維持・増進機能の科学的根拠による実証が重要です。このため、農研機構を中心とする産学官のチームでは、農林水産物・食品の健康維

図表 1-8-5 消費者の食の志向 (上位3回答)



資料：株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部「消費者動向等調査」(令和2(2020)年3月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 全国の20歳代から70歳代の男女を対象としたインターネットによるアンケート調査

2) 回答者数は2,000人

3) 各年1月時点

1) 第1章第4節(1)を参照

持・増進機能に関する科学的根拠の獲得と、それらのデータを収載した農林水産物・食品健康情報統合データベースの開発を進めています。これを活用して民間企業がヘルスケアに貢献する高付加価値食品を開発したり、アプリ開発やサービス提供をしたりすることによって国民の健康増進に貢献することが期待されています。

(機能性表示食品の届出が増加)

機能性表示食品は、安全性と機能性に関する科学的根拠に基づき、食品関連事業者の責任で「おなかの調子を整えます」等の健康の維持・増進に資する、特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、販売前に食品関連事業者により科学的根拠等の情報が消費者庁長官に届け出られた食品です。

令和元（2019）年度では、「加齢により衰えがちな認知機能の一部である、個人が経験した比較的新しい出来事に関する記憶をサポートする機能がある」との報告があるアンセリンやカルノシンを含む鶏肉、「一過性の疲労感を軽減する機能と加齢に伴い低下する認知機能の一部である記憶力（言葉を覚え、思い出す能力）を維持する機能がある」との報告があるイミダゾールペプチドを含む豚肉等が新たに届出されています。